



清末期外藩モンゴル・オルドス地方へのスクート会 (カトリック宣教会)の進出-清朝政府のキリスト教 政策と地方におけるキリスト教問題への対応-

ハス高娃

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2024-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8225号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008225>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

清末期外藩モンゴル・オルドス地方へのスクート会(カトリック宣 教会)の進出

—清朝政府のキリスト教政策と地方におけるキリスト教問題への対応—

2022年1月

神戸大学大学院国際文化学研究科

[ハスゴワ(哈斯高娃)]

論文要旨

氏名：ハスゴワ（ハス高娃）

専攻：文化関連専攻

指導教員氏名：萩原 守

論文題目（外国語の場合は日本語訳を併記すること）

清末期外藩モンゴル・オールドス地方へのスクート会（カトリック宣教会）の進出
—清朝政府のキリスト教政策と地方におけるキリスト教問題への対応—

論文要旨

本研究は、清代における外藩モンゴルの一地域であるオールドス(正式名称:伊克昭盟)を研究対象地域とし、清王朝中央の漢文檔案史料と地方のモンゴル文檔案史料とを利用して、清末期対モンゴルキリスト教政策の下でオールドス側がキリスト教問題に対応した際の実態を考察した。モンゴル代牧区を管理するベルギー王国のスクート会は、オールドスで布教に成功した唯一の宣教会であったため、本研究では主にフランスのパスポートを持参してモンゴルで布教していたスクート会のベルギー人やオランダ人宣教師が関与したキリスト教問題を検討した。また、スクート会の会員は、仏清天津条約(1858年)と仏清北京条約(1860年)のキリスト教に関する条款に基づいて、キリスト教の信仰・布教権限を主張していたため、上記の条約内容と外藩モンゴルの社会制度との矛盾によって発生したトラブルを考察した。

第一章では、モンゴル高原で、唐代に伝わってきた景教とも呼ばれるネストリウス派キリスト教を信仰するテュルク系遊牧民が居て、後にモンゴル化したことを述べた。モンゴル帝国時代の政権は、キリスト教を優遇していたが、明朝に変わるとモンゴル地域にチベット仏教が浸透し、清末までのモンゴルでキリスト教の信仰がほぼ消滅していたという歴史の概略を述べた。第二章では清代における外藩モンゴルの行政制度、裁判制度、身分制度、土地制度など諸社会制度の特徴を概略的に述べた。

第三章ではまず、モンゴルがキリスト教解禁通知の対象外とされたものの、清朝政府はフランスの軍事力を借りて太平天国軍を鎮圧するために、実質的にフランス人宣教師を保護・優遇し始め、フランスのパスポートを持参する宣教師が万里の長城を超えて内モンゴルの西灣子村に到達・滞

在することを容認していたことを明らかにした。また、彼ら宣教師は西湾子村を拠点にモンゴル代牧区の開墾地に滞在し、布教拠点を獲得できたという実態を確認した。さらに、漢人や旗人が居住する西湾子村は、現地のモンゴル人が属する行政システムに含まれていなかったということを検討して、フランス領事は直隸省張家口理事同知衙門が管理する西湾子村の統属関係を理解していなかったことを明らかにした。張家口理事同知が勤める役所は直隸省宣化府の地に建てられたため、フランス領事が「直隸省宣化府所属西湾子村」と誤解していたことを明らかにした。

第四章ではまず、咸豊 11(1862)年に「総理各国事務衙門」が創設された後、モンゴルにおける外国と関わる事務も当該衙門に文書で呈するように命じられたことを明らかにした。また、外国人宣教師は、キリスト教関係者に関わる交渉案件を中央に文書で呈して訴えることが可能になっていて、総理各国事務衙門とフランス公使とが交渉して解決するように定められたという実態を検討した。一方、光緒 8(1882)年になってから初めてオルドスのモンゴル人官員も内地各省の官員と同様に「地方の官員はキリスト教に関する案件を公平に審理しなければならない」と命じられたものの、清朝政府はそれ以前からフランスのパスポートを持参する宣教師を保護・優遇していた。光緒 10(1884)年頃、キリスト教関係者は地元のオルドス・ダラト旗に報告することなくチャガーンエレグの地に建物を建てて居住しようとした。彼らがモンゴル人官員によって追い出された後、ダラト旗は盟長からキリスト教関係者と対立してはいけないと命じられて、さらにダラト旗のモンゴル人官員が彼らを追い出した時に紛失したと主張する漢人キリスト教徒の牛を弁償することになったという実態を明らかにした。

第五章では、オルドスに通知されたキリスト教関連の命令を考察した。道光 26(1847)年、道光帝は康熙年間に官が没収した教会と教徒の家屋財産を教会に返還せよと命じており、仏清北京条約の第 6 款ではその実行が要求された。それによって、内地各省では教会に対する返還問題でトラブルが頻発していたが、康熙年間の内モンゴルは教堂などの建物の建設がなかったため、内モンゴルでは返還問題のトラブルがなかったということを明らかにした。光緒 3(1877)年、スクート会の宣教師がフランス領事に「オルドス王」がキリスト教を嫌っていると訴えた件をきっかけに、オルドス側は光緒 4(1878)年に仏清天津条約第 13 款によるキリスト教解禁通知を受け取り、フランス人宣教師への保護優遇が命じられたという実態と、スクート会の宣教師がフランスのパスポートを発行してもらっていたことを明らかにした。また、第四章で述べたように、光緒 10(1884)年以降モンゴル人官員もキリスト教の案件を審理するようになったが、漢人や外国人に対する統治権を持たなかったため、モンゴル人が関与していない案件を受理できなかったことを明らかにした。

第六章では、回民の反乱が収まった直後、スクート会がオルドスに進出して、同治 13(1874)年

にオトク旗の開墾地帯に居た既存の漢人教徒の提供によって布教拠点を得られたという実態を明らかにした。また、光緒 5(1879)年の時点ではジュンガル旗のアジャルマ(開墾地)、ウーシン旗のオロン地方(牧地)、オトク旗のソバグ(開墾地)にスクート会の宣教師が居住し、ダラト旗・ハングイン旗・ザサク旗・郡王旗の 4 旗にはキリスト関係者がいなかったことを明らかにした。スクート会がオルドスに進出した頃、オトク旗は回民の反乱軍の侵入を恐れて万里の長城より北へ 100km 移住させたモンゴル人を呼び戻しつつあり、被害を受けたモンゴル人を救済できていなかったため、モンゴル人教徒が数十人になっていたということを明らかにした。

第七章では以下のことを明らかにした。まず、総理各国事務衙門が光緒 3(1877)年の「オルドス王」の件を各省の総督巡撫と理藩院に処理させた際の実態を考察した。普段外藩蒙古と直接関わることはない山西巡撫・陝西巡撫・甘肅巡撫はオルドス関連の公文書伝達ルートに分かっておらず、オルドスにおける案件を処理する権限もなかったことを明らかにした。また、陝甘総督が直接オルドスの盟長に公文書を送って、総理各国事務衙門の命令を転送したということを明らかにした。普段漢人とモンゴル人との交渉案件の処理に加わっている役所の内、各省内の道員・知県などの地方官は「オルドス王」の件の処理に関与しておらず、綏遠城將軍と、漢人を管理する山西省帰綏道管下のサラチ庁とがオルドス側に取り調べを依頼したのみであり、実際に取り調べていたのはオルドスのモンゴル人官員と理藩院が派遣した理事司員であったことを明らかにした。つまり、オルドスの盟長や旗長らは、自らキリスト教問題を解決していたことがわかった。

第八章では、スクート会の宣教師がモンゴル人に家畜を貸してやって、キリスト教に改宗させたという案件を検討した。教会側はウーシン旗のモンゴル人をオトク旗へ移住させようとしたが、清代における外藩蒙古では行政制度と身分制度による統属関係が存在したため、移住に反対する人々との間でトラブルが起こったことを明らかにした。

第九章では、スクート会の宣教師たちがダラト旗の土地を購入・所有していたのではなく、小作料を払って耕作していたにすぎないということを明らかにした。清代の外藩モンゴルでは土地の売買と勝手な開墾は違法であった。オルドスでは、仏清北京条約の第 6 款によるキリスト教会の土地購入・所有権の認定を実行させなかったが、オルドス側が清朝政府のフランス人宣教師を保護・優遇する命令に従っていたため、スクート会の宣教師は土地の獲得できたということを明らかにした。ダラト旗の土地を教会側に貸し出した人たち自体がその土地の所有権を持っていなかったため、断じて土地の「購入」とは呼べないと考えられる。あくまで、土地の賃貸関係、あるいは二重小作状態なのであった。

第十章ではまず、オルドスは、光緒 26(1900)年 6 月の上旬頃まで治安状態が良好で、6 月 8

日に国土をロシアから防衛せよという命令を理藩院から受け取って、7月13日に理藩院へモンゴル兵500人を準備できたと報告したという実態を明らかにした。一方、理藩院が同(1900)年6月21日にモンゴル文に訳した「宣戦上諭」を引き金にして、オルドスの盟長がスクート会の居住地を攻撃するように指示したことを明らかにした。また、オルドス側が把握していたダラト旗のバガノールとハンハー方面、オトク旗の南に位置する小橋畔でキリスト教徒と戦ったことを明らかにした。光緒26(1900)年8月末、オルドスの盟長が山西省布政史李廷簫経由で光緒帝の撤兵命令を受け取って、各旗に撤兵を指示したという終息の実態をも明らかにした。

終章では以上のような結論をまとめた。

清末期外藩モンゴル・オルドス地方へのスクート会(カトリック宣教会)の進出

—清朝政府のキリスト教政策と地方におけるキリスト教問題への対応—

目次

序章 研究の背景	1
第一節 序言	1
第二節 問題意識.....	4
第一項 清朝政府の国家統治構造によって異なるキリスト教政策の差異	4
第二項 国家統治構造を維持する措置とキリスト教関連の案件の処理.....	6
第三項 外藩モンゴルの盟長・旗長によるキリスト教問題への対応	8
第三節 先行研究の整理.....	12
第一項 外藩モンゴルにおけるキリスト教関連の条約条款の有効性に関する先行研究 ..	12
第二項 キリスト教関連の案件の処理に関する先行研究.....	14
第三項 オルドスの盟長や旗長らのキリスト教問題への対応に関する先行研究	15
第四節 本研究の研究方法与オルドスを研究対象とした理由	17
第一項 オルドス地方のモンゴル文公文書史料の特徴	17
第二項 西南モンゴル代牧区の宣教根拠地の集中点	20
第三項 本研究で利用する史料.....	22
第五節 オルドスの略史.....	25
第一章 モンゴルにおけるキリスト教の歴史と明清時代の外国人宣教師	27
小序.....	27
第一節 中国に伝わってきた景教（いわゆるネストリウス派キリスト教）	27
第二節 モンゴルにおけるキリスト教の歴史.....	28
第三節 アジア宣教を志す宣教師と明末清初期の中国に伝わってきたキリスト教	30
第四節 典礼問題・禁キリスト教政策・内モンゴル地域における布教拠点	35
第五節 清代の禁キリスト教期間中に内モンゴル地域に現れた布教拠点	37
第六節 キリスト教の解禁と回民の反乱後のオルドスに進出したスクート会.....	43

第二章 清代モンゴルの社会制度	47
小序 はじめに	47
第一節 清代モンゴルの身分制度	47
第二節 清代モンゴルの行政制度	52
第三節 清代モンゴルの裁判制度	55
第三章 清末のモンゴル教区における布教拠点「西湾子村」と外国人宣教師の到達	57
小序	57
第一節 先行研究の整理	59
第一項 条約内容の有効性に関する先行研究の概要	59
第二項 西湾子村の所属問題に関する先行研究の概要	61
第二節 キリスト教解禁後にフランス領事保護下の宣教師が西湾子村に到達した事例	62
第一項 張家口の官兵によるフランス人宣教師に対する取り調べ	62
第二項 「髮逆」に対する警戒とフランス人宣教師に対する容認	64
第三項 フランス保護下の宣教師に発行された「護照」と「諭単」	67
第三節 西湾子村の所属問題	69
第一項 チャハル八旗と漢人・旗人を管理する理事同知衙門	69
第二項 「宣化府管下の西湾子村」という記述に対する考察	71
第三項 西湾子村に入ればモンゴル教区で自由に移動できたこと	74
小結	79
第四章 清末期オルドス・ダラト旗のチャガーンエレグ (čaγan ergi) におけるトラブルを事例に	82
小序	82
第一節 先行研究の整理	82
第二節 清朝と列強の間で結ばれた条約と長城外のモンゴル	83
第一項 総理各国事務衙門の設立	83
第二項 旅券を持つ宣教師たちが長城外のモンゴル地域に到達する際の通知	86
第三項 条約通りに宣教師と教徒を保護せよという命令	89
第三節 盟長と旗長らによる牧地の封禁とキリスト教宣教師が購入した土地	91
第一項 回民の乱の被害を受けたモンゴル人のための牧地封禁	91

第二項	ダラト旗内のチャガンエレグにおけるキリスト教建築物の破壊	93
第三項	宣教師に対する賠償.....	95
第四項	教会に対する賠償が引き起こした問題	98
小結	99
第五章	咸豊 10 (1860) 年-光緒 10 (1884) 年の間の内モンゴル・オルドス地域に対するキリスト教布教解禁の通知.....	102
小序	102
第一節	本章に関連する先行研究の整理	102
第二節	清代のモンゴル地域におけるキリスト教の布教.....	103
第一項	教会と教徒に対する墓地・家屋・畑の返還問題.....	103
第二項	キリスト教布教解禁の通知を受け取っていないモンゴル地域.....	106
第三項	オルドス地域に送られて来た外国人を保護する命令	109
第三節	オルドス地域へ送られてきたキリスト教に関する公文書.....	111
第一項	宣教師の到達通知と彼らを保護しなければならないという命令	111
第二項	キリスト教と関わる交渉案件への対処方法.....	113
第三項	光緒 3 (1878) 年から光緒 10 (1884) 年までの間にモンゴルへやってきた宣教師.....	114
小結	117
第六章	清末期スクート会の宣教師がオルドスに入ってきた初期段階.....	119
小序	119
第一節	本章の課題と先行研究の整理.....	120
第二節	オルドス地域の南部における耕作地の形成と統轄システム	121
第一項	オルドスで耕作する漢人キリスト教徒	121
第二項	「白界地」、「黒界地」の形成	123
第三項	行政上の管理システム	124
第三節	出稼ぎ目的でオルドスに入ってきた既存の漢人教徒とスクート会の宣教師.....	125
第一項	光緒 4 (1878) 年の宣教師巴耆賢による訴え.....	125
第二項	理藩院が総理各国事務衙門に送った文書からみたオルドスにおける布教状況	129
第三項	寧夏理事司員による報告	132

第四節	モンゴル人に対するキリスト教の布教	134
第一項	オルドス側がオルドスに進出したスクート会の宣教師に対する対応に関する考 察	134
第二項	旗内における身分上の隷属関係とモンゴル人キリスト教徒の移住問題	135
第三項	宣教師の居住問題	139
第四項	ウーシン旗におけるモンゴル人官員と宣教師のトラブル	142
小結	145
第七章	外藩蒙古オルドスの王公たちに交付されたカトリック布教権限確保命令	147
小序	147
第一節	本研究に関連する先行研究の整理	149
第二節	モンゴル教区とスクート会	149
第三節	教案処理を命じた公文書の考察	151
第一項	「オルドス王」の件に対する対応	151
第二項	「山西歸化城所管地」という主張とオルドス内の漢人・回民	154
第三項	「陝甘所管地方」という主張の由来	155
第四節	オルドスの教案を調査・処理した実態と各役所の関与状況	158
第一項	山西巡撫曾國荃から総理各国事務衙門に送った報告に関する考察	158
第二項	理藩院から総理各国事務衙門に送った報告に関する考察	162
第三項	綏遠城將軍から総理各国事務衙門に送った報告に関する考察	162
第四項	陝甘總督から総理各国事務衙門に送った公文書	164
小結	164
第八章	初期段階におけるキリストの布教とそれにともなうトラブル	167
小序	167
第一節	本章に関連する先行研究の整理	167
第二節	キリスト教入信希望者（モンゴル人）を教会用地へ移動させる問題	169
第一項	ボルバルガスの教会とモンゴル人教徒	169
第二項	ボルバルガス周辺での布教活動	172
第三項	ウーシン旗の人々による反発	174
第三節	モンゴル人に対する布教活動の事例	178

第一項	モンゴル人とモンゴル人との間で起こったトラブル	178
第二項	ウーシン旗の人がモンゴル人教徒を奪ったと訴えた宣教師	185
第三項	盟のジャヒラグチ・バルジュルによる報告	187
小結	188
第九章	キリスト教スクート会の宣教師による清末外藩モンゴルのオルドス・ダラト旗における土地獲得	192
小序	192
第一節	本章の課題と関連する先行研究の整理	193
第二節	清末期ダラト旗の開墾状況と光緒 21（1895）年に通知された宣教師の土地購入規定	194
第一項	ダラト旗で耕作する漢人・回民と彼らを管轄するサラチ（薩拉齊）庁	194
第二項	光緒 21（1895）年の宣教師による土地・家屋に関する規定	196
第三節	宣教師たちが獲得した土地の所在と獲得方法	200
第一項	漢人神父陸殿英が永租権を持つ漢人地商から二十四頃地を獲得した事例	200
第二項	公的に牧地とされていた土地チャガンエレグの事例	202
第三項	水利開発灌漑農業が行われていた後套地方のウランブルグ（玉隆英と大発公）の事例	205
第四項	タイジ、平民に生計地として与えた北東部黄河沿い土地の一部である銀匠窯子の事例	208
第五項	旗が直接管轄していた土地だが私墾の現象が生じていたバガノールとイフノールの事例	210
小結	214
第十章	義和団事件の時盟長が教会を攻撃する命令を下した原因	218
小序	218
第一節	本章に関連する先行研究の整理	219
第二節	キリスト教の布教・信仰に関する命令とオルドスの盟長・旗長らの対応	221
第一項	オルドスに送られてきたキリスト教解禁とフランス人宣教師到達の通知	221
第二項	外国人との交渉事務の処理について	222
第三項	中央からの命令に従う盟長	224

第三節 義和団事件直前のオルドス	226
第一項 モンゴル人の生計地を教会に売ろうとした漢人 Songwenhai（漢字不明）の事例	226
第二項 宣教師による請求	228
第三項 義和団神兵の侵入と盟旗側の対処.....	229
第四項 宣教師たちの移動	231
第四節 オルドスにおける義和団事件とモンゴル兵の動員・派遣・撤兵.....	233
第一項 ロシア軍の侵入から防衛させるために動員したモンゴル兵	233
第二項 北京にある Wanyihao 舗子の手紙と「宣戦上諭」	235
第三項 「宣戦上諭」に動員されたモンゴル兵	237
小結.....	240
終章 結論.....	242
参考文献	253
筆者の業績一覧	257
謝辞.....	258

序章 研究の背景

第一節 序言

本研究は、清代における外藩モンゴル¹の一地域であるオルドス(正式名称は伊克昭盟^{イフジョー})を研究対象地域とし、清王朝中央の漢文檔案史料と地方のモンゴル文檔案史料とを利用して、清末期の対モンゴルキリスト教政策の下でオルドス側がキリスト教問題に対応した際の実態を考察する。また、オルドス側とキリスト教関係者との間でトラブルが起った原因を検討して、そこに反映された清末期内モンゴル・オルドス社会の実像を描き出すことを目的とする。ベルギー王国のスクート会(中国語:聖母聖心会)²はモンゴル代牧区³を管理していた上、オルドスで布教に成功した唯一の宣教会だと言われているため、本研究では主に当該宣教会に属するベルギー人やオランダ人宣教師が関与したキリスト教問題を検討する。

本研究では、主にアロー戦争に際して天津条約(1858年)と北京条約(1860年)が結ばれた時から、義和団事件の発生時(1900年)までのオルドスにおけるキリスト教問題を分析する。オルドスは黄河の「几字湾」と呼ばれる湾曲部に位置しており、三方を黄河に囲まれた肥沃な地域である。南側の境界線は万里の長城であり、東部、南部では山西省や陝西省と接し、西南部では甘粛省と接している。清末期のオルドスには回民反乱の影響も残っていたため、スクート会は同治13(1874)年になってからようやくオルドス南部の開墾地で布教拠点を作ることができた。一方、清代モンゴル全体を見ると、北京司教区が設立された(1690年)後の康熙35(1696)年にモンゴルも北京教区に入れられていた。それによって、北京教区を管理していたイエズス会⁴の会員がモンゴルで布教していたと考えられる。康熙39(1700)年頃、モンゴルの察哈爾^{チャハル}八旗地域に居た旗人張氏⁵

¹ 外藩蒙古というのは、地元のモンゴル人貴族が旗長となって治めていた地域である。清朝に帰属した時期によって、外藩蒙古を更に「漠南モンゴル」と「漠北モンゴル」との2つに分けて呼ぶことができる。それぞれゴビ砂漠の南側に位置するモンゴルとゴビ砂漠の北側に位置するモンゴルを意味する。「漠南モンゴル」は現在の内モンゴルとほぼ同じ地域であり、「漠北モンゴル」は現在のモンゴル国とほぼ同じ地域である。従って、清朝時代のモンゴルの大部分の地域が「外藩蒙古」と呼ばれていた。

² スクート会(ラテン語: Congregatio Immaculati Cordis Marie、英語: Congregation of the Immaculate Heart of Mary、略語は C.I.C.M.)。ベルギーの教区司祭ヴェルピストによって創立された男子修道会である。本会がブリュッセル郊外の村に創設されたことによって、スクート会とも呼ばれることもある。中国語では聖母聖心会と呼ばれている。淳心会とも呼ばれる。

³ 代牧区は教会行政上の用語であり、教区として設立するに至っていない布教地域の形態を指す。使徒座代理区とも言う。ローマ教皇の名において統治権を施行し、使徒座代理区長によって司牧される。一般的にまずは宣教区が設立され、次に使徒座・知牧区、その次に使徒座代理区が設立される

⁴ イエズス会 Society of Jesus。1540年、イグナティウス・デ・ロヨラによって創立された男子修道会である。略号は S.J.であり、中国語で耶蘇会と呼ばれている。宗教改革に対抗して1534年にイグナティウス・デ・ロヨラたちによって結成された。耶蘇会ともいう。1733年、ローマ教皇によって解散させられて、その代わりにフランスのヴィンセンシオの宣教会(中国語名: ヴィンセンシオの宣教会)が直隷省で布教するようになった。

⁵ 張氏はラン氏という満洲人貴族の家臣であった。18世紀初頭、イエズス会のレニン神父が熱河道統轄下の古北口で教堂を創設した。満洲地域の奉天にいた張氏はそれによってカトリックに改宗したが、ラン氏の墓地は清代の察哈爾^{チャハル}八旗地域の西湾子村にあった。西湾子は張氏がラン氏の墓地を守るために熱

がイエズス会の会員から洗礼を受けたと言われている。乾隆 38(1773)年、教皇クレメンス 14 世は「ドミヌス・アク・レデンプトール(Dominus ac Redemptor)」⁶を發して、イエズス会は禁止されることになった。乾隆 50(1785)年、フランス国王ルイ 14 世がローマ法王庁に要求したことによってイエズス会に代わって北京教区をフランスのヴィンセンシオの宣教会(中国語:遣使会)⁷が管理することになった。道光 20(1840)年、モンゴルはローマ教皇によって単独の代牧区に区分され、ヴィンセンシオの宣教会の会員ムリ⁸がモンゴル代牧区の代牧になる。その後、アロー戦争に際して、清朝政府は英仏と天津条約(1858 年)・北京条約(1860 年)を結び、中国の内地ではキリスト教の信仰・布教が合法化された。フランス側は清朝政府に、フランスのパスポートを持参して清朝の内地で宣教するフランス人宣教師を保護しなければならないと要求し、清朝における布教保護権⁹を確立させた。咸豊 4(1865)年、フランスのヴィンセンシオの宣教会からモンゴル代牧区の管理権を受け継いだベルギー王国のスクート会の会員は、ベルギー人やオランダ人であったが、フランス人という名目でフランスの護照(パスポート)を發行してもらって張家口からモンゴル地域に入ってきて宣教していた。また、オールドスで宣教するスクート会の会員は、主に仏清天津条約と仏清北京条約を根拠にキリスト教の信仰・布教権限を主張していた。さらに、スクート会の会員はオールドスにおけるキリスト教関係者と現地の人とのトラブルをフランス領事に訴えていた。したがって本研究では、主に仏清天津条約(1858 年)の第 8 款・第 13 款、仏清北京条約(1860 年)の第 6 款と、清朝政府がフランスと交渉して定めたキリスト教関連規定を考察し、オールドスに通知されたキリスト教関連の規定がオールドスのモンゴル人官員のキリスト教問題への対応に与えた影響を考察する。

河から察哈爾八旗に移住してきたことによって形成されたと言われている。カトリック教徒数の増加につれて、西湾子村はモンゴル代牧区の布教根拠地となり、元王朝以来、モンゴル地域で初めて建てられた教堂の地としてよく知られている。包 2005、pp.229-230 を参照。

⁶ ヨーロッパ諸国では反イエズス会の雰囲気が高まり、教皇クレメンス 14 世にも圧力をかけていた。教皇クレメンス 14 世はヨーロッパ諸国によるイエズス会弾圧に慎重な姿勢を見せていたが、ヨーロッパ諸国と教会との関係がより悪化することを防ぐために 1773 年 7 月 21 日に小勅令「ドミヌス・アク・レデンプトール(Dominus ac Redemptor)」を公布したことによってイエズス会が解散された。1814 年にはピウス 7 世によってイエズス会が復元させられる。

⁷ ヴィンセンシオの宣教会は男子宣教会であり、ラザリスト会ともいう。中国ではヴィンセンシオの宣教会と呼ばれている(ラテン語: Congregatio Missionis、英語: Congregation of the mission.略号: C.M.)。創立者はド・ゴンディの家付司祭だったヴァンサン・ド・ポールである。1617 年、農村における宗教教育の不足を感じたヴァンサンが、説教活動を開始したことから発足し、1625 年、ヴァンサンの弟子ホルテルがド・ゴンディとパリ大司教(ド・ゴンディの兄弟)の後援で修道会を創立させた。1633 年、ローマ教皇の認可を得た。1697 年から中国での布教活動を始めたが、清朝の禁キリスト政策によって多くの殉教者が出た。

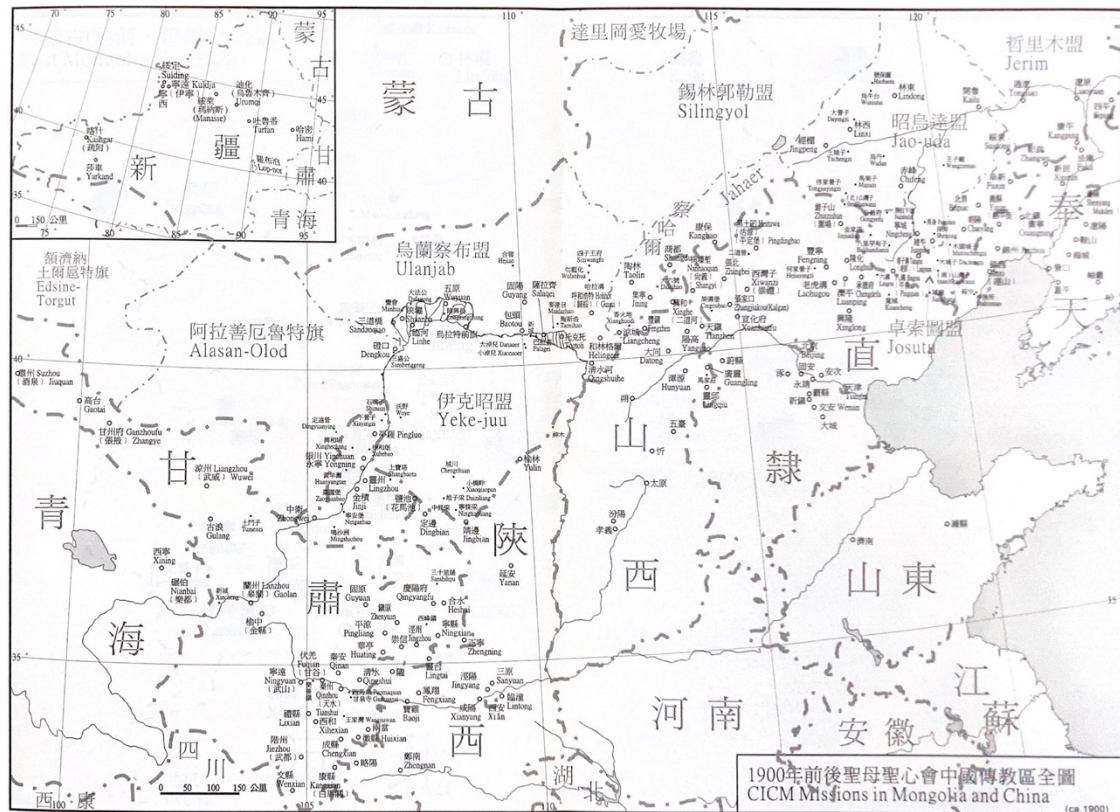
⁸ ムリ Mouly Joseph Martial (1807 年 8 月 2 日~1868 年 12 月 4 日)。フランスのヴィンセンシオの宣教会員である。中国名は孟振興生。ムリは 1834 年マカオに赴き、翌年内モンゴルで布教するために西湾子村に来て、秘密裏に布教をしていた。1840 年、モンゴル代牧区が新設されて、ムリは代牧となった。1858 年、北直隸代牧になり、1860 年北京に移り、華北地域での布教を監督した。

⁹ ローマ教皇が世俗権力者に与えた権利と義務である。世俗権力者が領地内に教会関係の施設を建て、教会を所有する権利と、教会を維持する義務とを指している。

地図1:清代モンゴルの概略図¹⁰



地図 2:1900 年頃のモンゴル代牧区全域



¹⁰ 萩原 2006、p.448 より引用。

第二節 問題意識

第一項 清朝政府の国家統治構造によって異なるキリスト教政策の差異

清朝の国家統治構造が形成された過程とその特徴は、以下の通りである。歴史上女真(女直)人と呼ばれていた人々は、後に清朝を建てた満洲人と同じ人々である。女直人はツングース系の言語を話す狩猟民であり、1115年から1234年に至るまで金という名の国を建てたことがある。天命元(1616)年¹¹、その女真人のヌルハチはイエヘ部族を除く女真を統一させて建国し、曾て祖先が建てた金国と区別して国名を後金国と名乗った。後金国が歴史の舞台に登場した後、漠南モンゴル(ほぼ現在の内モンゴルに相当する地域)の内ハルハ5部¹²は後金国と同盟関係を結んだ。続いて、チンギス・ハーンの弟の子孫であるホルチン部¹³の王族がヌルハチの姻戚となった。天聡8(1634)年、モンゴル帝国最後のハーンであるリグデン・ハーンが亡くなり、翌(1635)年にリグデン・ハーンの息子エジェイが元朝伝来と言われる玉璽を後金国に献上した。天聡10(1636)年、元朝伝来と言われる玉璽を手に入れた後金国二代目の皇帝ホンタイジは、国号を大清と改めるとともに女直という民族名を満洲と改め、大ハーンを継承した皇帝として即位して内モンゴル地域を含む清朝を建国した。このように清朝の領土は現在の中国東北部から漠南モンゴル地域まで拡大した¹⁴。順治元(1644)年、清朝は明朝を滅ぼした李自成軍を破って北京に遷都した後、明朝の行政制度を踏襲して万里の長城より南に位置する中国本土では省制度を実施することにした。さらに、康熙30(1691)年になると、漠北モンゴル(現在のモンゴル国に相当する地域)まで清朝の臣下となった。満洲人が所属する社会組織・軍事組織は八旗制度¹⁵と呼ばれる。清朝政府は、早

¹¹ 明朝の万暦44(1616)年である。

¹² ハルハ部とはハルハ川で遊牧するモンゴル人を指す。1487年、チンギス・ハーンの末裔であるバトモンケはモンゴルの第34代(北元としては第20代)の大ハーン(皇帝のことを指す)となり、自らをダヤン・ハーンと名乗った。ダヤン・ハーンは分裂状態であったモンゴル諸部を再統一して、右翼と左翼とに二分した。さらに、右翼をチャハル、ハルハ、ウリヤンハンという3つのトゥメン(万人隊、行政単位)に分け、左翼をオルドス、トゥメト、ヨンシエブという3つのトゥメンに分けた。このハルハ・トゥメンがハルハ部であり、ダヤン・ハーンの第5子と第11子とその首長となった。モンゴルの宗家である右翼のチャハル部長と左翼のトゥメト部長との間に争いが起こると、ハルハ部はさらに2つに別れた。1547年、ダヤン・ハーンの第5子アルジュボラトはチャハル部に率いられて大興安嶺山脈の東に移住し、彼の部民は、彼の5人の孫に因んで「内ハルハ5部」または「内ハルハ」と呼ばれた。すなわち、後金国はモンゴル宗家の配下にあった内ハルハ5部と呼ばれる一族と同盟関係を結んだのである。楠木2009を参照。

¹³ ホルチン部というのは、チンギス・ハーンの次弟ジョチハサル joči-qasar の子孫が率いる属民集団を指す。現在のフルンボイル盟のエルグネ川、フルン・ノール、ハイラル川周辺に居住していた。ホンタイジの3人の后妃はホルチン部出身であり、清朝宗室とホルチン部首長層との間に複雑な婚姻関係が結ばれて清朝の世襲制の支配者層を構成し、君臣関係というよりも盟主と盟友に近い存在であった。それによって、ホルチン部は外藩蒙古の中でも地位が高かった。楠木2009を参照。

¹⁴ 楠木2009、pp.21-100を参照。

¹⁵ 清朝の軍事・行政・社会制度。満洲人を8つの旗色の部隊に編成した組織である。8つの旗は鑲黄旗、正黄旗、正白旗の上3旗と、正紅旗、鑲白旗、鑲紅旗、正藍旗、鑲藍旗の下5旗とに分けられる。後に清朝政府は、八旗蒙古と八旗漢軍を設けて、早い段階で服属したモンゴル人と漢人を編入したが、北京遷都後は北京の禁旅八旗と各地の駐防八旗とに大きく二分した。八旗に所属する将兵を旗人と言

くから満洲人の同盟者であった漠南モンゴルと後から清朝の統治下に入った漠北モンゴルに自らの八旗制度に準じて編成した盟旗制度¹⁶と呼ばれる行政システムを導入した。

八旗はアイシンギョロ氏族である皇帝と宗室の支配下におかれていた。盟旗制度が実施されている外藩モンゴルは、ボルジギン氏族をはじめとする貴族であるモンゴル人王公たちの支配下に置かれていた。中国内地の各省は皇帝による直接の管轄を受ける。以上のような3つの行政組織は縦方向では清朝皇帝の支配下に置かれていたが、それぞれの統治理念が異なっていて横方向での相互の統属関係が存在しない。このように清朝では、3つの異なる統治組織から成り立つ国家統治構造が形成された。そして清朝政府はこの国家的な統治構造に応じて各々の行政範疇に適したキリスト教政策を講じていたということを考察しなければならない。

本研究で筆者は以下のことを明らかにしたい。まず、清朝政府とフランス領事との交渉によって咸豊 11(1861)年の時点で内モンゴルは仏清天津条約(1858年)の第8款・第13款と仏清北京条約(1860年)の第6款の通知対象外とされたが、実際のところフランスのパスポートを持参する外国人宣教師は張家口からモンゴル地域に入った後、察哈爾八旗の西灣子村に滞在することが容認されていたという実態を明らかにしたい。スクート会の会員も西灣子村を根拠地にしてオルドスなど西部モンゴルの開墾地帯で宣教拠点を獲得できたという実態を明らかにしたい。次に、光緒 3(1877)年にスクート会の宣教師がフランス領事に「オルドス王がキリスト教を嫌っている」と訴えた案件をきっかけにして、オルドスにも外国人宣教師の到達を通知するようになり、上記の条約條款とキリスト教に関する規定を送られてきたという実態を検証したい。すなわち、清朝政府はフランス領事の圧力によって、オルドスにおけるキリスト関係者との交渉案件を処理しなければならなかった上に、再びトラブルになることを防ぐためにキリスト教関連の条約條款と規定を通知したという事実を明らかにしたい。さらに、中央から送られてきたキリスト教問題に関する命令が、キリスト教問題に対応する指針となっていたということを明らかにしたい。

い、特権身分とされた。

¹⁶ 盟旗制度は、「旗」という行政区画を基本単位とし、旗の長官として「旗長」職を設けた。ボルジギン氏族を始めとする親王・郡王等の貴族身分のモンゴル人のみが「旗長」に選任され、その地位を世襲した。そして、旗長が旗内の行政や裁判など全ての事務を担う。旗内では、150人の箭丁(成年男子の兵丁)を一つのソム(蘇木)に編成した。旗の上には「盟」という行政区画が設置され、その盟内の旗長の一人が「盟長」に選ばれた。中央には理藩院という機関を設置して、在地の貴族を介した間接的な支配が行われていた。岡 2007、萩原 2006 を参照。

第二項 国家統治構造を維持する措置とキリスト教関連の案件の処理

オルドスは外藩モンゴルの一地域であり、盟旗制度が施行されていた。仏清天津条約(1858年)の第8款・第13款と仏清北京条約(1860年)の第6款などキリスト教の信仰・宣教に関する規定は、外藩モンゴルの行政制度・裁判制度・土地制度・身分制度など各種社会制度と矛盾しており、トラブルや摩擦が発生していた。すなわち、清末期外藩モンゴルのオルドスにおけるキリスト教関連の案件の起こり方は、中国の内地各省におけるキリスト教関連の案件と異なっていた。ただ、オルドスの社会制度とキリスト教の信仰・宣教する権限との矛盾の考察からは、オルドスにおけるキリスト教関連の案件がトラブルとなった際の原因しか解明できず、オルドスにおけるキリスト教問題が内地の各省よりも複雑であった根本的な原因を解明することはできない。オルドスにおけるキリスト教問題を考察する際には、清朝政府の国家的統治構造を維持しようとする政策によって、問題が内地の各省よりもさらに複雑化していたということを検討しなければならない。

前述したように清朝の国家統治構造は、統治組織と統治理念が相互に異なる満洲人の八旗制度、外藩蒙古の盟旗制度、中国の内地各省の省制度という3つの異なる行政システムから成り立っていた。清朝政府はこれらの異なる行政範疇の混同と、各行政範疇内における統属関係の混乱を防止するために、各々の行政範疇に属する属民が勝手に統属関係を変えることを厳しく禁じていた。清朝政府はこのような国家的統治構造を維持するために、清朝が滅ぶまで各行政範疇における統属関係の混乱を防止する措置を実施し続けた。それによって清朝治下では、旗人、モンゴル人、漢人(民人)など各々の行政範疇に属する属民が相互に分離されていた¹⁷。そのため、オルドスのモンゴル人王公は、外国人宣教師に対しては言うまでもなく、流入してきた民人(漢人・回民)に対しても統治権を持っていなかった。つまり、現地のモンゴル人が関わっていない案件に関しては、オルドス側のモンゴル人官員は関与する権限を持たなかった。清朝政府はモンゴルに入って来た旗人や流入してきた漢人・回民などの移民を管理させるために、中央統轄の「府・州・県」や直隸省・山西省統轄の直隸庁¹⁸などの出張所を設けた。直隸庁の長官は理事同知または理事通判といい、北京の政府から旗人が派遣されていた。

¹⁷ 岡 2010、pp.19-20 を参照。

¹⁸ 直隸庁というのは、清代の地方における行政機関の一つである。最初は知府が左貳官たる同知、通判を派出して特定の事務を管理させていた。その派出先の事務所を「庁」と呼んだ。後に、「府・州・県」の設置が適していない藩部地域では、「直隸庁」を設置して八旗出身の理事同知または理事通判を長官として任命し、省の管轄下に置いた。知府が統轄する庁を「散庁」と言い、布政司が統轄する庁を「直隸庁」という場合が多い。理事同知と理事通判は盟旗側の官員と共同で漢人とモンゴル人との交渉案件を処理していた。

例えば、帰化城トゥメト2旗の領内には、サラチ庁・トクト庁・清水河庁・帰化城庁・和林格爾庁など山西省帰綏道に管轄される5つの直隸庁の役所が設置された。オルドスに流入してきた一部の漢人・回民などの民人はこれらの直隸庁によって管理されていた。オルドス南部など各省との境界が接している地域に入ってきた漢人や回民は、彼らが所属する原籍となる県の管理を受けていた。オルドスのモンゴル人と、オルドス地域に流入してきた漢人や回民などの民人とは、行政上分離されていたが、モンゴル人と民人との間で交渉事務が発生するわけであり、清朝政府は満州人官員を派遣してモンゴル人と民人との交渉事務を処理させる措置を取っていたのである。

清代の外藩モンゴルを始めとする藩部地域は、中央に設置された理藩院¹⁹によって統轄されていた。理藩院は各藩部の朝貢・封爵・俸禄・会盟・駅伝・互市・裁判などの職務を担っていた。清朝後半期には、漢人や回民など民人がモンゴル地域へ流入するにつれて、モンゴル人と民人との交渉事務が増えた。この問題を解決するために、理藩院は6箇所^{フフホト}に理事司員と呼ばれる旗人官員を派遣して、漠南モンゴルにおけるモンゴル人と民人との交渉事務を処理させた。それ以外にも、帰化城トゥメト2旗領内の綏遠城(現在の呼和浩特市)に駐在する綏遠城將軍も、オルドスのモンゴル人と漢人との交渉案件に携わっていた²⁰。綏遠城將軍は綏遠城に駐屯する八旗軍を統率する駐防將軍²¹であり、宣化と大同2鎮の綠營軍に対する指揮権も持っていた。一般的に駐防將軍は軍官であるが、綏遠城將軍は帰化城トゥメト2旗の副都統を始めとするモンゴル人官員を統轄していて、且つ漠南モンゴルの王公たちを監督する責務を有していた。さらに、オルドスやウラーンチャブ盟のモンゴル人と民人との交渉案件にも携わっていた。オルドスの南部は山西省・陝西省と接し、西南部は甘肅省と接しており、各省の県衙門の官員がオルドスのモンゴル人と県側の民人(漢人・回民)との交渉案件を共同で処理していた。

1865年、ベルギー王国のスクート会がフランスのヴァンセンシオの宣教会からモンゴル代牧区の管理権を受け継いだ時、約6000人の漢人教徒に対してモンゴル人教徒は僅か数人しかいなかった。スクート会はオルドスに進出して布教に成功し、オルドス南部でオトク旗領内のボルバルガス(城川)という所でモンゴル人向けの教堂を建てたが、相変わらずキリスト教に入信した教徒の

¹⁹ 清朝の中央行政機関であり、藩部を管理する役所という意味である。1635年、清朝の太宗ホンタイジはチャハル部を中心とする内モンゴル地域を平定し、その翌(1636)年に「蒙古衙門」設置してモンゴル地域を管理させた。当時の蒙古衙門はモンゴル語では「mongyol-un juryan(モンゴリンジョルガン)」と言い、内モンゴルの維持管理を行うための役所であったが、2年後の1638年の6月に「理藩院」と改称された。

²⁰ 綏遠城將軍は軍事・行政上の職務を担当していた。しかし、甘肅省寧夏府に駐屯していた寧夏將軍は、普段モンゴル人と民人(漢人や回民など)との交渉事務には携わっていなかった。

²¹ 清朝政府は各省の要地に八旗軍を駐屯させていた。要地に駐屯させた八旗軍を統率する官員を駐防將軍という。

ほとんどが漢人農民であった。義和団事件(1900年)直前のモンゴル代牧区を見ると、モンゴル人教徒は僅か256人であり、入信希望者であるモンゴル人は115人がいた。それに対して漢人教徒は約2万9000人に達していて、入信を希望する漢人も約1万人がいた。従って、オールドスにおけるキリスト教関連の案件を考察する際は、交渉案件の関係者の所属問題や各役所の関与の実態を考察しなければならない。本研究で筆者は、オールドスのモンゴル人官員、理藩院、理藩院派遣の理事司員、綏遠城將軍、山西省歸綏道、歸綏道管下に置かれた直隸庁の理事同知または理事通判、省の巡撫、県側の官員などがキリスト教関連の案件に関与した際の実態を考察したい。

さらに、咸豊11(1861)年3月11日に總理各國事務衙門が設置され、外国と関わる事務を専務することになった。モンゴル地域でも外国と関わる事務があった場合、理藩院ではなく總理各國事務衙門に呈することを命じた。しかし、清朝政府はモンゴル地域で外国人との交渉事務を処理させる役所を設置しておらず、従来モンゴル人と民人との交渉事務に携わってきた役所に委ねざるを得なかったと考えられる。一方、フランス側は、アヘン戦争後の道光24(1844)年に清朝政府と『黃埔条約』を締結して、領事裁判権を獲得していた。天津条約(1858年)と北京条約(1860年)が結ばれた後、中国におけるキリスト教の信仰・宣教が合法化され、清朝政府はフランス人宣教師を保護・優遇していた。従って、フランス保護下の外国人宣教師が、モンゴル地域におけるキリスト教関連の案件をフランス領事に訴えた時、フランス領事は總理各國事務衙門に案件の処理を要求して共同で審理していた。總理各國事務衙門は主に綏遠城將軍経由でオールドスにキリスト教関連の案件の処理やキリスト教問題の解決を命じていたのであった。本研究では、実際にキリスト教関連の案件を審理する際に、上記の様々な役所が関与していたというその実態を明らかにしたい。

第三項 外藩モンゴルの盟長・旗長によるキリスト教問題への対応

オールドスは外藩蒙古の一地域であり、清朝政府は地方における既存のモンゴル人権力者である貴族身分の盟長や旗長などの王公たちを通じて間接的な支配を行っていた。旗(ホショー qosiyu)は外藩蒙古の基本的な行政機関である。旗ごとに長官として旗長(札薩克 ^{ザサク} jasay)一員を設け、旗長職は世襲制であった。旗長の職務については、『理藩院則例』で「總理旗務(旗務を総理する)」という規定しか定められていない。清朝に服属する前のモンゴルでは、「ノヤン」と呼ばれる王族が属民を統治する王族分枝集団が存在していた。軍事行動する際、単独または複数の王族分枝集団がホショーという軍事組織に編成されていた。清朝に服属した直後、ザサクに封じら

れた「ノヤン」はモンゴル兵の動員、軍事行動の秩序維持、禁令に違反した行為の処罰を行っていた。外藩モンゴルで満州人の八旗制度に基づいた盟旗制度が導入された後、基本的行政区画である旗の内部に複数の佐領(蘇木^{sumu})が編成されて、行政・軍事的役割をはたした。旗毎に旗長が常設され、旗長は行政官且つ軍官として旗の事務を総理した。外藩モンゴルの旗長と、旗長の補佐である協理タイジは、ボルジギン氏族を始めとする既存の貴族から選出された。旗内では既存の統属関係が残されていて、清朝政府は理藩院を通じて間接的な統治を行っていた²²。

幾つかの旗をまとめて盟(čiyulyan)という行政機関が設けられ、その長官たる盟長(čiyulyan-udaruy-a)は盟内の旗長から選出された。盟長は、盟内の旗同士の間関係を調整し、理藩院からの命令を各旗に伝達し、旗が上呈した案件を審理し、理藩院に上申するなどの事務を処理していた。すなわち、盟長は盟内の旗をまとめる役割を果たしていて、軍事行動をする際にも中央からの命令の伝達やその命令に基づいて指示を下すこともできた²³。

総理各国事務衙門がオルドスに通知したキリスト教関連の命令も、盟長が各旗の旗長や協理タイジに伝達していたのである。盟長や旗長らは総理各国事務衙門や理藩院などが下した命令を受け取った後、自らの権限が及ぶ範囲でキリスト教問題の処理を行っていたと考えられる。咸豊10(1860)年以降、清朝政府は各省の総督・巡撫と各地の駐防将軍に外国人宣教師を保護・優遇する命令を発していた。したがって、軍事上のみならず行政上の職務をも担っていた綏遠城将軍が、オルドスとウラーンチャブ盟に総理各国事務衙門からのキリスト教関連の命令を伝達していたということの影響は大きかったと考えられる。清朝政府のキリスト教政策の方針は、キリスト教問題が清朝と外国との戦争を起こす誘因とならないように外国人宣教師との対立を避けようとするものであった。オルドスでは盟長と旗長らが外国人宣教師を保護・優遇して、キリスト教関係者との対立を避けていたと考えられる。義和団事件(1900年)の時、西太后を始めとする保守派は列強各国との交渉が決裂したために外国人と戦おうとして兵を動員させるとともに義和団を利用して排外主義的な強硬路線を突き進んだ。この背景の下で²⁴、理藩院からモンゴル文に翻訳された「宣戦布告」を正式に受け取ったオルドスの盟長や旗長らが、オルドス領内で幾つかの布教拠点を獲得していたスクート会を攻撃する判断を下した可能性がある。義和団事件が失敗に終わり、清朝政府がすぐに外国人宣教師を保護・優遇する方針に戻るに連れて、オルドスへも撤兵命令を発し

²² 岡 2007、pp.60-61。

²³ 岡 2007、p.7。

²⁴ 佐藤 1999、pp.730-745。

て、スクート会の会員を保護・優遇し始めたのであろう。本研究で筆者は、以上のような問題意識を念頭に入れながら、オルドスの盟長や旗長らの王公たちが清朝による対モンゴルキリスト教政策に基づいてオルドスにおけるキリスト教問題に対応していたその実態を考察したい。

外藩モンゴルにおける人命案件や遣以上の罪を伴う重案は、旗長を裁判担当官とする第一審、盟長を裁判担当官とする第二審、駐防官による第三審を経て、理藩院で第三審²⁵または第四審を行なう形で順々に上申されていた²⁶。仏清天津条約と仏清北京条約のキリスト教に関する条約條款や清朝政府とフランス領事との交渉によって定められたキリスト教信仰・布教権限に関する規定などは、上記のような外藩蒙古の行政制度・裁判制度・土地制度・身分制度など各種社会制度と矛盾しており、トラブルや摩擦が発生していた。本研究では、オルドス側とキリスト教関係者との間で摩擦が発生した原因やオルドスにおけるキリスト教問題の特徴を明らかにして、そこに反映された清末期オルドス社会についても考察したい。また、オルドスの盟長や旗長らが従来の裁判制度通りにキリスト教関連の案件を審理していたという実態と、総理各国事務衙門が命じた外国人宣教師やキリスト関係者などを保護・優遇する命令が基準になっていたことを明らかにしたい。

本研究で扱う清代のオルドス(イフジョー盟)には下記の地図で番号をつけて示したように 7 つの旗という行政区画があり、それぞれ①ダラト(達拉特)旗、②ジューンガル(準噶爾)旗、③ハンギン(杭錦)旗、④郡王旗、⑤ザサク(札薩克)旗、⑥ウーシン(烏審)旗⑦オトク(鄂托克)旗と呼ばれていた。各旗の長官を旗長(ザサク)と言い、既存の統治者であったボルジキン氏族(貴族)の一人が旗長に任命されて、その地位を世襲していた。この 7 つの旗の上に盟という行政区画が置かれていて、イフジョー(伊克昭)盟と呼ばれていた。その長官は盟長であり、7 人の旗長の内の一人が理藩院と皇帝によって当該職に選ばれていた。義和団事件の時、戦いがあったのは、^{ダラト}達拉特旗のハンハー方面と^{オトク}バガノールという所と、^{オトク}鄂托克旗の南に位置する小橋畔という所であった。

²⁵ 駐防官のところで第三審が行われず、盟から直接理藩院に上申した場合は、理藩院で第三審が行われることになる。

²⁶ 萩原 2006、pp.88-89。

地図 3: 清朝時代のオルドスと周辺地域²⁷

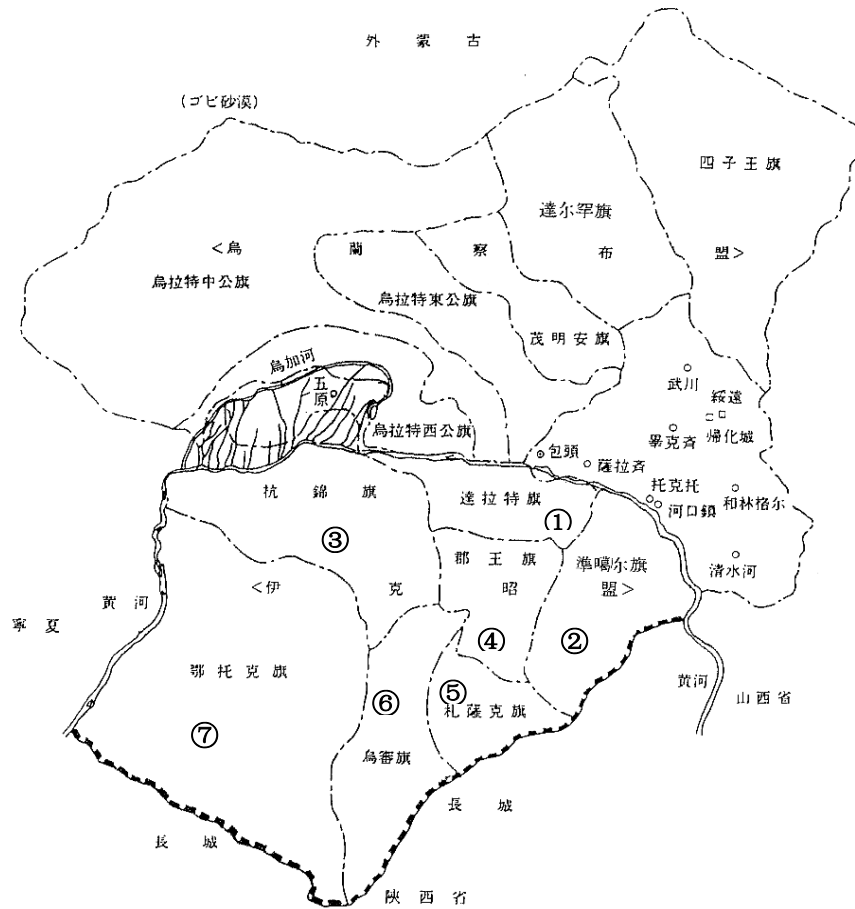


表 1. 清朝時代のイフ・ジョー盟²⁸

盟名	旗名	公式な旗の名称	設立	佐領(モンゴル語: <small>ソム</small> 蘇木)数
イフジョー 伊克昭盟 オルドス (鄂爾多斯)	① ダラト 達拉特旗	鄂爾多斯左翼後旗	1650年	40
	② ジュンガル 准格爾旗	鄂爾多斯左翼前旗	1649年	42
	③ ハンギン 杭錦旗	鄂爾多斯右翼後旗	1649年	36
	④ グンオウ 郡王旗	鄂爾多斯左翼中旗	1649年	17
	⑤ ザサク 札薩克旗	鄂爾多斯右翼前末旗	1736年	13
	⑥ ウーシン 烏審旗	鄂爾多斯右翼前旗	1649年	42
	⑦ オトク 額特克旗	鄂爾多斯右翼中旗	1650年	84

²⁷ 鉄山 1999、p.85 よりそのまま引用。番号と吹き出しは引用者がつけた。

²⁸ ナムスライ 1984、pp. 147-167 を参照して筆者が作成した表である。

第三節 先行研究の整理

第一項 外藩モンゴルにおけるキリスト教関連の条約条款の有効性に関する先行研究

清朝政府は各々の行政範疇に適したキリスト教政策を講じていたため、清朝による対モンゴルキリスト教政策と、内地の各省に対するキリスト教政策とは差異が生じたと考えられる。北京条約が結ばれた後、仏清天津条約の第 8 款と第 13 款、仏清北京条約の第 6 款などキリスト教関連の条約を内地の各省に通知したが、咸豊 11(1861)年に総理各国事務衙門とフランス領事とが交渉した結果、外藩蒙古はその通知対象外とされていた。先行研究では主に咸豊 11(1862)年 5 月 12 日に総理各国事務衙門がフランス領事に送った返答を根拠にして、オルドスなど外藩蒙古における外国人宣教師の布教活動が不法行為であったと主張している。

例えば、譚 2010(Patrick Taveirne)²⁹ではスクート会がモンゴル教区の管理を受け継いだ当初、ベルギーとオランダはまだ清朝に外交官を派遣していなかったため、清朝政府が拒否したことによって、スクート会の会員である外国人宣教師にフランスのパスポートを発行することが困難だったと述べている。しかし同時に、スクート会の外国人宣教師は、オルドスの盟長・旗長らと会って護照(パスポート)と諭単³⁰を提示することによって、オルドスでの布教が許可されたとも述べている。そのため結局、スクート会の会員であるベルギー人やオランダ人などの宣教師は、フランス領事館から護照を発行してもらっていたことが考えられる。そこで筆者は、スクートの会員であるベルギー人やオランダ人など外国人宣教師がフランスの護照を持参して張家口からモンゴル教区へと入ってきたそのルートを明らかにしたい。

特木勅 2011 では、総理各国事務衙門の『教務教案檔』(後述する史料⑧)を利用して、フランス人という名目で張家口からモンゴル教区の西灣子村に入ってきたスクート会の外国人宣教師がベルギー人またはオランダ人であったことを検証している。それに対して本研究で筆者は、スクート会の外国人宣教師がフランス人という名目で張家口から西灣子村に入ってきた後、更に西部内モンゴルの開墾地帯に滞在するに至ったそのルートを明らかにしたい。また、外藩蒙古の一地域であるオルドスにもスクート会の外国人宣教師の到達を通知しており、総理各国事務衙門がオルドスにフランス人(外国人)宣教師への保護・優遇を命じていたという実態を検証したい。

²⁹ 譚永亮 Patrick Taveirne 氏はスクート会の会員であり、モンゴル史研究者である。主に、スクート会がモンゴルで布教した歴史を研究している。1987年にライデン大学で芸術学と漢学の修士号を取得し、1999年にはベルギーのルーベン大学で近代史の博士号を取得した。2008年に、香港中文大学文化及び宗教研究科の准教授に就いた。

³⁰ 諭単というのは、仏清天津条約の第 8 款・第 13 款と仏清北京条約の第 6 款などキリスト教の信仰・布教権限に関する条約条款や規定を記載した証明書である。

Taveirne2004 では、フランス領事が内属蒙古³¹の察哈爾八旗と帰化城トゥメト 2 旗で布教するスクート会の外国人宣教師を保護していたという実態を検証している。また Taveirne2004 では、フランス領事は清朝が察哈爾八旗と帰化城トゥメト 2 旗とに仏清天津条約と仏清北京条約を告知しなかったことに対して疑問を提示しつつ、モンゴル地域で上記の条約内容を実行させるかどうかをなおためらっていたと述べている。すなわち、察哈爾八旗と帰化城トゥメト 2 旗は清朝皇帝が直轄する内属蒙古地域であったため、仏清天津条約と仏清北京条約の有効性があったかどうかという議論がなされている。さらに、Taveirne2004 では外藩蒙古で施行された条約條款に関する考察が不十分である。外藩蒙古は咸豊 11 (1861) 年の時点で通知対象外とされたが、実際にスクート会の外国人宣教師は布教活動を行っていた。そこで、本研究ではオルドスのモンゴル文檔案史料を利用して、オルドスの盟長・旗長らが総理各国事務衙門の命令に従ってスクート会に属する外国人宣教師を保護・優遇していたという実態と、この地に通知されたキリスト教関連の條款や規定と考察したい。

また、梅栄 2014 は、以下のように条約内容の有効性を論じている。教会側は条約内容が清朝各地で有効であると主張していたが、外藩蒙古の盟旗側は、内モンゴルの行政制度が内地各省と異なっており、地理的にも条約に記載された「内地各省³²」に含まれていないため、条約の対象外だという見解を持っていたと述べている。また、清朝政府がフランス領事の圧力によって外国人宣教師のモンゴルにおける布教活動を容認していたため、カトリックがオルドスで広まったと述べている。カトリックがオルドスに伝わる過程で盟旗側と教会側との間に起こった以上のような矛盾や衝突、及び教会側の挫折があつて、内地の各省よりも事情は複雑だったとも述べている³³。それに対して筆者は、本研究でオルドスにキリスト教の信仰・布教に関する条約條款と規定が通知されたきっかけと、オルドス側がひたすら教会側を弾圧したのではなく、総理各国事務衙門の命令に従って保護・優遇していたためにキリスト教が早く広く伝わったという実態を明らかにしたい。また、オルドスにおけるキリスト教問題の複雑性は清朝政府の統治政策が原因であったことを明らかにしたい。

次に張 2019 では、仏清天津条約の第 8 款と第 13 款、仏清北京条約の第 6 款などキリスト教

³¹ 内属蒙古というのは旗長職が設置されず、清朝の皇帝が北京から派遣した旗人官僚が治める地域である。帰化城トゥメト 2 旗とチャハル八旗では、以前清朝に対して反乱を起こした部族が再び反乱を起こすことを恐れて、清朝皇帝の直属としたのである。

³² 内地各省というのは一般的に万里の長城の南側に位置する中国本土の 18 省を指す。万里の長城の北端を「関外」と言い、万里の長城の東端である山海関から西端である嘉峪関に至るまでのライン以北の地域、すなわち満州人の居住地である三將軍の管轄地、外藩蒙古、そして青海、チベット、新疆（ウイグル）が抱含される。

³³ 梅栄 2014、p.16。

の布教・信仰に関する条款に言及しているが、外藩蒙古で有効だったかどうかについては論じていない³⁴。特木勒 2004 では、フランスの護照を持参していたスクート会の会員はベルギー人やオランダ人であったが、現地ではフランス人だと間違えられていたと述べている。また、内モンゴルでキリスト教に関するトラブルが起こった場合、彼ら外国人宣教師はフランス領事にその案件を訴えており、フランス領事と総理各国事務衙門とが交渉して処理していたと言及している。ただし、特木勒 2004 は『教務教案檔』を利用して、主にスクート会に属する宣教師がベルギー人またはオランダ人であったことを考察しており、キリスト教に関する案件の処理については考察していない³⁵。そこで本研究では、オールドスに通知された外国人宣教師の到達通知の問題を明らかにして、フランス領事がスクート会の外国人宣教師にフランス人という名目で護照を発行してやったというその実態を明らかにしたい。オールドス側が光緒 3(1877)年からフランス人宣教師(実はスクート会の宣教師であった)の到達を把握していたという実態を明らかにできれば、義和団事件の際にオールドス側がスクート会の宣教師を「オルス人(ロシア人)」だと勘違いして攻撃したという今までの先行研究における論説が誤りであることを証明できる。また、オールドスにおけるキリスト教関連の案件を考察して、外藩蒙古でも外国人宣教師が案件をフランス領事に訴えた場合、総理各国事務衙門とフランス領事とが交渉していたという実態を明らかにしたい。さらに、清朝の対モンゴル統治政策によって、案件の処理が内地の各省よりも複雑になったというその内実を明らかにしたい。

以上のように先行研究では、キリスト教の布教・信仰に関する条約条款と規定の外藩蒙古における有効性について議論しているが、総理各国事務衙門がオールドスにキリスト教に関する規定を送ってきた際の実態には触れていない。清朝政府による対モンゴルキリスト教政策は、清朝の国家統治構造上の違いによって、内地各省で実施されたキリスト教政策とは差異が生じていた。従って、清代モンゴルの行政制度である盟旗制度以外にも、清朝の国家統治構造及びそれを維持しようとする方策を理解した上で、清朝政府がキリスト教問題に対応した際の措置に及ぼした影響を検討しなければならない。

第二項 キリスト教関連の案件の処理に関する先行研究

清代のモンゴル教区におけるキリスト教に関する先行研究では、以下のように移民の増加に伴って増設された行政機関についても論じられている。例えば、梅栄 2014 では、オールドスの周辺に設置されて山西省帰綏道の統轄下に置かれた直隸庁である^{トクト}托克托^{ホリソグ}、和林格爾^{ホリソグ}、清水河^{ホリソグ}、

³⁴ 張 2019、pp.52-53。

³⁵ 特木勒 2004、p.146。

薩拉齊^{サラチ}庁の職務の変遷と、これらの役所にモンゴル人筆帖式^{ビチエーチ}(書記)職が設けられていて、オルドス側と漢人・回民との交渉案件を処理していたことを述べている。一方、オルドスと各省の県とが隣接する地域では、オルドスのモンゴル人官員と県側の漢人官員とがモンゴル人と漢人との案件を共同で処理していたが、後に理藩院が派遣した理事司員も協力して共同で審理するようになったと述べている。しかし、梅栄 2014 では、オルドスのモンゴル人と漢人・回民との交渉案件の処理方法に関する考察が不十分である。実際のキリスト教関連の案件を考察する際にも、役所とその関わり方が整理されていない。『理藩院則例』ではモンゴル人と漢人との交渉案件は、近さを見て直隸庁または理事司員衙門に処理させるように定めている。張 2019 では、清代内モンゴルで盟旗制度を除く行政機関として増置された「府・州・県」と直隸庁や熱河都統、駐防將軍、察哈爾都統、歸化城副都統などの職務に関して述べているが、旗人・漢人・モンゴル人相互の交渉案件を処理する実態に関する考察が不十分である。各役所との関係は、教会側がオルドス領内で起きたキリスト教関連の問題をどの役所に訴えるべきか、案件の処理にはどの役所が関与するのかという問題に直結しているため、その関係を整理しなければならない。

本研究で筆者は、スクート会の宣教師がフランス領事にオルドスにおけるキリスト教関連の案件を訴えた後、フランス領事が総理各国事務衙門に案件の処理を求めていたという実態を明らかにする。また、総理各国事務衙門が理藩院と綏遠城將軍経由でオルドスに案件の処理を命じた後、各役所がどのような系統で案件の処理に関与したのかという実態を明らかにしたい。さらに、オルドスにおける外国人宣教師に対する保護・優遇は、オルドスの盟長や旗長らの職権で実行されたのであるが、オルドスに属するモンゴル人のみを統治するという職権の限界、そして実際にどのような措置を取っていたのかという問題を考察したい。さらに、オルドス側が清朝政府の命令に従って外国人宣教師を保護・優遇していたのと同様に、オルドスにおける義和団事件も、清朝政府の命令が引き金となったという実態を検証したい。

第三項 オルドスの盟長や旗長らのキリスト教問題への対応に関する先行研究

スクート会の宣教師はフランスの保護を受けており、仏清天津条約の第 8 款と第 13 款、仏清北京条約の第 6 款や、後に総理各国事務衙門とフランス領事との交渉によって定められた規定に基づいてキリスト教信仰・布教の権利を主張していた。しかし、外国人宣教師が根拠としていた条約條款や規定は、外藩蒙古の行政制度・裁判制度・土地制度・身分制度など各種社会制度と矛盾しており、トラブルや摩擦が発生していた。先行研究では、オルドスで起きたキリスト教関連の案件を取り上げてトラブルとなった原因を考察しているが、盟長・旗長らが外国人宣教師を保護・

優遇した際の対応を検討していない。それによって、2つの誤った論述がなされている。1つは、梅栄 2014 で述べられているように、オルドスの王公たちが外国人宣教師の活動を抑圧したために、オルドスにおけるキリスト教問題が複雑になったと論じられている点である。また、外国人宣教師が有利な立場にいたためオルドス側は妥協しなければならなかったと論じることと、オルドス側がキリスト教を弾圧していたと言う論点との間で矛盾が生じている。

本研究で筆者は、オルドスに通知されたキリスト教関連の規定を考察し、オルドス側がそれに基づいてスクート会の外国人宣教師を保護優遇していたという実態を明らかにする。スクート会の宣教師は回民反乱の被害を受けたオルドスのモンゴル人を救済して、数戸のモンゴル人キリスト教徒を獲得した。それ以外の教徒はほぼ全て漢人農民であった。光緒 4(1877)年までの事例から見ると、外来者である外国人宣教師はオルドス側から居住許可をもらう必要があって、オルドス側は教会用地を獲得しようとする外国人宣教師を拒否することも可能であった。オルドスにおけるキリスト教関係者関連の案件も、案件に関わった人が旗に属するモンゴル人か否かによってオルドス側の対応が異なっていた。すなわち、光緒 4(1877)年以降、清朝政府がオルドスに、外国人宣教師を保護・優遇しなければならないという命令を下した後、オルドス側がどう対応を変化させたのかを考察しなければならない。

さらに、梅栄 2014 では、オルドスでは教会・盟旗側・直隸庁・県衙門やキリスト教徒・モンゴル人・漢人の複雑な関係によって頻繁にキリスト教関連の案件が起こっていて、それが清末期オルドス社会の一大光景であったと述べているが、キリスト教案件を分析する際にその複雑な関係性を分析していない。キリスト教関連の案件が複雑であったとしか述べず、オルドス側がキリスト教問題に対応した際の措置に触れていない。また、オルドスにおける義和団事件に関しては、盟旗側がスクート会と対立していた結果、オルドスのモンゴル人が教会を攻撃したという誤った結論を出している。そこで本研究で筆者は、現地のモンゴル人官員は旗に属するモンゴル人とキリスト教関係者とが関わった案件の処理に携わっていたが、オルドス側が統治権を持っていない漢人や外国人宣教師のみが関わった案件の処理には関与していなかったという実態を検証したい。また、総理各国事務衙門が、キリスト教関連の案件を公平に処理しなければならないという命令を光緒 8(1882)年にオルドス側に送ってきたことによって、オルドスは宣教師が訴えた案件を受理するようになったが、モンゴル人が関わらない案件に関しては、取り調べに止まっていたということを検証したい。そして、外国人宣教師がオルドスのモンゴル人官員をフランス領事に訴えた後、フランス領事が総理各国事務衙門に案件やキリスト教問題の処理を要求したことによって、総理各国事務衙門はオルドスの盟旗側にこれらの処理を命じていたという実態を検証したい。清朝政府は外藩

蒙古で現地の貴族を通じて間接的な統治を行っていたため、漢文檔案史料からは中央の命令内容は分かるが、現地におけるキリスト教問題への対応はうかがい難い。そこで筆者は地方のモンゴル文檔案史料を利用して、オルドスの盟旗側が総理各国事務衙門からの命令を受け取った後、キリスト教問題を処理・対応した際の実態を明らかにする。

前述したように、総理各国事務衙門がオルドスに通知したキリスト教の信仰・布教権限を定めた条約條款と規定は、外藩蒙古の行政制度・裁判制度・身分制度・土地制度などの諸制度と矛盾するところがあって、トラブルが発生していた。先行研究では、オルドス側とキリスト教関係者とのトラブルに注目して、オルドス側がキリスト教の布教を抑制していたと論じられている。一方、スクート会の外国人宣教師は特権を持っており、オルドス側の権益を侵害して抑圧されたとも論じられている。確かに外国人宣教師の主張する権限はオルドスの権益を侵害していて余儀なくトラブルや摩擦が発生していた。そこでトラブルが発生した原因を解明するほかにも、オルドス側がどのようにこれらの案件やキリスト教問題を処理したのかという問題に注目する必要があると筆者は考えている。本研究で筆者は、清朝政府の対キリスト教政策に注目しつつ、オルドスの王公たちが中央からの命令に基づいて旗内におけるキリスト教問題を解決していたその実態を検証する。オルドスの盟長や旗長らは直接的支配を行う権限を持っていたため、中央からの命令を受けた後、キリスト教問題への対応が内地各省とは異なっていた。オルドス側によるキリスト教問題への措置を検討することによって、中央の命令に従いつつ容認できる範囲で外国人宣教師を保護優遇していたという実態を明らかにする。

第四節 本研究の研究方法与オルドスを研究対象とした理由

第一項 オルドス地方のモンゴル文公文書史料の特徴

清代のモンゴルでは、公文書のやりとりを事務的に行うようになり、且つモンゴル地域では漢文の使用が禁止されたため、地方の役所で大量のモンゴル文公文書が作られた。遊牧民の歴史上、このような大量の公文書が作られたのは清朝時代が初めてである。

チンギス・ハーンは 13 世紀にモンゴル高原を統合し、更に人類の歴史上最大版図を有する世界帝国となる巨大遊牧国家を創設した。1204 年、チンギス・ハーンは捕虜となったナイマン部族のタタウングに命じてウイグル式の縦書きモンゴル文字を作ったが、その詳しい歴史をモンゴル文で記録して残すことはなかった。モンゴル帝国の歴史は研究者たちによって注目されてきたが、主に中国本土の漢人を対象とした漢文史料、ペルシア語とアラブ語の史料、ヨーロッパ人の旅行記、碑文、チベット仏教関係の史料、考古学等に基づいて行われている。14 世紀の半ば頃にな

ると、元王朝中央における帝位争いや地方における自然災害が相次ぐ中で蜂起した白蓮教徒の紅巾の乱(1351年)によって、元の皇帝であるトゴンテムル・ハーンは至正28(1368)年に大都(現在の北京)を放棄してモンゴル高原に撤退した。モンゴル民族は、モンゴル高原に収束した後、明朝やロシア帝国と共存しながら多彩な歴史を残し、16世紀に入ってから数々の「モンゴル年代記」や地方の貴族による法典が編纂されるようになった。しかし、一般のモンゴル人やモンゴル社会を研究する時に根拠となるモンゴル文史料はほぼ存在しなかったと言える。ところが、清代のモンゴルでは、盟旗レベルの行政機関に務める筆帖式(書記)が往来する公文書を檔冊に書き写して旗衙門に保管していた。当時の檔冊が大量に残されていて、内蒙古自治区の呼和浩特市にある内蒙古自治区檔案館や盟旗など地方における檔案館に保管されている。

清代のモンゴル地域は、地理的にゴビ砂漠を目安にして、ゴビ砂漠の南に位置する漠南モンゴルとゴビ砂漠の北に位置する漠北モンゴルと分けられていた。現在の内モンゴルは漠南モンゴルから由来する呼称であり、外モンゴルというのは漠北モンゴルから由来したのである。一方、外藩モンゴルというのは、行政的な意味合いが含まれている概念である。外藩モンゴルでは特定の貴族が旗長(札薩克)に任命されているため、外藩モンゴルの旗を札薩克旗という。漠南モンゴル地域では、6盟が設置され、合計49の札薩克旗がある。漠南モンゴル地域における49の札薩克旗は、1634-1635年頃清朝の支配下に入ったため、行政上「内札薩克蒙古」と呼ばれた。それ以外の札薩旗は後に清朝支配下に入ったため、「外札薩克蒙古」と呼ばれた。清朝政府の内札薩克モンゴルと外札薩克モンゴルに対する管理も若干違っていた。理藩院の旗籍清吏司と典属清吏司が内札薩克モンゴルを管理し、王公清吏司と柔遠清吏司が外札薩克を管理していた。

本研究で扱うオルドスは、漠南モンゴル(内モンゴル地域に相当)に位置しており、外藩モンゴルの内札薩克蒙古に含まれている。オルドスの正式名称は「伊克昭盟」といい、盟内に7つの旗がある。オルドスの西に位置するアラ善和碩特旗と額濟納旗も地理的に漠南モンゴルに位置しているが、康熙36(1697)年に設置された札薩克旗であり、外藩モンゴルの外札薩克蒙古に含まれている。それ以外にも、漠南モンゴル地域では、清朝皇帝の直属地となった帰化城トゥメト2旗、察哈爾八旗などがあり、特定の貴族が世襲する旗長が任命されていない。帰化城トゥメト2旗は、左翼六甲と右翼六甲に分けられており、各々参領6人、佐領30人、前鋒校10人、驍騎校30人などのモンゴル人官員が設けられた。清朝政府は帰化城トゥメト2旗到北京から副都統1人を派遣してモンゴル人官員を管理させた。一方、派遣されてきた帰化城副都統は綏遠城將軍に管轄される。清朝政府は察哈爾八旗に8つの旗と4牧群を設置した。旗の長官は「総管」といい、北京から旗人が派遣されていた。従って、「内属蒙古」というのは「外藩蒙古」と相対する行政的な用語

である。また、呼倫貝爾副都統^{フレンボイル}³⁶の管轄下に置かれた索倫八旗と巴爾虎八旗^{ソロン}^{バルガ}も内属蒙古地域であった。

以上のように、漠南モンゴルでは、行政的に差異が存在する諸旗が混在していた。清代モンゴルでは中国語の勉強と使用が禁止されていたため、内モンゴルでも各地で大量のモンゴル文公文書が作られていて、旗衙門の筆帖式^{ビチエーチ}(書記)は檔冊に公文書を書き写してその檔冊を旗衙門に保管していた。これらの公文書そのものや、筆帖式によって書写された檔冊は、様々な原因で現在残存しなかったものも多い。阿拉善和碩特旗のモンゴル文扎薩克衙門檔案は保存状態が最も良好で、2020年にそれを写真版で収録した史料集である『阿拉善和碩特旗蒙文歴史檔案』が出版された。オールドスの7旗の内では、准格爾旗^{ジュンガル}、顎托克旗^{オトク}、杭錦旗^{ハンギン}3旗の檔案史料の保管状態が良好であると言われている。

内蒙古自治区檔案館では、乾隆4(1739)年から中華民国36(1947)年までの准格爾旗扎薩克衙門檔案93巻130冊が保管されている。2011年に出版された『准格爾旗扎薩克衙門檔案』は全42冊であり、内容は旗務・訴訟・比丁・会盟・爵位世襲・賦税・土地紛糾・開墾地畝・蒙漢争訟・辺疆紛糾・寺廟費用・八白室祭祀・救災賑濟・達慶制度・階級制度・俸禄問題・駅站渡口管理・進貢年班制度・蘇魯克制及び回民起義・義和団運動・清末放墾蒙地・清亡民興などの広範囲に及び、当時の准格爾旗・オールドス地域・内モンゴルの社会制度・経済文化・習俗習慣・宗教信仰及び中央政権との関係などの研究に欠かせない史料である。内蒙古自治区檔案館に保管されているモンゴル文の准格爾旗扎薩克衙門檔案から選び出されて出版された『准格爾旗扎薩克衙門檔案 基督宗教史料』には、508点のキリスト教関係のモンゴル文公文書や書信が写真版で収録されていて、中国北方地区におけるキリスト教伝播の歴史研究に欠かせない一次史料である。一部の文献は中国語に翻訳され、外国人の人名索引も付されており、調べやすい。2017年、指導教員の萩原先生がこれらの史料を研究室に入れたおかげでこのような研究を行うことができた。

杭錦旗扎薩克衙門檔案は、順治6(1649)年から民国38(1949)年までのモンゴル文公文書史料合計4852巻であり、約68500件の公文書史料が残されている。その内の1350巻は清代杭錦旗扎薩克衙門檔案であり、合計24500件の公文書史料が記録されている。当該史料の大部分は鄂爾多斯市檔案館に保管され、一部は内蒙古自治区檔案館と内蒙古社会科学院図書館に移された。2016年に出版された『杭錦旗扎薩克衙門檔案』では、鄂爾多斯市檔案館・内蒙古自治区檔案館・内蒙古社会科学院図書館に保管されている杭錦旗の檔案史料を年代順に写真版で収

³⁶ 呼倫貝爾副都統は北京から派遣される官員であり、黒竜江將軍に指揮される。

録した史料集である。『杭錦旗札薩克衙門檔案』は合計 90 冊出版される予定であり、筆者は 1 から 54 まで入手できている。顎托克旗の札薩克衙門檔案もまもなく出版される予定である。

前述した通り清代のオルドスでは、盟長は中央から送られてきた命令をオルドスの 7 旗に伝達していた。咸豊 2(1852)年、准格爾旗の旗長職を世襲したジャナガルディは、同治 2(1863)年から副盟長を務め、光緒 10(1884)年からオルドスの盟長職と濟農³⁷を兼任し、光緒 27(1901)年に亡くなった。従って、少なくとも光緒 10(1884)年から光緒 27(1901)年まで、中央からオルドスに通知されたキリスト教関連の公文書は全て准格爾旗を経由している。さらに、旗長が解決できなかったキリスト教関連の案件も盟長に上申されていたことが考えられる。このように、総理各国事務衙門からオルドスに送られてきたキリスト教関連の公文書やキリスト教問題を処理した公文書などは、盟長・副盟長を経由していたため、ジュンガル旗の史料からオルドスの全体像を伺うことができる。

第二項 西南モンゴル代牧区の宣教根拠地の集中点

寧夏地方から始まった回民反乱の影響もあって、同治 13(1874)年になってからスクート会の宣教師たちは、シャムテンジンバ(モンゴル人)という人物の案内でオルドスを含む西南部モンゴル地域に向かって布教活動を始めた。光緒元(1875)年からオルドス地域の南部とアラシャ旗の北部で居住することができた。清朝時代、スクート会の活動より前は、オルドスを含む西部内モンゴルでキリスト教を布教して成果を得た前例が見られない。回民の反乱以前、オトク旗の寧條梁周辺では、既存の漢人キリスト教徒は既に 200 人ぐらいに達していたと言われている。しかし、回民の反乱の被害を受けた後、スクート会の宣教師たちが到達した時には、漢人キリスト教徒は 40 人しか残っていなかった。これらの山西省や陝西省からオルドス地域にやってきて耕作または放牧していた漢人キリスト教徒は、宣教師たちに居住地を提供してくれた。一方、宣教師たちが回民地商の案内で自ら耕作地を借りる場合もあった。その時、契約書には漢人教徒の名前を書いていた。光緒 9(1883)年、ローマ教皇はスクート会の請求によってモンゴル教区を更に東・中・西南モンゴル代牧区へと区分した。西南モンゴル教区の範囲は、オルドスを含む西部内モンゴル

³⁷ 濟農というのは、モンゴル帝国期のチンギス・ハーンの四大オールド(宮殿の意)を統率する「晋王」に由来する。チンギス・ハーンは妻と妾を 4 つのオールドにわけ、それぞれボルテ、クラン(メルキト部)、イエスイ、イエスゲンなど 4 人の皇妃(ハトゥン)に管理させた。チンギス・ハーンが亡くなった後、4 つのオールドはモンゴル本部の象徴となった。フピライ・ハーンは至元 29(1292)年に孫カマラを「晋王」に封じて、太祖チンギス・ハーンの 4 大オールドの地を統率させた。明代、「晋王」は「吉囊」と訳されていた。15 世紀半ば頃、チンギス・ハーンの八白宮を管理する人々は現在のオルドス地域に移住して、オルドス部を形成した。オルドス部はチンギス・ハーンを祀っているモンゴル部族として名声が高かった。北元時代、濟囊はハーンに次ぐ権威を持つ称号として尊重され、主にオルドス部の族長が濟農(ジノン)と称された。清代になった後も、濟囊はオルドス部の権威ある称号として用いられた。

地域と寧夏地域であった³⁸。

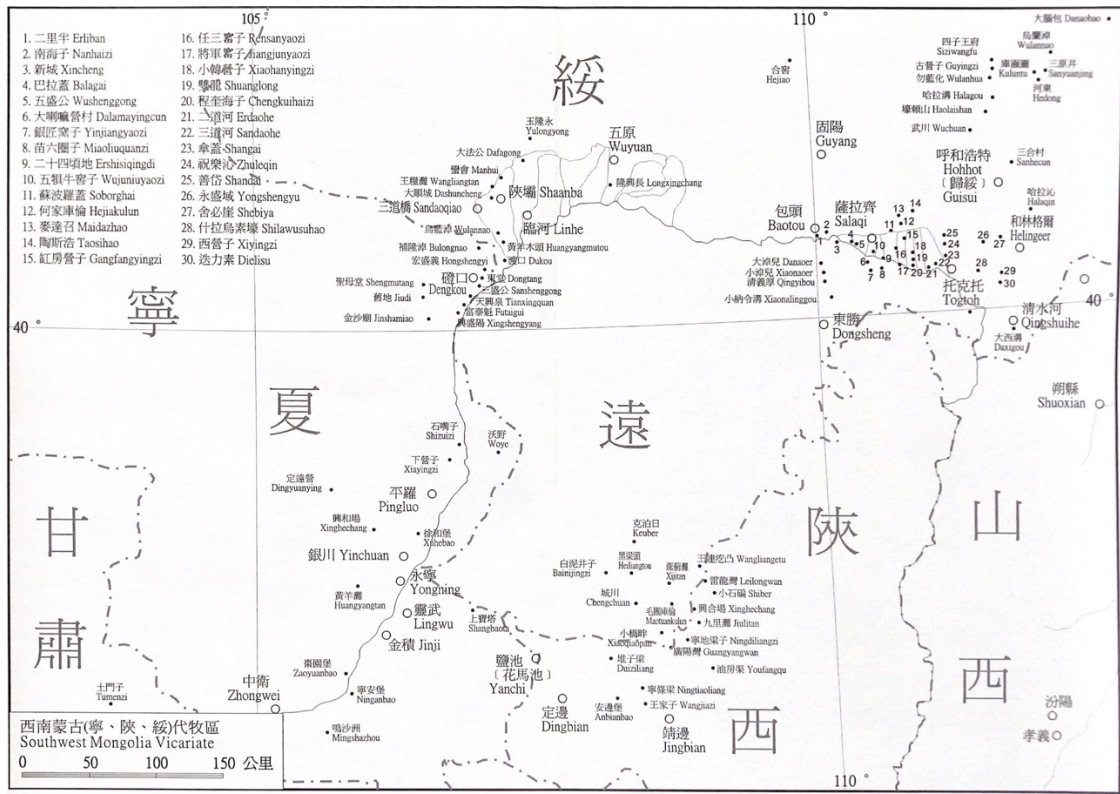
下記の地図は、2002年現在の西南モンゴル代牧区における布教拠点の分配地図である。地図からは、西南モンゴル代牧区の布教拠点が主に、オルドスの西北部では寧夏回族自治区(清代の甘肅省寧夏府)とアラ善盟^{アラシヤ}³⁹とが境界を接する黄河沿いの土地に、またオルドス南部では陝西省と境界が接する万里の長城沿いの土地に、オルドスの東北部で呼和浩特市(清代の帰化城トゥメト2旗)と境界が接する黄河沿いの土地に集中していることがわかる。ベルギー王国のスクート会は、光緒元(1875)年にアラ善の三盛公(モンゴル語の地名:ドロンソハイ)という所で耕作地を獲得し、同(1875)年に顎托克旗^{オトク}の城川(モンゴル語の地名:ボルバルガス)という所に耕作地を獲得し、光緒6(1880)年に帰化城トゥメト2旗の二十四頃地という所に耕作地を獲得して、この3箇所を拠点にして宣教していた。光緒9(1883)年、西南モンゴル代牧区が区分された後、アラ善の三盛公(モンゴル語の地名:ドロンソハイ)、顎托克旗の城川(モンゴル語の地名:ボルバルガス)、帰化城トゥメト2旗の二十四頃地が3つの布教拠点となったのである。さらに前述した通りに、義和団事件(1900年)の際の戦闘もこの3箇所に集中していた。

スクート会は、オルドスで耕作地を獲得した後、キリスト教に改宗した山西省・帰化城トゥメト2旗・包頭などの漢人やオルドス・察哈爾八旗・帰化城トゥメト2旗のモンゴル人をそれらの土地に移住させていた。スクート会はオルドスで放牧地を借りてキリスト教徒に家畜を貸してやることもあった。しかし、漢人農民の教徒数が圧倒的に多かったため、スクート会の布教拠点もオルドスの耕作可能な地域に集中していた。従って、オルドスにおけるスクート会の宣教を中心とするキリスト教問題を研究することは、内モンゴル西部地域全体におけるキリストの歴史研究としても大きな意義を有するであろう。

³⁸ 宝・宋 2008 を参照。

³⁹ 清朝時代は盟を設置しなかった。康熙36(1697)年にアラ善和碩特旗を設け、乾隆18(1753)年に額濟納土爾扈特旗を設けて、オルドスなど三方を黄河に囲まれた河套地方の西に位置する2旗という意味で西套二旗と呼ばれていた。清代のアラ善和碩特旗と額濟納土爾扈特旗は外藩モンゴルの外札薩克蒙古に含まれていた。アラ善和碩特旗は陝甘総督によって指揮され、額濟納土爾扈特旗は理藩院に直属する。ベルギー王国のスクート会は、光緒元(1875)年にアラ善和碩特旗の三盛公という所で布教拠点を獲得でき、三盛公の東に位置するオルドス・達拉特旗^{ダラト}にも進出できた。アラ善和碩特旗を略してアラ善旗ともいうため、本研究でも必要に応じてアラ善とする場合がある。

地図 4:2002 年の西南モンゴル教区⁴⁰



4. 西南蒙古(寧、陝、綏)代牧區 (Southwest Mongolia Vicariate)

第三項 本研究で利用する史料

本研究では、以下の史料を利用する。

史料①准格爾旗人民政府・内蒙古大学蒙古学学院・内蒙古自治区檔案館編、烏日図那斯図・

烏蘭・浩畢斯 2011 *jegün yar qosiyun-u jasay yamun-u dangsa* 『准格爾旗札薩克衙門檔案(蒙古文)』(全 42 冊。モンゴル文。写真版)、内蒙古出版集團・内蒙古科学技術出版社。2017 年 8 月 16 日～9 月 8 日に筆者自身が所蔵元である内蒙古自治区檔案館にて原本を確認してきた。

史料②内蒙古大学蒙古学研究中心・内蒙古自治区檔案館・准格爾旗檔案局共同編集、蘇德畢

力格主編 2011 *jegün yar qosiyun-u jasay yamun-u dangsan daki kristus-un šašin-u teiken material* 『准格爾旗札薩克衙門檔案 基督宗教史料』。(全一冊、モンゴル文。写真版)、広西師範大学出版社。内蒙古自治区檔案所蔵史料

史料③中共准格爾旗委員会・准格爾旗人民政府・内蒙古大学蒙古学研究中心・内蒙古自治区

⁴⁰ Taveirne2004、p.31 の地図をそのまま引用

檔案館訳編 2007 *jegün yar qosiyun-u jasay yamun-u dangsa ebkemel-ün orčiyulya-yin emkidkel* 『准格爾旗札薩克衙門檔案訳編』(全3冊: 内蒙古自治区檔案所蔵のモンゴル文史料からの中国語訳) 内蒙古人民出版社

史料④ 自治区民委少数民族古籍研究室、鄂爾多斯市檔案局(館)、内蒙古自治区檔案局(館)、鄂爾多斯市民委、杭錦旗人民政府、杭錦旗民族宗教局共同編纂(2016～未定) *qangin qosiyun-u jasay yamun-n dangsa* 『杭錦旗札薩克衙門檔案』(1-54 巻まで入手済み。康熙 35(1696)年4月22日から中華民國 8(1919)年1月29日までのモンゴル文公文書史料が写真版で収録されている。90冊前後になる可能性がある。)

史料⑤ 李吉日木図主編 2017 *ordus barayun yarun emünetü qosiyun-u jasay yamun-n dangsa ebkemel* 『鄂爾多斯右翼前旗(烏審)札薩克衙門檔案』(全20冊。モンゴル文。一部のモンゴル文公文書史料は中国語に翻訳されている。写真版。) 遠方出版社。この史料集は内蒙古自治区檔案館、内蒙古自治区社会科学院図書館、鄂爾多斯市檔案局(館)、阿拉善左旗檔案館、陝西省榆林市榆陽区(清代の榆林県) 檔案館、烏審旗檔案館などの檔案館に所蔵されている档案史料の中から、烏審旗のモンゴル文档案史料約6000件を集めて年代順に整理して写真版で収録した史料集である。烏審旗札薩克衙門檔案の保管状況は良くない中で現在まで残された公文書を出版した史料として価値が高い。

史料⑥ 鄂爾多斯右翼中旗蒙古文歴史檔案編集委員会整理、斯・特日格勒主編 2011 *ordus barayun yarun dumdadu qosiyun-u teüke-yin mongyol dangsa ebkemel-ün sungyumal* 『鄂爾多斯右翼中旗蒙古文歴史檔案選編』(全12冊。モンゴル文。写真版) 内蒙古出版集團・内蒙古文化出版社。内蒙古自治区檔案所蔵史料。

史料⑦ 蘇雅拉図・布仁巴依爾編 2015 *alasa husuud qosiyun-u mongyol dangsa* 『阿拉善和碩特蒙古文歴史檔案』内蒙古出版集團・遠方出版社。1-50巻まで入手しており、雍正 11(1733)年から宣統 3(1911)年3月27日までのモンゴル文公文書史料を写真版で収録している。本史料集は阿拉善左旗檔案館に所蔵されているモンゴル文公文書史料を写真版で出版したものである。清代の阿拉善和碩特旗は理藩院が直接管轄する特別旗であり、清朝の王室とも姻戚関係を持っていた。本史料集では、阿拉善和碩特旗が中央や周辺の旗と各省の県との間でやりとりした公文書を檔冊に記録したものを写真版で出版したものである。その内容は政治、経済、軍事、宗教な豊富な内容が記録されていて、当時の歴史・地理・文学・哲学・宗教・政治・生活・民俗などの研究に不可欠な第一次史料である。

史料⑧中央研究院近代史研究所編 1974『教務教案檔』(全7輯、合計21冊)中央研究院近代史研究所(台湾)。*本史料は、清朝末期に設立された総理各国事務衙門の檔案史料であり、台湾の中央研究院近代史研究所に保管されている。総理各国事務衙門檔案を公表するに当たって、《海防檔》、《礦物檔》、《四國新檔》、《越南檔》、《清季中日韓關係史料》、《教務教案檔》が刊行されている。本研究では《教務教案檔》を利用する。この史料は、1959年7月から整理され、1974年2月から1981年11月にかけて刊行された。第1輯は計3冊あり、1974年2月に出版された。咸豐10(1860)年から同治5(1866)年までの檔案史料が収録されている。第2輯は計3冊あり、1974年8月に出版された。同治6(1867)年から同治9(1870)年までの檔案史料が収録されている。第3輯は計3冊あり、1975年2月に出版された。同治10(1871)年から光緒4(1878)年までの檔案史料が収録されている。第4輯は計3冊あり、1975年5月に出版された。光緒5(1879)年から光緒12(1886)年までの檔案史料が収録されている。第5輯は4冊あり、1977年10月に出版された。光緒13(1887)年から光緒21(1895)年までの檔案史料が収録されている。第6輯は3冊あり、1980年9月に出版された。光緒22(1896)年から光緒25(1899)年までの檔案史料が収録されている。第7輯は2冊あり、1981年11月に出版された。光緒13(1887)年から光緒21(1895)年までの檔案史料が収録されている。以上の内、第3輯の中でオールドスに関する文書が見られる。光緒3(1877)年からオールドス地域で地元の官員とキリスト教関係者との間でトラブルがあり、文書で報告されている。

史料⑨包桂芹(編)1994『欽定外藩蒙古回部王公表伝』民族出版社

史料⑩[清]理藩院修/楊選第・金峰校注『理藩院則例』海拉爾市:内蒙古文化出版社

史料⑪沈雲龍編 1967『光緒會典』(近代中國史料叢刊)文海出版社

史料⑫『光緒蒙古志』/[清]姚明輝纂、『乾隆河套志』/[清]陳履中纂、『民國河套圖志』/[張鵬一纂]。以上三点を収録するのは『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯 1』南京:鳳凰出版社、[上海]:上海書店、[成都]:巴蜀書社。

史料⑬『光緒歸綏道志(一)』/[清]高賡恩纂『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯 8』南京:鳳凰出版社、[上海]:上海書店、[成都]:巴蜀書社。

史料⑭『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯 3』

史料⑮『光緒歸綏道志(一)』/[清]高賡恩纂『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯 8』南京:鳳凰出版社、[上海]:上海書店、[成都]:巴蜀書社。

史料⑯『中国地方志集成:内蒙古府縣志輯 9』

史料⑰『中国地方志集成：内蒙古府縣志輯 12』

史料⑱金志章撰 1919『滿蒙業書一：口北三廳志』滿蒙業書刊行会

史料⑲東亜同文会編纂 1920『支那省別全誌第 18 卷：直隸省』東亜同文会發行

史料⑳満州国国务院興安局 1939?『興安南省科爾沁左翼中旗実態調査報告書』出版地不明

史料㉑新華書店北京發行所 1991『清會典事例』(全 12 冊)中華書局

第五節 オルドスの略史

「オルドス」というのは「オルド」というモンゴル語の複数形であり、「宮殿」を意味する。チンギス・ハーンは 4 つの「オルド」⁴¹を作り、4 人のカトゥン(皇妃)に管理させた。後に 4 つのオルドがモンゴルの本部を意味するようになり、フビライ・ハーンは孫を晋王に封じて 4 オルドの地域を管理させた。明朝時代、「晋王」という称号は吉囊と中国語に訳されて、後に吉農^{ジノン}と呼ばれるようになった。15 世紀頃、チンギス・ハーンの八白宮祭祀を主催する集団は三方が黄河に囲まれた地域に集まり、オルドス部という集団を形成した。地名もオルドスと名付けられた。オルドス部はチンギス・ハーン直系の子孫である吉農によって統轄されていた。アクバルジ(中国語：阿噶巴爾濟)が北元時代に初めて吉農と称したモンゴル帝国の皇族であった。彼は 1452 年、モンゴル帝国時代から数えて 28 代のハーン(皇帝)として即位したが、オイラト部の首領エセン⁴²に殺されて帝位を篡奪された。1474～1517 年、アクバルジの曾孫バトムフ・ダヤンハーン⁴³はモンゴル地域を一時的に統一させて黄金の一族⁴⁴の先祖を祭った。バトムフ・ダヤンハーンは 11 人の息子にそれぞれの領地を与えたと言われている。第三子バルスポロドには西モンゴルにおけるオルドス、ヨンシェブ、トゥメなどの 3 つのトゥメン⁴⁵を与えて、吉農^{ジノン}に封じた。バルスポロド吉農は 7 人の息子がいて、長男のメルゲンハルが吉農を継承してオルドス・トゥメンを統率した。メルゲンハル吉農は一般的にグンビリグト吉農と呼ばれている。彼は 9 人の息子がいて、その 9 人がオルドス部の 7 旗の最初の祖先になった。清朝に帰属する前は察哈爾部のリンダン・ハーンに従属していた。

⁴¹ オルドは中国語で幹耳朶、幹魯朶、兀儿朶、幹里朶、兀魯朶、窩里陀、幹爾朶、鄂爾多と書かれることがある。オルドスの「鄂爾多斯」という漢字表記は「鄂爾多」から由来したと考えられる。

⁴² オイラト部の首領エセンは母方がチンギス・ハーンの血を引いている貴族である。唯一非チンギス・ハーン裔としてハーンに即位したモンゴル貴族であったが、モンゴルのハーンを称したことによって部下に殺された。明軍を破って、明英宗を捕虜したことで知られている。

⁴³ バトムフは、チンギス・ハーンの第 15 代目の子孫である。当時モンゴル高原に生き残った唯一のチンギス・ハーンの男系子孫であると言われている。バトムフがモンゴル高原を統一して、モンゴルのハーンになった時の称号はダヤンハーンという。

⁴⁴ 元々はボルジギン氏族全体を指していたが後にチンギス・ハーン直系の子孫を指すことになった。

⁴⁵ 一万戸以上の属民を有する領地、あるいは侯爵の最高位である。3 つのトゥメンはそれぞれオルドス・トゥメン、ヨンシェブ(永謝布)・トゥメンとトゥメト・トゥメンのことを指す。

オールドス部が清朝に帰属した後、清朝政府は順治 6(1649)年から盟旗制度を導入し、まずは 6 つの旗が設置された。乾隆元(1736)年にザサク旗が増設された。清代のオールドス各旗の王家であるグンビリグト吉農の 9 人の息子の後裔がオールドス各旗の旗長に選任された貴族である。オールドスの各旗をまとめて一つの盟を設置した。一回目の会盟が、伊克昭⁴⁶というチベット仏教の廟で行われたため、盟の正式名称は「^{イフジョー}伊克昭盟」と名付けられた。公文書の中ではオールドスと呼ばれることも多い。スクート会の会員である費爾林敦(Verlinden Remi)が描いたオールドス全体の地図は以下の通りである。費爾林敦が書いた地図では、旗と旗の境界線がおおよそのところで書かれている。オールドスの 7 旗は、以下に再掲した表 1 で示したようにそれぞれ①ダラト旗、②ジューンガル旗、③ハンギン旗、④郡王旗、⑤ザサク、⑥ウーシン旗⑦オトク旗と呼ばれていて、公文書の中でもこれらの名称が使われている。本研究では基本的にオールドス地域をオールドスとカタカナで表記し、必要に応じてイフジョー盟という正式な盟の名も使う。モンゴル文公文書では公式な旗の名称が使われていないため、本研究ではモンゴル語の旗名をカタカナで表記する。総理各国事務衙門などの漢文史料では、旗名が表の通りに漢字で表記されている。漢字で書かれた旗名の読み仮名は筆者がつけた。

表 2. 清朝時代のイフ・ジョー盟⁴⁷

盟名	旗名	公式な旗の名称	設立	佐領(モンゴル語: ^{ソム} 蘇木)数
イフジョー 伊克昭盟 オールドス (鄂爾多斯)	① ^{ダラト} 達拉特旗	鄂爾多斯左翼後旗	1650 年	40
	② ^{ジュンガル} 准格爾旗	鄂爾多斯左翼前旗	1649 年	42
	③ ^{ハンギン} 杭錦旗	鄂爾多斯右翼後旗	1649 年	36
	④ ^{グンオウ} 郡王旗	鄂爾多斯左翼中旗	1649 年	17
	⑤ ^{ザサク} 札薩克旗	鄂爾多斯右翼前末旗	1736 年	13
	⑥ ^{ウーシン} 烏審旗	鄂爾多斯右翼前旗	1649 年	42
	⑦ ^{オトク} 額特克旗	鄂爾多斯右翼中旗	1650 年	84

⁴⁶ 王愛昭ともいう。グンビリグト吉農の曾孫ポショクト吉農が立てたチベット仏教ゲルク派の廟である。

⁴⁷ ナムスライ 1984、pp. 147-167 を参照して筆者が作成した表である。

第一章 モンゴルにおけるキリスト教の歴史と明清時代の外国人宣教師

小序

この第一章では、先行研究に基づいて咸豊 10(1860)年に至るまでの中国に於けるキリスト教史の概説とモンゴルに於けるキリスト教の歴史をまとめることによって、清末期にキリスト教の信仰と布教が再び合法化された後のモンゴルにおけるキリスト教布教のスタートラインを提示したい。第一章の記述は、松田 2003、佐藤 2015、菊池 2020、濱 1995、平野 2018、バンカート 2004、張 2019、王・蘇 2010、古 2002 などの先行研究を引用する以外、キリスト教に関する記述は研究社の『新カトリック大事典 I～IV』を参考した。

第一節 中国に伝わってきた景教(いわゆるネストリウス派キリスト教)⁴⁸

イエス・キリストが死んだ後、その 12 人の弟子が各地で宣教を始めた。新約聖書外典の『トマサ行伝』には、インドで布教していた使徒トマスが中国でも布教していたという伝説があるが、それを裏付ける証拠はない。歴史学者は、使徒トマスが中国で宣教したという伝説は 13 世紀末から 14 世紀に作られて、15 世紀頃にインドで流行ったと推測している。6 世紀頃、ネストリウス派キリスト教は中央アジアのトルコ系諸部族に広まり、それが南シベリアのバイカル湖まで達し、中国でも布教された。7 世紀頃、唐王朝で流行った景教は最も早く中国に伝来したキリスト教の宗派だと実証されている。明代の熹宗の天啓 5(1625)年に、西安の周辺で発見された「大秦⁴⁹景教流行中国碑」という碑文では、唐代の貞観 9(635)年、ネストリウス派の主教である阿羅本がアッシリア東方教会の使節として宣教団を率いて長安にやってきたと記録されている。当該碑文は唐徳宗の建中 2(781)年に建てられた。景教というのはネストリウス派を指している。最初は波斯経教と呼ばれていたが、キリスト教の起源地は大秦国(ローマ帝国)であると知られたことによって「大秦景教」と呼ぶようになった。唐の太宗は宰相・房玄齢に命じて主教阿羅本一行を長安郊外で出迎え、貞観 12(638)年に景教の宣教を許可した。朝廷が資金を援助して長安で景教の礼拝堂である波斯⁵⁰寺

⁴⁸ 景教。ネストリウス派 Nestorianism。ネストリウスはキリストの神性と人性を認めるが人性を強調して、マリアを「神の母」と呼ぶことを拒否したことによって異端とされ、国外追放になってエジプトに移った。ネストリウス派はエフェソス公会議で異端とされた主教たちを中心に形成され、シリア、メソポタミア、ペルシア、イラクなどの地域に影響を及ぼした。ペルシアで勢力を得てインドで宣教し、5-6 世紀頃に中央アジアと現在の新疆地域で宣教し、7 世紀頃には中国内地でも流行った。ネストリウス派キリスト教は現在も存在していて、現在の教徒たちの主張に基づいて「ネストリウス派」ではなく「東方シリア教会」と呼ばれる傾向がある。

⁴⁹ 大秦はローマ帝国と東ローマ帝国に対する古称である。シリアも大秦と呼ばれることがある。

⁵⁰ ペルシア。中国の六朝、隋唐期にはイランに対する呼称であった。

が建てられ、後に大秦寺と呼ばれた。景教は長安をはじめ、寧夏省と四川省に伝わった。武則天は仏教を奨励し、唐代の武宗の會昌5(845)年9月30日には滅教詔諭が發布されて景教も抑圧された。それによって当該碑文は埋蔵されたようである。

唐末、五代十国⁵¹及び宋朝では、景教が抑圧されて中原⁵²と呼ばれる黄河中流・下流域では景教の信仰が中断された。一方、唐朝、五代十国、宋朝と同じ時期に並存していた中国周辺の王朝では景教の信仰が存在していたと言われている。北宋時代(960年2月4日-1127年3月20日)、中国の西北辺境地域では景教の宣教活動が頻繁に行われていた。

第二節 モンゴルにおけるキリスト教の歴史

前述したように、7世紀頃唐代に景教が伝わってきたが、7世紀中葉以降イスラム教が近東全域に浸透して、西方キリスト教諸国と中国との交渉が難しくなった。唐代以降の中国本土ではキリスト教が禁じられたことによってキリスト教の信仰が中断されたが、極東におけるキリスト教の信仰は存続していた。様々な遊牧系国家と遊牧系政権が興亡してきたモンゴル高原では、有力な遊牧集団として活躍していたテュルク系遊牧民がネストリウス派のキリスト教を信仰していた。11世紀頃のモンゴル部は、ネストリウス派キリスト教を信仰するケレイト部⁵³、ナイマン部⁵⁴、オングト部⁵⁵、メルキト部⁵⁶などのテュルク系遊牧民集団と並存していた。これらのテュルク系遊牧民集団は、モンゴル帝国に征服された後次第にモンゴル化して、モンゴル系遊牧集団となる。

12世紀前後、モンゴル系遊牧民はゴビ砂漠の南北で活発になり、モンゴル部とタタル部は同盟を結んでいた。1094年、タタル部は遼王朝に破られ、モンゴル部とタタル部との部族同盟が解体された。1115年、次第に強くなった女真人(または女直人、後の清王朝を立てた満洲人)は、金

⁵¹ 五代十国は907年から979年まで唐朝の滅亡から北宋の成立までの間に存在した政権のことを指す。五代は黄河流域を中心とする華北地域と中原地域に存在した政権であり、それぞれ後遼、後唐、後晋、後漢、後周と言う。中原の周辺や中国南部では様々な政権が興亡していた。その内の前蜀、後蜀、呉、南唐、荆南、呉越、閩、楚、南漢、北漢が10国と言われているが、同時に存在していたわけではなかった。

⁵² 中原というのは黄河の中流と下流地域であり、主に現在の河南省の大部分、山東省西部、河北省、山西省南部などの地域を指す。広く中国を指す意味もある。

⁵³ ケレイト部は現在のモンゴル国の中部に流れるトール川からハンガイ山脈付近にいたテュルク系遊牧民の集団である。11世紀初頭、ケレイト部はネストリウス派の宣教師によってキリスト教に改宗した。遼代や金王朝の時、漠北モンゴル地域で活躍していた有力な遊牧集団であった。

⁵⁴ ナイマン部はケレイト部の西に位置していた遊牧集団である。ナイマン部最後の首領クチュルクと彼の祖先はネストリウス派キリスト教徒であった。

⁵⁵ オングト部はモンゴル帝国以前から元代にかけて存在したテュルク系遊牧民であったが、次第にモンゴル化した。モンゴル帝国前のオングト部は敬虔なネストリウス派キリスト教徒であったと言われている。オングト部はゴビ砂漠の南、陰山山脈周辺に分布していて、金王朝の辺境を守備していたが、モンゴル部、ケレイト部、ナイマンと密接な関わりがあった。

⁵⁶ メルキト部はモンゴル高原の北部から東南シベリアにかけた地域にいた遊牧集団であり、南でケレイト部と接し、西でナイマン部と接し、東でモンゴル部と接していた。

王朝を建て、遼王朝に反旗を翻した。1125年、遼王朝は金王朝によって滅ぼされた。1127年、モンゴル部は遼から離脱し、チンギス・ハーンの曾祖父ハブル・ハンが部族長に選ばれたといわれる。ハブル・ハンがモンゴル部を統一させてモンゴル帝国の前身であるハムク・モンゴル・ウルスを建国して、モンゴル部初代ハンとなった。1132年頃、ハブル・ハンの後継者であるアンバガイ・ハンは、タタル人に捕らわれて金王朝に連行された後処刑された。それによって、モンゴル部とタタル部との間で戦争が始まった。テムジン(チンギス・ハーン)がハンに選ばれた後、モンゴル部は次第に強くなり、ホンギラトやオングトなどの部族が服属した。モンゴル・ウルスは1202年にタタルを征服し、1204年にナイマン部を征服し、1206年にモンゴル帝国が建設された。テムジンはチンギス・ハーンという称号で全モンゴルのハンとなった。チンギス・ハーンの子孫はアジアの大半と東ヨーロッパまで版図を広げて巨大なモンゴル帝国を建設した。5代目のハンであるフビライ・ハーンは、モンゴル高原と中国本土を中心とする元王朝(1271年-1368年)を創設した。このように、ハムク・モンゴル・ウルスの建設からモンゴル帝国の繁栄につれて、ケレイト部、オングト部、ナイマン部、メルキド部などキリスト教を信仰するテュルク系遊牧民が併合されたことが分かる。チンギス・ハーンをはじめとするモンゴル帝国の皇室もケレイト部、オングト部、ナイマン部、メルキト部と姻婚関係を持っていて、キリスト教に寛容な政策を実施していた。

カトリックもモンゴル帝国にフランシスコ会の会員を使節団として派遣していた。元朝では、景教とカトリックの宣教師や信者がエルケウン(中国語:也里可温)と呼ばれていた。1289年、元朝政府は崇福司⁵⁷と呼ばれる官庁を設けて、エルケウンと呼ばれるネストリウス派キリスト教を管轄させ、ネストリウス派の教徒や司教らは免税などの特権を有していた。首都カンバリック(北京のことを指す)には大主教が置かれていた。1253-1255年、フランシスコ会員ピアン・デル・カルピネのヨアンネスはローマ教皇の使節団としてカラコルムを訪問した。1253-1255年、フランシスコ会員リュブリュキのギョームはフランス王ルイ9世の使節団としてモンゴルを訪問した。1268年、中央アジアにいたネストリウス派キリスト教徒であるマール・セルギスは、元朝に招かれ、鎮江という所に7箇所の教会を建てて帝室の安泰を祈りつつ伝道活動を行っていた。1293-1294年、フランシスコ会員モンテ・コルヴィーノのジョヴァンニはインドを経て北京にやってきて、元王朝治下での布教許可を得て正式に布教活動を始め、1307年にはローマ教皇によってカンバリック大司教に任命された。ネストリウス派は大都、甘州、寧夏、天徳、西安、泉州、揚州、昆明、鎮江などの所に教堂を建てていて、全国で合計72ヶ所にネストリウス派の十字寺があった。しかし、1368年に元王朝がモンゴ

⁵⁷ 元代ではキリスト教を管理する崇福司以外にも、仏教を管理する宣政院、道教を管理する集賢院、イスラム教を管理する回回哈的司が設けられていた。

ル高原に後退すると、明朝がキリスト教を禁じたことによって、中国本土におけるフランシスコ会の宣教拠点も消滅した。

一方、モンゴル高原ではネストリウス派キリスト教の信仰が続いていた可能性が高い。現在の内蒙古自治区包頭市百靈廟鎮の北、約 30km 離れた所にオロンスム土城という遺跡がある。前述したオングド部の王家がいた場所であった。16 世紀、オロンスムはアルタン・ハンによって占領され、アルタン・ハンがチベット仏教を導入したことによってここに仏寺が建てられた。オロンスムというのは「多くの寺」という意味であり、たくさんの寺が建てられたことによってオロンスムという地名になった。一方、1927 年、S. ヘディンのシルクロード調査隊は碑文からここが元朝時代の王府であったことを確認している。江上波夫は 1935 年、1939 年、1941 年と 3 回に渡ってオロンスムで調査を行い、ネストリウス派キリスト教を信仰するオングド部の王府であったことを明らかにしている。オングド王家は 15 代のバテムルまで続き、明代に入った後の趙王も知られている。明朝以降になると、オロンスムのネストリウス派教徒は黄河を渡り、オールドス地域のウーシン族のエルクートと呼ばれる集団が現れた。エルクートはエルケウンの複数形である。1930 年代の報告書によると、エルクートは葬式や聖餐式で十字架を使用し、洗礼式を行っていたため、ネストリウス派キリスト教徒の痕跡かもしれないと言われている⁵⁸。

外国人宣教師が再びモンゴル地域で宣教し始めたのは、明末清初期に海路で入ってきたポルトガル保護下のイエズス会やフランスのヴィンセンシオの宣教会（遣使会）などである。ベルギー王国のスクート会（聖母聖心会）は、北京条約（1860 年）が結ばれてキリスト教の宣教が合法化された後にモンゴル代牧区の管理を受け継いだ宣教会である。スクート会は清代のオールドスで宣教して唯一成功した宣教会だと言われている。

第三節 アジア宣教を志す宣教師と明末清初期の中国に伝わってきたキリスト教

12 世紀頃、ヨーロッパではプレスター・ジョン伝説が流行り、アジアまたはアフリカにいるネストリウス派の司祭がキリスト教王国を建設してイスラム教徒に勝利したと考えられていた。イスラム教徒との戦争が続くと、ヨーロッパ諸国や十字軍の中ではプレスター・ジョンに対する期待が高まっていた。プレスター・ジョンの伝説は恐らく、ナイマン部やオングト部などの勢力がネストリウス派キリスト教を信仰していたことに由来したと言われているが、15 世紀頃のモンゴル人勢力はモンゴル高原に後退しており、明王朝も鎖国政策を実施していた。

⁵⁸ 松田 2003 を参考。

一方、ヨーロッパのキリスト教世界では11世紀からやや生産力が高まり、地中海の貿易が再び活発になっていた。イタリア人は十字軍運動の刺激によって東方貿易を始め、ヨーロッパに香辛料などの貴重品をもたらした。13世紀、イタリア人商人マルコ・ポーロが陸路で元朝にやってきて、海路でベネチアに帰ったこともヨーロッパで広まっていた。その後、15世紀に入ると、オスマン帝国が地中海を制覇して、地中海での貿易に高い税金をかけたことによって、ヨーロッパでは新たな貿易ルートを開拓する渴望が高まり始めた。ベネチア商人は地中海におけるイスラム諸国との貿易をほぼ独占していた。ベネチアと対立していたジェノバ商人は、ポルトガルやスペインの大西洋進出に出資して地中海貿易に対抗した。ポルトガルとスペインもイベリア半島からイスラム勢力を追い出そうとしていた。頑丈なキャラック船が作られるようになった上、イスラム経由で入ってきた羅針盤による外洋航海が可能になって大航海時代が始まり、ディアスの喜望峰回航、ガマのインド航路開拓、コロンブスのアメリカ大陸到達、マゼランの世界周航が行われた。

アメリカ大陸が発見された後、ローマ教皇アレクサンデルは、ポルトガルとスペイン両国の要請に応じて1494年5月4日に『トルデシヤス条約(Treaty of Tordesillas)』を締結して、アゾレス島の西方100マイルを両国の占領地の境界線と定めた。1529年のサラゴサ⁵⁹での協議によって、東洋においてはポルトガルとスペインが発見した境界線をモルッカ諸島の東方約297マイルに決めた。ポルトガルとスペインは、16世紀から20世紀にかけてローマ教皇の認可の下で植民地における教会の設置と、教会の管理及び財政のために果たす国家的な役割である保護権⁶⁰が与えられた。ポルトガル領における保護権は、キリスト教の騎士団からポルトガル王室に移った。ポルトガル王室の勢力下に入った南米ブラジル、アフリカの西岸と東岸地域、ゴアをはじめとするインド南部、マラッカ、マカオなどの貿易拠点でポルトガル保護下の司教区が設立された。

16世紀の西ヨーロッパでは、ドイツのルターが95か条の意見書を発表してローマ教皇の免罪符販売を攻撃したことをきっかけに、宗教改革が展開された。この宗教運動は、カトリックの教理と伝承に反対して、ローマ教皇の権威を否定した。宗教改革の支持者たちは、人間は信仰によって救われるため、聖書のみが神の国を示すと主張し、カトリックから分離してプロテスタントが創設された。カトリック側はこの宗教改革に抵抗して、トリエント公会議⁶¹の開催やイエズス会の創立などのカトリック改革が行われた。イエズス会は厳しい規律を定め、高等教育を受けた会員は非キリ

⁵⁹ サラゴサ Zaragoza はスペインの北東部に位置する都市である。

⁶⁰ 保護権は権利と義務が伴っている。保護権を有する国家は宣教組織の形成、司教の任命、司教区の創設、宣教師の選抜と資格検査など様々な権利と特権を持っている。同時に、宣教師の派遣や宣教活動と教会維持に必要な資金を提供する義務がある。

⁶¹ 1545年-1563年、トリエントを中心に行われたカトリック教会の総会議を指す。宗教改革に抵抗して教会粛清や教義の確定が行われ、近代カトリックの基礎を作った。

スト教徒に宣教して、プロテスタントの拡大に対抗するカトリックの「防波堤」になることを目指した。創設者は、イエズス会は総長をトップとする組織であり、会員は教皇と総長に絶対服従すべきだと1554年に定めた。イエズス会の初期布教活動はアジアを主要な舞台とし、ポルトガル国王の保護の下でポルトガル商人の資金援助を受けて東アジアに宣教師を派遣し始めた。当時、明朝は鎖国政策を実施していたため、1552年にマカオに滞在していたイエズス会の会員フランシスコ・ザビエルの中国で宣教するという願は叶わなかった。マカオは1557年からポルトガルの居住地となり、アジアにおける宣教を志すイエズス会にとっても重要な宣教拠点ともなった。1568年、イエズス会の会員カルネイル・レイタンはローマ教皇によって司教に任命され、極東宣教団の使徒座管理者としてマカオに赴任してきた。1576年、マカオ司教区が創設され、インドシナ、中国、モンゴル、日本、朝鮮への裁治権が任せられた。イエズス会の会員リッチ⁶²は、1583年にマカオから中国に向かい、1601年から1610年まで北京に定住して宣教拠点を作った。1565年、マカオにサン・パウロ学院が開設され、同学院は1594年にローマ教皇によって大学の権限を付与されて、アジア最初のカトリック大学となり、中国語、日本語、ベトナム語の教育が行われた。イエズス会の会員は現地語を学んで宣教していた。16世紀末、イエズス会以外にも、フランシスコ会⁶³(1579年にマカオへ)、アウグスチノ会⁶⁴(1587年にマカオへ)、ドミニコ会⁶⁵(1587年にマカオへ)などのカトリックの宣教会はマカオにやってきて、宣教拠点を作っていた。

イエズス会はポルトガル国王の保護権を後ろ盾にして、東アジアにおける宣教を独占してきた。1622年、ローマ教皇庁は、ポルトガルとスペインの保護権を盾にした植民地主義から海外宣教を奪回するために布教聖省を創設して、イエズス会の宣教活動に直接介入するようになった。オランダやイギリスなど新興列強との競争も強まり、ポルトガルは保護権を行使し難くなりはじめた。

⁶² イタリア人宣教師マテオ・リッチは、万暦29(1601)年に高官の紹介で宮廷に入ることに成功した。マテオ・リッチは「利瑪竇」という中国名を名乗った。

⁶³ フランシスコ会(ラテン語: *Ordo Fratrum Minorum*、英語: *Franciscans*、略号: *O.F.M.*)。中国語では「方濟各会」または「小兄弟会」と言う。アッシジのフランチェスコによって創設された男子修道会であり、1209年4月16日にローマ教皇によって修道会の創立が認可された。フランシスコ会員は自らを「(アッシジの) 償いを行う者たち」と自称していたが、「小さき兄弟会」と呼ばれるようになった。13世紀頃、フランシスコ会はバルカン半島のアルバニアなどで宣教していたが、14-15世紀頃にオスマン帝国の進出によって途絶した。一方、中央アジアを経て東方への宣教を行った。前述のように1253-1255年、フランシスコ会員ピアン・デル・カルビネのヨアンネスはローマ教皇の使節団としてモンゴルを訪問した。1253-1255年、フランシスコ会員リュブリュキのギョームはフランス王ルイ9世の使節団としてモンゴルを訪問した。フランシスコ会員は1293年に許可を得て宣教していたが、元朝が滅びた1368年に宣教拠点も消滅した。15世紀以降、フランシスコ会は世界宣教の新しい時代に入る。

⁶⁴ アウグスチノ会 *Augustinian Order*。11世紀から12世紀のイタリアでは、アウグスティヌスの会則を基本とする修道者団体が複数存在していた。13世紀初頭に、修道者がスペイン、ドイツ、フランスに派遣されて修道院が設立された。1244年、ローマ教皇は枢機卿にこれらの修道院の統合を命じた。

⁶⁵ ドミニコ会(ラテン語: *Ordo Fratrum Praedicatorum*、英語: *Order of Friars Preachers*、*Oominicans*)。ドミニクスが創設した修道会。正式名称は「説教者兄弟会」であり、中国語で道明会という。1216年にローマ教皇によって認証されて、1590年から中国に進出した。

1650年代から1660年代までの間、中国とインドシナで教皇の直轄地となる代牧区が設立された。順治 18(1660)年、ローマ教皇はマカオ司教区から南京代牧区を分離させて、ローマ教皇の管轄権を行使した。康熙 29(1690)年、ローマ教皇は南京代牧区から北京司教区をさらに分離させた。北京司教区はゴア大司教管区に属する司教区として、ポルトガルの保護の下で設立された。その結果マカオ司教区の管轄は中国南部の広東省、広西省、南海島に限定された。

明末清初期、マテオ・リッチをはじめとするイエズス会の会員は適応主義⁶⁶の宣教方法を採用して布教成果を上げた。彼らイエズス会の会員は東西文化の架け橋となって、宮廷の皇帝や高官と友好関係を保ち続け、明朝から清朝に政権が交代した後も宮廷で優遇されていた。清朝入関後の初代皇帝となった順治帝は、シャル・フォン・ベル⁶⁷(中国語名:湯若望)を欽天監正に任命し、その後もフェルビースト(南懷仁)などイエズス会の会員が同職を務めていた。このようにイエズス会の会員は宣教師・科学者として重用されていた。康熙 26(1687)年、ルイ 14 世によって派遣されたイエズス会のフランス人宣教師たちは、科学者・軍事顧問・外交官として清朝皇帝に仕えた。康熙 28(1689)、イエズス会の会員ジェルビンは、清朝政府がロシア帝国とネルチンスク条約⁶⁸を締結する際に大きな役割を果たした。マテオ・リッチが亡くなった万暦 38(1610)年の時点では中国人キリスト教徒が約 2500 人であったが、康熙 5(1666)年には約 25 万人に達した。康熙 31(1692)年、イエズス会は康熙帝から宗教的自由の勅令を得ることに成功した。康熙 39(1700)年頃、清朝のキリスト教徒数は約 30 万人になった。康熙 40(1701)年の時点では、59 人のイエズス会士、29 人のフランシスコ会士、8 人のドミニコ会士、6 人のアウグスチノ会士、15 人のパリ外国宣教会の教区司祭らがいって、250 個の教会や聖堂の管理を分担していた⁶⁹。

康熙 35(1696)年、モンゴルとマンチュリアが北京司教区内に入れられた。清朝初期、直隸省⁷⁰で布教するイエズス会の宣教師はモンゴルでも宣教していた。康熙 59(1720)年頃、内モンゴルの西湾子村に居た旗人張根宗は、イエズス会の巴多明 Dominique Parrenin から洗礼を受けて教徒になり、村内で改宗を進めたと言われている。西湾子村は、察哈爾^{チヤハル}八旗南部の万里の長城に沿った山陵地帯にできた村落であり、張家口の東北方面に約 50km 離れたところに位置している。西湾子村は清代モンゴル地域における最も古いキリスト教村であり、清朝政府が禁キリスト教政策

⁶⁶ 中国人キリスト教徒の孔子崇拝、祖先崇拝の儀式を容認し、キリスト教の教えと儒教の道徳が一致しているとし、デウスを天主と呼んだ。

⁶⁷ イエズス会に属するドイツ人宣教師である。

⁶⁸ 1689年、ロシア帝国と清朝はネルチンスクで条約を結んで、外興安嶺を国境と定めて、逃亡者の引き渡しと交易の自由などを取り決めた。

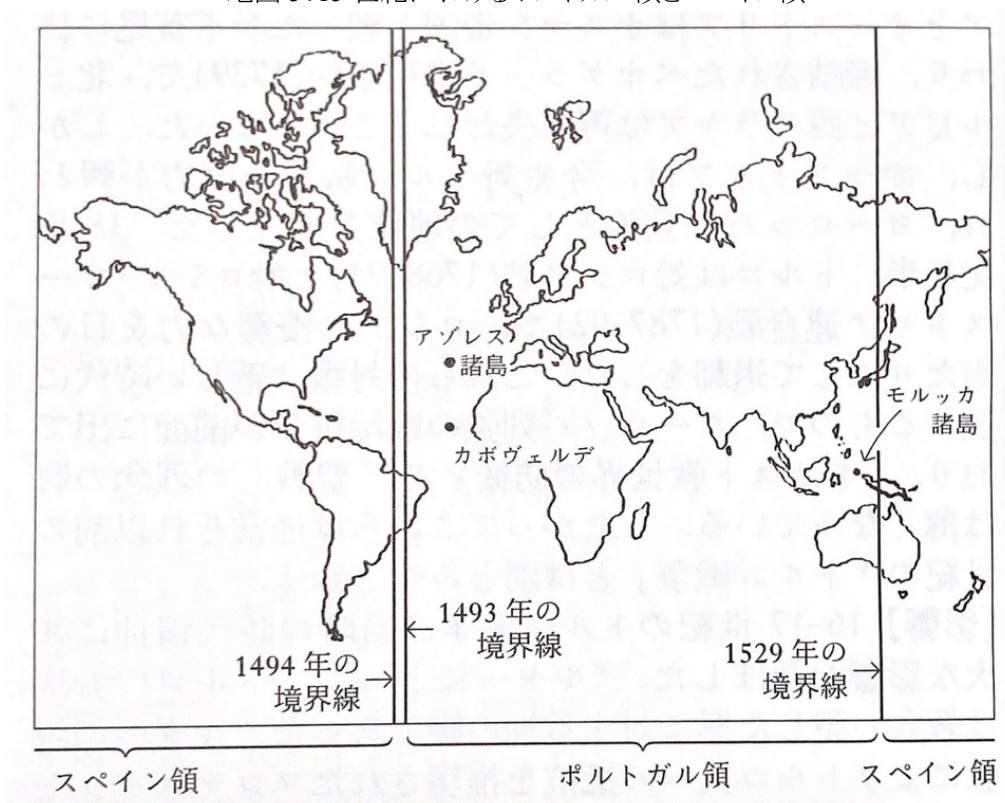
⁶⁹ バンガート 2004、p.410。

⁷⁰ 直隸省というのは清朝政府の首都に直属する省レベルの行政区画であり、ほぼ現在の河北省にあたる地域を指す。

を実施していた時も直隸省にいた外国人宣教師や内地のキリスト教徒の避難所になっていたこと
 によって、古くから清朝政府やフランスなどヨーロッパ諸国に知られる教会となった⁷¹。ただ、西湾
 子村は察哈爾八旗南部の万里の長城に沿う山稜地帯に位置しており、旗人と漢人農民のみが居
 住する村落であった。チャハル八旗のモンゴル人は山陵地帯の北側に位置するモンゴル高原で
 遊牧していた。清代のモンゴルではチベット仏教が普及していた影響もあって、キリスト教徒にな
 ったモンゴル人がほとんどいなかったと言える。

ところが、イエズス会の宣教方法は、後述するようにヨーロッパで典礼論争を引き起こし、結果
 的に清朝政府が禁キリスト教政策を打ち出すに至った。清朝政府は明朝の海禁政策を受け継い
 でいた。清朝初期には海禁規定に少し変動があつて、乾隆 22(1757)年から「広東貿易体制」が
 開始されたものの、開港を広東に限定した状態がアヘン戦争までに続いた。アヘン戦争までは、
 ヨーロッパ諸国の特権商人が広東で独占貿易を行っていた。すなわち、外国人宣教師が、商人
 の船に乗って布教することは困難であつたと考えられる。

地図 5:15 世紀におけるポルトガル領とスペイン領⁷²



⁷¹ 張 2019、pp.44-45 を参照。

⁷² 『新カトリック大事典III』、p.1380 から引用。

第四節 典札問題・禁キリスト教政策・内モンゴル地域における布教拠点

イエズス会は、鎖国中の明朝でキリスト教の宣教を再開させ、明朝が清朝に代わった後も宣教成果を上げ続けた。また同会は、清代のモンゴル地域におけるキリスト教宣教の先駆者でもあった。イエズス会が採用した適応主義の宣教方法は、儒教の社会倫理を尊重し、分かりやすい用語でキリスト教の教えを説き、改宗者が儒教や祖先崇拜の習慣を保持することを許容した。しかし、リッチが亡くなった後、彼の宣教方法に対する反論が現れた。南京で宣教していたヴァニョーニたちは、リッチが中国語で著した著作の半分が科学関連のものであり、キリスト教の信仰を広める手段にならないと考えて、リッチが固執していた宣教方針を捨てることを決めた。直接キリスト教の教えを説く方が効果的だと考えていたヴァニョーニは、最初の教会堂を開設した。1616年、ヴァニョーニが述べたとされる仏教に対する侮蔑的な発言によって南京教難が起こり、翌(1617)年に明朝政府はキリスト教の行事と宣教を禁止した。ヴァニョーニらも鞭打ちの処罰を受けて、マカオに追放された。一方、宣教師たちの間では、キリスト教用語の翻訳に関する議論も行われていた。リッチは中国語で教理書『天主実義』などを著して、「天主」、「天」、「上帝」などの用語を用いていた。リッチの後を継いだ宣教師たちは、「天主」、「天」、「上帝」などの表現を原始福音の痕跡がとみなし、天界・霊界・人間界の支配者を指しているとして、数年間「イエス(神)」に関する議論がなされた。最後は「天主」という表現が採用された。

1585年、ローマ教皇グレゴリウス13世は、イエズス会以外の修道会が中国に入国することを禁止した。この禁止令は、1623年にウルバヌス8世によって解除された。1633年、フランシスコ会のカバリェロとドミニコ会のモラレスが中国にやってきた。モラレスがイエズス会の生活様式と宣教方法に異議を提唱して、布教聖省に調査書を提出したことによって、カトリック圏内で中国典札問題に関する論争がなされた。イエズス会はローマ教皇にモラレスに対する反論を提出し、順治13(1656)年、ローマ教皇はイエズス会の宣教方法に関する主張を承認した。この間の中国では、明朝が末期を迎えて時代が混乱していて、清朝が成立する前後にドミニコ会やイエズス会などの会員7名が死亡したと言われている。康熙26(1667)年頃、広州で宣教方法を一致させる会議が開かれて、イエズス会、フランシスコ会、ドミニコ会の間で宣教に関する合意がほぼ成立した。フェルベーストはイエズス会に属するベルギー人会員であり、フランス人代牧と同様にポルトガルの保護権を無視したことで、イエズス会の内部でもポルトガル人会員とフランス人会員との間で緊張が高まっていた。

福建代牧区の代牧に任命されたパリ外国宣教会⁷³の会員メグロは、1893年にイエズス会の不従と中国の伝統的な儀式の容認を批判した。パリ外国宣教会は史上初の宣教会であり、ローマ教皇の指導の下で宣教活動に従事していた。結局、ポルトガルの保護下にあったイエズス会は、教皇権を軽視しているとみなされ、中国の儀式を迷信に犯されたものとして非難されて、中国人キリスト教徒の祖先崇拝を禁止する命令が出された。1704年、ローマ教皇は『クム・デウス・オプティムス』⁷⁴を發布して「天」と「上帝」などの用語を禁止する命令を出したが、中国の典礼に少し妥協的な姿勢を示した。康熙帝は典礼論争を行っている外国人宣教師たちに不信感を抱くようになり、中国人キリスト教徒の孔子や祖先崇拝の容認を求めて、メグロを追放した。1706年12月、清朝政府は、リッチの宣教方法を採用した宣教活動のみを許可して、宣教師は皇帝の認可証を受け取らないといけないと命じた。しかしローマ教皇特使トゥルノンは、メグロの意見を受け入れて、1707年2月に中国の伝統的儀式の排斥を公表したため、南京に居たトゥルノンは翌(1708)年に追放命令を受けた。1708年頃、43人の外国人宣教師が中国から追放され、イエズス会の5人、ドミニコ会の1人が広州で拘禁され、ヴィンセンシオの会員一人が山間に潜伏した。一方、中国に適した宣教方法を採用した宣教師も57名居て、それぞれイエズス会、フランシスコ会、アウグスチノ会の会員であった。結局、1715年、ローマ教皇は中国人キリスト教徒の孔子と祖先への崇拝を明確に禁止した。それによってそれまでキリスト教に好意的だった康熙帝も、1717年に禁キリスト教の命令を下して、多数の殉教者が出た。1742年、ローマ教皇が、中国典礼を「本質的に邪悪なもの」と断じた結果、清朝政府の禁キリスト教政策が厳しくなり、外国人宣教師は地下に潜伏して宣教することすら難しくなって、中国人宣教師が宣教の担い手になっていた。

一方、18世紀頃のヨーロッパでは、教皇に絶対服従するイエズス会が、君主による教会支配ないし国王の施政を妨げるとみなされて、イエズス会に対する攻撃が始まった。ポルトガルを初めとしてスペインやフランスなどカトリックの国々がイエズス会の会員を追放した。プロイセン王やロシアの女王など、イエズス会の活動を有益だとみなす君主もいた。教皇クレメンス14世が即位してまもなく、イエズス会の会員を追放した諸国が、教皇に圧力をかけ続けた結果、1773年に小勅書『ドミニヌス・アク・レデンプトール(Dominus ac Redemptor)』⁷⁵が發布されて、イエズス会は解散させ

⁷³ 前述したように教皇庁に直轄する男子宣教会である。通称はパリ・ミッション会。1658年、布教聖省はイエズス会の宣教師A.ド・ロードの提案をきっかけに宣教地へ代牧を派遣し始め、パリ外国宣教会が創設された。

⁷⁴ 1704年、教皇クレメン11世はカトリック信者の儒教祭儀への参加を禁止し、典礼論争を差し止めるために発布した勅書である。

⁷⁵ 「教会の平和のためには、親しきものも犠牲にしなければならない」として、イエズス会の解散を決定した。

られることになった。イエズス会が解散させられたことによって、典礼論争は過去のこととなり、外国人宣教師の中国への新規入国はさらに不可能となった。後に、プロイセンでもイエズス会を解散させたが、ロシア領内のイエズス会のみは存続した。教皇クレメンス 14 世を継いだ教皇ピウス 6 世はロシア領内のイエズス会を黙認した。フランス革命の後、ナポレオン・ボナパルトが台頭してブルボン王朝は弱体化した。同時に全ヨーロッパで、啓蒙思想が保守派の批難を受け、信仰の復興が時流になったため、1814 年、ローマ教皇ピウス 7 世は大勅書『ソリキトゥド・オムニウム・エクレシアーラム (Sollicitudo omnium ecclesiarum)』を發布して、イエズス会の復興を決定した。

ただ、清朝政府の禁キリスト教政策としては、主に外国人宣教師の新規入国を禁止すれば中国におけるキリスト教が自然消滅すると考えて、教会の成長を防いだけであつた。中国全域で宣教師や信者を逮捕・追放するなどの徹底的な弾圧が行われたわけではない。嘉慶・道光年間、清朝政府はイギリスとの貿易を巡る摩擦によって、外国人に対する警戒を高める一方、キリスト教をより厳しく取り締まるようになったと考えられる。清朝初期は国防のために明朝の鎖国政策を受け継いだものの、三藩の乱の平定と鄭氏政権の帰順によって国内が安定したため、康熙 23 (1684) 年にはマカオなど 4 つの税関(中国語:海関)を設置した。乾隆 22 (1757) 年、乾隆帝はヨーロッパとの貿易を広州に限定して、いわゆる広東システムが形成された。ヨーロッパ商人はポルトガル人が居住権を有するマカオに滞在した後、貿易シーズンである 10 月から 1 月までの間に限定された場所で貿易を行っていた。ヨーロッパ商人は直接内地の商人と貿易することも禁止されていて、両者の間で「保商」と呼ばれる人たちが各種の手続きを代理で行っていたため、清朝政府と直接関わることもできなかつた⁷⁶。イギリスでは最も早く産業革命が起こり、商業が勃興したイギリスの商人は清朝政府との自由貿易を必要としていた。ところが、イギリス東インド会社は清朝へ組織的にアヘンを売り込み、それに対して清朝政府はアヘン貿易を禁止するなどの対抗措置を繰り返していた。清朝政府もイギリスに対する警戒が高まる一方、反外国人ナショナリズムによって反キリスト教運動が頻発していたため、清朝政府のキリスト教に対する取り締まりも厳しくなった。

第五節 清代の禁キリスト教期間中に内モンゴル地域に現れた布教拠点

嘉慶 7 (1802) 年の時点では、嘉慶帝はキリスト教を優遇する政策をとっていて、嘉慶 9 (1804) までは通常の礼拝が可能であつた。中国の内地でも密かに宣教活動を行う外国人宣教師がいた。清朝は広い国土と長い海岸線を持ち、水路も発達していたため、外国人宣教師は内地に潜入し

⁷⁶ 王、蘇 2010、pp.161-168 を参考。

て宣教活動を続けていたのである。嘉慶 5 (1805) 年からキリスト教に対する迫害が始まり、嘉慶 16 (1811) 年、キリスト教徒もその他の邪教徒と同様に処刑されるようになり、北京にいた 4 人の外国人宣教師以外は全員死刑を宣告された。例えば、フランス人宣教師数名は福建省で宣教活動をしていたが、1815 年、四川省の代牧らが処刑された。フランシスコ会の代牧区は太原を拠点にして、山西省、陝西省、湖北省、湖南省を管轄していたが、同様に苦難に陥った。天文台長以外の外国人宣教師は北京からの退去を命じられ、ローマ教皇によって新しく北京司教に任命されたヴァンセンシオの宣教会の会員もマカオに留まって入国できなかった。

北京にあった南堂、北堂、東堂、西堂など教堂の歴史も、清朝政府の禁キリスト教政策の特徴を裏付けることができる。南堂は、リッチが 1605 年に宣武門で土地を獲得して宣教拠点にするために小聖堂を作った時から始まった。順治 7 (1650) 年、ドイツ人イエズス会員シャルル・フォン・ベル(中国名:湯若望)の指揮のもとで中国風の大聖堂に立て替えた。1690 年、北京司教区が設置されて、フランシスコ会の会員ベルナルディーノが北京司教に任命され、南堂は司教座聖堂に指定された。康熙 42 (1703) 年から南堂の改修工事が行われて、10 年後にヨーロッパ風の教堂が完成した。康熙 59 (1720) 年、南堂が地震で破壊されたあと、ポルトガル国王が出資してバロック式教堂を再建した。雍正 8 (1730) 年、南堂は再び地震の被害を受けた時、雍正帝が資金援助して修理を行なった。さらに、乾隆 40 (1775) 年、南堂が火災で焼かれた時、乾隆帝は南堂の修理費として銀 1 万両を贈った。その後、アヘン戦争に際して、カトリックとの摩擦が激しくなったため、道光 18 (1838) 年、清朝政府は全面的にカトリックの活動を取り締まった。北堂はイエズス会のフランス人会員フォンタネらがキニーネを献上して康熙帝の病気を治したため、お礼として土地を与えられた。康熙 42 (1703) 年に教堂の建設が完成した。イエズス会が解散させられたあと、ヴァンセンシオの宣教会の会員が北堂に入居した。道光 7 (1827) 年、北堂が清朝政府によって没収されたため、ヴァンセンシオの宣教会の会員は察哈爾八旗の西灣子村へ逃亡したと考えられる。東堂は順治 12 (1655) 年にイエズス会の会員が順治帝から賜った土地で建設された。康熙 59 (1720) 年、地震で倒壊したため、翌年に再建された。嘉慶 10 (1807) 年、火災で焼かれた後、敷地は清朝政府に没収された。西堂は、ヴァンセンシオの宣教会の会員ペドリーニが西直門で土地を購入して建てた教堂である。嘉慶 16 (1811) 年の迫害で西堂は破壊された。モンゴルは北京教区下に置かれていたため、イエズス会の宣教によってキリスト教村となった察哈爾八旗内の西灣子が清朝の禁キリスト教期間中にヴァンセンシオの宣教会の会員の避難所にもなったと考えられる。

写真 1:山の奥にある西湾子村(撮影期間:1920-1940 年)⁷⁷



写真 2:山間にある西湾子村(清末期?)⁷⁸



⁷⁷ 南カリフォルニア大学の国際宣教写真アーカイブズから引用した。

<https://uppsalalibraryculturalheritage.wordpress.com/tag/swedish-mongolian-mission/>

⁷⁸ 古 2002、p.10 から引用。

写真 3: 西湾子村近くの石灰岩のヤオトン(洞窟式)住居⁷⁹



嘉慶・道光年間、漢人キリスト教徒が内モンゴルの察哈爾八旗や熱河地方に逃亡してきて新たに布教拠点が見られた。内モンゴルにおける西湾子村など漢人農民が居住する村落が、キリスト教関係者の避難所になった。嘉慶・道光(1821-1850)年間、北京の教堂は閉鎖されて、外国人宣教師は全員追い出された。道光 7(1827)年、北京の北堂にいたヴィンセンシオの宣教会の薛瑪竇神父ら 10 人が西湾子村に避難してきた。道光 15(1835)年、ヴィンセンシオの宣教会のフランス人会員ムリ(中国名:孟振生)⁸⁰は西湾子村にやってきた後、北京の北堂と似た中国式の教堂であるを双愛堂建てた。双愛堂は北堂の亡命教堂と呼ばれている。道光 15(1835)年の時点で、西湾子村の教徒数はヴィンセンシオの宣教会の宣教師たちがやってきた時の約 300 人から 676 人にまで増えた。その大多数は内地の禁教政策からの避難者であった。道光 16(1836)年の時点で内モンゴルの教徒数は約 2000 人に達していた。道光 18(1838)年、遼東、マンチュリア、モンゴルを北京教区から独立させて、パリ外国宣教会に管理させた。道光 20(1840)年、ローマ教皇はモンゴルを単独の使徒座代理区として区分して、ヴィンセンシオの宣教会の会員であるフランス人

⁷⁹ 古 2002、p.11 から引用。

⁸⁰ 孟振声 (Joseph-Martial Mouly、 C.M. 1807 年 8 月 2 日-1868 年 12 月 4 日)。1833 年 9 月 30 日に出発して中国に向かった。1834 年 8 月 14 日にマカオに到達し、1835 年 7 月 12 日に西湾子村に到達した。1840 年、モンゴル教区が区分された後、ローマ教皇はその管理権を孟振声神父に任せた

宣教師ムリに管理させた。西湾子村の双愛堂がモンゴル教区の総教堂となった⁸¹。東三省より東、万里の長城より北のモンゴル地域がモンゴル代牧区として区分された。

写真 4:1840 年に建てられた西湾子村の天主堂⁸²



しかし、モンゴル使徒座代理区の教徒はほとんど漢人農民であった。ヴィンセンシオの宣教会のムリは、モンゴル使徒座代理区の管理権を任せられた後モンゴル人をキリスト教に改宗させようとしたが、失敗に終わった。咸豊 4(1865)年、ベルギー王国のスコット会⁸³がヴィンセンシオの宣教会のムリからモンゴル使徒座代理区の管理権を受け継いだ。咸豊 5(1866)年、ヴィンセンシオの宣教会の会員が全員モンゴル教区から離れた時、教徒数が約 8000 人に達していたが、モンゴル人教徒は僅か 3 人しかいなかった⁸⁴。前述した通りに、清朝政府の国家統治構造によって、これらの漢人や旗人は清代モンゴルの行政システムに含まれていなかった。清朝政府は中央が統轄する「府・州・県」や直隸省または山西省の管轄下に置かれた直隸庁を設置して、モンゴル地域に流入した漢人などの移民を管理させていた。嘉慶・道光年間、漢人教徒がモンゴル地域に

⁸¹ 張 2019, p.47 を参照。

⁸² 古 2002, p.21 から引用。

⁸³ 前述のように、1862 年 11 月 28 日に、ベルギー王国のスコットで創設されたカトリック教会。創設者はベルギーのマリーヌ大司教区の教区司祭であった神父南壞義 (Fr. Theophile Verbist) である。スコット会または淳心会ともいう。中国語では聖母聖心会という。

⁸⁴ Taveirne2004, pp.194-220。

入ってきてキリスト教の布教拠点が見えた。布教拠点となった村落がどこの漢人を管理する役所に統轄されていたのかを理解する必要がある。例えば、西湾子村は直隸省管轄下の張家口府に統轄されていた。乾隆 15(1750)年頃、漢人教徒趙氏は家族とともに^{ジョーオダ}昭烏達盟のオンニョード左翼旗に避難してきて、昭烏達盟内に設置された熱河都統管轄下の赤峰県が管理するハラウス川 qara-usu の苦柳図村・毛山東村と、赤峰県から西北方向へ約 100km 離れた馬架子村とが布教拠点となった。また、道光 10(1830)年頃、山東省と直隸省で飢饉被災者となった漢人教徒は、^{ジョースト}卓索図盟のトゥメト両旗内には入ってきて、熱河都統管轄下の朝陽県が管理する松樹嘴子村が布教拠点となった。一方、卓索図盟内に設置された灤平県が管理する老虎溝は咸豊 6(1856)年に布教拠点となった。スクート会の創設者、ヴェルビスト(中国語名:南懷仁)は灤平県の老虎溝に赴く途中病死したことが知られている。チャハル右翼正黄旗内に設置された山西省大同府管下の豊鎮府が管理する黄榆洼村では、嘉慶 23(1818)年に直隸省懷安県などから漢人教徒郝朝昇ら、道光・咸豊年間に漢人教徒池進禄や段佑たちが流入して布教拠点となり、隣の天子溝村も布教拠点となった。チャハル右翼正紅旗内に設置された山西省朔平府管下の寧遠府が管理する大搶盤村には、乾隆 15(1750)年頃に山西省忻県の漢人教徒が流入して布教拠点となった⁸⁵。

写真 5:灤平県・老虎溝の墓地⁸⁶



⁸⁵ 張 2019, pp.44-47 を参照。

⁸⁶ 南カリフォルニア大学の国際宣教写真アーカイブズから引用した。

<https://uppsalalibraryculturalheritage.wordpress.com/tag/swedish-mongolian-mission/>

第六節 キリスト教の解禁と回民の反乱後のオールドスに進出したスクート会

清朝政府の禁キリスト教政策が転機を見せたのはアヘン戦争以降である。アヘン戦争に負けた清朝政府は、イギリスとの間で南京条約(1842年)を締結し、広州・福州・厦門・寧波・上海など5つの港が開港された。南京条約ではキリスト教に関する条款が定められなかったが、清朝政府の鎖国政策が崩れたことによって、外国人宣教師は沿海地方から上陸し易くなったと考えられる。道光24(1844)年の米清望厦条約と仏清黄埔条約では、上記の5つの港で病院・教会・墓地の建設が許可された。後に、フランスの全権代表 T.ラグルネは清朝の全権代表耆英と交渉して、清朝政府の禁キリスト教政策を解除させることに成功した。道光26(1846)年、道光帝が下した詔では中国人のキリスト教信仰を許可して、康熙年間に清朝の官員によって没収された教堂などの財産を教徒に返還させると命じたが、内地におけるキリスト教の宣教はなお禁止されていた。その後、アロー戦争で敗北した清朝政府が英仏露米と天津条約(1858年)を結び、英仏露と北京条約(1860年)を締結したことによって、内地の各省でキリスト教の信仰・布教が合法化された。天津条約と北京条約と通称されるが、国によって条約条款の内容も異なっていた。唯一のカトリック国であるフランスは最も積極的にカトリックの布教権限を獲得して、清朝における布教保護権⁸⁷を確立させた⁸⁸。

フランス領事は清朝政府に要求して内地の各省に仏清天津条約の第8款・第13款と仏清北京条約の第6款などキリスト教信仰・布教権限に関する条款を通知させた。従来の研究では、「内地各省」という条約内容の記述を根拠にして、モンゴルをはじめとする藩部地域は条約の有効範囲外であると論じられている。咸豊11(1861)年5月12日付の総理各国事務衙門がフランス領事に送った覚書によると、モンゴルに関しては古くからチベット仏教を信仰していて、その地は親王・郡王たちが自ら統治するため清朝政府が条約を強行させることができない上に、告示を貼り付けてもモンゴル人は従い難いから通知しない方がよいと返答した。フランス領事もこの点に異議はなかった⁸⁹。すなわち、咸豊11(1861)年の時点で内モンゴルは、キリスト教解禁通知の対象外とされたのである。

しかし、実際には前述した通りに、内モンゴルの察哈爾八旗と熱河地方で、すでに布教拠点ができている。禁教期間中、ヴァインセンシオの宣教会の会員が西灣子村に滞在し、宣教活動を続けていた。モンゴル使徒座代理区は、区分された当初ヴァインセンシオの宣教会によって管理されて

⁸⁷ ローマ教皇が世俗権力者に与えた権利と義務である。世俗権力者が領地内に教会関係の施設を建てて、教会を所有する権利と、教会を維持する義務とを指している。

⁸⁸ 中村 2005、pp.67-71。

⁸⁹ ハスゴワ 2019b、pp.40-42。

いた。咸豊6(1856)年、ヴァンセンシオの宣教会のムリは北京教区の主教にも任命され、咸豊10(1860)年にキリスト教が解禁されると北京に戻ったが、引き続き華北における宣教活動を監督していた。ヴァンセンシオの宣教会の本部はフランスにあり、19世紀に中国にやってきた会員もフランス人が多かった。フランス領事は西湾子村に赴くフランス保護下の宣教師に護照を発行していた。一方、清朝政府は上海を攻める太平天国軍を撃退するためにフランスの軍力を借りるという対策を講じて、同治元(1862)年から実質的にフランス保護下の宣教師を保護・優遇し始めた。こうして、フランス保護下の宣教師たちは、張家口を出て内属蒙古の一地域である察哈爾八旗の西湾子村に到達・滞在し、さらに西湾子村を拠点に自由に移動しつつ外藩蒙古の開墾地でも滞在先を獲得することができた。本研究で扱うオールドス地域では、回民反乱の影響のため、同治13(1874)年になってからようやく進出できた。

清末期、太平天国の乱や捻軍⁹⁰が陝西省に侵入したことによって、漢人は防衛のため団練を組織した。回民がその団練を組織した漢人を恐れて武装した結果、漢人と回民の対立が深まった。同治元(1862)年3月、陝西省・寧夏・新疆の回民は太平天国に呼応して蜂起した。地方における団練の始まりは、少なくとも清代中期における白蓮教反乱への対策まで遡ることができる。アヘン戦争の時も、林則徐が道光帝によって南海におけるアヘン問題を解決する欽差大臣に任命されて広東省にやってきた後、白蓮教反乱への対策を踏襲して、団練政策を採用した。結局、清朝政府はイギリスに負けて南京条約を締結し、広州などの港を開港した。道光21(1841)年5月28日、清軍が撤退した後、三元里に2万人の農民が集まった。紳士たちが説得して解散させた後、イギリス軍も同(1841)年6月1日に退却した。広州の団練は三元里の戦いを神話化し、イギリスの侵略に対する反外国主義が始まり、撤退した清軍に対する不満が反官の始まりになった⁹¹。咸豊元(1851)年、太平天国軍が清朝政府に対して反乱を起こして、安徽省と河南省にも影響を及ぼした。咸豊3(1852)年、嘉慶年間から山東省、河南省、安徽省で活動していた捻軍は、太平天国軍に合流して共同作戦を取った。咸豊4(1853)年、母親が亡くなったため故郷湖南省に帰っていた曾国藩⁹²は、団練大臣に任命された⁹³。僧格林沁⁹⁴は同治元(1862)年から安徽省と河南省

⁹⁰ 白蓮教の系統に属する秘密結社である。

⁹¹ 佐藤 2015、pp.10-43 を参照。

⁹² 湖南省出身の漢人官僚であり、太平天国軍を鎮圧するために湘勇を組織した。湘軍ともいう。

⁹³ 菊池 2020、pp.138-139 を参照。

⁹⁴ 清代内モンゴルの哲里木盟科爾沁部左翼後旗の旗長であり、道光5(1825)年に郡王の爵位を世襲した。ボルジギン氏の貴族であり、チンギス・ハーンの子孫という。僧格林沁郡王は咸豊3(1853)年に太平天国の北伐軍を撃破し、咸豊5(1855)年に山東省で太平天国の李開芳軍を全滅させた後親王に封じられた。咸豊9(1859)年、太沽砲台の戦いで英仏連合軍を破った。しかし、翌(1860)年に天津が陥落した後、僧格林沁が率いるモンゴル騎兵軍は通州に撤退し、通州の八里橋で英仏連合軍に惨敗して全滅した。北京が英仏連合軍に侵攻された責任を問われて、爵位を失った。

で太平天国の北伐軍を破ったが、華北地域抗戦していた捻軍と戦って山東省で戦没した⁹⁵。清朝政府は各省で団練を組織して形成された地方軍事力に頼らざるを得ない状況に陥った、曾国藩や左宗棠などの漢人官僚が台頭した⁹⁶。曾国藩が湘軍は太平天国軍を鎮圧する主力軍になった。李鴻章⁹⁷と左宗棠⁹⁸は、捻軍を平定した。

左宗棠は陝西省と甘肅省における回民反乱の鎮圧をも担った。同治4(1865)年の冬、馬化龍⁹⁹が率いる反乱軍騎兵が黄河を渡ってきて、オルドス・ダラト旗の包頭を占領したが、清軍¹⁰⁰に攻められて、オルドス・ジュンガル旗に入った。馬化龍軍はトクト庁を攻撃しようとしてうまくいかず、山西省の河曲県を攻撃したが緑営軍に撃退された。オルドスのモンゴル兵も挟み撃ちしたため、馬化龍軍は黄河に沿って陝西省の回民軍と合流した。翌(1866)年、劉松山は湖南省の官を率いて陝西省で回民と戦い、オルドスは戦場にならなかったが、回民反乱軍は陝西省の靖辺県と懷遠県(現在の横山県)を占領して、榆林県を包囲した。同治6(1868)年11月18日、陝西省神木県高家堡で防衛していたウーシン旗のモンゴル兵500人が救援に向かったが張家新村で破れて全滅してしまった。同治7(1869)年、陝西省と甘肅省の回民が合流したため、榆林県、定辺県、府谷県を除く陝西省北部の県が回民に占領された。回民は何十人かのグループを作って、オルドスに侵入し、家畜財産を強奪し、殺害を行い、モンゴル人の住居やチベット仏教の寺院を焼き払った。同年4(1868)年4月、副盟長ジャナガルディはオルドスのモンゴル兵500名を動員して、察哈爾の騎兵と共にこれを迎え撃ち、6月に寧夏副都統が率いる兵隊はジュンガル旗で回民を撃退した。張曜が率いる嵩武軍はオルドス・ダラト旗の回民を撃退した。オルドス・ジュンガル旗内の回民が、ハンギン旗、ウーシン旗、郡王旗に四散すると、綏遠城将軍が派遣したデレヘイドルジ将軍のモンゴル兵とオルドスのモンゴル兵が協力して回民をオルドスから追い出した。回民軍が再び包頭の攻撃を図ったが、毅軍、吉林黒竜江の軍、淮軍、山西省巡撫の軍が綏遠城とトクト庁を防衛していたため、うまくいかなかった。同治5(1869)年、反乱軍の董福祥¹⁰¹が湘軍を率いる劉

引き続き捻軍の鎮圧に任命され、同治5(1865)年に山東省で戦死して、率いる部隊も全滅した。

⁹⁵ 濱 1995、pp.36-38 を参照。

⁹⁶ 平野 2018、pp.258-260 を参照。

⁹⁷ 安徽省出身の漢人官僚であり、安徽省で団練を組織して太平天国軍に抵抗した。咸豊 11(1861)年、曾国藩の命令で淮軍を組織して練習させた。後に洋務運動を推進した。

⁹⁸ 湖南省出身の漢人官僚であり、太平天国の乱が起こると団練を始め、同治元(1862)年に浙江省巡撫を務め、湘軍を率いて太平天国軍を鎮圧し始めた。後に洋務派の首領の1人になり、陝甘総督に任命された後、回民の反乱を鎮圧した。

⁹⁹ 回民反乱の指導者であり、ムスリム名はブアトゥッラー。甘肅省靈州金積堡の出身で、回民が甘肅省で蜂起すると、馬化龍は指導者になった。

¹⁰⁰ 大同にいた清軍を派遣した。

¹⁰¹ 董福祥は清末期の軍人であり、イスラム教徒である。甘肅省寧夏府固原の出身。同治元(1862)年、甘肅省と陝西省で回民の反乱が蜂起した際に、董福祥は父と共に参加して安化(現在の甘肅省慶陽市)を占拠していたが、劉松山の軍に破れて回民軍を鎮圧する側に回った。義和団事件(1900年)の時、甘

松山に降って、回民反乱を鎮圧する側に回ったことによって戦状は転じて回民軍は金鷄堡に逃げ込んだ。金鷄堡で追い詰められた回民軍はオルドスに逃げ込み、ウーシン旗のモンゴル兵が迎え撃った。同治9(1870)年、馬化龍の反乱軍が降伏した。同治11(1872)年、オルドス領内の回民の反乱軍はほぼ追い出された¹⁰²。

本研究の第六章第四節第三項で述べるように、オルドス・オトク旗は陝西省と接していたため、反乱軍を避けて同治4(1865)年に旗内のモンゴル人を北へ200里(約100km)移住させた。回民軍は2回もオルドスの内部に侵入した。実際のところ、回民軍を鎮圧した同治11(1872)年以降の10年間も、オルドス、ウラーンチャブ、アラシヤなどの地域でしばしば馬に乗った回民のグループが強奪を行っていた。このように、オルドスは陝西省・甘肅省と隣接していたため、オルドス全域で回民反乱の被害を大きく受けた。同治13(1873)年、スクート会の宣教師がオルドス・オトク旗にやってきた時、オトク旗側は旗のモンゴル人を呼び戻したり、救済を行い始めたりしたところであった。オルドスではオトク以外の6旗も救済行っていた。例えば、ダラト旗は黄河沿いの土地の一部を旗のモンゴル人に与えて耕作させた。本研究の第八章で述べるように、スクート会の宣教師はウーシン旗のモンゴル人に大型家畜を与えて、キリスト教に改宗させようとしていた。回民反乱の時、陝西省榆林県や帰化城トゥメト2旗などへ逃げのびたモンゴル人を救済してキリスト教に改宗させようとした。回民反乱による最も大きな影響は、同治12(1873)年までのオルドスの各地で回民反乱軍と戦いがあったことであり、スクート会もオルドスに進出することができなかったと考えられる。

肅省から調達された董福祥が率いる軍が、北京の公使館を包囲した主力になり、日本公使館の書記官とドイツ公使が殺害された。

¹⁰² Erdemtü,2015,pp.342-348。

第二章 清代モンゴルの社会制度

小序 はじめに

序章で述べたように清朝対モンゴル統治政策は中国内地と異なっていた。清朝は満州人自らの八旗制度に属し、外藩モンゴルでは八旗制度に準じて編成された盟旗制度を導入し、内地の各省で明朝の省制度を踏襲して、三つの異なる行政システムから成り立つ独自の国家統治構造を形成させた。

第一節 清代モンゴルの身分制度

清代のモンゴル社会には身分制度が存在していた。モンゴル人の身分は大きく貴族と平民との2つに分けることができる。細かく分類すると奴隷身分もあった。貴族身分を構成した人々はボルジギン氏族とそのほかの一部氏族である。モンゴル人が伝えている氏族説話のなかでチンギス・ハーンの10世の祖はボドンチャルという人である。ボドンチャルを祖先とする一族が最初のボルジギン氏族であると言われる。ボルジギン氏族以外の一部氏族は、ボルジギン氏族の女性を嫁にもらったことによって貴族に含まれるようになった。ボルジギン氏族の貴族を「タイジ」と呼び、その他の氏族の貴族を「タブナン」と呼ぶ。チンギス・ハーンがモンゴルを統一して巨大な帝国を建てたことによって、ボルジギン氏族はさらに地位が高まった。清朝になった後も、上記の特定の氏族に属する貴族身分の領主が旗長に選任された。清朝政府は、各旗におけるボルジギン氏族とその他の一部氏族に対して特権的な貴族身分として爵位を与えて世襲させた。貴族身分を有する人々を王公タイジと総称する。また、王公たちの爵位に応じて随丁¹⁰³が分与された。

表 3: 王公タイジの爵位と分与される随丁数について筆者が作成した表¹⁰⁴

爵位		随丁数
王公	和碩親王(ホシヨイチンワン)	60人
	多羅郡王(ドロイジュンワン)	50人
	多羅貝勒(ドロイベイレ)	40人
	固山貝子(グサイバイセ)	35人
	鎮国公(ちんこくこう)	30人
	輔国公(ほこくこう)	30人
タイジ	頭等タイジ/タブナン	15人
	二等タイジ/タブナン	12人
	三等タイジ/タブナン	8人
	四等タイジ/タブナン	4人

¹⁰³ 王公タイジに対して賦役を負う人々を随丁（ハムジラガ）という。貴族の領民である。

¹⁰⁴ 岡 2007、p.159。興安局 1939、p.14-16 も参照。

旗内の王公の中から一人が理藩院と皇帝によってザサク¹⁰⁵ (旗長)に選ばれる。ザサクは旗の最高行政長官として、徴兵権、徴税権、行政権と裁判権などの権力を持つ。その地位は旗内で一番高いと理解して良い。ザサクに選ばれた王公を「ザサク王公」という。政治的に統治権力を持たない王公たちを「間散王公」という。旗内では、ザサクになった王公の権力と地位が一番高い。王公タイジに対する爵位は清朝の皇室に準じて封じたので、貴族身分の中で爵位による階層構造が形成された。爵位によって、王公の権利も違う

表 4: ザサクの権利と義務について筆者が作成した表¹⁰⁶

権利	義務
① 徴兵権(壮丁を佐領 ¹⁰⁷ に編入して、常備軍にする)	① 忠誠奉公の義務、盟長の命令に従う責任
② 徴税権(旗務に必要な費用を旗内の平民から徴収する)	
③ 行政権(比丁冊 ¹⁰⁸ の報告や、配下の官吏の任免など)	② 練兵の義務
④ 裁判権(旗民の刑事・民事事件の裁判を行う)	

表 5: 間散王公の権利について筆者が作成した表¹⁰⁹

爵位	随丁使用権	俸禄銀受領権		徴収差使権
		俸銀(兩)	緞(匹)	
和碩親王(ホシヨイチンワン)	60人	2550	40	旗民の財力によって決める。蒙古律例に規定がある。
多羅郡王(ドロイジュンワン)	50人	1200	15	
多羅貝勒(ドロイバイレ)	40人	500	10	
固山貝子(グサイベイセ)	35人			
鎮国公(ちんこくこう)	30人	300	9	
輔国公(ほこくこう)	30人	200	7	
ザサク頭等タイジ		100	4	

¹⁰⁵ 旗内で行政を担当する人。旗の最高行政長官である。

¹⁰⁶ 興安局 1939 を参照。

¹⁰⁷ 後述するように、成人男子 150 名からなる賦役担当者の集団であり、モンゴル語でソム (sumu) という。この佐領に編入された平民の成人男子は箭丁 (ホヤグ qoyay、またはソムニアルト) と呼ばれ、皇帝に対して直接賦役を負う清朝皇帝の領民になった。

¹⁰⁸ 旗内における戸籍のような冊子。4年に1度作成されて、北京の理藩院へ送られていた。岡 2007 を参照。

¹⁰⁹ 興安局 1939、pp.11-15 を参照。

表 6:タイジの権利について筆者が作成した表¹¹⁰

爵位	随丁使用権	賦役徴収権	ザサク、王公に昇任する権利
頭等タイジ/タブナン	15 人	所属の随丁の 戸から徴収す る。	国家に対して功労があった時 は、王公或いはザサクに昇格す ることができる(平民にない特権 である)
二等タイジ/タブナン	12 人		
三等タイジ/タブナン	8 人		
四等タイジ/タブナン	4 人		

以上は、ザサク及び間散王公タイジたちが持つ特権である。一方、王公タイジたちにも俸上¹¹¹、年禮¹¹²や当直¹¹³などそれなりの義務があった。また、王公ではない一般のタイジにも兵役と公務を務める義務があるが、タイジは自分の代わりに義務を随丁に任せることができる。従って、随丁が箭丁に充てられたり何らかの職務に任命されたりすることもしばしばあった。

一般的に貴族身分を有する人々を王公タイジという。王公タイジ構成氏族以外の全ての異姓氏族がハルツ・アルド¹¹⁴である。ハルツ・アルドの中に厳密に言うと平民身分と奴隷身分がある。平民の身分は箭丁、随丁、度牒丁(シャビ)、荘丁、陵丁の 5 つに分けられる。平民の中にも箭丁(ホヤグ) > 随丁(ハムジラガ) > 度牒丁 > 荘丁 > 陵丁の順で地位の高低があった。箭丁は旗内の正式な兵丁である。清朝皇帝のアルバ(賦役)を担う人々である。間散王公によるホヤグに対する収奪、使役は原則として禁じられていた。随丁は王公タイジの私的隷属民である。度牒丁はチベット仏教の寺院に編入された平民である。箭丁、随丁や度牒丁の地位には大きな格差がない。例えば、箭丁の子孫であっても、編成によって箭丁になったり、随丁になったり、度牒丁になったりする。荘丁とは公主の嫁入りに付いて来た人や外籍の人で旗籍に入った人々である。陵丁とは陵寢の属民である。陵丁は荘丁から派遣されたので地位は同じぐらいであった¹¹⁵。平民の義務と権利は以下の通りである。

¹¹⁰ 興安局 1939、pp.11-15 を参照

¹¹¹ 皇帝や盟長などへ献上する義務

¹¹² 北京の皇帝に正月に参勤する義務。

¹¹³ 北京に宮殿に勤務する義務。

¹¹⁴ 平民の総称。

¹¹⁵ 岡 2007、興安局 1939、p、11-14 を参照。

表 7: 平民の権利と義務について筆者が作成した表¹¹⁶

平民身分	権利	義務
箭丁 (ホヤグ、 またはソムニア ルト)	<ul style="list-style-type: none"> ① 旗内で管旗章京以下の官吏になり得る ② 旗内の牧地を利用する ③ 旗内施設¹¹⁷の利益を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ① 兵役の義務がある。 ② 公務を納める義務がある ③ 旗務用の費用を彼から徴収する
随丁 (ハムジルガ)	<ul style="list-style-type: none"> ① 所属のタイジの許可を得て箭丁になることができる ② 旗内の牧地を利用する ③ 旗内施設の利益を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ① 所属の王公タイジに対して労役を提供する ② 所属王公タイジの代わりに兵役に服する。 ③ 所属王公タイジの代わりに差役を納める
度牒丁 (シャビ)	<ul style="list-style-type: none"> ① 喇嘛(ラマ)になったら、喇嘛としての権利を受けることができる ② 兵役、差役が免除される。また、寺院の許可があれば自らの希望で箭丁に編入される ③ ハル・シャビ¹¹⁸は旗内の牧地を利用できる ④ ハル・シャビは旗内共用施設の利益を享ける 	<ul style="list-style-type: none"> ① 読経する ② 労役(ハル・シャビが納める)
荘丁	<ul style="list-style-type: none"> ① 旗内の参領と佐領以外の下級官員になることができる ② 旗内の牧地を利用する ③ 旗内共用施設の利益を受ける ④ 相当の金品を納めた後、参領や佐領によるザサクへの報告を経て箭丁に昇格することができる 	所属の王公タイジに対して労役または金品を提供する
陵丁	相当の金品を納めた後、参領や佐領によるザサクへの報告を経て箭丁に昇格することができる	王公又は公主の陵寢の管理、祭祀を行う、祭祀の費用を納める

¹¹⁶ 興安局 1939、p、11-14 を参照。

¹¹⁷ 井戸や岩塩採取地の利用権など。

¹¹⁸ 僧侶ではない俗人のシャビのこと。

ここで注意しなければならないのは、全ての随丁が貴族の属民であるとは言えないことである。貴族ではないが旗の官員になった者にも随丁を与えられることがある。彼らは貴族に与えられた随丁と同じく、その官員に対して奉仕する義務を課されていた。下記の表に示している官職は貴族でも平民でも務めることができる。貴族が官員になった場合、官員としての随丁はもらえないが、タイジとしての随丁は分与される。二重に随丁をもらうことを防いでいるわけである。これ以外に、捕虜や売買によって奴隷になった奴隷身分がある。清代に入ってから、王公タイジの娘が結婚する時の付き添いも奴隷身分に含まれるようになった。

表 8: 随丁をもらうことのできる官職について筆者が作成した表¹¹⁹

官職名	随丁数
管旗章京(ジャヒラクチ・ジャンギン)	4人
副章京(メイレン・ジャンギン)	2人
参領(ジャラン・ジャンギン)	1人
佐領(ソムニ・ジャンギン)	1人

表 9: 奴隷の権利と義務について筆者が作成した表¹²⁰

権利	義務
① 独立して生活している場合、旗内の牧地を利用することができる ② 所属する主人の許可があれば平民階級に昇進することができる	① 労役 ② 主人の娘が結婚する時奴隷の娘が給女として付き添う

清代のモンゴル社会では貴族、平民と奴隷以外に特殊な地位を持つ喇嘛(ラマ)身分が存在していた。原則としては度牒丁(シャビ)が喇嘛になれる。身分と関係なく喇嘛になれば社会全体の尊敬を受ける。モンゴル社会における知識人と称され、指導的身分としての地位を占めている。喇嘛になると差役が免除され、更に度牒喇嘛になると義務が一切なくなる。度牒喇嘛の地位は法律によって認められており、比丁冊(戸籍)の中に喇嘛として登録・提出され、兵役が免除される。また、度牒丁に対する使役権を有する。

¹¹⁹ 岡 2007 参照。

¹²⁰ 興安局 1939、pp、3-9 を参照。

第二節 清代モンゴルの行政制度

清代モンゴルにおける行政制度は盟旗制度と総称される。清朝政府が統治下に入ったモンゴルに対して、自らの八旗制度に準じて作り出した行政制度である。この盟旗制度とは別に、王公タイジと呼ばれる貴族と彼らに服属する私的属民である随丁の間に成り立つ支配と被支配によって表現される身分制度の統治構造がある。貴族と呼ばれるのはボルジギン氏族と一部の他氏族のみであり、ボルジギン以外の異性氏族は基本的に全て平民身分や奴隷身分になる。貴族の爵位によって分与される随丁の人数は限定されていて、建前上は少人数であった。貴族でもなく奴隷でもない大半を占める平民の過半数が清朝皇帝の属民とされた。彼らは原則として、貴族に対して貢納する義務がない。彼らは清朝皇帝のアルバト¹²¹でアルバ¹²²に服する義務がある。清朝の皇帝は彼らを旗内の佐領(ソム sumu) 組織に編成した。これもまた満洲人の八旗制度のニル(niru) に準じて作り出された行政組織であり、かつ軍事組織である。盟旗制度の下部にこの佐領が設けられた。

八旗満洲というのは、満洲人が所属する行政制度でありかつ軍事制度である組織である。満洲人は狩猟や戦争のとき矢を持った十人が一単位となって行動していた。矢を満洲語で「ニル」という。この矢を目印にして、十人のグループを「ニル」と呼んでいた。これが「ニル」と呼ばれる組織の由来である。ヌルハチが女直人(後の満洲人)を統合する過程で、300 人を一つのニルに編成して、ニルを基本単位とする組織を作り出した¹²³。

表 10: 八旗制度について筆者が作成した表¹²⁴

組織名	構成	人数
ニル niru	300 人で 1 つのニル	300 人
ジャラン jalan	5 つのニルが 1 つのジャラン	1500 人
グサ güsa	5 つのジャランが 1 つのグサ	7500 人

後金国が設立される以前の最初の頃は 4 つのグサだけがあって、黄色、白色、紅色、藍色という旗の色で区別していた。後に、後金国を建国したときに 8 つのグサになったと言われる。旗の色

¹²¹ albatu 賦役を負担する人。

¹²² alba 賦役。

¹²³ 岡 2007 と宮脇 2002 等を参照。

¹²⁴ 宮脇 2002 を参照。

はそのまま変わらず、縁取りを付けている4種類の色の旗と、同じく付けていない4種類の色の旗とで区別した。縁取りを付けていない旗は「正〇旗(せい〇き)」と呼び、付けている旗を「鑲〇旗(じょう〇き)」と呼ぶ。これが八旗の由来で、この制度を八旗制度と名付けた。ニル、ジャランとグサにはそれぞれの長官がいた。グサにはグサを掌握する領主であるグサイベイレがいた。2代目のホンタイジの時、モンゴルのハーンから離れて降伏したモンゴル人と明王朝から降服してきた漢人等を満洲人と同様に八旗制度に編成して、それぞれ八旗蒙古、八旗漢軍と呼ぶようになった。彼らは旗人と呼ばれて、各々の民族としてではなく旗人としてのアイデンティティを形成した¹²⁵。

八旗蒙古以外の一般モンゴル人に対しては、前述のように満洲人の八旗制度に準じて盟旗制度が作られた。遊牧民は固定した土地を占有する必要がないが、季節によって放牧地を選ぶことも大事なので、部族ごとに遊牧する範囲を決めていた。部族長に当たる人が領主で、決められた牧地の範囲が領地で、領地内で放牧する人々が領民である。これは、モンゴル帝国の時代から続いてきた旧来の領主と領民との関係そのものであった。清朝時代に、旗(モンゴル語でホショーという)を基本単位とした盟旗制度が作り出され、もともとの領主であった貴族たちに爵位を与えて、王公タイジと呼んだ。王公タイジの中から旗長(ザサク)を選び、旗の長官に任命した。旗ごとに佐領編成が行われた。前述のように佐領はモンゴル語で「ソム」といい、満洲語で「ニル」という。土地と人民の支配を王公たちに任せていたために、佐領編成の時にも抵抗がなかったと考えられる。佐領編成の対象は特定の身分に属する旗民以外の平民である。平民のなかで18歳以上60歳以下の男性が箭丁と呼ばれ、原則として、ソムは150名の箭丁(ホヤク)によって構成される。現実には150人より多くなったり、少なくなったりすることが普通にあった。理藩院と旗の間には、盟が組織されていた。各旗のザサクや王公タイジの中から皇帝が盟長を選んだ¹²⁶。

モンゴルは少しずつ清朝の支配下に入ったので、その統治構造も地域によって差異が存在する。八旗蒙古以外のモンゴルは大きく内属蒙古と外藩蒙古とに分かれている。外藩蒙古というのは現在のモンゴル国と内蒙古自治区の大部分を含む地域である。外藩蒙古は清朝へ帰順した順番によって、更に内ザサク蒙古と外ザサク蒙古とに分かれていた。外藩蒙古のうちの内ザサク蒙古は現在の内蒙古自治区とほぼ同じである。外ザサク蒙古の外蒙古四部がほぼ現在のモンゴル国に相当する。内属蒙古における各旗では、旗人官僚を北京から派遣して、管理させていた。中国本土における州や県にやや近い形態である。外藩蒙古における旗では、ザサクを当地の貴族から選んで任命し、世襲させていた。外藩蒙古でも内ザサク蒙古と外ザサク蒙古における統治

¹²⁵ 宮脇 2002 を参照。

¹²⁶ 岡 2007、興安局 1939、宮脇 2002 を参照。

構造には若干の差がある。内ザサク蒙古の王公タイジは、一般に政治的地位が高く、ある程度の軍の指揮権を握っている。外ザサク蒙古では、軍の指揮権を北京から派遣された将軍、都統、駐紮大臣などが握っていた。つまり、この統治構造の違いは地元貴族の統治権力の強弱によって生じたものだと考えられる。

表 11: 清代モンゴルにおける外藩蒙古の盟旗¹²⁷

		盟／部				旗の数	
外藩蒙古	内ザサク蒙古	ジリム盟				10	
		ジョスト盟				5	
		ジョーウダ盟				11	
		シリングル盟				10	
		ウラーンチャブ盟				6	
		イフジョー盟				7	
	外ザサク蒙古	外モンゴル	ハンアリン盟	トウシェートハン部	(庫倫辦事大臣の管轄を受ける)	20	
			ヘルレンバルスホト盟	セツェンハン部		23	
			チェチェルリグ盟	サインノヤン部 19 旗、附エルト部 2 旗	(ウリヤスタイ将軍の管轄を受ける)	19、附 2	
			ザクゴリンエフビデリアノール盟	ザサクトハン部 18 旗、ホイト部 1 旗		18 附 1	
		*ホブト所属ザサク	ドルベド部 14 旗、附ホイト部 2 旗				20
			ジャハチン三等公旗				
			新トルゴート部 2 旗				
			新ホシヨト部 1 旗				
		西套蒙古	(盟の設置なし)				2
		*青海蒙古各部	ホシヨト部 21 旗				29
			ホイト部 1 旗				
			ジョロス部 2 旗				
			トゥルベトウ部 4 旗				
青海ハルハ部							
*新疆蒙古各部	旧トゥルベトウ部				13		
	中路ホシヨト部						

¹²⁷ <https://rc.mbd.baidu.com/f4mksc9> と Namsarai1984 による。

表 12: 清代モンゴルにおける内属蒙古の盟旗¹²⁸

	盟/部	旗の数
内属蒙古	チャハル八旗	8
	熱河都統所属	1
	綏遠城將軍(歸化城トウト2旗)	2
	黒龍江將軍所属	1
	ウリヤスタイ將軍所属	5
	ホブト参贊大臣所属	12
	駐藏大臣所属	8
	伊犁將軍所属	16
	タルバガタイ参贊大臣所属	1

旗内の官職として、旗長(ザサク)の下に、協理台吉、管旗章京(八旗の都統に該当)、梅倫章京(八旗の副都統に該当)、札蘭章京(八旗の参領に該当)等が設置されていた。旗の行政政府は印務処である。旗のザサクとその補佐官である協理台吉は旗内における特定の氏族に属する貴族身分の中から選任された。旗の下位行政単位であるソムにはソム章京(八旗の佐領に該当)が設置された。旗の上位行政機関である盟レベルの官制として、盟長と副盟長が設置されている。ハルハ4盟とドルベド2では盟長と副將軍が設置された。盟内の旗同士の関係調整、理藩院からの命令伝達と報告や諸案件の審理などの事務を処理していた¹²⁹。

第三節 清代モンゴルの裁判制度

第二節で述べたように、清朝の対モンゴル統治は一般的な支配、被支配と違って、より柔軟な政策をとっていた。すなわち旧来の領主と領民の関係がある程度維持されていたことが分かっている。満洲皇帝はモンゴル人を軍事、政治的な同盟者として扱い、同盟関係を確保するために、さまざまな保護を加えていた。従って、複雑な統治構造が形成された。清代モンゴルにおける司法、裁判の制度はこのような統治構造を土台にして形成された。モンゴルを統治下に入れた清朝は遊牧民の独特な生活習慣に応じた法律を作り出した。モンゴル語では *mongyol čaγajin-u bičig*、中国語では「蒙古例」と呼ばれる。1696年に集成された蒙古例集成法典(正式名称は不明)はモンゴルの犯罪者を処罰する専用の法典であった。中国本土を主たる対象にした『大清律例』とは別の、モンゴル人の伝統と慣習に配

¹²⁸ <https://rc.mbd.baidu.com/f4mksc9> と Namsarai1984 による。

¹²⁹ 岡 2007、萩原 2006 等を参照。

慮した法典である。蒙古例の各条文は必要に応じて制定された。ハルハ(外)モンゴルは1691年に清朝に帰属した後も一定期間独自の法を使っていた。「蒙古例」に準じた条文が1728年に初めてハルハモンゴルで制定されたことが確認されている。ただし、この段階ではハルハモンゴル人はなお自分たち独自の法を制定し続けており、1728年の法も単に蒙古例を参照しただけの独自の法であった。ただ、これはハルハモンゴルの法制が「蒙古律例」へと推移し始めた最初の起点であると考えられる。『蒙古律例』や『理藩院則例』などが完全に実効性を持ったのは18世紀末頃以降であると言われている。1791年には『蒙古律例』の適用と必要的覆審制度の厳守を乾隆帝が全ハルハに布告した¹³⁰。

旗は盟旗制度の基本単位であり、旗内の民事・刑事案件の審理を旗長が行う。旗の下級役人に捜査、捕縛、犯人護送を任せる。事件が発生すれば裁判官に当たる旗長が第一審を行う。鞭打ちや足かせを付ける処罰で終わらせることができる軽微な案件は第一審で結審される。旗長不在時や自分自身が民事・刑事案件に関わった時には補佐官である協理タイジが代理で審理を行う。遣以上の罪を犯した時や人命案件などの重案は旗(第一審)→盟(第二審)→理藩院(第三審)または、旗(第一審)→盟(第二審)→駐防官(第三審)→理藩院(第四審)の順番で上申される。旗の上位行政機関で審理を行う時、当事者たちを集めて連行して、役所まで行かせる。人命案件の場合は、理藩院から皇帝へ報告する。裁判の方法は訊問を中心に行っていた。当事者が述べたことを書いて口供(口頭の供述)を作り、最後に拇印を押させていた。口供を取るための拷問も認められていた。担当官が拷問する時に当事者を殺してしまった場合、処罰を受ける。清末、民国時期になって駐防官と三法司¹³¹の関与が強まった¹³²。

¹³⁰ 萩原 2007 を参照。

¹³¹ 都察院、大理寺、刑部という3つの役所という。

¹³² 萩原 2006 を参照。

第三章 清末のモンゴル教区における布教拠点「西湾子村」と外国人宣教師の到達

小序

西湾子村¹³³は清朝初期にチャハル八旗地区南部の万里の長城に沿う山陵地帯にできた村落であり、張家口¹³⁴の東北方約 50km 離れたところに位置している。康熙 35(1696)年、ローマ教皇がマンチュリアとモンゴルを北京教区に入れた後、イエズス会の宣教師は直隸省の北方に位置するチャハル八旗や熱河地方で布教していた。康熙 39(1700)年頃、西湾子村に暮らす旗人張根宗¹³⁵は、イエズス会の宣教師巴多明 Dominique Parrenin から洗礼を受けてキリスト教徒になり、村内で改宗を進めたと言われている¹³⁶。康熙 59(1720)年、清朝政府がキリスト教禁止令を發布した後、西湾子村はヴィンセンシオの宣教会の宣教師と内地の漢人教徒の避難所となった¹³⁷。

清朝治下では、貿易をめぐるイギリスと摩擦が起こり、アヘン戦争で敗戦した影響によって、外国人を排斥しようとする感情が高まっていた。嘉慶・道光(1821-1850)年間、北京の教堂は閉鎖されて、外国人宣教師は全員追い出された。道光 7(1827)年、北京の北堂にいたヴィンセンシオの宣教会の薛瑪竇神父ら 10 人が西湾子村に避難してきた¹³⁸。道光 15(1835)年、ヴィンセンシオの宣教会のムリ(中国語名:孟振正 Joseph-Martial Mouly)も西湾子村にやってきて、北京の北堂と似た中国式の教堂を建てて、双愛堂と称した。双愛堂は北堂の亡命教堂と呼ばれている。道光 15(1835)年の時点で、西湾子村の教徒数はヴィンセンシオの宣教会の宣教師たちがやってきた時の約 300 人から 676 人にまで増えていて、その大多数は内地の禁教政策からの避難者であった¹³⁹。道光 20(1840)年、ローマ教皇は現在の内モンゴルに相当する地域を単独の代牧区に区分して、孟振生神父に管理させた。西湾子村の双愛堂はモンゴル教区の総教堂となった。咸豊 6(1856)年、孟振正神父は北京教区の主教にも任命され、キリスト教が解禁されると北京に戻るこ

¹³³ 西湾子村はチャハル八旗南部の耕作地に位置し、張家口理事同知衙門が管理する村落であった。現在は河北省崇礼県西湾子鎮となっている。

¹³⁴ 大境門・山海関・嘉峪関・居庸関が万里の長城の 4 大関所と呼ばれていた。その内の大境門は現在の張家口市の市街区の北側に位置していて、清代には張家口と呼ばれ始めた。

¹³⁵ 張根宗の祖先は奉天から順治 4(1646)年にチャハル八旗に移住した旗人である。

¹³⁶ 張 2019、pp.44-45 を参照。

¹³⁷ 雍正 4(1726)年、西湾子村の教徒数は約 100 人になり、旗人張氏一族の土地で小堂¹³⁷を建てた。乾隆 33(1768)年、西湾子村の小堂は官によって廟に建て替えられることがあったが、旗人張天達が翌(1769)年に土地を取り戻して小堂を立て直すことができた。さらに、嘉慶元(1796)年、嘉慶 10(1805)年と 2 回にわたって増築したため、その存在が官府に容認されていたと考えられる。宝・宗 2008、pp.141-145 を参照。

¹³⁸ ローマ教皇は、乾隆 38(1773)年 7 月 21 日にイエズス会を解散する勅令を發布し、乾隆 47(1782)年、清朝における布教事業をフランスのヴィンセンシオの宣教会に任せた。

¹³⁹ 張 2019、p.47 を参照。

になった¹⁴⁰。咸豊 4(1865)年、孟振正神父はモンゴル教区をベルギー王国のスクート会に譲った。咸豊 5(1866)年、ヴィンセンシオの宣教会がモンゴル代牧区から離れた時、漢人教徒は約 8000 人に達していたが、モンゴル人教徒は 3 人しかいなかった¹⁴¹。このようにモンゴル教区の教徒はほぼ漢人のみであったが、清朝政府の対モンゴル統治政策と対キリスト教政策によって、モンゴル教区におけるキリスト教問題は内地の各省とは様相が異なっていた。そこで本章で筆者は、まずフランス保護下の宣教師が張家口を出て西灣子村に入り布教地に滞在した際の実態を検討したい。

アロー戦争に際して、清朝政府は英仏と天津条約(1858年)・北京条約(1860年)を結び、内地ではキリスト教の布教が合法化された。フランス政府は積極的にカトリックの布教権限を獲得して、清朝における布教保護権¹⁴²を確立させた。フランス領事は清朝政府に圧力をかけて、咸豊 10(1860)年と咸豊 11(1861)年との 2 回に渡って内地の各省に仏清天津条約の第 8 款・第 13 款と仏清北京条約の第 6 款など布教権限に関する条款を通知させたが、交渉によってモンゴルは通知対象外とされた¹⁴³。しかし、当時フランスのヴィンセンシオの宣教会がモンゴル教区を管理していたため、フランス領事は彼ら宣教師に護照(パスポート)を発行していた。

清朝治下では満洲・モンゴル・内地各省の行政制度が各々異なっており、万里の長城は地理的にモンゴルと各省との行政範疇を区分する目安であった。モンゴル人や内地の漢人は張家口など長城の関所を出入りする場合は、役所に報告して出入許可証である印票(執照)を受け取る必要があった。内地で布教する宣教師と異なって、フランス領事保護下の宣教師は、西灣子村に赴く際に万里の長城の関所で取り調べられていた。先行研究では、モンゴルは条約対象外だったにもかかわらず、清朝政府は宣教師の不法な布教活動を容認せざるを得ない状況に置かれたと論じているが、フランス領事保護下の宣教師がモンゴル教区に入ってくる際の実態に関する考察が不十分である。彼ら宣教師は西灣子村を拠点にしてモンゴル教区内で自由に移動できていたため、関所を通過する際の実態を検討することには大きな意義があるはずである。

¹⁴⁰ 咸豊 10(1860)年 11 月 4 日、フランス領事は仏清北京条約の第 6 款に基づいて北京の南堂と北堂を返還してもらって孟振正神父に管理させた。史料③、第一輯、p.157 を参照。

¹⁴¹ Taveirne2004, pp.194-220 を参照。

¹⁴² ローマ教皇が世俗権力者に与えた権利と義務である。世俗権力者が領地内に教会関係の施設を建て、教会を所有する権利と、教会を維持する義務とを指している。

¹⁴³ 咸豊 11(1861)年 2 月 2 日、総理各国事務衙門はフランス領事の要求に応じて、仏清天津条約の第八款と第十三款、仏清北京条約の第六款前後の款が記載された 280 部の上諭を各省に分配してキリスト教の解禁を通知した。咸豊 11(1861)年 5 月 12 日に総理各国事務衙門がフランス領事に送った覚書によると、モンゴル地域に関しては古くからチベット仏教を信仰している上、その地は親王・郡王たちが自ら統治するため清朝政府が条約を強要することができずに、告示を貼り付けてもモンゴル人は従い難いから通知しない方がよいと返答した。フランス領事もこの点に異議はなかった。拙稿ハスゴワ 2019b, pp.40-42 を参照。

次に、西湾子村と漢人を管理する役所の統属関係を明らかにしたい。清朝の八旗制度・モンゴルの盟旗制度¹⁴⁴・内地の省制度は上方ではいずれも清朝皇帝によって統率されていたが、横方向では相互の統属関係がなかった。清朝政府は属民が所属する行政範疇の変更を厳禁することによって、このような統治構造を維持していたため、モンゴル側に八旗の旗人や漢人などを統治する権限を与えず、モンゴル地域内にも中央統轄の「府・州・県」や直隸省・山西省統轄の直隸庁などを増設して旗人や漢人を管理させた(岡 2010、p.20)。これらの役所はモンゴル地域に入ってきた漢人・旗人を現地のモンゴル人の管轄系統から分離させて管理しており、主に税金¹⁴⁵の徴収と刑事案件とを処理していて、モンゴル側の社会制度に干渉する権限は持たなかった。キリスト教に対する取り締りも中国本土地域に比べて緩かったと考えられる。すなわち、モンゴル教区の布教拠点が、熱河都統管下の「府・州・県」¹⁴⁶、チャハル左翼四旗¹⁴⁷に設置された直隸省所属の直隸庁¹⁴⁸、チャハル右翼四旗¹⁴⁹に設置された山西省所属の直隸庁¹⁵⁰等に管理されていたことを理解しておく必要がある。そこで筆者は、チャハル鑲黄旗内の西湾子村が直隸省管下の直隸庁によって管理されていたことを明らかにして、フランス領事による「直隸省宣化府所属(西湾子村が)直隸省の宣化府に所属している)」という主張を検討したい。また、彼ら宣教師が西湾子村を拠点にしてモンゴル教区の開墾地域に滞在できた原因と、西湾子村の主教を經由してフランス領事と繋がっていたネットワークとを検証したい。

第一節 先行研究の整理

第一項 条約内容の有効性に関する先行研究の概要

咸豊 10(1860)年 10 月に仏清北京条約が結ばれ、フランス領事は清朝政府に要求して、内

¹⁴⁴ 前述のように盟旗制度は「旗」という行政区画を基本単位としており、旗の長官として「旗長」職を設けた。ボルジキン氏族を始めとする親王・郡王等の貴族身分のモンゴル人のみが「旗長」に選任され、その地位を世襲した。そして、旗長が旗内の行政や裁判など全ての事務を担う。旗内では、150人の箭丁を一つのソム(蘇木)に編成した。旗の上に「盟」という行政区画が設置される場合、その盟の旗長の一人が「盟長」に選ばれる。中央では理藩院という機関を設置して、在地の貴族を介した間接的な支配が行われていた。岡 2007、萩原 2006 を参照。

¹⁴⁵ 基本的に理藩院派遣の理事司員衙門が税金を徴収していたが、府と県が代わりに徴収することもあった。直隸省管下の直隸庁は漢人農民から地租を徴収することを担っていた。

¹⁴⁶ 熱河都統は承德府を統轄し、その管下には平泉県・灤平県・豊寧県・建昌県・赤峰県・朝陽県があった。一方、これらの役所はジョーオダ盟とジョスト盟の領地内に設置された。史料 10、p.90 を参照。

¹⁴⁷ チャハル左翼鑲黄旗、チャハル左翼正白旗、チャハル左翼鑲白旗、チャハル左翼正藍旗のことを指している。

¹⁴⁸ 直隸省口北道管下の張家口理事同知衙門・独石口理事同知衙門・多倫諾爾理事同知衙門を指す。これらの役所をまとめて口北三庁と言い、それぞれ張家口庁(または張理庁)、独石庁、多倫諾爾と呼ばれていた。

¹⁴⁹ チャハル右翼正黄旗、チャハル右翼正紅旗、チャハル右翼鑲紅旗、チャハル右翼鑲藍旗のことを指している。

¹⁵⁰ 山西省大同府管下の豊鎮庁と山西省朔平府管下の寧遠庁を指す。

地各省にキリスト教布教権限に関する条款を通知させたが、咸豊 11(1861)年 5 月、総理各国事務衙門は「モンゴルに関しては古くからチベット仏教を信仰している上、その地は親王・郡王たちが自ら統治するから告示を貼り付けない方が良い」とフランス領事に返答して、モンゴルは通知対象外とされた。Taveirne2004 と梅栄 2014 では、「内地各省」とは中国本土の 18 省を指しており、蒙古・チベット・回部などの藩部地域はその対象外であると論じている。Taveirne2004 と拙稿ハスゴワ 2019b では、総理各国事務衙門とフランス領事との交渉によって、モンゴルが通知対象外とされた経緯に言及している。Taveirne2004 と梅栄 2014 では、「親王・郡王たちが自ら統治する」外藩蒙古¹⁵¹は条約内容の対象外であったが、清朝皇帝の直轄地となった内属蒙古¹⁵²では条約内容が実行されていたと大まかに論じている。モンゴル教区は、区分された当初、フランスのヴィンセンシオの宣教会によって管理されていた。後にスクート会がヴィンセンシオの宣教会からモンゴル教区の管理権を受け継いだ。したがって、フランス領事は西湾子村に赴くフランス保護下の宣教師に護照を発行していた。そこで筆者は本章で、フランス保護下の宣教師が張家口を出て内属蒙古の一地域であるチャハル八旗の西湾子村に到達・滞在できたという実態と、西湾子村を拠点にして自由に移動しつつ外藩蒙古の開墾地でも滞在先を獲得できたということを検証したい。また、張家口の官兵はフランス人宣教師を通過させていたが、「髮逆(太平天国軍)」が外国人を装ってモンゴル地域に紛れ込まないように厳しく取り締まっていたという実態を検証したい。

次に、フランス保護下の宣教師が漢文とフランス語付きの護照を持って西湾子村に入っていたことを検討したい。フランス保護下の宣教師は関所を通過する際に執照を提示する必要があり、西湾子村に滞在する際も必要があったため考察する意義があるだろう。Taveirne2004 は、スクート会が義和団事件(1900 年)以降になってから正式にモンゴル文付きの護照を発行してもらったと述べているが、フランス領事から漢文とフランス語付きの護照を発行してもらっていたことに関する考察が欠けている。梅栄 2014 では、スクート会はフランス領事から安全通行証と諭單¹⁵³を発行してもらい、清朝当局から順天府の関防¹⁵⁴を捺印して発効させた護照を提供してもらったと述べているが、証明書を発行する役所を混同している。拙稿ハスゴワ 2019b で明らかにしたように、護照

¹⁵¹ 外藩蒙古というのは地元のモンゴル人貴族が旗長となって治めていた地域である。清朝に降伏した時期によって、外藩蒙古を更に「漠南モンゴル」と「漠北モンゴル」との 2 つに分けて呼ぶことがあった。「漠南モンゴル」は現在の内モンゴルとほぼ同じ地域である。「漠北モンゴル」は現在のモンゴル国とほぼ同じ地域である。従って、清朝時代のモンゴルの大部分の地域が「外藩蒙古」と呼ばれていた。

¹⁵² 内属蒙古というのは旗長職が設置されず、清朝の皇帝が北京から派遣した旗人官僚が治める地域である。以前清朝に対して反乱を起こした部族が再び反乱を起こすことを恐れて、清朝皇帝の直属としたのである。

¹⁵³ ここでいう諭單は、仏清天津条約の第 8 款、第 13 款と仏清北京条約の第 6 款前後の申し渡し書きである。後述する。

¹⁵⁴ 総督巡撫らの官印を指している。

はフランスのパスポートであり、フランス領事は順天府の関防を押してもらって発効させた後、外国人宣教師に渡していた。一方、拙稿ハスゴワ 2019b では「諭單」の解釈を誤ってしまっていたため、本章で改めて諭單の用途を明らかにしたい。さらに、同治元(1862)年、清朝政府が上海を攻める太平天国軍を撃退するためにフランスの軍事力を借りる対策を講じて、実質的にフランス保護下の宣教師を保護・優遇し始めたことの影響を考察したい。

第二項 西湾子村の所属問題に関する先行研究の概要

前述のように、漢人教徒がモンゴル地域内の村落に入ってきてそこがその後の布教拠点となったため、漢人を管理する役所とその村落との統属関係を理解する必要がある。例えば、乾隆 15 (1750)年頃にジョーオダ盟のオンニョード左翼旗に、漢人教徒趙氏が家族とともに禁教を理由として避難してきて、赤峰県が管理するハラウス川 qara-usu の苦柳図村・毛山東村と、赤峰から西北方向へ約 100km 離れた馬架子村とが布教拠点となった。また、道光 10(1830)年頃、ジョスト盟のトゥメト両旗内には山東省と直隸省から飢饉被災者となった漢人教徒が入ってきて、朝陽県が管理する松樹嘴子村が布教拠点となった。ジョスト盟内に設置された灤平県が管理する老虎溝は咸豊 6(1856)年に布教拠点となった。チャハル右翼正黄旗内に設置された山西省大同府管下の豊鎮庁が管理する黄榆洼村では、嘉慶 23(1818)年に直隸省懷安県などから漢人教徒郝朝昇ら、道光・咸豊年間に漢人教徒池進禄や段佑たちが流入して布教拠点となり、隣の天子溝村も布教拠点となった。チャハル右翼正紅旗内に設置された山西省朔平府管下の寧遠庁が管理する大搶盤村には、乾隆 15(1750)年頃に山西省忻県の漢人教徒が流入して布教拠点となった¹⁵⁵。

この点について本研究では、西湾子村が直隸省口北道に所属する直隸庁たる張家口理事同知衙門に管理されていたことを明らかにしたい。また、同治年間にフランス領事が西湾子村は直隸省宣化府に属すると主張して、西湾子村に赴くフランス領事保護下の宣教師に護照を発行していたという実態を検討したい。この問題に関して先行研究では、フランス領事は清朝政府の統治制度を理解していないとしか述べていない。チャハル八旗では南部の万里の長城沿いの山陵地帯における漢人の耕地と、その北側のモンゴル高原におけるモンゴル人の遊牧地が自然な地形によってはっきり分かれていた。そのため、モンゴル教区内では張家口理事同知衙門が管理する西湾子村で漢人キリスト教徒と現地モンゴル人とのトラブルがほぼ存在しなかった。その一方で、張家口理事同知衙門が直隸省管下とされたということもあって、西湾子村の所属は曖昧であ

¹⁵⁵ 以上、張 2019、pp.44-47 を参照。

った。本研究では、張家口理事同知衙門の職務に注目して、フランス領事の「直隸省宣化府に属する西灣子村」という主張を検討したい。また、外国人宣教師が西灣子村を布教拠点にしてモンゴル教区の開墾地に滞在先を獲得できたという実態と、布教拠点である西灣子村教会の主教を通じてフランス領事と繋がっていたことを検証したい。

第二節 キリスト教解禁後にフランス領事保護下の宣教師が西灣子村に到達した事例

第一項 張家口の官兵によるフランス人宣教師に対する取り調べ

清朝時代、漢人商人がモンゴル地域に赴いて商業を行う場合、張家口のチャハル都統¹⁵⁶・綏遠城將軍・多倫諾爾^{ドロノール}同知衙門の内のいずれかから有効期間1年間の票(許可証)を発行してもらう必要があった(岡 2010、p.18)。『理藩院則例』によると、漢人農民は勝手にモンゴル地域に入ることが禁止されていて、長年小作料を払わなかった場合、内地に追い返すと定められていた¹⁵⁷。モンゴル人が内地に入ることが許可された場合、万里の長城の山海関、喜峰口、古北口、独石口、張家口、殺虎口などの関所から出入りすると定められており、関所の辺門章京が出入りするモンゴル人を調べて登記していた。モンゴル人は所属する旗の旗長・管旗章京・副章京などのモンゴル人官員に報告して、内地に赴く用件が明記されていて、官印が押された証明書たる執照を発行してもらう必要があった¹⁵⁸。したがって、外国人宣教師が張家口からモンゴルに入る時にも、出入りが許可された証明書の提示が必要であった。内地の各省で布教する場合はこのような制限がなかった。例えば、咸豊 11(1861)年 7 月 7 日、チャハル都統は、総理各国事務衙門に張家口の官兵がフランス人宣教師を取り調べたことを報告した文書で以下のように述べている。

據巡查地面章京喜山稟。法夷羅若翰李若瑟前往口外廳屬西灣子地方傳教。詢以有無執照。據稱收存箱內。如欲查看。須在口內預備公館。否則我們即時出口等語。職慮生事端。未敢攔阻。該夷二人跟隨民人張銀魁一人坐車二輛…查上年十一月間。曾有法夷謝姓一人前赴西灣子地方傳教…今又續來該國二夷。現雖不禁傳教。奴才等仍當飭屬不動聲色。嚴密查其行止¹⁵⁹。

(引用者による訳文)

巡查地面章京喜山の報告によると「フランス人羅若翰と李若瑟は張家口外の西灣子地方

¹⁵⁶ チャハル八旗の長官である。「ブルニの反乱」以降チャハル部は自治権を失い、清朝皇帝の直轄領である内属蒙古となった。清朝政府はチャハル地方に八旗と四牧群を設置して、旗毎に中央から総管を派遣して、参領や佐領などの官職を設けた。その後、乾隆 26 (1761) 年、チャハル都統を設け、チャハル八旗の長官とした。

¹⁵⁷ 史料⑩、pp.131-142 を参照。

¹⁵⁸ 史料⑩、pp.296-297 を参照。

¹⁵⁹ 史料⑧、第一輯(一)、p.257。

に赴いて伝教した。執照の有無を尋ねると、申立てによれば『(執照を)箱の中に保管している。若し検査するつもりなら、口内(長城の内側)で高官の官舎の準備を要す。さもなくば、我々は直ちに出口¹⁶⁰する。』といった。小職は悶着が起ることを懸念して阻止する度胸がなかった。当該2人の夷人は1人のお伴の漢人張銀魁を従えて、車2両に座り…」と述べている。…調べると、去(1860)年11月に謝を姓とするフランス人1人が西灣子地方へ伝教しに赴いた。…今、付け加えて又当該国の2人の夷人が来た。現在伝教を禁じることがないが、奴才等は直ちに依然として部下に命じて動じないで厳密に彼らの行方挙動を調べさせた。

上記のように張家口の巡査地面章京喜山は、フランス人羅若翰と李若瑟に執照(許可証)の提示を要求したことが分かる。しかし、フランス領事館が宣教師に発行してやった護照は言及されなかった。すなわち、フランス人羅若翰と李若瑟は、張家口の巡査地面章京から関所を出てモンゴルに入ることが許可された執照のみの提示を要求された可能性が高い。そこでフランス人羅若翰と李若瑟は、内地で高官の官舎を用意しない限り直ちに張家口を出てモンゴルに入ると圧力をかけて、執照を見せずに通過できたのである。キリスト教が解禁された直後、カトリックの主教は各省の巡撫と会ってキリスト教布教権限をめぐる交渉を行っていた。例えば、江西教区の主教羅安当 Antoine Anot は江西巡撫とキリスト教に関する事務を協議したいと要求した(佐藤 2015、p.50)。したがって、フランス人宣教師羅若翰と李若瑟は内地で高官の官舎を用意させて高官との面会を要求した訳である。しかし、彼らが直ちに出口すると急がせたことから、実際には高官との面会よりも巡査地面章京に圧力をかけて張家口を出てすぐにモンゴル地域に入ることが本当の目的であったと考えられる。また、漢人張銀魁はフランス人宣教師と同行していることから、道案内や通訳をしていた可能性が考えられる。また、咸豊 10(1860)年 11 月に、謝姓のフランス人宣教師¹⁶¹が張家口を出て西灣子村に赴いた事が分かる。すなわち、咸豊 10(1860)年 10 月に仏清北京条約が結ばれた後、フランス人宣教師は張家口を出て西灣子村へ赴く際に張家口の官兵によって取り調べられていたのである。

その背後には、咸豊 3(1853)年に南京を占領した太平天国軍が勢力を拡大していて、咸豊 10

¹⁶⁰ 張家口を通過してモンゴル方面を出るという意味。

¹⁶¹ フランスのヴィンセンシオの宣教会に属する謝福音 chevrier 神父を指している。咸豊 10(1860)年、孟振正神父が西灣子村から北京に戻った後、謝福音神父はモンゴル教区を一時的に管理していた。同治 5(1866)年、スクート会の南懷義 Theophile Verbist や韓黙理 Ferdinand Hamer など4人の宣教師がやって来てモンゴル教区の管理権を受け継いだ後、謝福音神父は孟振正神父によって天津に派遣された。佐藤 2015、pp.94-96 を参照。

(1860)年に英仏連合軍が北京を占領したという事情があった。清朝政府は英仏と講和条約を締結してアロー戦争を終結させるに至ったが、イギリスとフランスへの対応は異なっていた。当時、清朝政府は太平天国の「拝上帝¹⁶²」をイギリスのプロテスタント(耶蘇教)と同じ信仰であり、フランスのカトリック(天主教)とは若干異なると認識していた。当時、カトリック偶像崇拜として太平天国軍によって攻撃されていたという事情もある。さらに、イギリス人は太平天国軍の占領地で貿易を行っていたことによって清朝側に警戒された。清朝政府はフランスが太平天国と協力することを恐れてカトリック布教権の交渉に応じ、フランスを籠絡することを図っていた¹⁶³。そこで、張家口の官兵は関所を通過するフランス人宣教師の行方挙動を厳密に調べて報告していたものの断固阻止しようとはしなかったのである。一方、モンゴルは条約内容通知対象外とされたが、そのことは総理各国事務衙門とフランス領事館との交渉に止まっていたため、チャハル都統から総理各国事務衙門への報告では内地でキリスト教が解禁されたことが言及された。したがって、チャハル都統はフランス人宣教師を警戒して、部下に命じて西湾子村に赴くフランス人宣教師の挙動と行方を調べさせていたと考えられる。

第二項 「髮逆」に対する警戒とフランス人宣教師に対する容認

「髮逆」というのは、清朝政府に反対して蜂起した太平天国軍を指している。太平天国軍は、満洲人の弁髪が中国人としての根本を忘れさせた行為であるとして弁髪をやめたため、清朝側に「髮逆」と呼ばれた(佐藤 2015、p.45-46)。咸豊 3(1853)年、太平天国は北京を陥落させる計画を立てて北伐軍を北上させ、結局咸豊 5(1855)年に敗北したが、清朝政府は北京の防衛を固めるとともに、北京からの撤退を準備し始めるまでに至った。さらに、咸豊 10(1860)年 5 月、太平天国軍は再び清朝の江南大営を壊滅させた(菊池 2020、pp.77-118)。このように、咸豊 11(1861)年 5 月頃、モンゴルはキリスト教布教権限に関する条款内容の通知対象外とされたにもかかわらず、フランス保護下の宣教師は張家口を出て西湾子村に到達・滞在することが容認されていて、清朝政府はむしろ、太平天国軍が張家口を出てモンゴルに紛れ込むことを警戒していた。同治元(1862)年正月 21 日、チャハル都統は、総理各国事務衙門に送った文書で以下のように述べて

¹⁶² 洪秀全はプロテスタントの影響を受けて「上帝教」という宗教を作り出し、「上帝教」の宣教師である憑雲山が広西省で「拝上帝会」を作った。もともとは、嘉慶 12(1807)年、ロンドン伝道協会のプロテスタント宣教師馬礼遜 Robert Morrison が広東にやってきて布教している間に漢人梁発が入信した。梁発は道光 12(1832)年に『勸世良言』を著して、小冊子『勸世良言』を配って伝教していた。科挙試験に挫折して病に倒れた洪秀全は、改めて『勸世良言』を読んだ後、見た「夢」の謎を解いた。彼は自らを「神の息子」であり、父たる皇上帝(ヤハウェ)は彼と彼の兄(イエズス)に共に妖魔と戦って穢れた現世を清める使命を与えたという宗教的確信を持つようになった。

¹⁶³ 史料⑧、第一輯、p.1 を参照。

いる。

遇有洋人到口遊歴。務須查驗有無執照。並視其面目鬚髮是否實係洋人。如無執照及並非洋人形狀。顯露假冒之情者。即行扭請究辦。俾髮逆無從溷迹。以免意外之慮¹⁶⁴。

(引用者による訳文)

洋人が張家口に到って遊歴する場合、必ず執照の有無を調べると共に、その髭と髪を見て本当に洋人であるかどうか(を確かめる)。若し執照を持たず、且つ、洋人の形ではないという偽り事が露顕した者は、直ちに捕えて取り調べて審理する。髮逆の紛れ込む手立てをなくさせて、予想外の懸念を免れさせる。

この史料から、当時チャハル都統は外国人宣教師に慎重に対応していたものの、むしろ「髮逆(太平天国軍)」に対する防備をより強く固めていて、張家口からモンゴル地域に紛れ込むことを防ごうとしていたことがわかる。外国人宣教師は長髪であるため、弁髪をやめた太平天国軍が外国人を装って張家口などの関所を通過してモンゴル地域に紛れ込むことを防ごうとしていた。チャハル都統は外国人宣教師の執照を調べるほかに、顔つき・眉毛・髪を見極めて外国人と太平天国軍を弁別しようとしていた。洪秀全が作った「上帝教」は、教義として皇上帝(ヤハウェ)が唯一の真神であるとみなし、仏教・儒教・道教・民間宗教・カトリックなどは偶像を崇拝する妖魔であると攻撃していた。洪秀全自身は皇上帝から妖魔と戦って穢れた現世を清める使命を受け取ったという宗教的な確信を持っていて、現世を汚れさせた妖魔は咸豊帝であると当てはめたのである。太平天国軍が発布した「頒行詔書」では、「滅満興漢」のスローガンを強く打ち出して、満洲人である咸豊帝は実は「胡奴」に属する「満妖」とであると宣伝し、占領地で八旗の軍を全滅させていた(佐藤 2105、pp.44-48)。清朝治下には八旗制度に編入された八旗蒙古がおり、太平天国軍と戦ったモンゴル人王公セングリンチンもいたため、満洲人やモンゴル人が太平天国軍の攻撃対象になっていた。それによって張家口の官兵は、太平天国軍に対する取り締りを厳しくしていた。「胡奴」というのは、北方遊牧民や西域の民族などを指していて、満洲人のみならずモンゴル人も太平天国軍の敵になったのである。

一方、清朝政府はキリスト教問題への対処措置として後述するようなキリスト教徒の権限が書かれた諭單の形式を各省に送った際に、西灣子村を管理する役所にも通知した。同治元(1862)年正月 21 日、チャハル都統が総理各国事務衙門に送った覚書では以下のように書かれている。

¹⁶⁴ 史料⑧、第一輯、p.258。

當以口外張理廳所屬西灣子等處地方。多有習教之人。近年以來。屢有法人前往傳教。經本衙門分別札交該廳體察一切情形隨時秉公辦理。務期協於民情。不傷政體。…相應粘抄諭單式樣。仍行札交署張家口同知遵照來文。妥為辦理¹⁶⁵。

(引用者による訳文)

今、口外(長城外)の張理庁に属する西灣子等の地方では、多くのキリスト教を習う人がいる。近年以来、屢々フランス人が赴いて伝教している。当衙門はそれぞれ該当する庁に文書を送って、身をもって全ての状況を調べてそのつど公平に処理することを命じた。民情に合い、政体を損なわないことを期した。…この為、諭單の様式を書き写して貼り付けて、今なお張家口同知の役所に送って、來文の通り妥当に処理することを伝達した。

後述するように張理庁というのは、張家口理事同知衙門を指している。西灣子村は張家口理事同知衙門によって管理されていたのである。チャハル都統は以前から西灣子村などの所にキリスト教徒とフランス人宣教師が滞在していることも把握していて、張理庁に対して身を以って調べて公正に処理することを命じたのである。咸豊 11(1861)年 12 月 19 日、フランス側は総理各国事務衙門に覚書を送ってきて、教案を公平に審理すること、宣教師を優遇すること、教徒の迎神賽会(後述)などの費用を免じることを要求した。これらの規定を定めた後の同治元(1862)年正月 9 日、総理各国事務衙門は直隸省などの各省にそれを知らせたのである¹⁶⁶。すなわち、フランス領事館が総理各国事務衙門と交渉して獲得した布教権限の規定が張理庁にまで通知されていたことがわかる。張理庁が管理するチャハル八旗南部の山陵地帯は雍正年間から耕地になっていて、漢人農民が居住する所に民間宗教の廟などができていた。張理庁が管理する地域では、先農壇・陀羅廟・関帝廟・龍王廟・水母廟・山神廟・九神廟・胡神廟・興隆庵と喇嘛廟があった¹⁶⁷。そのため、キリスト教徒は迎神賽会など漢人民間信仰に関して負担すべき費用から免れるべきだという規定が送られてきたと考えられる。一方、諭單というのは、キリスト教布教権限などが記載された紙であり、フランス領事が宣教師に配っていたものである。上記の史料でいう諭單は、同治元(1862)年正月 8 日に総理各国事務衙門がフランス領事に交付した 200 枚の「各省傳教諭單」を指している。チャハル都統は同治元(1862)年正月に諭單の様式を受けとり、それを書き写して管

¹⁶⁵ 史料③、第一輯、p.258。

¹⁶⁶ 史料③、第一輯の目録「通行教務」を参照。

¹⁶⁷ 史料⑩、p.173。

下の官員に送ったことがわかる。このように、清朝政府は公的にはチャハル八旗に条約内容を通知していなかったが、キリスト教に関わる規定を西湾子村に送ってはきていた。

第三項 フランス保護下の宣教師に発行された「護照」と「諭單」

一般的に清朝政府は、英仏との間で天津条約(1858年)と北京条約(1860年)を結んだと言われているが、条約内容に差異がある。キリスト教布教権限に関しては、英清天津条約の中で清朝政府はプロテスタント(耶蘇教)の宣教師を庇護しなければならないと定めているが、具体的な保護措置が言及されていない。アヘン戦争を経た清朝政府はイギリスを警戒する一方で、英仏が太平天国と合流することを防ごうとした。一方で同治元(1862)年11月7日、フランス側は、清朝政府が教案を処理しなければ兵士を増やして内地に入ると言って、軍事的圧力をかけていた¹⁶⁸。このように、フランスは総理各国事務衙門と交渉を行って、条約の規定を実行させていた。また、咸豊10(1860)年頃、太平天国軍が浙江省の寧波・杭州を陥落させて上海に攻めてくると、清朝側はフランスの軍事力を借りて太平天国軍を鎮圧する対策を講じ、その代わりに確実にフランス人宣教師を優遇・保護することにした¹⁶⁹。以上のような事情があって、清朝政府はフランス保護下の宣教師を保護・優遇していた。咸豊11(1861)年2月20日、フランス側は、280枚の諭單を送ってきて順天府の関防の捺印を依頼した際に以下のように述べている。

將咸豊八年五月十七日及十年九月十二日兩國全權大臣在天津順天兩城內所立合約第八
第十三第六前後等款。抄錄交付本國傳教士。每人除給護照外。並領此紙。以便隨時照
閱。可使各處官員民人等知悉該士赴內地只以傳教勸善為務¹⁷⁰。

(引用者による訳文)

咸豊8(1858)年5月17日及び(咸豊)10(1860)年9月12日、両国の全權大臣は天津順天¹⁷¹兩城內で結んだ条約の第8款・第13款・第6前後などの款を書き写して、本国の宣教師に交付する。各人は護照を与えるほか、並びにこの紙を受け取り、隨時目を通して調べるに便宜とする。当該(宣教)士は宣教(と)善行を勧めるために内地に赴いたことを各所の官員民人等に了解させよ。

¹⁶⁸ 史料③、第一輯、p.33。

¹⁶⁹ 史料③、p.15。総理各国事務衙門が同知元(1862)年3月初6日に呈した片奏である「密陳保護傳教乃在羈縻法國保全上海(宣教の保護はフランスを籠絡して上海を守るためだと密な陳述)」を参照。

¹⁷⁰ 史料③、第一輯、p.2。

¹⁷¹ 北京皇城のあるところを指す。

この史料からは、フランス領事が宣教師にフランスの護照以外に諭単と呼ばれる証明書を発行していたことがわかる。仏清天津条約の第 13 款によると、フランス側が発行した中国語とフランス語で書かれた執照に清朝の地方官の印鑑を捺印したものを証拠として、清朝は内地で布教する宣教師を優遇・保護しなければならないと定められた。英清天津条約の第 9 款では、護照は、イギリス領事が発行した執照に清朝の地方官の印鑑を押して発効させると定められた。当時、地方官という大まかな記述が議論になっていたが、詳しい検討は今後の課題としたい。ここでいう「執照」は、フランスやイギリスの領事が発行した「護照」を指している。現在のパスポートと同様の証明書であるが、当時外国語を読み書きできる人は僅かだったため、漢文の訳文を付けたと考えられる。清朝政府はフランス領事が発行した護照に拠ってフランス人宣教師を保護・優遇するように要求されたのである。光緒 4(1878)年頃、陝甘総督左宗棠が総理各国事務衙門に西モンゴルのアラシャ旗で布教するスクート会の徳玉明 Devos Alfons 神父¹⁷²の執照を取り調べて報告した公文書によると、徳玉明神父は同治 8(1869)年に護照を発行してもらって、西灣子村に 2 年間ほど滞在した後に西モンゴルで布教活動を行なった¹⁷³。光緒 4(1878)年 6 月 16 日、総理各国事務衙門は、陝甘総督左宗棠に送った公文書で「所有此次法人徳玉明請領之護照。本衙門検査號簿年月名字號數。與抄送執照式樣均屬相符。其護照係由順天府蓋印。(上述の今回、フランス人宣教師徳玉明が請うた護照は、本衙門で帳簿の年月氏名番号を検査すると、書き写して送ってきた執照の様式はすべて一致している。その護照に順天府が捺印した)」と述べている。総理各国事務衙門では、徳玉明神父に護照を発行したことが確認できたのである。フランスの護照は、フランス領事が護照を総理各国事務衙門に送ってきて順天府の関防を捺印してもらった後、総理各国事務衙門からその護照をフランス領事館に送り返して、フランス領事がフランス宣教師に発行していた。

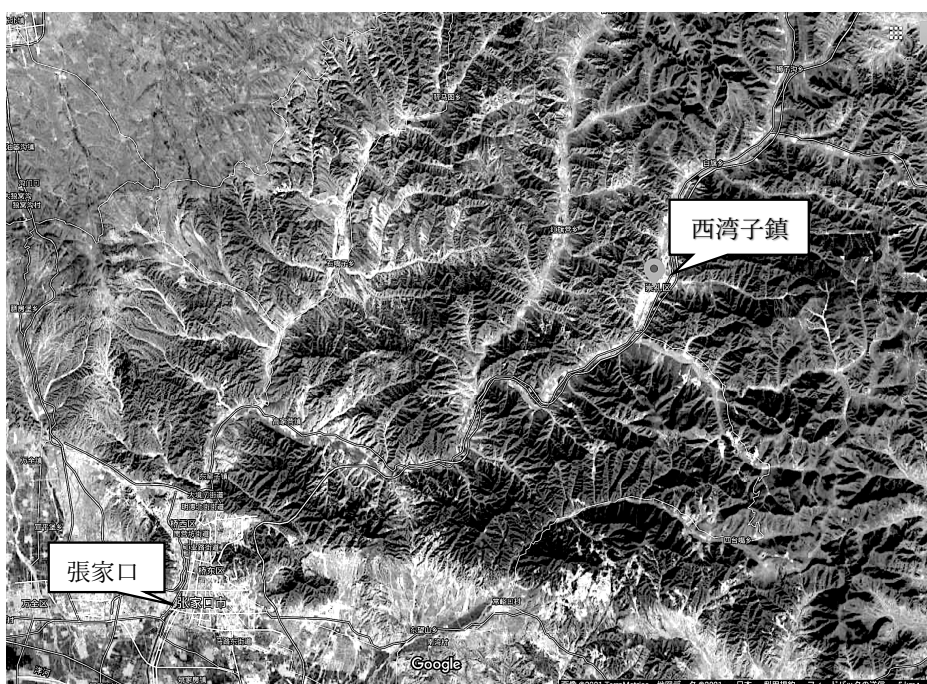
一方、咸豊 11(1861)年 2 月 20 日にフランス領事から総理各国事務衙門へ送ってきて順天府の印鑑を捺印してもらった諭単に仏清天津条約の第 8 款・第 13 款と仏清北京条約の第 6 款など布教権限に関する条款が記載されていたことがわかる。フランス領事は順天府の関防を捺印してもらった諭単を宣教師に配り、宣教師が地方官に取り調べられた際の提示用としていた。順天

¹⁷² 徳玉明 Devos Alfons。スクート会の宣教師。1840 年 4 月 21 日にベルギー王国の Mesen に生まれ、1888 年 7 月 21 日にアラシャ旗の三盛公で脳内出血によって亡くなった。

¹⁷³ 光緒 3(1877)年頃、西モンゴルのオールドスでキリスト教関連の教案が起り、総理各国事務衙門が処理を命じた。アラシャ旗は外藩蒙古の一地域であり、オールドスと境界が接する三道河という所に布教する宣教師がいた。アラシャ旗内の漢人・回民は甘肅省寧夏道によって管理されていた上、地方の長官たる陝甘総督左宗棠が教案の処理を命じられて、アラシャ旗内の宣教師を取り調べたのである。

府の関防によって、内容の有効性・信憑性を証明した。フランス領事は捺印された諭単を宣教師に分配し終わった後、改めて総理各国事務衙門に新たにまた別の諭単を送ってきて、順天府の関防の捺印を依頼していた。しかし、フランス側と総理各国事務衙門との交渉に伴って、諭単に記載されるカトリック布教権限に関する内容に変動があった。例えば、同治元(1862)年正月9日、総理各国事務衙門が直隸省など各省に送った諭単にはキリスト教に関する案件の処理など、より詳細な内容が書かれていた。すなわち、諭単は宣教師の布教権限が記載された証明書であった。

地図 6: 現在の河北省崇礼県西湾子鎮(Google Earth より引用)。



第三節 西湾子村の所屬問題

第一項 チャハル八旗と漢人・旗人を管理する理事同知衙門

モンゴル語では華北平原とモンゴル高原との間の山陵地帯を「ダバーdabay-a」と言い、中国語では「壩」と訳した。清朝時代、壩外のモンゴル高原はモンゴル人の遊牧地であった。チャハル八旗のモンゴル人は、康熙 14(1675)年の「ブルニ親王の乱」以降、遼東義州辺¹⁷⁴から清朝皇帝が指定した直隸省宣化府と山西省大同府の北側のモンゴル高原に移住してきた。チャハル王家は「ブルニ親王の乱」をきっかけに清朝の直轄領となって統治権を完全に失った。清朝政府は領民に対して戸口調査を行い、モンゴル人の丁冊は理藩院ではなく戸部に報告されて清朝皇帝の直

¹⁷⁴ 現在の遼寧省義県の周辺地域である。

属領民となった。また、満洲人の八旗制度に準じて再編成を行い、元々のチャハル 8 オトクの代わりにチャハル八旗と四牧群を設置した。清朝皇帝は旗毎に「総管」と呼ばれる長官を任命して、参領・副参領・佐領・驍騎校・護軍校・親軍校・捕盜官などの官職を設けた。既存の領主が世襲する旗長職は設けなかった。盟も設置しなかった(森川 1983、pp.122-125)。乾隆 26(1761)年、チャハル八旗の長官としてチャハル都統を設けて、張家口に駐在させた。チャハル都統は政務と軍務を担っていて、所属の親軍・前峰・護軍・領催・馬甲・捕盜兵を合わせて1万 800 人いた。それ以外に、満洲理事官 8 人と蒙古理事官 9 人を設けて、チャハル八旗の遊牧事務を管理させた。「理事」はモンゴル語で「kereg siidkekü」といい、案件の処理を意味する。従って、理事官はチャハル八旗の案件を処理していたと考えられる。

チャハル八旗南部の墾地は雍正年間から漢人農民の耕作地となっていた。康熙 8(1669)年、清朝政府が内地における旗地徵發禁止令¹⁷⁵を發布した後、チャハル八旗の直隸省と境界が接する所(現在の河北省の崇礼県とその隣の尚義県に当たる地域)に大量の旗地を画定したため、旗人も入ってきた(田・何・葛 2009、p.146)。清朝政府はチャハル八旗内の漢人農民を管理させるために、張家口理事同知衙門を 1724 年に、^{ドロンノール}多倫諾爾理事同知衙門を 1732 年に、独石口理事同知衙門を 1734 年に設置して、直隸省口北道に隷属させた。理事同知衙門は直隸庁であるため、それぞれ張理庁・独石口庁・多倫諾爾庁と呼ばれていた。満州人旗人が理事同知として派遣された。雍正 2(1724)年のチャハル都統洪昇らの上奏では、チャハル右翼四旗の墾内の耕地面積は計 2 万 9725 畝に達していて、張家口からチャハル鑲藍旗の西の境界までの墾地に 1 万人余りの漢人農民が居住していると述べている。チャハル都統洪昇らは、墾内の漢人農民を内地に追い返すと耕地を持たない「無籍¹⁷⁶流民」にならざるを得ないし、社会の不安定化に繋がる恐れがあるが、そのまま居住させて小作料を徴収すれば年間約 19 万両の銀の収入が得られると提案した¹⁷⁷。そこで清朝政府は、チャハル八旗の墾内の耕地を官地とし、漢人農民の氏名を清冊に登記して戸部に送った。張家口理事同知衙門と独石口理事同知衙門は漢人を管理する以外に、モンゴル人・漢人・旗人の交渉案件をも処理し、旗人と漢人から地租として穀物を徴収していた。

清代のモンゴルでは、漢人農民がモンゴル側に小作料を払って耕作するパターンが一般的であった。外藩蒙古では、旗側が漢人農民から小作料を徴収していたが、漢人に対する統治権は持たなかった。帰化城トゥメは内属蒙古であったが、社会制度は外藩蒙古に近かった。その

¹⁷⁵ 万里の長城の南における各省で清朝の旗人用に旗地を徵發することを禁止した命令である。

¹⁷⁶ 戸籍を持たないことを指している。

¹⁷⁷ 史料⑱、p.37-40 を参照。

地のモンゴル人は盟旗制度に準じて編成されており、漢人農民に関しては新政が始まってから戸口調査を提案していた。チャハル八旗は清朝皇帝が直轄する内属蒙古の一地域となり、満洲人の八旗制度に準じて領民を編成した。しかし、モンゴル人の遊牧地は勝手に開墾してはいけないと定められた。前述のようにモンゴル人の放牧地と山陵地帯の耕地は自然の地形によってはつきり分かれていた。西灣子村など壩内の耕地は官地になっていて、チャハル八旗のモンゴル人が漢人農民から小作料を徴収することはなかった。雍正 2(1724)年頃から、漢人農民の氏名を登記していて、管理が徹底されていた。それによって、地方官は西灣子村のフランス人宣教師と漢人教徒とを把握していたと考えられる。

第二項「宣化府管下の西灣子村」という記述に対する考察

前述のように、内地でキリスト教が解禁された後、フランス領事保護下の宣教師は張家口を出て西灣子村に赴くことが容認されていた。モンゴルは条約内容通知対象外とされたが、西灣子村にヴィンセンシオの宣教会のフランス人宣教師と漢人教徒がいて、清朝側も戦略上フランスの宣教師を保護・優遇していた。ヴィンセンシオの宣教会からモンゴル教区の管理を受け継いだスクート会のベルギー人宣教師も、フランス領事から護照を発行してもらっていた。同治 9(1870)年、フランス領事は「本國傳教士王明達魏士通等二人。前往西灣子地方傳教。人皆敦謹。(本國の宣教師王明達 Ottens Theodoor¹⁷⁸と魏士通 Wiryx Jozef¹⁷⁹の 2 人は、西灣子地方に伝教しに行く。みな穏やかで慎重な人だ。)」¹⁸⁰と言って、二人の護照への押印を依頼した。すなわち、フランス領事は総理各国事務衙門に 2 人の宣教師に発行した護照に順天府の関防を捺印してもらうことを依頼したのである。ここで、フランス領事羅淑亜 Count Julien de Rochechouart は宣教師王明達と魏士通の人格をアピールして、護照に順天府の関防を押印してもらおうとしたことが分かる。一方、同治 9(1870)年 5 月 13 日、三口通商大臣崇厚が総理各国事務衙門に送った以下の文書によると、フランス領事は「宣化府に属する西灣子」と述べていたことが分かる。

本年五月初七日。據法國領事官豐函稱。現有本國傳教士王明達魏士通前赴宣化府西灣子教堂。本領事發給護照二紙。請飭府盖印發還等情。據此。除札飭天津府即將執照盖用印信。送交本大臣衙門以便轉發並分行外。理合咨呈。為此咨呈王大臣¹⁸¹。請煩

¹⁷⁸ 王明達 Ottens Theodoor (1844.7.18-1929.3.17)。Uden (オランダ) に生まれた。スクート会の宣教師。

¹⁷⁹ 現時点では所属する教会など詳細な事情が不明である。

¹⁸⁰ 史料⑧、第一輯、第一冊を参考。

¹⁸¹ 一般的に親王郡王など皇族およびその他の大臣を指している。ここでは恭親王奕訢を指している。

査照施行¹⁸²。

(引用者による訳文)

今(1870)年5月初7日。フランス領事官豊が文書を送ってきて「今本国の宣教師王明達と魏士通は宣化府の西湾子教堂に赴く。本領事は護照2枚を発行して、(宣化)府に命じて捺印して返還することを請う」等と言った。これのため、天津府に命じて執照に官印を捺印させ、本大臣¹⁸³の衙門に送り届けて、転送するのに便利させて(各部局等に)別々に(諭令して)行ったほか、これを通報すべきである。これが為に(恭親)王大臣に通報する。御承知して施行することを請う。

一般的に外国と関わる事務は、総理各国事務衙門が担当していたため、本来フランス領事は、フランス人宣教師に発行する護照に北京の順天府で捺印してもらうことを総理各国事務衙門に依頼するべきである。三口通商大臣というのは、総理各国事務衙門の下に設けられた官職であり、主に開口港の通商事務を担っていた。佐藤 2015 によると、三口通商大臣崇厚は満州人官員であり、開港後外国人や教民との間に起きた問題の調停に努めていた。当時、天津の望海楼教会にいたヴィンセンシオの宣教会の謝福音 *chevrier* 神父は、フランス領事との連携を深めていて、天津の官府と繋がりを持っていた。地図 3 から分かるように、天津の望海楼教会は崇厚の三口通商衙門から非常に近かった。すなわち、同治 9(1870)年の 5 月頃、謝福音 *chevrier* は人間関係を利用して、フランス領事からフランス人宣教師への護照を発行してもらい、天津府から執照を発行してもらった可能性が非常に高い。そのために、三口通商大臣崇厚が総理各国事務衙門の恭親王奕訢に順天府の関防を押してもらうことを督促したと考えられる。謝福音 *chevrier* 神父は天津にやってくる以前、西湾子村に滞在していてモンゴル教区を管理していたため、西湾子村に赴く宣教師の為にフランス領事から護照を発行してもらっていた可能性が高い。

¹⁸² 史料⑧、第二輯、p.274。

¹⁸³ 京外の大官による自分に対する自称である。

地図 7: 天津の望海楼教会(2)と崇厚の三口通商衙門(4) (佐藤 2015、p.91 より引用)

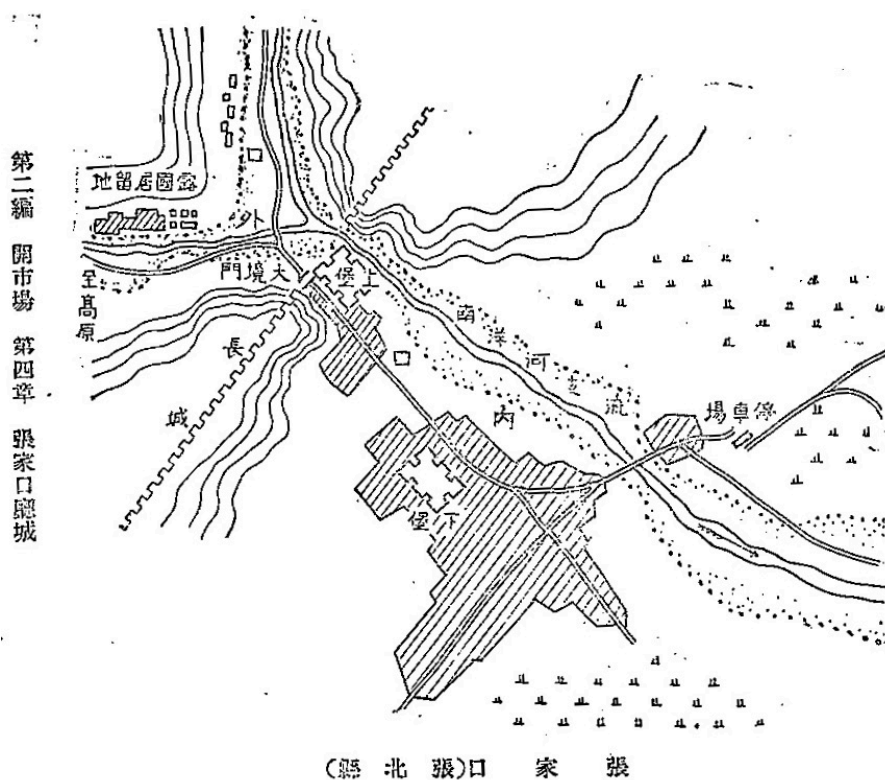


フランス領事が西灣子村を直隸省宣化府に所属すると主張したことに関しては、以下の原因が考えられる。雍正 2(1724)年、清朝政府は張家口理事同知という役職を設けた後、雍正 11(1733)年に張家口理事同知衙門をたてた。その役所は張家口の下堡城内に建設された¹⁸⁴。地図 4 からわかるように、張家口の下堡城は万里の長城の南側に位置している。すなわち、張家口理事同知衙門は直隸省宣化府萬全県領内に位置する張家口の下堡城内に建てられたのである。張家口理事同知衙門は、旗人・チャハル八旗のモンゴル人・チャハル南部の壩内耕地で耕作する漢人農民などの管轄系統を分離させるために必要となった役所であった。西灣子村が位置する山陵地帯の耕地は雍正 2(1724)年に測量されて官地となり、漢人農民の氏名が戸部に報告されていて、中央へ地租を納めていた。張家口理事同知は漢人を管理すると共に、地租の徴収も担っていた。張家口理事同知衙門の役所が直隸省宣化府萬全県内に位置するのみならず、行政上も直隸省の管下に置かれた。張家口理事同知の職務から見ると、チャハル八旗内のモンゴ

¹⁸⁴ 史料⑱、p.169 を参照。

ル人・漢人・旗人の交渉案件のみならず、直隸省宣化府の蔚州・懷安県・萬全県・宣化県・保安県・西寧県・蔚県の7つの州県における旗人と漢人との交渉人命案件を処理していた¹⁸⁵。すなわち張家口理事同知の職務は、チャハル八旗のみならず直隸省宣化府の交渉案件にも関わっていた。したがって、張家口理事同知衙門が行政上も直隸省の管下であり、役所も直隸省宣化府万全県に位置していたため、この衙門が宣化府に属する役所であるとフランス領事が勘違いした可能性が高い。一方、西灣子村は張家口理事同知衙門が管理する村落であるため、フランス領事は西灣子村を直隸省宣化府に属すると主張した可能性が考えられる。

地図 8:張家口¹⁸⁶



第三項 西灣子村に入ればモンゴル教区で自由に移動できたこと

清朝政府は、内地漢人やモンゴル人が勝手に万里の長城の関所を出入りすることを禁止していた。しかし、外国人宣教師は一旦関所を出てモンゴル地域に入れば、あとはほぼ自由に移動できていた。万里の長城の関所さえ通過できれば、モンゴル教区内では旗と旗や盟と盟の間に宣

¹⁸⁵ 史料⑱、p.159 を参照。

¹⁸⁶ 史料⑲、p.79 より引用。

教師の移動を制限する措置がなかった。そのため、モンゴル教区を管理するスクート会の宣教師は、西湾子村を拠点にしてモンゴル教区内で布教拠点を増やしていた。光緒 3(1877)年、西湾子村にいた巴耆賢主教が、北京駐在のフランス領事 Brenier de Montmorand へ「オルドス王¹⁸⁷」はキリスト教を嫌がっていて、教案を無視して処理しないと訴える事件が発生した。このように、西部内モンゴルで布教するスクート会の宣教師たちも、西湾子村の主教と繋がっていた。一方、オルドスには、光緒 3(1877)年まではキリスト教布教権限に関する規定も宣教師を保護・優遇する命令も下されなかった¹⁸⁸。オルドスにおける教案は、現地のモンゴル人のみならず外国人宣教師と漢人農民とが関わる交渉案件であった。しかし、モンゴル側は漢人に対する管理権を持たないため、総理各国事務衙門は綏遠城將軍・陝甘總督・山西巡撫にも公文書を送って教案の処理を命じた¹⁸⁹。光緒 4(1878)年 6 月 11 日、陝甘總督左宗棠は、総理各国事務衙門に送った文書で以下のように述べている。

傳德玉明面詢。據稱於同治八年二月由京都總理衙門請領執照。在蒙古地方傳教。因赴張家口歸化城等處耽延年餘。於同治十年至北口外。租大中灘牛犂一處居住。如有男婦老幼自願從教者伊即收入。將丁口姓氏註冊。按日諷經給糧。迄今已歷八年。約計從教民人三百餘丁口。除幼男婦女外。成丁者約計百人。旋又租三道河小地名少戶劉牛犂一處。九地牛犂一處。合計三處分居。俱有田地。大中灘距少戶劉計五十里。少戶劉距九地牛犂計五里。共有洋人三名一顧姓。不通漢語。經理大中灘。一楊姓。往返張家口總局請領口食。德姓畧通漢語。經理少戶劉九地二處。…其耕種田地仍然納租當差。所持執照。當經查驗。上蓋印信。據德玉明稱係總理衙門之印。硃水甚淡。篆字模糊。閱不明晰¹⁹⁰。

(引用者による訳文)

德玉明を呼んできて直接尋ねた。その申立てによれば同治 8(1869)年2月首都の総理各国事務衙門に頼んで執照を受け取り、蒙古地方で伝教している。張家口歸化城(トゥメト 2 旗)で一年余停留した。同治 10(1871)年に北口外に至り、大中灘(という所に)牛犂(地)¹⁹¹ 箇所を借りて居住した。もし男婦老若が自ら(キリスト)教への入信を望むなら、彼は直ちに収容して、人口姓名を登録し、毎日経を朗読して糧を給う。今まで 8 年間経ている。(キリスト)教に入信した漢人は 300 余人いる。幼い男と婦人を除けば、成人は約 100 人がいる。(宣教師

¹⁸⁷ ここで巴耆賢が言及した「オルドス王」とは、オトク旗またはウーシン旗の旗長である。ところが、清代の外藩蒙古では、旗名を旗長の爵位で呼ぶ習慣があったため、理藩院は、「オルドス王」を郡王の爵位を有する郡王旗旗長のことだと間違えて公文書を送った。しかし、当時郡王旗内には宣教師やキリスト教徒がいなかった。

¹⁸⁸ 拙稿ハスゴワ 2019c を参照。

¹⁸⁹ 史料⑧、第 3 輯、pp.510-515 を参照。

¹⁹⁰ 史料⑧、第 3 輯、p.1899。

¹⁹¹ 畜力で小作料を計算する耕地を指している。農耕具または、牛車一台を引ける一頭や二頭の家畜を「一犂」とする。「一犂」が耕せる面積を「一犂地」とする。

たちはまもなく三道河の小さな地名である少戸劉(という所で)牛犂(地)1箇所と九地(という所で)牛犂(地)1箇所を借りて、合計3箇所に別れて居住していて、全て田畑がある。大中灘は少戸劉から約50里(25km)離れている。少戸劉は九地牛犂から5里(2.5km)離れている。合計3人の洋人がいて、顧氏は中国語が通じない。大中灘を経営している。楊氏は張家口の総局を往復して食糧を請い受け取っている。徳氏は少し中国語が通じる。少戸劉と九地2箇所を経営している。…その耕作している田畑は相変わらず(アラシャ旗に)小作料を払ってそこの公費に当てている。持参している執照はその時点で直ちに検査した。(執照の)上に印鑑を押してある。徳玉明の申立てによれば、総理(各国事務)衙門の印鑑である。朱肉が非常に薄い。篆字がぼんやりして、明晰に読めない。

この史料から見ると、徳玉明神父は同治8(1869)年2月に執照を発行してもらって張家口からモンゴル地域に入ってきたのである。後述するように、徳玉明神父が持参していた執照はフランスの護照であった。徳玉明神父は内属蒙古地域であるチャハル八旗と帰化城トゥメト2旗に一年以上滞在した後、同治10(1871)年に「北口外」にやってきたのである。後述するように、「北口外」は甘肅省平羅県の北側に位置するアラシャ旗の一地域を指している。後に、アラシャ旗の三道河という所でも2箇所耕地を借りて教徒に耕作させていた。徳玉明神父らは、教徒になった人たちの名前を登記して、聖書を読ませて食糧を配っていたことがわかる。西湾子村の教堂から食糧を運んでくることもあった。徳玉明神父以外にも顧姓と楊姓の2人の宣教師がいた。前述したように、仏清北京条約(1860年)が結ばれた後、フランスのヴァンセンシオの宣教会の宣教師は西湾子村に赴くために護照を発行してもらっていた。同治年間には、スクート会の宣教師も西湾子村に赴くためにフランス領事から護照を発行してもらっていた。西湾子村に到達できた後は、モンゴル教区内を自由に移住できて、開墾地帯で滞在先を獲得できたのである。西湾子村は布教拠点になっていて、主教を通じて北京のフランス領事にキリスト教関連の案件を訴えることができおり、経済的にも西湾子村からの援助があったことがわかる。

スクート会の宣教師と漢人教徒は、8年間アラシャ旗の三道河で耕作して、教徒数が300人以上になったが問題にはならなかったのである。アラシャ旗の三道河は、乾隆45(1780)年2月に旗長ロボソンドルジの請求によって開墾された土地の一部である。アラシャ旗側は漢人農民に耕作させて小作料を徴収していた。すなわち、アラシャ旗は外藩蒙古の一地域であるが、徳玉明らの借りた土地が開墾を許可された耕地であったため、小作料さえ払えば問題にはならなかった。むしろ、内地に入った時の宣教師に対する取り調べの方が厳しかった。光緒4(1878)年6月11日、

陝甘総督左宗棠は、総理各国事務衙門に送った文書で以下のように述べている。

徳玉明帶領教徒二十餘名。糧車二十二輛。來寶豐運糧。並未呈驗執照。三道河在平羅縣北口外約五百餘里。舊隸平羅縣管轄。而地租向歸阿拉善旗徵收。…此後遇有赴中國各處地方遊歷行教之事。務須請由貴衙門行文各地方官。以憑照約辦理。否則無從保護¹⁹²。

(訳文)

徳玉明は 20 人余の教徒を連れて糧車 20 輛で(甘肅省の)宝豊にきて糧を運んだが、執照を提示していない。三道河は平羅県の北口外の約 500 里(約 250km)離れたところに位置する。以前から平羅県の管轄に属するが、小作料は従来アラシャ旗が徴収している。…今後、宣教師が中国の各地を歴遊して布教活動をする場合、必ず貴(総理各国事務)衙門から各地方官へ文書を送ることを請う。条約に従って処理する証拠とする。そうでなければ保護する手立てがない。

この公文書から、アラシャ旗の三道河に居住する宣教師徳玉明は、教徒を連れて寧夏道の宝豊というところに行って食糧を購入したことが分かる。その時、徳玉明神父は執照を提示しなかったことによって宝豊の官員から警戒された。実際のところは、徳玉明は執照を持っていて、石嘴子營把総¹⁹³楊緯会と主簿¹⁹⁴胡光宗がアラシャ旗に行って調べた時に提示したため、引き続き滞在することができたと考えられる。そこで陝甘総督左宗棠は総理各国事務衙門に宣教師の到達を地方官に予め通知することを請うた。一方、総理各国事務衙門は、光緒 4(1878)年 5 月からモンゴル地域にも宣教師の到達を通知するようになっていた。そのきっかけは、光緒 3(1877)年に「オールドス王」が宣教師によって訴えられた案件などの影響があったと考えられる。表 1 は、総理各国事務衙門がオールドスに宣教師の到達を通知した事例である。

表 13: 光緒 3(1877)-光緒 10(1884)年間に宣教師の到達をオールドスに

知らせたモンゴル文書一覧(ハスゴワ 2019b, pp.47-48 から引用)

	公文書の日付	氏名(パスポート番号)	布教地	公文書の流れ
--	--------	-------------	-----	--------

¹⁹² 史料⑧、pp.1897-1898。

¹⁹³ 石嘴子に駐屯している緑營の官員である。

¹⁹⁴ 主簿というのは、主に公文書・簿籍・印鑑などを管理する文官である。公文書を起草し、檔案と印鑑などを管理する。

1	光緒4年5月26日	FaYankang(713) 関玉清(714) ShiTianji(715)	口外蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、23巻、pp. 16-17)
2	光緒6年4月24日	文士惠(787) 羅廷梁(788)	蒙古地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、23巻、p. 293)
3	光緒6年6月18日	文士惠(787) 羅廷梁(788)	蒙古地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒神木理事司員衙門⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、23巻、pp. 322-323)
4	光緒6年11月3日	孝力 * 医者・BaiChang FeiLianxi	直隸・山東 ・山西・口 外蒙古	Man(アメリカ?)国⇒津海関督理⇒直隸総督⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、23巻、p. 399)
5	光緒6年11月19日	GinFalan(280)	直隸・山西 ・口外蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、23巻、p. 406)
6	光緒7年5月11日	何理博(822) 葉歩司(823) 羅廷梁(824)	蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、23巻、pp. 456-457)
7	光緒8年4月12日	龐孝愛(876) YiGinai(877)	蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、23巻、p. 39)
8	光緒8年4月23日	龐孝愛(876) YiGinai(878)	蒙古	綏遠城將軍⇒帰化城副都統⇒ジュンガル旗(史料⑤、24巻、pp. 42-43)
9	光緒9年4月6日	楊広道	甘肅	総理各国事務衙門⇒帰化城副都統⇒ジュンガル旗(史料⑤、24巻、p. 141)
10	光緒9年4月11日	楊広道(902) SaiTianji(903) DaiGewu(904)	甘肅・蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、24巻、pp. 141-142)
11	光緒9年4月28日	黃徳範(913) 沃如淵(914)	甘肅・蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、24巻、p. 153)
12	光緒9年7月10日	黃徳範(913) 沃如淵(914)	蒙古などの 地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒軍司⇒帰化城副都統⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料⑤、24巻、p. 185)
13	光緒10年3月25日	包如天:(964) 袁万福(965)	蒙古などの 地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟の協理バラジュール(史料⑤、24巻、p. 322)
14	光緒10年4月13日	包如天(964) 袁万福(966)	蒙古などの 地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒帰化城副都統⇒ジュンガル旗(史料⑤、24巻、p. 346)
15	光緒10年4月13日	包如天(964) 袁万福(967)	蒙古などの 地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒帰化城副都統⇒盟長(史料⑤、24巻、pp. 346-347)
16	光緒10年4月30日	包如天(964) 袁万福(968)	蒙古などの 地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟の協理バラジュール⇒盟長(史料⑤、24巻、p. 368)

17	光緒 10 年 5 月 9 日	BeLede	直隸省・甘肅・山東・山西	Yen(イギリス?)国⇒津海関督理⇒直隸総督⇒左司⇒綏遠城將軍⇒軍司⇒歸化城副都統⇒盟長(史料⑤、24 卷、pp. 380-381)
----	-----------------	--------	--------------	--

小結

本章では、清朝政府がアロー戦争に際してキリスト教を解禁した後、フランス領事保護下の宣教師たちが張家口を通過して西湾子村に入ってきていた際の実態を考察した。西湾子村は、チャール八旗南部の万里の長城に沿った山陵地帯にできた村落であり、張家口から東北方向に約 50km 離れたところに位置している。康熙 35(1696)年、モンゴルとマンチュリアが北京教区内に入られた後、直隸省で布教するイエズス会の宣教師はモンゴルでも布教し始めた。康熙 39(1700)年頃、西湾子村の旗人張根宗はイエズス会の巴多明から洗礼を受けて教徒になり、村内で改宗を進めたと言われている。それによって、西湾子村は古くから清朝政府とフランスなどヨーロッパ諸国に知られる教会となった。禁教期間中にも、西湾子村のキリスト教の信仰は容認されていて、旗人が所有する土地に教堂を建てることができた。また、直隸省で布教していたフランスのヴァンセンシオの宣教会に属する宣教師や内地の禁教被害者となった漢人教徒の避難所となった。

その後、アロー戦争に際して、清朝政府は英仏との間で天津条約(1858年)と北京条約(1860年)を結び、戦争状態を終結させた。内地ではキリスト教が解禁されることになった。ただし、イギリスは太平天国の占領地で貿易を行っていた上、太平天国の「上帝教」とイギリスのプロテスタント(耶蘇教)は同じ宗教だと清朝によって認識されていた。一方、フランスのカトリック(天主教)は太平天国の「上帝教」とは若干違っていると認識されていた。清朝政府はイギリスを警戒しつつ、フランスと太平天国が合流することを恐れていた。イギリスは、条約の中で宣教師が清朝政府の庇護を受けると大まかに定めた。それに対して、フランスは確実に清朝政府と交渉を行い、キリスト教の布教権限を獲得していた。さらに、太平天国軍が勢力を拡大して上海に攻めてくると、清朝側はフランスの軍事力を借りて太平天国軍を鎮圧する対策を講じて、その代わりにフランス人宣教師を保護・優遇することにした。フランス領事は清朝政府に圧力をかけて、咸豊 10(1860)年と咸豊 11(1861)年との 2 回に渡って内地の各省に仏清天津条約の第 8 款・第 13 款と仏清北京条約の第 6 款など布教権限に関する条款を通知させたが、交渉によってモンゴルは通知対象外とされた。それによって先行研究では、フランス領事がモンゴル地域に赴くフランス保護下の宣教師に布教活動を許可した証明書を発行したかどうか議論されている。しかし、外国人宣教師が張家口を通過した際の実態やその原因に関する考察がなされていなかった。

そこで筆者は、フランス保護下の宣教師が張家口を通過した際の実態に注目して、その背後に外国との戦争や太平天国の反乱が影響を及ぼしていたことを明らかにした。元々、内地の漢人やモンゴル人は、万里の長城の張家口などの関所で出入許可証を提示する必要があった。そのため、西湾子村に赴くフランス人宣教師は張家口の官兵に取り調べられた。張家口の官兵は、清朝政府がアヘン戦争やアロー戦争に敗れた影響で外国人を警戒しつつ、フランス人宣教師に慎重に対応していたものの、むしろ、太平天国軍が外国人を装ってモンゴル地域に紛れ込むことを防ごうとしていた。本章でその実態を明らかにした。すなわち、「反韃子(反北方民族)」スローガンを強く打ち出した太平天国軍に対する取り締まりの方が厳しかったことを明らかにした。このように、モンゴルは、条約内容通知対象外とされたにもかかわらず、フランス領事保護下の宣教師は張家口を通過することが容認されていて、西湾子村に滞在することも容認されていたという実態を明らかにした。

また、フランス領事による西湾子村は「直隸省宣化府」に属するという主張について検討した。まず、チャハル八旗は清朝皇帝が直轄する内属蒙古の一地域であった。チャハル八旗のモンゴル人は、康熙 14(1675)年の「ブルニ親王の乱」以降、遼東義州辺から清朝皇帝が指定した直隸省宣化府と山西省大同府の北側のモンゴル高原に移住してきた。モンゴル人の放牧地と山陵地帯の耕地は自然の地形によってはっきり分かれていた。チャハル八旗南部の山陵地帯は壩地と呼ばれており、雍正年間から漢人農民の耕作地となっていた。康熙 8(1669)年以降、チャハル八旗の壩地(直隸省と境界が接する所。現在の河北省の崇礼県とその隣の尚義県に当たる地域)に大量の旗地を画定したため、旗人も入ってきた。清朝政府は、旗人・チャハル八旗のモンゴル人・チャハル南部の壩内耕地で耕作する漢人農民などの管轄系統を分離させるために張家口理事同知衙門などの役所を設置して、行政上は直隸省の管下とした。一方、張家口理事同知衙門の役所が直隸省宣化府万全県内に位置するのみならず、張家口理事同知の職務から見ると、チャハル八旗内のモンゴル人・漢人・旗人の交渉案件以外にも、直隸省宣化府の蔚州・懷安県・萬全県・宣化県・保安県・西寧県・蔚県の 7 つの州県における旗人と漢人との交渉人命案件を処理していたことを明らかにした。すなわち張家口理事同知の職務は、チャハル八旗のみならず直隸省宣化府における民人とモンゴル人との交渉案件に携わっていた。したがって、この衙門が宣化府に属する役所であるとフランス領事が勘違いした可能性が高い。さらに、西湾子村は張家口理事同知衙門が管理する村落であったため、フランス領事は西湾子村を直隸省宣化府に属すると主張した可能性が考えられる。

それ以外にも、同治年間、天津にいたフランスのヴィンセンシオの宣教会に属する神父である

謝福音 chevrier が人間関係を利用して、西湾子村に赴く宣教師はフランス領事から執照を発行してもらうことに協力していた可能性を検証した。宣教師は西湾子村に赴く名目でフランス領事から護照を発行してもらった後、モンゴル教区内では自由に移動でき、布教拠点を増やしていたことを明らかにした。彼ら宣教師は盟旗側に小作料を払っていたため、外藩蒙古でも開墾が許可された地域であれば滞在できたということを検証した。清朝政府が、フランス保護下の宣教師がモンゴルに到達することを通知するようになったきっかけは、西部モンゴル地域のオルドスの教案であったことを明らかにした。

第四章 清末期オルドス・ダラト旗のチャガンエレグ (čayan ergi) におけるトラブルを事例に

小序

本章ではまず、先行研究に基づいて、モンゴル教区の成立とスクート会がモンゴル教区の管理を受けついで経緯について述べる。次に、オルドス地方のモンゴル文公文書を利用して、清朝政府とヨーロッパ列強との間で結ばれた条約がオルドスで如何に実施されていたかについて検討する。最後に、スクート会の宣教師たちがダラト旗のザサク衙門に何も報告しないまま、チャガンエレグ (čayan ergi) というところに教会の建物を建てて、教徒になった漢人農民を集めて来ていたという事件について検討したい。また、信者にならないまま清朝政府の命令に従って宣教師たちを守るはずであった地元のモンゴル人官員たちが教会の建物を破壊するに至った理由や、破壊した教会に対する賠償の問題についても検討したい。

第一節 先行研究の整理

清末のオルドス周辺の社会に関する研究は既にいくつかなされている。まず、高 2012 では薩拉齋県(庁)とジュンガル旗(オルドスの一部)の領域における移民としての漢人農民、土地関係、モンゴル人の生存状態、商業、教育、宗教、匪賊による災い、アヘン等々の社会問題をひとつずつ検討することによって、清末中華民国時代における綏遠城¹⁹⁵周辺地域の社会状況を再現した。哈斯巴根 2005 では、漢人農民の流入によって形成された農業と牧畜業の二つの産業形態が交差する地域の性格と特徴について検討した。具体的に言うと、農牧交差地域の形成過程や漢人農民に対応するために起こった社会制度の変遷、土地関係を巡る問題等に焦点を当てて、漢人とモンゴル人の関係について検討した。また、信仰や風習の変化、借金と貧困化、災害と救済などの社会現象について検討し、社会問題について新しい見解を出した。梁 2007 では、中央と地方、国家と社会という二つの方面から、官府、宗教(チベット仏教とカトリック)、紳士(地商)と民衆に焦点を当てて、オルドス地域の統治構造システムの変遷と趨勢及び特徴について述べた。これらの論文の中には、キリスト教が言及されているものもあるが、詳しく解説されてはいない。高 2012 では、キリスト教を原因とする社会問題を概説した。梁 2007 は、キリスト教を新しく現れた社会勢力と見なしている。哈斯巴根 2005 では、信仰や風習の変化について述べているが、

¹⁹⁵ 現在のフフホト市街の新城地区。

キリスト教は言及されていない。以上のように、一般にスクート会がオルドスに与えた影響を過小評価する傾向が見られる。

一方、キリスト教に重きを置いた馮 2005 では、スクート会が内モンゴルに近代化をもたらし、農耕社会へ発展させたと主張している。当時の社会に与えた影響のデメリットについてはあまり言及していない。張 2006 では、教徒になった人々を貧困農民であると総括して、彼らに合法的な土地の使用権を与えることを拒否したモンゴル人側を批判している。これらはやや不適切な指摘であろう。地方の公文書史料を見ると、オルドスなど長城外のモンゴル地域へ新たに入植した内地漢人の中には、犯罪に関わった回民や反乱軍なども大勢いた。清末のオルドス地域におけるキリスト教の歴史を課題にした梅栄 2014 では、各旗におけるトラブルを事例として、その原因は地元の管轄者の政治・司法・経済上の権益を侵害したからであるという結論を出した。しかし、一連のトラブルについて因果関係を説明していないため、キリスト教そのものに対するただの反発であると誤解される可能性もある。当時の社会的背景に基づいて、トラブルが起こった原因を詳細に検討する必要があるであろう。

そこで、筆者は、本章で具体的な事例を検討して、キリスト教の宣教師たちが引き起こしたトラブルの真相を明らかにしたいと思う。これによって、地元のモンゴル人によるキリスト教への反発が高まっていった詳しい原因の一端を明らかにすることができるであろう。

第二節 清朝と列強の間で結ばれた条約と長城外のモンゴル

第一項 総理各国事務衙門の設立

1860(咸豊 10)年、アロー戦争に際して、9月に北京が侵攻されて、咸豊帝は熱河へ逃亡した。10月に、欽差大臣奕訢(Yixin)¹⁹⁶が平和裏に交渉せよという命令を受けて、「北京条約」を結んだ。こうして、清朝政府の対外交渉事務が増えてきたため、1861(咸豊 11)年 1月 28日に、恭親王奕訢、大学士桂良(Guiliang)¹⁹⁷、戸部左侍郎文祥(Wenxiang)¹⁹⁸の三人が咸豊帝に上奏したことによって、洋務¹⁹⁹と外務を行うための「総理各国事務衙門」という中央機関が設立された。簡略化して、「総理衙門」、「総署」、「譯署」ともいう。この機関は、1861(咸豊 11)年から 1901(光緒 27)年まで 40年間存在していた。1901(光緒 27)年、「辛丑条約」の第 12 条規定によって「外務部」へと改名された。

¹⁹⁶ 咸豊帝の異母弟。同治中興の中心人物。西太后と共に戊戌政変を行い、清仏戦争後失脚。

¹⁹⁷ 満洲正紅旗の人。恭親王奕訢の妻の父。戊戌政変を経て軍事大臣を務めた。1862年病死。

¹⁹⁸ 満洲正紅旗の人。15年間軍機大臣でありながら、総理衙門大臣を兼務していた。

¹⁹⁹ 清末の外国に関する事務。

1861(咸豊 11)年 4 月 26 日に、イフ・ジョー盟盟長バダラフがジューンガル旗ザサク(旗長)ベ
イセ・ジャナガルディと協理タイジたちに、総理各国事務衙門が創設されたことを通知したモンゴ
ル文書は以下の通りである。

(筆者による日本語訳)

…命令すること。今年の 4 月 25 日に、綏遠城將軍から命じてきた文書には「命令すること。
左司が呈した咸豊 11(1861)年 2 月 22 日に兵部から来た文書に『車駕清吏司の呈したこ
と。欽差各国事務を兼務する恭親王(奕訢)のところから送ってきた文書には、〈我々王、大
臣たちは、以前勅命によって国都に総理各国事務衙門が設立されて、直ちに、ホシヨイ・ビ
シレンテ(恭)親王奕訢、大学士桂良、戸部左侍郎文祥たちを差遣して督理させよ、また礼
部から欽差総理各国事務(実行)権を与えよと、いうことを謹んで送ってきた文書を檔案に
記録した。今、2 月初 1 日に、礼部から欽差総理各国事務権を送って命じたため、直ちに
今日の巳時に実施した。そのために、欽差大臣の実行権を謹んで引き渡した。今後、全て
の文書で報告する事件があったら、我々王、大臣たちからすぐ、欽差総理各国事務公署に
執行させて、規定を示すべきである。届いたら、兵部衙門へ送って、直ちに各省の將軍皆
に渡して、同じく(命令に)従って処理せよ」と言って送って来た。届いたら、駅で綏遠城
將軍に渡して、取り次いで、西部域の城のダルガ(城長)²⁰⁰に交付して同じく(命令に)従っ
て処理させよ』といったと送ってきた。これをイフ・ジョー盟盟長に送って、引き続き管轄下の
各旗に知らせて(命令に)従って実行させよと行って命じてきた。このために(公文書を送
った)といった。従って、これをそのままに書き写して送った。届いたら原文を確かめて、(命
令に)従って実行させるために送った²⁰¹。

この文書から、総理各国事務衙門を設立した後、イフ・ジョー盟(オールドス)盟長のところに文書
を送ってきて、知らせていたことがわかる。1861 年 2 月 1 日(旧暦)から、この新しい役所に外国と
関わる事務の管理を実行させることになったと知らせている。これまで礼部や理藩院、欽差大臣ら
が担当していた外国と関わる事務を総理各国事務衙門が扱うようになったわけである。当初、恭
親王奕訢、大学士桂良、戸部左侍郎文祥の三人が総理衙門の管理大臣を務めていて、外国と
関わる事務を彼らの所へ送るように命じられていた。

²⁰⁰ 今の段階で、具体的に指している相手は不明である。

²⁰¹ 史料①、13 巻、pp.222-223。

ここでは、総理各国事務衙門が設立されたという通知を兵部から各省の将軍に送って、規定通りに実行させるように命じている。駅舎を通じて綏遠城将軍に送って来てから、引き続きイフ・ジョー一盟へ送ってきて、盟長から管轄下の各旗に文書を送って知らせた。逆に文書を呈する時には、各省から兵部に呈して、兵部が総理各国事務衙門に呈するように命じられていた。省制度のない内モンゴル地域では、帰化城トゥメより西の西部モンゴルにおける庶民と教民との交渉案件については、各地方から綏遠城将軍へ文書を送り、各藩部の管理を行っていた理藩院を経由せずに直接兵部へ呈し、最後に総理各国事務衙門で審理させるように命じられていた。総理各国事務衙門の職務の内容について、『光緒會典』では以下のように記されている。

掌各國盟約、昭布朝廷德信、凡水陸出入之賦、舟車互市之制、書幣聘饗之宜、中外疆域之限之、交譯傳達之事、民教交涉之端、王大臣摺屬定義、大事上之小事則行、每日集公廡以治庶務奏事²⁰²

(筆者による日本語訳)

各国との盟約を掌し、朝廷の徳と信を公布し、凡そ水陸出入りの賦、船車互市の規定、書物・貨幣・招聘・宴会の事務、中外辺境の境界、翻訳伝達の事、民と教会の交渉案件などを王大臣(たち)に一律に任せて議定する。大事を報告し小事を執行する。毎日役所に集まって、庶務を管理し上奏する。

このように、外国と関わる外交や通商などの事務を総理各国事務衙門に勤めている王・大臣に任せていて、大事があった場合だけ皇帝に上奏するように定められていた。清朝の庶民とキリスト教会とが関わる交渉案件の問題も非常に重視されていて、同じく総理各国事務衙門へ報告するように定められていたのである。イフ・ジョー一盟に送ってきた文書の中では、「今後、全ての文書で報告する事件があったら、我々(政府の)王、大臣たちからすぐ、欽差総理各国事務公署に執行させて…」と命じていた。すなわち、イフ・ジョー一盟が管轄する地域で、キリスト教関係者との交渉案件が起こった場合は、文書による報告を、同じく総理各国事務衙門に呈して審理させなければならなかったのである。

²⁰² 史料①、p.436。

第二項 旅券を持つ宣教師たちが長城外のモンゴル地域に到達する際の通知

仏清天津条約の中では、フランスの公使や領事が発行した旅券を持つ宣教師を清国の官憲が保護しなければならない、と定められていた。宣教師たちがモンゴルへ布教に来る時には、先に総理各国事務衙門から現地へ文書を送ってきて、宣教師が持っている旅券を調べて確かめてから彼らを保護していた。また、地方の官員は宣教師が現地に到達したことを総理各国事務衙門へ文書を送って報告するように命じられていた。例えば、1878(光緒4)年5月26日に、盟長バダラフからジュンガル旗の協理タイジたちに送ったモンゴル文書は以下の通りである。

(筆者による日本語訳)

…命ずること。最近、綏遠城將軍のところから命じてきた文書で「左司の呈したこと『光緒4(1878)年4月初9日に、総理各国事務衙門から送って来た漢語の文書には(光緒4年3月25日に、Fa国の公使 Bai²⁰³のところから来た文書に《宣教師、FaZhangkang たちの証明書三枚を順天府²⁰⁴に呈して押印し、(引き続き)知らせ送ってほしい》』と云って送ってきたことについて我々の衙門が調べると、《公使 Bai のところから送ってきた宣教師(の)証明書三枚は、FaZhangkang713 という文字のある証明書一枚、MinYuqing714 という文字のある証明書一枚、ShiTianji715 という文字のある証明書一枚であり²⁰⁵、全部長城外のモンゴル地域へ(キリスト教の教義を)伝えに行った》と書いてあるので、我々の衙門で証明書を詳しく照合して檔案に記録させよ。順天(府)に呈して、押印して、赤で証明書に書き込み、Fa国の公使 Bai へ渡して、Fa氏(らの)宣教師たちに発給して、…(意味不明)送るように行かせた。届いたら(綏遠城)將軍に渡して調べさせて、すべての管轄下の処へ交付させる。もし、Fa Zhangkang、MinYuqing(閔玉清)、ShiTianji たちの三人が押印した証明書を持って長城外のモンゴル地域に布教しに来たら、証明書に書いている名前、地域の証明、字号の数字を調べて、合っている場合は、平和条約を見て、証明書に書いている内容を判断して適切な扱いをするべきである。また、管轄下の官員から管轄の布教する人たちが各地に到達することを呈して報告した時点で、直ちに我々の衙門に返事の文書を送ってきて審査するように用意しておけ)と云って送ってきた。従って、これをモンゴル語に訳し、イフ・ジョー盟盟長貝勒級貝子に交付して総理各国事務衙門から送ってきた文書を見て、引き続き各々の管轄地に交付し

²⁰³ フランスの特命全権公使である。Brenier de Montmorand。中国名は白罗呢(在位期間1876年9月16日~1879年3月11日)。ウェブページ「<https://zh.wikipedia.org/wiki/法国駐華大使列表>」を参照。

²⁰⁴ 順天府については後述する。

²⁰⁵ このうち、MinYuqingについては後述する。他の2人は、今の所どういう人物なのか不明。

て(命令に)従って審理させよと言って呈してきた』と言って送ってきた。従って、これを各ザサク旗に文書を送って…」²⁰⁶

フランスの領事や公使から証明書を発行してもらったスクート会の宣教師たちがモンゴルに来て布教活動を行う場合、総理各国事務衙門は以下のルートで宣教師の布教許可手続きを行っていたことがわかる。

(1) まず、フランスの領事が総理各国事務衙門に旅券を持って来て、順天府での捺印とモンゴルへの送付を依頼する。

(2) 総理各国事務衙門はフランス公使が持ってきた旅券の内容(宣教師の氏名・旅券番号・布教目的地)を確かめてから檔案に記録し、順天府に持っていく。

(3) 順天府で旅券に捺印し、赤色で許可証に書き込んだ後、旅券をフランスの領事に渡す。

(4) フランス領事は旅券を宣教師各々に渡す。旅券を入手できた宣教師は、それを持って布教目的地へ向かう。

(5) 宣教師が現地に到達したら、氏名、番号や布教する地域が一致しているかどうかを調べて確かめてから総理各国事務衙門へ報告する。

一方、イフ・ジョー盟へ公文書で宣教師の到達を知らせる時には、理藩院を経由せず、総理各国事務衙門から直接綏遠城將軍に送って、引き続いてイフ・ジョー盟盟長に転送していたことがわかる。綏遠城將軍まで送られて来た文書は漢文であり、綏遠城將軍衙門でモンゴル語に訳してからイフ・ジョー盟へ送っていたわけである。

スクート会のベルギー人宣教師たちは清朝政府によって保護されていて、身体安全を確保するためにフランス領事から旅券を発行してもらっていたことがわかる。この公文書に出て来る Minyuqing (閔玉清) という人物は、スクート会のベルギー人宣教師である。閔玉清が 1878 年にモンゴルに来る時に、総理各国事務衙門からイフ・ジョー盟へ文書を送って彼の到達を知らせたのである。後に当時の韓黙理主教が義和団事件で殺されたため、閔玉清は 1900 年から西南モンゴル教区の主教になった。次いで彼は 1901 年に、ローマ教皇によって、使徒座代理に命じられた²⁰⁷。義和団事件の賠償に携わったキリスト教側の代表的人物でもあった。

この公文書からフランスの領事が、順天府で捺印してもらうように依頼していることがわかる。そ

²⁰⁶ 史料①、23 卷、pp.16-17。

²⁰⁷ 閔玉清 (Bermyn, Alfons) は 1853 年 5 月一日にベルギー王国の St. Paul de Waes に生まれた。1876 年、神父になり、1878 年スクート会に入会して、モンゴルにやってきた。ウェブページ：<https://zh.wikipedia.org/wiki/%E9%97%B5%E7%8E%89%E6%B8%85> を参照。

これは、清朝政府がフランスの領事に関防下行文を発行していたからである。関防というのは、臨時の公印である。明朝の時、大臣たちが事前に空白の紙に捺印する不正行為を防ぐために作られた半分だけの印鑑であり、後に両方を合わせて調べていた。清朝でも使われていて、臨時に中央から派遣する官員に授ける長方形の官職印を「欽差大臣関防」という。一般的に、総督・巡撫・学政・道員等に任命された限られた官員が任地に赴く時、或いは任務に就く時携帯する印鑑であった。また、総督、巡撫及び外国に駐在する公使が使う印を指す。明朝の時、総督、巡撫は臨時の官職であった。清代になってから常任官職になったが、公印は相変わらず関防を使っていた。提督以外の武官が使う官印を関防や鈐記ということもあった²⁰⁸。『清會典事例』には、以下のように定められている。

又議准、無約各國不得給照。又議准、未經換約各國洋人進京傳教照約驅遣。又奏准、法蘭西國傳教發給蓋用關防諭單并申明游歷傳教查驗印照章程。又議准、法蘭西國傳教聲明以勸善為務絲毫不得干預別項公私事件²⁰⁹

(筆者による日本語訳)

又、議准す。条約の無い各国へ証明書を与えてはいけない。又、議准す。条約未交換の各国の洋人が北京に入って宣教した時、条約通りに追い払うべきである。又、奏准す。フランス国の宣教する(宣教師に)関防を捺印した下行文を発行して、共に、遊覧し宣教する証明書を調べるための章程を言明する。又、議准す。フランス国の(行う)布教は善行を勧めることに務め、別項の公私の事件に寸分も干渉してはいけない。

以上のように、旅券には総理各国事務衙門から一番近い順天府の関防を捺印してもらっていたことが考えられる。地方へ関防下行文を送る時には、旅券を調べるためのはっきりした章程を同時に送っていたことがわかる。

また、清朝政府は、既に条約を結んでいる国の宣教師のみに内地で遊覧して宣教する許可証を発行していた。清朝と条約を結んでいない国々の西洋人宣教師たちが北京に入って宣教した時は、条約通りに追い払うように定められていた。ベルギーは、同治4(1865)年に清朝政府と条約47項と通商章程9項を結んだため、ベルギー王国で創設されたスクート会が内地における布教権限が認められていたと考えられる。

²⁰⁸ 山腰 2004、p.12、40、片岡 2008、pp. 226-233、277、279、295、349、359、386、395 を参照。

²⁰⁹ 史料⑥、pp.1127-1128。

第三項 条約通りに宣教師と教徒を保護せよという命令

スクート会がオルドス地域で布教活動を行う時、地元のモンゴル人との間でしばしばトラブルが起り、地元の管轄者の審理に不満があったようで、宣教師たちは直接フランス領事に訴えて解決を求めている。その際フランス領事から総理各国事務衙門に文書を送った後、総理各国事務衙門からイフ・ジョー盟に公文書を送ってきて、各旗の官員たちが条約通りに宣教師たちを優遇して、交渉案件を公平に審理すべきであると圧力を加えていた。光緒 8(1882)年 2 月 19 日に、イフ・ジョー盟盟長バダラフから副盟長ジャナガルディに送った文書は以下の通りである。

(筆者による日本語訳)

…引き渡して命ずること。今年の 2 月初 14 日、綏遠城將軍の所から送ってきた文書には「命令に従って審理すること。左司から呈した(文書に)『光緒 8(1882)年正月 27 日に総理各国事務衙門から送って来た文書に(光緒 8 年正月 18 日に Fa 国の公使 Bao²¹⁰のところから送って来た文書で《(私 Bao が)受領した(文書によると)ハールガン(張家口)の外に(ここに意味不明の語あり)来た所で、オルドス王(盟長)の管轄する各旗では、一般の教民と平和共存をせず、恨みを抱き唆すことが多くて、いざこざを起こしてしまうと言ったため、ハールガン(張家口)外の官員たちに送って、オルドス王に引き続いて送って命じて、各旗の地域では条約に従って執行して(キリスト教関係者を)保護し、いざこざを起こしてはならない》』と言って送って来た。調べると、Fa 国の制定した条約の 13 款に、捺印した証明書があった場合、一般の内地に入って宣教する人を地方の官員たちが優遇して保護せよと書いてある。昔から、各地で庶民と教民の間では安らかにならなかった。もし事件が起こった場合、管轄地域の官員たちは、条約に基づき、公平に偏らないで審理すべきであるため、これを我々の衙門から理藩院に呈したほか、届いたら Fa 国の大臣 Bao の文書を元通り書き写して(綏遠城)將軍に送って、すぐに、イフ・ジョー盟の盟長に渡し、オルドスの 7 旗に引き渡して調べさせて、真相を究明して条約通りに審理させ、いざこざを触発させないようにせよ。又、我々の衙門にも報告させよ』』と言って送ってきた。そこで、これを(馬を)走らせてイフ・ジョー盟盟長貝勒級貝子に引き渡して文書に書かれている内容を確認してから、7 旗に渡して調べさせて、真相を究明して条約通りに審理させ、いざこざを触発させないようにさせよ。又、早く我々の衙門に報告して、引き続いて(上司へ)呈するように準備させよう」と

²¹⁰ Albert Bouré e. 中国語名は宝海。フランス公使としての在職期間は 1880 年 6 月 13 日から 1883 年まで。ウェブページ「[https://zh.wikipedia.org/wiki/ 法国驻华大使列表](https://zh.wikipedia.org/wiki/法国驻华大使列表)」を参照。

言って送ってきた。そのために、これを書き写して管轄の各旗へ引き渡して…²¹¹

フランス公使の文書には「オールドス王(盟長)の管轄する各旗では、一般の教民と平和共存をせず、恨みを抱き唆すことが多く…」と書かれているが、恨みを抱いた原因については言及されていない。この文書は総理各国事務衙門から綏遠城將軍のところに送られてきたが、綏遠城將軍はフランス公使の書いた文をイフ・ジョー盟に送って知らせたほか、理藩院にも呈して報告したことがわかる。綏遠城將軍がイフ・ジョー盟におけるキリスト教関係者との交渉案件に介入していることがわかる。

清末には、清朝政府と16カ国との間で条約が結ばれていた。総理各国事務衙門は内部で五つの部門に分かれていて、各々「〇〇股」と称していた。『光緒會典』には、以下のように定められている。海防股以外の股の名称は、それぞれ最初に清朝と条約を結んだ4つの国の名前で名付けられた。股ごとに、当該国と関わる事務以外に、それぞれの担当する事務があった。

凡有約之國十有六曰俄羅斯曰英吉利曰瑞典那威曰米利堅曰法蘭西斯曰德意志曰丹麻爾曰荷蘭曰日斯巴尼亞曰比利時曰意大利亞曰奧斯馬加曰日本曰秘魯曰巴西曰葡萄牙分五股以理各國交涉事物曰俄國股日本附焉曰英國股奧斯馬加附焉曰美國股德意志秘魯意大利亞瑞典那威比利時丹麻爾葡萄牙附焉曰法國股荷蘭日斯巴尼亞巴西附焉曰海防股…²¹²
(筆者による日本語訳)

凡そ条約を結んだ国は16ある。ロシア、イギリス、スウェーデン、アメリカ、フランス、ドイツ、デンマーク、オランダ、スペイン、ベルギー、イタリア、オーストリア、日本、ペルー、ブラジル、ポルトガルを五股に分けて各国との交渉事務を管理させる。ロシア股に日本を付け加える。英国にオーストリアを付け加える。米国股にドイツ、ペルー、イタリア、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、ポルトガルを付け加える。フランス股にオランダ、スペイン、ブラジルを付け加える。海防股は…

このうちフランス股はキリスト教に関わる事務を担当していた。従って、フランス公使から総理各国事務衙門へ文書を送って、オールドスの7つの旗内における地元の人とキリスト教徒になった人との間で起こったトラブルの状況を調べて、審理してから上司に報告するように命じていたというわけである。清朝が、フランスとの間で結んだ仏清天津条約の第13条に書かれている通りに、許可証を持つ宣教師たちを優遇して保護しなければならないと命じていたことも分かる。モンゴル地域へキリスト教関係の文書を送る時には、フランス領事から総理各国事務衙門に文書を送ってきて、文書の往来を管理する司務庁から綏遠城將軍へ文書を転送してきた後、モンゴル語に訳し

²¹¹ 史料①、24巻、pp.15-16。

²¹² 史料②①、pp.439-440

てイフ・ジョー盟に届けていた。

それでは、続いて次節からダラト旗におけるチャガーンエレグに建てられた教会の建物が破壊された実際の事例を検討して行きたい。

第三節 盟長と旗長らによる牧地の封禁とキリスト教宣教師が購入した土地

第一項 回民の乱の被害を受けたモンゴル人のための牧地封禁

オルドスのダラト旗第10代目ザサク・ソドノムポンソグの時、反乱を起こした後隠れていた回族の人たちや軍隊から逃げ出した兵士、大量に流入してきた漢人たちが旗内に集まって来て、何十人かでグループを作って旗内に居住することがあった。彼らは人数が多い上に武器を持っていたため、旗内のモンゴル人役人たちは彼らが反乱を引き起こすことを恐れて、見知らぬ人を旗内から完全に追い出そうとしていた。また、旗内の公的に開墾を許可していない土地での耕作を完全にやめさせ、封禁して牧地を回復させようともしていた。それに対して、追い出された漢人農民は、モンゴル人と漢人の交渉案件を管理する諸機関へ「地元のモンゴル人官員が土地を封禁して、小作地がなくなった」と訴えていた。光緒10(1884)年3月26日、帰化城副都統衙門から盟長に送ったモンゴル文文書は以下の通りである。

(筆者による日本語訳)

...ダラト旗の漢人農民たち(である)チョゴルガン(意味不明)の小作人漢人 SongChengye、LiXuyang、DiGongxiu、WangBingde、ChengHaiqing、GuZonglii、...らが連名で報告したのは「謂われなく土地を封禁して、漢人を追い出し、漢人を脅迫して苦しめていざこざを起こすことを恐れて(いるため)恵みを施して審理して...本当に去年管轄のジャラン(参領)が我々から借りて使った(お金が)多くて、(我々が)彼の指示に従わなくなったので管轄のジャランがその管轄審理のハファン(官員)へどのように報告したかを知らないが、管轄審理のハファンはモンゴル人兵士を連れて来て、我々が小作料を払って耕していた第五ジャランの土地から追い出して(土地を)封禁するに至った。もし管轄の旗が土地を封禁するなら、事前に知らせるべきだ。また、我々からアヘンの税金、草水(牧地)のお金を徴収したことも妥当ではない²¹³

²¹³ 史料①、24巻399番、pp323-324。

この文書から、連名で訴えている漢人農民たち(合計 11 人)がダラト旗の土地でアヘンを栽培
していて、小作料以外にアヘン税や草水金を取られていた上に、最終的にこの土地から追われ
たことがわかる。漢人農民がグループになって集まっていたことは、次の旗長・ソノムポンソグの報
告からもわかる。光緒 10(1884)年 4 月 23 日、ザサク・ソノムポンソグが盟長へ呈したモンゴル文
文書は以下の通りである。

(筆者による日本語訳)

...檔案を調べて見ると、西方の回民の悪人たちが反乱を起こしてやって来て、管轄の旗の
土地を通り抜けて強奪して、驚かせ、管轄下の大勢のタイジ、平民たちが財産を失い、離散
するに至ったため、当該旗内の(旗民を)東の川の川岸に移住させ、自らの力に基づいて、
畑を耕させて、救済して回復させるために居住させた。また、この未開墾地をこのまま封禁す
ることを管轄のジャラン(参領)へ、元の旗長貝子の時から命じてきて、以前から漢人農民に
知らせていた。(漢人農民から借りて)分割払いで残っている借金があるけれども、檔案を調
べて他の項目から適合に合わせて出して払う。また、まず土地を完全に封禁することを以前
から知らせていて、今年の春、大部分の漢人農民は農地がある所へ引っ越していった。現在
少数の放牧する漢人が依然として放牧して住んでいる。彼らのうち、漢人 ZongZhengye らが
人を集めて策略を用い、合議して土地を耕すことを考えてでっちあげて、(旗の衙門が)モン
ゴル人兵士を派遣して家に放火し、漢人たちを追い出したという名目をあげている...このよ
うな悪い漢人たちがいつも機会に乗じて任意にでっちあげて報告して、永遠に占有して耕作
し、我々モンゴル人たちの子孫、家族の牧地を無くそうとする意思が含まれているのが明ら
かになっている。5 人のジャランが調べるとその報告では「我々が漢人農民の家に放火し、兵
士を派遣して脅迫したことは一切ない。ただ、悪い漢人 HanYingmazi という人が didong(地
洞)というヤオトン(窑洞)を作って居住して、人を集めてきていざこざを引き起こしたので、彼
の害を壊した」と報告した²¹⁴

この文書から、旗内の牧地に、こっそりと耕す漢人農民や放牧する漢人たちが入ってきていた
ことがわかる。旗長たちは、これらの漢人たちを牧地から追い出して、その土地を回民の乱で財産
を失ったモンゴル人たちに与えて救済しようとしていたわけである。

²¹⁴ 史料①、24 巻 437 番、pp.355-356。

第二項 ダラト旗内のチャガーンエレグにおけるキリスト教建築物の破壊

前述のように、旗長ソノムボンソグは、命令を出して、公的に開墾を許可していない牧地に居住している漢人たちを追い出そうとしていた。光緒 10(1884)年の春、地元のモンゴル人官員たちが命令に従い、お互いに呼びかけて、漢人農民を追い出していく途中、チャガーンエレグという所に来て、建物が建てられていることを発見した。彼らは、漢人農民が集まっていたその建物を不法建築物とみなして壊してしまい、その行為に対して宣教師 YuanXuwei(モンゴル語で書かれていて漢字不明)によって訴えられることとなる。光緒 10(1884)年 7 月 23 日に、盟長から旗長ソノムボンソグに送ってきたモンゴル語の文書の中では以下のように書かれている。

(筆者による日本語訳)

...ダラト旗のチャガーンエレグという所に、タイジ・サラグジャンバラが中心になって、70 人ぐらいの人を連れてきて、手に武器、洋砲、洋チャン(不明)、太鼓を持ち、太鼓を打ち鳴らして、我々の教会の家を壊して、供えている神像を壊して、教徒を離散させて...²¹⁵

この文書から、宣教師 YuanXuwei は、イフ・ジョー盟盟長に、ダラト旗のタイジ・サラグジャンバラが合計 70 人ぐらいの人を集めてきて、キリスト教会の建物を壊して、教徒たちを追い出したと訴えていたことが分かる。キリスト教関係者に関わる交渉案件について『清會典事例』には、以下のように定められている。

咸豐十一年奏准、凡習教者果係安分守己謹飭自愛則同是中國赤子自應與素不習教者一體撫子。又奏准、各該地方官於凡交涉習教事件務須查明根由持平辦理。

(筆者による日本語訳)

咸豐 11(1862)年上奏を准した。凡そ(キリスト教の)教えを習う者が自らのことをわきまえ、慎重に自重すれば同じく中国の赤子と見なし、教えを習ったことがない者と一体に撫すべきである。又上奏を准した。各地の地方官が、凡そ教えを習うことに関わる交渉の事件を徹底的に調べて公平に審理すべきである。

²¹⁵ 史料①、24 巻、pp. 491-492。

この規程から、キリスト教徒になった人にも、教徒になっていない人と同じ平等な扱いをし、交渉案件が起こった場合、地方の官員が調べて審理させると定められていたことが分かる。上記の事件に関しても、イフ・ジョー盟で起きた交渉案件だったので、盟長は関係者を集めてこの案件を審理するという命令を出した。8月初6日に、チャガーンエレグに住んでいた宣教師の執事である漢人 WainZhongyu (漢字不明) が言ったことをモンゴル語の文書にして送って伝えてきた(発送者も宛先も不明。)

(筆者による翻訳)

ハトン²¹⁶の北方、ダラト旗の二十四頃地と言うところに居住する Ying 国の執事漢人 WainZhongyu (漢字不明) が言ったのは「我々は、チャガーンエレグにある(我々が)建てた建物が壊されたことを(盟の官員が)調べに来たということが現在わかった。今すぐ行って争う余裕がない。Shitouhe (漢字不明、地名)の神父にここから手紙を送る。9月の半ば頃に戻ってきた時、それについて報告し呈す。孟冬月(10月)ハガス(不明)日に、(関係者を)合わせて審理させても良いか。(10月までの)この間ずっと戻ってこない彼らの Luo 神父が言っている」と言ったことを書いてきた。

仲秋月(8月)初6日²¹⁷

この文書から、チャガーンエレグというところにきて建物を建てたのは、二十四頃地にいた宣教師であることがわかる。しかし、二十四頃地へ調査に行った時、宣教師たちはそこにおらず、応じた人は、執事の漢人 WainZhongyu であった。また、史料の中では Ying 国の宣教師と書かれているが、イギリス国籍であった可能性は低い。同じ公文書の中で同一人物のことを「Ying 国の宣教師」とか「Fa 国の宣教師」とか言ったりする例がよく見られる。ベルギー王国の約半分の人の母語はフランス語である上、フランスの領事が発行した旅券を持っていたため、地元のモンゴル人がフランス人と勘違いすることもよくあった。二十四頃地とは、宣教師徳玉明たちが西方へと布教活動を始めて、西モンゴル教区の主教になっていた時に、小作人の漢人高九威(Gaojiuyi)から彼らが「購入」した土地である。もともとダラト旗とトゥメ旗の間で、黄河の川筋が変わったことによって土地紛争が起こり、最後に紛争地を10分に分けてその4分をダラト旗に与えた。後に小作人高九威(Gaojiuyi)が小作料を払って、面積が24頃ある農地を借りて小作していたために二十四頃

²¹⁶ モンゴル語で「qatun」と書かれている。黄河を指している可能性が高い。

²¹⁷ 史料①、24巻、p. 504。

地と名付けられたということがわかっている。ただし、実際の面積は 100 頃ほどであった²¹⁸。高九威は所有権を持っていないため、当然売却する権利も持っておらず、実態としては不法な貸して(二重小作)にすぎなかった。

第三項 宣教師に対する賠償

旗内のモンゴル人官員がキリスト教の建物を壊してしまったと宣教師が訴えたため、チャガンエレグという所へ盟から官員が派遣されて現地の様子を調べた。光緒 10(1884)年 8 月初 6 日付の、タイジ(副章京)デルゲルバトによるモンゴル文の報告は以下の通りである(宛先不明)。

(筆者による日本語訳)

…今(1884)年の 8 月初 1 日に、ダラト旗の旗長衙門から西北方 300 里²¹⁹以上遠くの辺鄙であるチャガンエレグという牧地へダラト旗から派遣したあなた方のトクトマルと一緒に行って、WeiYixing という(人によって)捨てられた古い庭の中にある小さい壁が立てられて一間余りの平屋の扉を開けてみると、中に一人の老いた漢人が病に伏して、言葉を強く話すことができない様子だった。その漢人を呼び(続けて)、繰り返し回想させて聞いて見ると、彼が言ったのは「(私は)チャガンフブートウ県²²⁰に属する人だ。名字は Wu、名前は WuJibu、Ying 国の神父 Feng の家を、給料をもらって見ている。今年の 3 月 12 日に、ダラト旗のタイジ・サラグジャンバルは来ていない。タイジ・メイリントーハイ、アラグバス、オドバたちなどの大勢の人が漢人を追い出すと言って来て、神父の一軒の三間余りの建物を壊してその木を損なわずそのまま西にある庭の壁の底に泥で固めていた」と言ったのを見ると、本当に木を泥で固めていた。壊されたバイシン(建物)の床を見ると三間の三つの出入り口がある濡れたままの床は、三間余りの建物であった。…(老いた漢人が体調不良で喋れなくなったため)近くのモンゴル人(や)漢人に聞いてみようと思ひ歩いてしたが、その地方には、四十(里も)五十里(も遠くの範囲以内に)一人も居住している人がいないため…²²¹

この文書から、ダラト旗のチャガンエレグという場所は旗衙門から約 150 km も遠く離れた辺鄙な所に位置していたことがわかる。周りに居住者がいない所で、教会の建物を作った場所も、昔

²¹⁸ 薄 2002、pp. 93-96 を参照。

²¹⁹ 1 里=500m。従って 300 里は約 150km である。

²²⁰ 帰化城トゥメト 2 旗内に設置された県。

²²¹ 史料①、24 巻、p. 504。

漢人農民が放棄した古い庭であった。床が濡れたままで、乾燥していないことから、建てられてから時間があまり立っていなかったのかもしれない。当時、漢人農民の定住を防ぐために、旗の役所は、勝手に建物を建てることを禁止していて、発見した時に地元の官員たちが建物を破壊したり、漢人農民を追い払ったりすることはよくあった。しかし、この時はキリスト教関係者たちの建築物であったため、官員が調べにいったのである。三間余りの建物が確実に破壊されたという事情がわかったため、賠償責任が問われることになって、光緒 10(1884)年 9 月 24 日に、双方が署名した文書を呈して、合意した。

キリスト教側の宣教師は徳玉亮(Devos, Heliendoor)²²²という人物である。彼は、西モンゴル教区主教徳玉明の弟であった。徳玉亮とその書記だという漢人 ZhangWongsheng が署名したモンゴル文の合意書は以下の通りである。

(筆者による日本語訳)

合意して呈すること。私の兄である主教(Zhujiao)徳玉明という(人)がダラト旗のチャガーンエレグという所に三間余りの平屋、また、柳屋(buryasun baišing:柳の枝で編んで、泥で固めた建物)を建てて教義を教えていたが、(後に)建物を残して(どこかへ)行った後、今年の春、(モンゴル人官員が)ダラト旗の土地を封禁する時、一緒に我々の家をも破壊した。また、教徒たちを解散させて、17頭の牛をなくしたため、各々の事情を(盟長に)呈して報告すると、我々を呼んできて、ジャラン・ジャンギ・サラグジャンバラ、サントザといっしょに顔と顔を合わせて調べて、「教会の三間余りの(平)屋、柳屋を全部元の通りに建てよ。なくした牛の代わりに賠償させるほか、もしいなくなった牛が彼らの教徒が戻ってきて居住した時に現れたら、(いなくなった牛の代わりとして)弁償した牛をサリグジャンバラに返せ。耕作地については、双方が話し合って、決着をつけよ。解散させた教徒に対して、(戻る許可を)旗長(衙門)に任せて通知させるほか、今後二度といざこざを起こしてはならないことを知らせる告示を管轄の旗の旗長のところから張り出すように判決する」と言って下された判決に我々双方が全員喜んで従い、他に不満が一つもないことを請け合って呈する文書の末尾に署名して、このために呈した。

Fa 国の神父徳玉亮の署名

書記という漢人 ZhengWongsheng の署名

²²² この人物については後述する。

光緒 10 年季秋月 24 日²²³

タイジ参領サラグジャンバラとタイジ・サントザらが合意して呈した文書は以下の通りである。

(筆者による翻訳)

ダラト旗のタイジ参領サラグジャンバラ、タイジ・サントザから合意して呈することについて、今年の春、我々の旗の中で耕そうとして居住していた漢人を追い出して行って、チャガーンエレグに到着し、三間余りの平屋、また柳屋を破壊したため、Fa 国の神父という徳玉亮、漢人 ZhangWongsheng たちが、(モンゴル人官員たちに)彼らの教会の建物を破壊したと言って事件を提出して報告したため我々を呼び出して、徳玉亮たちと、顔と顔を合わせて審理して、「教会²²⁴の三間余りの(平)屋、柳屋を全部元の通りに建てよ。なくした牛の代わりを賠償させるほか、もしいなくなった牛が彼らの教徒が戻ってきて居住した時に現れたら、(いなくなった牛の代わりとして)弁償した牛をサラグジャンバラに返せ。耕作地については、双方が話し合って、決着をつけよ。解散させた教徒に対して、(戻る許可を)旗長(衙門)に任せて通知させるほか、今後二度といざこざを起こしてはならないことを知らせる告示を管轄の旗の旗長のところから張り出すように判決する」と言って下された判決に我々双方が全員喜んで従い、他に不満が一つもないことを保証して呈する文書の末尾に署名して、このために呈した。

タイジ・ジャラン・ジャンギ・サリグジャンバラの署名

タイジ・サントザの署名

光緒 10 年季秋月 24 日²²⁵

この両文書を見ると筆者が下線を引いたところ、言い換えれば、判決の部分は両方で一致しているが、全体の事情を説明したところに多少差異がある。スクート会の宣教師徳玉亮たちは、土地を封禁する時、地元の官員がキリスト教徒を解散させたと主張している。それに対して、モンゴル

²²³ 史料①、25 巻、pp. 2~3。

²²⁴ ここでは suryaγuli (学校) という語で教会のことを表現している。

²²⁵ 史料①、25 巻、p. 3。

人官員は、旗内の土地を耕そうとしていた漢人農民を追い出したと主張している。また、教会の建物と言っても、以前そこに居住していた漢人農民が放棄した庭の中にあり、三間余りの平屋と一間あまりの柳屋であって、我々が想像しているような立派な教堂ではなかったことがわかる。また、チャガンエレグにいた教徒たちの 17 頭の成熟牛がいなくなったため弁償させられた。

結局、スクート会の徳玉明は旗衙門に何も報告しないまま、チャガンエレグというところにきて勝手に建物を建てたということがわかる。元々そこにいた漢人農民も庭を放棄しているし、周辺の 40、50 里以内に放牧するモンゴル人が一人もいなかったということから、土壤のやせた地域であったことがわかる。

第四項 教会に対する賠償が引き起こした問題

以上で述べたように、光緒 10(1884)年、地元のモンゴル人官員たちが盟長の命令に従って、宣教師徳玉明らの作った建物を破壊したことに對して賠償すると合意し、文書に署名して呈したが、次の年に、教会の建物を修復してくれると話し合ったものの未だに修復されていないという追訴が来ていた²²⁶(解決できたかどうかは、今の所なお不明である)。

また、教会側がなくした 17 頭の牛を、建物を破壊したモンゴル人官員たち自身が弁償させられたことは、以下の公文書からわかる。弁償させられた人たちの間でトラブルが起こって、呈した文書である。光緒 13(1887)年 10 月 28 日に、ダラト旗の協理タイジたちが盟長に呈したモンゴル文書は以下の通りである。

(筆者による日本語訳)

...以前、参領タイジ・サラグジャンバルの報告した文書には「無実の罪を着せられて訴えられたことを報告すること。光緒 10(1884)年に旗長貝子であった貴族殿(noyantan)のところから、管轄旗の漢人農民を追い出して、旗の土地を牧地にせよと言って各地のタイジ、官員、箭丁たちに文書で命じて来たことに従って、参領ある私に別の任務があったため、ノグ(地元)のタイジ副章京ジャルゴチ(訴訟担当者)トゥメンに地元のタイジ、平民を集めさせて、見計らって漢人を追い出すように行かせると、彼自身が主となり、20、30 人ぐらいが出て行って、漢人を追い出して行って、チャガンエレグというところに着いて、オロス(oros)人の建物を破壊したのに対して、オロス人はかえって私を盟長のところに訴えて、そこから派遣された

²²⁶ 史料①、25 卷、p. 375。

官員が公文書を持って調べに来たため、仕方なく仲裁人、モンゴル人、漢人たちを面会させてようやく交渉して、銭 400 貫、銀 50 両、成熟牛 17 頭に決めて、この成熟牛を地元のオロス人の建物を破壊した人々に出してもらうように判決し、参領タイジである私から牛 11 頭、タイジ副章京ジャルゴチ・トゥメンから牛 2 頭、タイジ・オドバたちからそれぞれ牛一頭、佐領バトロ、エルデニサンたちからそれぞれ牛一頭、合計 17 頭の牛をオロス人たちに渡して終わらせた(ことについて)明確な証拠がある。これ以外に、参領である私が、タイジ副章京ジャルゴチ・トゥメンから雇ったり借りたりした牛は一切ない。...」²²⁷

この文書では、タイジ参領サラグジャンバルが 17 頭の成熟牛以外にも、銭 400 貫²²⁸と、銀 50 両を弁償することに同意したと述べられているが、光緒 10 年に相互に合意して、署名して呈した文書には金銭のことが全く書かれていなかった。確実にわかるのは、17 頭の牛を教会の建物を破壊した人々自身から出させたことだけである。タイジ参領サラグジャンバル本人は、現場にいなかったと主張しているが、自ら 11 頭の牛を出した。しかし、タイジ・メイリン・ジャルゴチ・トゥメンには不満があったようで、タイジ・ジャラン・ジャンギ・サラグジャンバルに 2 頭の牛を取られたと訴えていたようである。なおここでは、外国人であるベルギー人宣教師をオロス(ロシア)人と呼んでいる。また、徳玉亮は、1887 年に病死してしまい、徳玉明も 1888 年になくなった²²⁹ということもあり、今回の事件に関する公文書はこれ以上見つかっていない。

小結

19 世紀後半頃から、清朝政府が徐々に変容を始め、最終的にはモンゴル人に対する保護もなくなって、漢人農民の流入が激増した。こういう状況下で半植民地となって国家的な危機に陥った清朝に、キリスト教の宣教師が派遣されてきた。カトリックの中央集権を強化しようと考えたローマ教皇は、教区の再編成を行い、モンゴル地域も単独の教区に区分された。1864 年、ローマ教皇は、モンゴル教区をベルギー王国で結成されたスクート会に任せた。資本主義が発展して、教会も大量の献金をもらえるようになり、布教資金を各地へ送ることができるようになった。宣教師たちも、土地を購入して、貸し出すことによって小作料をもらい、そのお金で教会を運営しようとする

²²⁷ 史料①、26 巻、pp. 285-286。

²²⁸ 1 貫というのは、銅銭千枚のことを指す。

²²⁹ 張 2006、p. 53 を参照。

経営の観念ができた。さらに、諸条約の協定によって宣教師たちの身体安全を確保することもできた。布教事業に献身する宣教師が増加して、布教事業も大きな成果を上げ始めたわけである。

一方、清朝政府は、アロー戦争を機に、咸豊 11 (1862) 年、「総理各国事務衙門」という役所を創設し、外国と関わる諸事務を扱わせるようになった。キリスト教関係者に関わる交渉案件を地方の官員が審理して、中央に報告した場合も、総理各国事務衙門とフランス公使とが交渉して解決するように定められた。これによって、モンゴルにおける案件の中で、キリスト教に関わる案件だけは理藩院を経由せずに、総理各国事務衙門へ提出されるようになった。総理各国事務衙門から地方へ送られて来る文書は、漢語で書かれたものが多く、綏遠城將軍衙門などのところでモンゴル語に訳して、イフ・ジョー盟等の地方のモンゴル人旗長たちに送って来るようにしていたことがわかった。キリスト教の宣教師はフランス公使に直接文書を送って交渉案件の解決を求めており、フランス公使が清朝側に与えた圧力は非常に効果があったということもわかる。

スクート会の宣教師は当初モンゴル人に布教しようとしてやって来たが、チベット仏教の信仰が強かったために挫折し、後に、漢人農民に布教すると大きな成功を得るに至ったと言われる。具体的には、本章で扱ったオルドス・ダラト旗のチャガーンエレグの事例を見ると、宣教師たちが、ザサク衙門に何も報告しないで、辺鄙なところに建物を建てて、信徒になったと言われる漢人たちを連れてきていたことがわかった。ダラト旗の官員たちが、牧地を封禁しようとして漢人農民を追い出して行く途中、チャガーンエレグに到着した時、スクート会の宣教師は現場にいなかった。モンゴル人官員たちは漢人農民を追い払って行くところであったため、教徒になったという漢人農民をも追い出して、教会の平屋を破壊した。教会と言っても我々が想像するような立派な教堂ではなく、漢人農民が放棄した庭の中にあるただ三間あまりの平屋と柳屋であったことがわかった。

回民反乱の時に離散させられたオルドス・ダラト旗のモンゴル人の生活する場所が必要であったため、旗内の土地が不足してきて、官員たちが牧地を封禁し始めた時に、宣教師たちがその封禁地に漢人農民を連れて来ていたわけである。トラブルが起こった時にも、現場に宣教師はおらず、おそらく、キリスト教の教義を深く理解させることよりも、教会の用地を獲得することの方が布教開始初期の一番の目的になっていたと考えられる。

一方で、清朝政府からはキリスト教の宣教師と教徒を守らないといけないという命令が来ていて、モンゴル人たちはそれに従わざるを得ない状況に置かれていた。そして、モンゴル人の旗側は盟長の判決に従って、スクート会側の宣教師に対して賠償させられた。地元の官員が破壊した建物を元通りに直したかどうかは不明であるが、少なくとも 17 頭の牛を教会の建物を破壊した役人たち自身から出させた。

このように、宣教師たちは旗内の官員たちに何も報告せず、一方的に漢人農民を連れてきて、建物を建てたのであった。さらに、教徒になった人たちが漢人農民であったため、結果的に民族対立・民族紛争の火に油を注ぐような形となって、キリスト教に対するモンゴル人の嫌悪意識がその後徐々に強まっていったと考えられる。

第五章 咸豊10(1860)年-光緒10(1884)年間の内モンゴル・オルドス地域に対するキリスト教布教解禁の通知

小序

アロー戦争に際して、咸豊8(1858)年に仏清天津条約が結ばれ、中国の内地でキリスト教を布教することが公式に許可された。その際フランス領事は積極的に布教権限を獲得して、康熙年間に没収された教会と教徒達の財産を返還させることに着手した。また、中国の官印が押された通知をフランスの宣教師たちが到達している中国の各地に送って条約の内容を伝達し、且つパスポート(護照)と旅行証明書(游歴執照)を送った。咸豊10(1860)年、北京条約が結ばれ、康熙年間に没収された土地・財産の返還が実際に要求された。本研究では、このような時代背景の下で、キリスト教の布教が許可された際、オルドス地域がどのように扱われたかという問題を検討したい。

第一節 本章に関連する先行研究の整理

オルドス地域で最も盛んに活動していたのは、モンゴル教区の管理を受け継いだスクート会である。従来のオルドス地域におけるキリスト教布教史の研究も、スクート会に重点を置いている。例えば Taveirne2004 は、スクート会が 1874 年から 1911 年までの間にオルドスで行った布教活動を研究している。スクート会が直面していたキリスト教解禁の問題点、布教のためにフランス領事館の保護を得た経緯、ベルギー領事館が設置されたことなどが検討されている。しかし、布教の解禁がオルドス地域に通知された具体的な時期やその詳しい事情については検討されていない。梅栄 2014 も、オルドス地域に絞って、Taveirne2004 と同じ時期のスクート会が布教した歴史を検討した。張 2006 は、1865-1911 年間の内モンゴル地域におけるスクート会の布教活動を研究している。しかし、これらの研究でもオルドス地域におけるキリスト教布教許可の問題は詳しく検討されていない。一方、拙稿ハスゴワ 2018 では、オルドス地域にも咸豊 11(1861)年に総理各国事務衙門設立の通知が、光緒 4(1878)年にフランスの宣教師たち(実はベルギー王国で創設されたスクート会の宣教師であった)がモンゴル地域で布教するという通知が、光緒 8(1882)年に地方の官員がキリスト教徒との交渉案件を公平に審理しなければならないという命令が、各々送られてきたことを検討した。しかし、紙幅の都合もあって、咸豊 10(1860)年には既に北京条約が結ばれていたのに、オルドス地域では光緒年間になってからようやく布教の解禁が通知されたという時間差の原因は検討できなかった。

そこで、以上のような先行研究に対して、本章では、天津条約が結ばれた後、キリスト教の布教が許可されたという通知が清朝政府からオルドス地域へ初めて送られた時期と、オルドス地域における具体的な宣教師来訪状況とに注目して、通知の到来が中国本土より大きく遅れた事情を明らかにしたい。

第二節 清代のモンゴル地域におけるキリスト教の布教

第一項 教会と教徒に対する墓地・家屋・畑の返還問題

アロー戦争に際して、清朝とフランスの全権代表は、咸豊 8(1858)年 5 月 17 日及び咸豊 10(1860)年 9 月 12 日に天津と順天(北京)にて各々交渉を行い、仏清天津条約と仏清北京条約が結ばれた。フランス側は、清朝政府が禁教をしていた時期に没収された教堂と教徒たちの墓地・家屋・畑を返還することを真っ先に要求した²³⁰。咸豊 10(1860)年 9 月 4 日(グレゴリオ暦 10 月 17 日)に、フランス側が総理各国事務衙門に送った覚書は以下の通りである。

咸豊十年九月初四日曰。法國照會稱。康熙年間。各省所建之天主堂²³¹暨奉教人之墳塋房屋莊田。俱已入官。今宜將所建之堂暨墳塋房屋莊田全數交出為要²³²。

(筆者による日本語訳)

咸豊 10(1860)年 9 月初 4 日(グレゴリオ暦 10 月 17 日)に、フランス(が送って来た)覚書では以下の通りに述べている。康熙年間に、各省で建てた天主教堂と教徒の墓地・家屋・畑が没収された。現在それらの教堂と墓地・家屋・畑を全部返還すべきである。

このように、総理各国事務衙門へ送られた覚書によると、フランス政府は康熙年間に没収された天主堂・墓地・畑を早急に返還することを要求し、圧力をかけていた。同治元(1862)年 3 月 12 日にも覚書を送ってきて、天主堂などを返還することを裏切ってはいけなく、また遅延してもいけないと言って督促した²³³。同治元(1862)年 11 月 15 日(グレゴリオ暦 1863 年 1 月 4 日)に総理各国事務衙門はフランスが兵力を増強しているため、各省の教案を早く処理させる命令を下すことを皇帝に請奏した。それによって、総理各国事務衙門とフランス政府との間で賠償交渉がなされた。一方、フランス語版の北京条約第六款では、清朝政府は康熙・雍正・乾隆三朝の時に没収

²³⁰ 仏清天津条約の第 6 款の規定である。

²³¹ 天主教というのはカトリックを指している。天主堂というのはカトリック教会の建物を指している。

²³² 史料⑧、第 1 輯・第 1 巻、p. 1。

²³³ 史料⑧、第 1 輯・第 1 巻、p. 16。

した教会または教徒の墓地・家屋・畑を返還しなければならないと書かれていた。このように、北京条約においては、中文と仏文の条約内容の差異によって、中央の官員とフランス領事館との間、地方官と宣教師との間、一般の人たちと信者になった人たちとの間で絶えず衝突が起こっていた²³⁴。

同治2(1863)年2月27日(グレゴリオ暦4月14日)にもフランス側が総理各国事務衙門に覚書を送ってきて、賠償の代わりに各省で住宅を建てて主教の居住地にすることを提案した。以下の通りである。

暨請貴國於各省省城內。及各主教所住之城府內。均須在各該城內擇中間通衢地方。不至僻在一隅。酌揀廢廟及空間公所。或入官民房。約計地址十五二十畝上下。其房亦須局面可觀。與接待賓客館舍無異。送給各該處主教諸人居住。俾得改建天主堂則於合約之第六款所載。即可謂妥辦完結。將來別處舊堂。無論有無憑據。本署概不再辦。 . . .

故將分住各省主教人數開明清單。抄粘送閱。單內計共二十五處。因直隸四川兩省各有三處。除此二十五處外。以後不得增添。主教如再有增添。本署斷不為安插住處。貴親王查閱此單。既知辦完者。惟京都正定河間濟南廣州福州六處。商妥未辦者五處。係杭州南昌長沙重慶貴陽等府。其未經商辦者。尚有奉天太原西安蘭州開封江甯安慶武昌成都徐州雲南桂林蒙古西灣子西藏不達賴十四處²³⁵

(筆者による日本語訳)

また、貴国は各省及び司教が居住する城府内の四方に通じる幹線道路がある辺鄙ではない所で、廢廟となった建物、公共の空間、また官に没収されている民家などから、面積は一五から二十畝までとし、外観はそれ相当の建物を選び、招待客用旅館にふさわしい建物を該当地の司教に与える。(それを)改築させれば条約の第6款に記載された(教会に対する賠償問題を)完全に妥当に処理したことにする。たとえ、これから(司教たちが)別の所で教堂を建てようとした場合にも、根拠があったとしても本署(フランス領事館)は(賠償の代替として)一切処理しない。(中略)

故に各省に居住する司教人数の明細書を書き写し、貼り付けて送った。明細書に計二十五箇所、直隸四川両省内で各々三箇所あるため、この二十五箇所以外に、今後は増やしては

²³⁴ Taveirne2004、pp. 176-185 とその中国語訳版2012、pp. 171-172 を参照。

²³⁵ 史料⑧、第1輯・第1巻、pp. 37-38。

いけない。本署(フランス領事)は絶対にそれ以外の建物を作らない。貴親王よりこの明細書を調べていただきたい。既に処理したものは、ただ国都・正定・河間・済南・広州・福州の6ヶ所である。協議したが未処理のものは5ヶ所である。(其々)杭州・南昌・長沙・重慶・貴陽などの府である。協議を経っていないものは、尚奉天・太原・西安・蘭州・開封・江寧・安慶・武昌・成都・徐州・雲南・桂林・蒙古西湾子・西藏不達頼(不達隴?)。

このように、清朝政府からカトリック教会への賠償の問題では、モンゴルのチャハル地域の西湾子村も言及されている。それに対して、総理各国事務衙門はフランス側に送った覚書で、「除蒙古西藏係専行黄教之地。斷難允准外。其餘自可分別先後通融辦理(蒙古と西藏などチベット仏教のみを信仰する地域では許可することができない。その他の地域では融通をきかせて前後して処理する)²³⁶」と返答した。すなわち、清朝政府側は、フランス側の提案をモンゴルとチベットで実行することを拒否していた。結局、この提案は次の年に中止になったが、モンゴル地域にある西湾子村が言及されていたことがわかる。

そもそも、西湾子村は、村民の一人である張氏が清朝時代に大同や太原などの地域に移住してきたキリスト教徒の影響を受けて教徒になり、信仰を広げたためにできたキリスト教村と言われている。彼らがここに教堂を作り始めたのは雍正4(1726)年であった。したがって、清朝政府の下した勅令によって賠償を行うとしても、康熙年間に没収された物に対する賠償の問題は、モンゴル地域には存在しない。更に、オルドス地域では、キリスト教の布教がまだ始まっていなかったため、返還問題を巡るトラブルは存在しなかった。

それにもかかわらず、西湾子村が、フランス側の送って来たリストに記載された理由としては、以下の2点が考えられる。まず西湾子村は、禁教期に宣教師たちの避難所になっていて、名前がよく知られていた。また、ヴァンセンシオの宣教会に属する宣教師孟振生が1840年8月23日にモンゴル教区の使徒座代理に任命された後、西湾子村にやってきて布教活動を行っていた。つまり、この西湾子村はモンゴル教区におけるキリスト教布教の根拠地になっていた。また、孟振生は1856年4月28日から北京教区の司教を務める。同治元(1862)年8月25日(グレゴリオ暦9月18日)、フランス側が総理各国事務衙門に送って来た覚書では、孟司教の「天主教論」を各省の官吏や紳士に送って語り伝えることを依頼していた²³⁷。上記の覚書で西湾子が言及されているのは、このように西湾子村が有名な孟司教の影響によってよく知られていたためと思われる。

²³⁶ 史料⑧、第1輯・第1巻、p. 43。

²³⁷ 史料⑧、第1輯・第1巻、p. 31。

第二項 キリスト教布教解禁の通知を受け取っていないモンゴル地域

フランス政府は中国におけるキリスト教の布教権限を積極的に獲得していた。仏清天津条約が結ばれた後、フランスの国籍を有する宣教師たちがパスポート(護照)または旅行証明書(游歴執照)を持って中国の内地に赴き、キリスト教を布教することが許可された。フランス側は、この条約の中からキリスト教に関連する条文を「諭單」に書き写し、順天府で捺印して有効にした上で、各省・府・庁・州・県の文官・武官たちに送ることを依頼していた。条約が結ばれる前から既に内地で布教活動を行っていたフランスの宣教師たちにはパスポートと共に「諭單」を渡していた。咸豊 11 (1861)年 2 月 20 日(グレゴリオ暦 3 月 30 日)に、フランス側は、総理各国事務衙門に 280 部の「諭單」を送ってきて、以下のように順天府の関防を捺印することを依頼した。

二月二十日。法國送來諭單二百八十張交順天府蓋印內云。為交付合約撮要之條款。以敦兩國和好。本大臣查中國各省府廳州縣內有本國傳天主教教士寄居不少。若中國大小文武官員民人等。不知該士赴內地傳教。均因遵依兩大國合約之宜。

大清國大皇帝已經恩允者。恐難設法防遏生事疑端。所以本大臣因實意願保兩國和好。將來愈久愈厚。被此均得利益。故將咸豊八年五月十七日及十年九月十二日兩國全權大臣在天津順天兩城內所立和約第八第十三第六前後等款。抄錄交付本國傳教士。每人除給護照外。並領此紙。以便隨時照閱。可使各處官員民人等知悉該士赴內地只以傳教勸善為務。並無他意。亦絲毫不得干預別項公私事件。從茲彼此相安。免致另生枝節。是則本大臣之所厚望也²³⁸。

(筆者による翻訳)

2 月 20 日にフランスは 280 部の諭單を送ってきて、順天府に渡して捺印することを依頼した文書で以下のように述べている。「条約の要点を付すことにより、両国の仲直りを図ろう。我々(フランス)の大臣が調べた所、中国の各省・府・庁・州・県内に居住する宣教師は少なくない。もし中国の大小文武の官員・民人等が、宣教師の内地に赴いて布教することが、すべて両大国の条約の宜みに遵うことにより大清国大皇帝がすでに許可したものであることを知らなければ、方策を講じてもめごとや疑念を防ぐことは難しいと思われる。

大清国の大皇帝は許可したものの、めごとや疑いを阻止することは難しい。それ故我々(フ

²³⁸ 史料⑧、第 1 輯・第 1 巻、p. 2。

ランスの)大臣は真意で両国の仲直りを保ち、将来ますます深め、互いに利益を得るため、咸豊8年5月17日及び(咸豊)10年9月12日に両国の全権大臣たちが天津と順天の両城内で結んだ条約の第8、第13、第6前後の項を書き写して、本国(フランス)の宣教師に渡す。各人に護照(パスポート)を与えるとともに本紙(諭單)を支給し、そのつど参考にさせるために便宜をはかる。当該(宣教師が(中国の)内地に赴いたのは(キリスト教)を布教するためであり、決して他の意図はないことを各地の官員民人たちに知らせる。別項の公私の事件に寸分も携わらない。これに従ってお互いに仲良くして、余計な問題を起こさないことを図ろう。これが本大臣の期待することである。…」

このように、咸豊11(1861)年にフランス政府は中国の各地へ諭單を送り、条約が結ばれる前から内地で布教活動を行っていた宣教師たちにフランスのパスポートを与えた。諭單には、宣教師たちは布教するために内地に赴いていて、中国の公私の事件に携わらないと書かれていた。その後、中国各地で条約の文言を貼り付けて広く知らせることにした。しかし、条約通知に関しては、「内地」と「各省」をどのように扱うかという問題が生じた。清朝政府の行政区画によると、「内地」と「各省」は、中国本土の18省を指していて、モンゴルやチベットなどの各藩部は含まれていない。すなわち、清朝政府の立場から見ると、各藩部におけるキリスト教の布教は許可していなかった。更にモンゴル地域では土地の売買は違法であり、勝手に開墾することも禁止されていた。それによって、清朝政府とフランス領事の間で議論が行われていた。最初、清朝政府は、以下のように、内モンゴル地域で諭單に条約の内容を貼り付けることを拒否したのである。また外モンゴルは言及されていない。

五月十二日。給哥士者函畧云。查張貼合約一層。本衙門已於去年備文同行天下。今貴大臣恐尚有未貼之處。再寄告示前往。原無不可。唯告示甚多。驛站礙難攜帶。已於前信中敘明。不如仍由輪船寄至牛莊轉遞。較為簡便。本衙門另具奉天咨文一件。望一併寄去。至內蒙古地方張貼告示。實難辦理。緣內蒙古地方素信喇嘛佛教。由來已久。其地係親王郡王自行專治之地。不能強其所難。若將貴國告示張貼。蒙古人恐不能遵奉。似以不寄為是²³⁹。

(筆者による日本語訳)

²³⁹ 史料⑧、第1輯・第1巻、p. 3。

(咸豊 11[1861]年)5月12日に哥士耆²⁴⁰に送った文書の略。条約を貼り付けることを調べると、本衙門(総理各国事務衙門)は去年既に文書を用意して天下に通行させた。今貴大臣(フランスの大臣)はまだ貼っていない所があることを恐れて、再び告示を発送した。不可能ではないが、ただ告示が多すぎて、駅で運ぶのは難しい。以前送った文書で述べたように、汽船で牛莊鎮²⁴¹まで送り、引き続き転送する方が便宜である。本衙門(総理各国事務衙門)は奉天に謄文1通を用意した。一緒に送付することを任せる。内蒙古地域で告示を貼ることにしても実は難しい。内蒙古地域では従来ラマ仏教(チベット仏教)を信仰していて、その由来は悠久である。その地は親王郡王たちが自ら統治する。無理強いすることはできない。貴国(フランス)の告示を貼っても、モンゴル人はおそらくそれに従わない。従って送らないほうが良い。

上記の史料から、清朝政府は咸豊 10(1860)年に一度条約の内容を各省に知らせたことがわかる。咸豊 11(1861)年に再びフランス人哥士耆の要求によって、各地に告示を送って条約の内容を知らせたこともわかる。この史料からみると、告示の枚数が多すぎたため、駅ではなく船で牛莊鎮まで送って、引き続き転送していたようで、相当の数の告示を各省に送っていたと考えられる。ただ、清朝政府は、内モンゴル地域では昔からチベット仏教を信仰している上、モンゴル地域の管轄権は貴族であるモンゴル王公たちが持っているとして主張して、告示を送らなかったことがわかる。「その地は親王郡王たちが自ら統治する」というのは、18省以外の外藩蒙古と呼ばれていたモンゴル地域における行政システムのことを指している。

清朝政府の統治政策によって、内属蒙古地域を除く外藩蒙古と呼ばれる一般的なモンゴル地域では、中国本土の省制度と異なる盟旗制度と呼ばれる行政システムによって統治されていた。盟旗制度では「旗」という行政区画を基本単位とし、旗の長官として「旗長」職を設けた。外藩蒙古では、ボルジギン氏族を始めとする親王、郡王等の貴族身分のモンゴル人のみが「旗長」に選任され、その地位を世襲した。そしてこの旗長が旗内の行政や裁判など全ての事務を担当する。すなわちモンゴルの大部分の地域では、清朝皇帝による直接の支配は行われておらず、地元貴族を介した間接的な支配が行われていたにすぎない。したがってここでは、皇帝による支配にも限界があり、親王・郡王らによる支配に全面干渉はできないということを述べているわけである。ま

²⁴⁰ 哥士耆 (Michel Alexandre Kleczkowski, 1818-1886)。1862年6月2日-1863年4月17日の間、臨時のフランス公使を務めていた。

²⁴¹ 現在の遼寧省鞍山市にある町。遼代以来満州の海の玄関となっていて、清朝中頃に繁栄が頂点に達した。1858年に天津条約で条約港になった。

た、モンゴル地域では古くからチベット仏教を信仰していると主張したのは、満洲人・モンゴル人・チベット人たちが、「仏教政治」を善とみなすような価値観を共有していたからでもあると考えられる。「仏教政治」というのは、政治的な主催者である皇帝が、仏教の主催者である高僧を宮廷に招いて、その教えに従いながら「仏法」と「衆生」のために政治を行うことを指している。戦争になった時は、皇帝自らが仏教政治の実践者であり、敵は仏教政治の破壊者であるとして統治の正当性を主張し合っていた²⁴²。そのために、キリスト教という宗教が、上述の仏教政治を、更に言えばその統治の正当性を破壊することを恐れていたためと考えられる。

上記の覚書では、清朝政府は、外藩蒙古と清朝皇帝の直属地となった内属蒙古とを区別していないことがわかる。これも後になって議論になったが、それについては今後の課題としたい。以上のように、結局の所、オルドスを含む長城外のモンゴル地域は、キリスト教に関する条約の内容や宣教師たちがやってきて布教するということが事前に知らされていなかったのである。

第三項 オルドス地域に送られて来た外国人を保護する命令

咸豊 10(1860)年には、綏遠城將軍は、帰化城副都統に文書を送って、イギリス人とフランス人に証明書を発行してやったことを通知した。咸豊 10(1860)年 10 月 19 日に、帰化城副都統は、オルドスのジューンガル旗の旗長に送った以下のようなモンゴル文文書で、綏遠城將軍から受け取った命令を知らせた。

(筆者による日本語訳)

帰化城副都統衙門の文書。オルドスの旗長(である)ジューンガルの貝子の旗に送った。引き続き伝達すること。兵司が呈した(文書では)「咸豊 10(1860)年 10 月 15 日に綏遠城將軍の所から『mongyol čaydan-ača sergeilekü sayid(意味不明)の所から〈Ying、Fa 両国に既に証明書を配ってやったため、商業を行う人々が友好に暮らし、(彼らを)安全に居らせることをイフジョー(オルドス)、ウラーンチャブ両盟の(盟長)副(盟長)たちに送る(文書に)このような件と封じた文書 2 通を送れ』』と言って送って来た…²⁴³

このように咸豊 10(1860)年 10 月 19 日の時点で、フランスとイギリス両国の人に証明書を発行してやったため、彼らと友好に共存せよということのみを命じていた。すなわち、トラブルを引き起

²⁴² 石濱 2011、pp. 1-11 を参照。

²⁴³ 史料①、13 巻、p.170 を参照。

こすことを防ぐためであったと考えられる。決してキリスト教と関連する規定や条約の条文などには言及していなかった。この時点では、総理各国事務衙門がまだ設立されていなかったため、欽差大臣が直接綏遠城将軍に文書を送ってきて命じた。帰化城副都統は、綏遠城将軍からの命令を受け取って、引き続きオルドスの盟旗に伝達したことがわかる。

その後、咸豊 11(1861)年に、フランス領事館と清朝政府が共同で必要事項を書き込んだパスポートを持つフランス人がモンゴル地域に到達するということを通知した文書が理藩院から送られてきた。咸豊 11(1861)年 2 月 23 日に盟長バダラフが副盟長ジャナガルディと各旗の協理タイジたちに送ったモンゴル文書は以下の通りである。

(筆者による日本語訳)

今(咸豊 11[1861])年の 2 月 19 日。理藩院が早馬に鞭を当てる速度で命じて来た。「速度をいっそう速めて命じること。順天府の所から送って来た文書は以下の通り。『欽差(親)王大臣たちが送って来た(Fa 国の(発行した)証明書(パスポート)8 枚に順天府の印鑑(関防)を捺印せよ。また、勅令で全員実行せよ(と命じてきた)法規によって全てのフランス人が内地に到達した時、本国(フランス)の欽差大臣または全権官員と共に、事前に中国と Fa 国(両国)が(それぞれ漢文と仏語で)共同で書いて(順天府の関防を)捺印した証明書を持ち、また(それに)中国の地方の役人の印鑑を捺印した文書にして証明書にしたことを調べた』と行って送って来た件のため、以前送って来た証明書に順天府の関防を捺印して折り返し渡したことを檔案に記録した。各省の巡撫総督また理藩院にも送って、(内容を)確かめて遵守し、引き続き伝達せよ。また、届いたら文書を書いて理藩院に送り、(それを)確かめて遵守し引き続きモンゴルの各地に送って、同じく遵守せよ』と言って送って来た。(順天府はまた)『届いたら、文書を書いて管轄の盟長に送り、引き続き管轄の各旗に送って同じく遵守させよ。このために送った』と言った。このために、原文と貼り付けた文書に書いたものを書き写して、命じて送った。届いたら文書の内容を確かめて、それを遵守せよ。そのために送った。

咸豊 11(1861)年 2 月 22 日。

31 号、XuBuda(漢字不明)、各省へ。53 号、HuDaili(漢字不明)へ。51 号、LuRukan(漢字不明)、直隸省へ。58 号、LinAnfu(漢字不明)、直隸省へ。54 号、DaiJishi(漢字不明)、モンゴル地域と直隸省へ。55 号、LiangRuwang(漢字不明)、モンゴル地域と直隸省へ。56 号、BaiEntao(漢字不明)、モンゴル地域と直隸省へ。57 号、SeBuyin(司福音?)モンゴル

この文書から、理藩院は順天府の送ってきた通知を引き続きオルドスに送ってきたことがわかる。この時点でも、総理各国事務衙門はまだ機能していなかった。フランス領事は、外国の事務を臨時に担当していた欽差大臣にパスポートを送ってきて捺印を依頼したのである。順天府は、欽差大臣の命令でパスポートに関防を捺印して、折り返しそのパスポートを引き渡した。また、欽差大臣は、フランス人がパスポートを持って地方に到達した後、地方の官員が内容を確認して鈐印²⁴⁵を捺印してからパスポートが有効になる、と順天府に通知した。すなわち、フランス領事が発行したパスポートには、順天府の関防と地方官員の鈐印の2つの印鑑を押さなければならないと定めたことがわかる。従って、順天府は理藩院に、フランス人がモンゴル各地に到達することを伝達するように依頼したのである。上記の文書では、末尾にフランス人8名のパスポート番号・名前・行き先が書かれている。其の中の4名は、モンゴル地域と直隸省を目的地としていた。すなわち、モンゴル地域の盟長または旗長の鈐印を捺印してもらう必要が生じたために文書を送ってきたのである。この時も、キリスト教には言及せず、単にフランス人がパスポートを持って現地に到達した後、地方の鈐印を押してやることを命じたのである。

その後、咸豊11(1861)年4月25日にオルドスの盟長バダラフは、綏遠城將軍から総理各国事務衙門が設立された通知を受け取ったことがあった²⁴⁶。その公文書の中ではモンゴルの盟旗側にも伝達せよとは書かれていなかった。また、総理各国事務衙門は外国と関わる礼部の事務を担当するようになったと通知していて、キリスト教に言及してなかった²⁴⁷。

第三節 オルドス地域へ送られてきたキリスト教に関する公文書

第一項 宣教師の到達通知と彼らを保護しなければならないという命令

後述するように、光緒3(1877)年4月以降、オルドス地域に再び外国人の到達を知らせる文書が送られてくるようになる。光緒4(1878)年5月26日には初めて、『天主(カトリック)』という suryal(教え、宗教)を伝達する宣教師たちがモンゴル地域に到達する」と明記されたモンゴル文書が綏遠城將軍から送られてきた²⁴⁸。この時は、フランス領事は総理各国事務衙門を介して順

²⁴⁴ 史料①、13巻、pp. 204-206を参照。

²⁴⁵ 地方の役人の印鑑の名称。

²⁴⁶ ハスゴワ 2018、pp. 102-104を参照。

²⁴⁷ 史料①、23巻、p.70。

²⁴⁸ ハスゴワ 2018、p. 105を参照。

天府の関防を宣教師のパスポートに捺印してもらうようになっていた。そして、閔玉清²⁴⁹などの宣教師たちがオルドス地域に到達した後、盟旗側の印鑑を捺印することを命じてきた。また、平和条約を見て宣教師を適切に扱うべきであると命じた²⁵⁰。

光緒3年以降、オルドス地域では地元のモンゴル人とキリスト教徒または宣教師との間でしばしばトラブルが発生しており、宣教師は直接フランス領事に文書を送って、オルドスの王公たちが宣教師たちを嫌っていると訴えた。それに対して、フランス領事は総理各国事務衙門に、条約の条文が明記されている文書をオルドス地域に送るように依頼した。光緒8(1882)年、綏遠城將軍が盟長に転送してきた文書は以下の通りである。

(筆者による日本語訳)

…引き渡して命ずること。今(光緒8[1882])年の2月初14日、綏遠城將軍の所から送ってきた文書には「命令に従って審理すること。左司の呈した(文書で)『光緒8(1882)年正月27日に総理各国事務衙門から送って来た文書に(光緒8年正月18日にFa国の公使Bao²⁵¹のところから送って来た文書で(私Baoが)受領した(文書によると)ハールガン(張家口)の外に(ここに意味不明の語あり)来た所で、オルドス王(盟長)の管轄する各旗では、(地元のモンゴル人が)一般の教民と平和共存をせず、恨みを抱き唆すことが多くて、いざこざを起こしてしまう、と言ったため、ハールガン(張家口)外の官員たちに送って、オルドス王に引き続いて送って命じて、各旗の地域では条約に従って執行して(キリスト教関係者を)保護し、いざこざを起こしてはならない』>』と言って送って来た。調べると、Fa国の制定した条約の13款に、捺印した証明書があった場合、一般の内地に入って宣教する人を地方の官員たちが優遇して保護せよと書いてある。昔から、各地で庶民と教民の間では安らかにならなかった。もし事件が起こった場合、管轄地域の官員たちは、条約に基づき、公平に偏らないで審理すべきであるため、これを我々の衙門から理藩院に呈したほか、届いたらFa国の大臣Baoの文書を元通り書き写して(綏遠城)將軍に送って、すぐに、イフジョー盟の盟長に渡し、オルドスの7旗に引き渡して調べさせて、真相を究明して条約通りに審理させ、いざこざを触発させないようにせよ。又、我々の衙門にも報告させよ』>』と言って送ってきた²⁵²。

²⁴⁹ 後述する史料に出てくる。

²⁵⁰ ハスゴワ 2018、pp. 105-107 を参照。

²⁵¹ Albert Bour é e。中国語名は宝海。フランス公使としての在職期間は1880年6月13日から1883年まで。ウェブページ「<https://zh.wikipedia.org/wiki/法国駐華大使列表>」を参照。

²⁵² 史料①、24巻、pp. 15-16。

この文書から、オールドス地域では光緒 8(1882)年になって、初めて公式に仏清天津条約の 13 款に基づいて、キリスト教の宣教師を保護しなければならないという通知が送られたことがわかる。また、オールドス地域でキリスト教関係者との交渉案件が起こった場合、現地の管轄者は公平に処理しなければならないと命じた。すなわち、オールドス地域でキリスト教関係者と交渉案件が起こった場合、盟長や旗長など地方の官員が案件を受理しなければならないと命じてきたのである。

清朝全体でみると、咸豊 10(1860)年から仏清天津条約の第 8 款・第 13 款・第 6 款前後の条文を諭單に記入して、各省に送り、キリスト教が解禁されたことを通知していた。ところが、オールドス地域では、光緒 4(1878)年になってから初めて、キリスト教を布教する宣教師たちが現地に到達した場合、条約通りに彼らを保護しなければならないということを通知した。さらに、光緒 8(1882)年になってから、地方の官員はキリスト教関係者との交渉案件を公平に審理しなければならないという通知を受け取ったわけである。それは、光緒年間になってからオールドス地域でも、キリスト教関係者とのトラブルが発生していて、宣教師によって、フランス領事館を介して訴えられたため、清朝政府の政策が変容したためと思われる。

第二項 キリスト教と関わる交渉案件への対処方法

フランス側の圧力によって、清朝政府は宣教師とキリスト教徒に対する教堂や家屋・墓地・畑の返還処置に着手した。中国本土ではその返還問題を巡って、あちこちで教案が起こっていた。そこで総理各国事務衙門は、各地における教案を解決するために、参考となる規定や解決方法を検討していた。

同治 4(1865)年 10 月 20 日(グレゴリオ暦 12 月 7 日)に、成都將軍は四川省の川西司教洪広化²⁵³と協議して、総理各国事務衙門に文書を送り、宣教条例を呈してきた。それに対して、同治 4(1864)年 11 月 28 日(グレゴリオ暦 1866 年 1 月 14 日)に、総理各国事務衙門は、フランス領事に文書を送って、宣教条例の中から 10 条を選んでそれを各省に送って通行させると知らせた。次いで、同治 4(1865)年 12 月 18 日(グレゴリオ暦:1866 年 2 月 3 日)には、総理各国事務衙門は、実際に盛京將軍・吉林將軍・成都將軍・直隸總督・陝甘總督・四川總督・雲貴總督・湖広總督・兩江總督・閩浙總督・兩廣總督・三口通商大臣・上海通商大臣・山東巡撫・河南巡撫・陝西巡撫・山西巡撫・雲南巡撫・貴州巡撫・江蘇巡撫・浙江巡撫・安徽巡撫・福建巡撫・江西巡撫・

²⁵³ フランス人。パリ外国宣教会の会員。成都教区の司教を務めていた(1861-1891)。

湖南巡撫・湖北巡撫・広東巡撫・広西巡撫・駐蔵大臣に「宣教条規」を送った²⁵⁴。司教洪広化はパリ外国宣教会の宣教師であったため、当時、チベット地域の布教も担当していた。従って、チベットにも「宣教条例」が送られたが、決してモンゴル地域には送られていなかった。ただしその後結局、フランス側は「宣教条規」が偽装されたものであると主張して、実行をやめさせた。

そこで総理各国事務衙門は、再び「宣教章程」を作り、同治 10(1871)年正月 28 日(グレゴリオ暦 3 月 18 日)に北洋通商大臣兼直隸総督李鴻章・南洋通商大臣兼両江総督曾国藩・四川総督吳棠・雲貴総督劉嶽昭・陝甘総督左宗棠・両広総督瑞麟・閩浙総督英桂・湖広総督李瀚章・盛京將軍都與阿・福州將軍文煜・成都將軍崇實・湖南巡撫劉峴・湖北巡撫郭柏陰・河南巡撫李鶴年・江蘇巡撫張之萬・安徽巡撫英翰・山東巡撫丁寶楨・山西巡撫何璟・浙江巡撫楊昌濬・江西巡撫劉坤一・陝西巡撫蔣志章・福建巡撫王凱泰・広東巡撫李福泰・広西巡撫蘇鳳文・雲南巡撫岑敏英・貴州巡撫會璧光・順天府府尹梁肇煌・奉天府府尹德椿などの通商大臣・巡撫・総督に送った²⁵⁵。今回は、チベットとモンゴルには送っていないことがわかる。その後、光緒 4(1878)年になって、オルドス地域でキリスト教関係者とのトラブルがあったため、初めて陝甘総督左宗棠の所からこの同治 10 年の「宣教章程」が送られてきた。

一方、咸豊 11(1861)年、総理各国事務衙門が設立されたことが伝達された時、当該衙門は、外国と関わる礼部の事務を担当するようになったと知らせた。文書で報告する場合、当該衙門に提出するように命じた。仏清天津条約では、ヨーロッパと関係する公文書に「夷」の文字を使ってはいけないと定められていた。理藩院ではなく総理各国事務衙門に報告することに伴って、オルドスから綏遠城將軍に文書を送って、綏遠城將軍衙門で先に漢文に翻訳させる必要が生じていた。その後、前述のように光緒 8(1882)年になって初めて、キリスト教関係者と関わる案件が起こった場合、地方の官員が公平に処理しなければならないと命じてきた。従って、オルドス地域におけるキリスト教関係者との交渉案件の事例を見ると、光緒 8(1882)になってから、盟長や旗長など地方の官員たちが宣教師たちの訴えてきた案件を直接受理するようになったことがわかる。

第三項 光緒3(1878)年から光緒10(1884)年までの間にモンゴルへやってきた宣教師

前述のように、仏清天津条約が結ばれた後も、清朝政府の政策によってモンゴル地域にはキリスト教関連の通知が送られて来なかった。さらに、同治元(1862)年に回民の反乱が起こった影響もあって、しばらくの間オルドス地域に外国人が到達することを通知する公文書が来なかったよう

²⁵⁴ 史料⑧、第 1 輯・第 1 巻、pp. 60-70。

²⁵⁵ 史料⑧、第 3 輯・第 1 巻、pp. 12-13。

である。史料①を確認すると、外国人が到達することを再び通知するようになったのは光緒 3 (1877) 年 4 月からであった。これ以降、頻繁に文書のやり取りがなされた。

現存する全てのジュンガル旗の文書が収録されている史料①に基づいて数えると、光緒 3 (1877) 年から光緒 10 (1884) 年までの間に、オルドスに送られてきた外国人の到達に関する公文書は計 53 通もあった。外国の官員、商人または宣教師を保護しなければならないという通知であった。フランス、イギリス、アメリカ、ロシア、日本、ドイツなど 6 カ国の人が来ていた。フランスの送ってきた外国人の到達を知らせる文書を見ると、すべて宣教師に対する保護を依頼した文書であったことがわかる。宣教師の到達を知らせたこの種の文書は、次の表 1 にある通り、全部で 17 通現存している。フランス領事は直接総理各国事務衙門にパスポートへの捺印を依頼していた。アメリカとイギリスも宣教師の保護を依頼したことがあるが、総理各国事務衙門を経由せず、津海税関の官員に依頼して、直隸省経由で綏遠城將軍に文書を送り、將軍経由でオルドスに文書を送って来ていたことがわかる。

表 14: 光緒 3 (1877) - 光緒 10 (1884) 年の間に宣教師の到達をオルドスに知らせたモンゴル文書一覧 (史料①を利用して筆者作成。漢字の確定できない人名はローマ字のまま残した。)

	公文書の日付	氏名(パスポート番号)	布教地	公文書の流れ
1	光緒 4 年 5 月 26 日	FaYankang(713) 関玉清(714) ShiTianji(715)	口外蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、23 卷、pp. 16-17)
2	光緒 6 年 4 月 24 日	文士惠(787) 羅廷梁(788)	蒙古地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、23 卷、p. 293)
3	光緒 6 年 6 月 18 日	文士惠(787) 羅廷梁(788)	蒙古地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒神木理事司員衙門⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、23 卷、pp. 322-323)
4	光緒 6 年 11 月 3 日	孝力 * 医者・BaiChang FeiLianxi	直隸・山東 ・山西・口外蒙古	Man(アメリカ?) 国⇒津海関督理⇒直隸総督⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、23 卷、p. 399)
5	光緒 6 年 11 月 19 日	GinFalan(280)	直隸・山西 ・口外蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、23 卷、p. 406)
6	光緒 7 年 5 月 11 日	何理博(822) 葉歩司(823) 羅廷梁(824)	蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、23 卷、pp. 456-457)
7	光緒 8 年 4 月 12 日	龐孝愛(876) YiGinai(877)	蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、23 卷、p. 39)

8	光緒8年4月23日	龐孝愛(876) YiGinai(878)	蒙古	綏遠城將軍⇒歸化城副都統⇒ジュンガル旗(史料①、24巻、pp. 42-43)
9	光緒9年4月6日	楊広道	甘肅	總理各国事務衙門⇒歸化城副都統⇒ジュンガル旗(史料①、24巻、p. 141)
10	光緒9年4月11日	楊広道(902)、 SaiTianji(903)、 DaiGewu(904)	甘肅・蒙古	フランス国⇒總理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、24巻、pp. 141-142)
11	光緒9年4月28日	黃徳範(913) 沃如淵(914)	甘肅・蒙古	フランス国⇒總理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、24巻、p. 153)
12	光緒9年7月10日	黃徳範(913) 沃如淵(914)	蒙古などの地域	フランス国⇒總理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒軍司⇒歸化城副都統⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち(史料①、24巻、p. 185)
13	光緒10年3月25日	包如天(964) 袁万福(965)	蒙古などの地域	フランス国⇒總理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟の協理バラジュール(史料①、24巻、p. 322)
14	光緒10年4月13日	包如天(964) 袁万福(966)	蒙古などの地域	フランス国⇒總理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒歸化城副都統⇒ジュンガル旗(史料①、24巻、p. 346)
15	光緒10年4月13日	包如天(964) 袁万福(967)	蒙古などの地域	フランス国⇒總理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒歸化城副都統⇒盟長(史料①、24巻、pp. 346-347)
16	光緒10年4月30日	包如天(964) 袁万福(968)	蒙古などの地域	フランス国⇒總理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒盟の協理バラジュール⇒盟長(史料①、24巻、p. 368)
17	光緒10年5月9日	BeLede	直隸省・甘肅・山東・山西	Yen(イギリス?)国⇒津海関督理⇒直隸総督⇒左司⇒綏遠城將軍⇒軍司⇒歸化城副都統⇒盟長(史料①、24巻、pp. 380-381)

表1からわかるように、オールドス地域には、一つの通知が2回、3回と重複して送られて来ている場合があることがわかる。この表にある8年間の間に、合計7回に渡って宣教師がモンゴル地域にやってきていた。その内、5回はフランス領事館からパスポートを発行してもらった宣教師であった。フランス領事館からパスポートを発行してもらった宣教師たちは中国語の名前を持っていて、パスポートには氏名・パスポート番号・布教目的地が記入されている。名前を確認できた11人の宣教師たちは、全員ベルギー王国出身で、スクート会の会員であった。すなわち、モンゴル教区の管理を受け継いだスクート会は、フランス領事館からパスポートを発行してもらってモンゴルなどの地域に来ていたことがわかる。布教目的地はモンゴル地域(現在の内モンゴル)・直隸省・山西省などの地域であった。

一方、Taveirme2004はヨーロッパ側の史料を利用して、西南部内モンゴルで活動していた宣教師の情報をまとめている。下記表2の生没年・出身地・死去地を記入した宣教師たちに関する情

報は Taveirne2004 を参考にした。

表 15: モンゴル地域にやってきたスクート会の宣教師たち (Taveirne2004、pp.617-622 と梅栄 2014、pp. 130-136 を参照して筆者作成)

漢字名(番号)	名前	洗礼名	生没年	出身地	死去地	教会
閔玉清 (714)	Bermyn	Alphonse	1853.8.22- 1915.2.16	St.- Pauwels	Gangfangyingz i	CIC M
文士惠 (787)	Lievens	Alfons	1854.6.14- 1917.4.21	Kapellen	Huhehot	CIC M
羅廷梁 (788)	Roofthooft	Louis	1855.2.5- 1926.8.25	Lier	Lier	CIC M
何理博 (822)	Clerboux	Alexandre	不明	不明	不明	CIC M
葉歩司 (823)	Abels	Koenraad	不明	不明	不明	CIC M
龐孝愛 (876)	De Brabander	César	1857.11.2- 1919.5.17	Elversele	Scheut	CIC M
楊広道 (902)	Jansen	Andries	1842.11.23- 1913.5.22	Steenwijk	Zeddam	CIC M
黃徳範 (913)	Francois	Jeroom	不明	不明	不明	CIC M
沃如淵 (914)	Wariginaire	Paul	不明	不明	不明	CIC M
包如天 (964)	De Boeck	Piet	1852.8.24- 1938.7.23	Wolverte m	Lahuayingzi	CIC M
袁万福 (965)	Verellen	Charles	1859.3.30- 1925.2.12	Antwerpe n	La Hulpe	CIC M

これらの表 1 と表 2 の両方から活動が確認できる閔玉清・文士惠・羅廷梁・龐孝愛・楊広道・包如天・袁万福らは、オルドスを含む西部内モンゴルで活動していたと考えられる。

小結

本章では、咸豊 10(1860)年から光緒 10(1884)年を一区切りの期間として、内モンゴルのオルドス地域におけるキリスト教布教解禁通知の問題を検討した。

仏清天津条約が結ばれた後、清朝政府はすぐに各省に文書を送って条約の内容を通知した。仏清天津条約と仏清北京条約の中では、「内地」または「各省」という用語が指す地域的な範囲が議論になっていた。清朝政府は、内モンゴル地域では古くからチベット仏教が信仰されているためキリスト教の布教は不要であると主張し、内モンゴルへ条約の内容を通知することを拒否したことがわかった。また、内モンゴル地域では康熙年間に建設された教堂などがなかったため、条約の第 6 款に基づいた教会に対する返還問題も存在しなかったことを明らかにした。更に、オルドス地域では、キリスト教の布教そのものもまだなかったため、光緒年間よりも以前には賠償や教案

がなかったことも明らかにした。

光緒 3(1877)年からオルドス地域で地元モンゴル人とキリスト教関係者との間でトラブルが発生し始めたことをきっかけにして、内モンゴル・オルドス地域にも、キリスト教が解禁されたことが光緒 4(1878)年になって初めて通知された。また、光緒 8(1882)年になってから初めて、地方のモンゴル人官員がキリスト教関係者との交渉案件を処理しなければならないと命じた。それによって、オルドスのモンゴル人官員たちがキリスト教の交渉案件を受理するようになったことを本章で明らかにした。また、当時スクート会の宣教師たちが、フランス人という名目でフランス領事からパスポートを発行してもらい、モンゴル地域に入ってきていたことも明らかにした。

以上のように、本章では、オルドス地域にキリスト教布教解禁の通知が送られてきた時期を検討した。咸豊 8(1858)年 5 月 17 日の仏清天津条約によってキリスト教の布教が許可された後、内地と呼ばれる中国本土の各省には、咸豊 11(1861)年からキリスト教布教解禁の通知が何回も送られていた。しかし、オルドス地域では、清朝政府の政策と回民反乱の影響があったため、光緒 4(1878)年になって初めて通知されたのである。すなわち、オルドス地域におけるキリスト教布教解禁の通知は、中国本土より約 20 年遅れていたということを本章で明らかにした。また最初期にオルドスへやってきた宣教師の到達状況も明らかにした。

スクート会の宣教師たちは、オルドス地域で布教し始めた初期段階から、主に教会用地や漢人信者に貸与する耕地を獲得するためにトラブルを引き起こしていた。これがオルドス地域における教案の明らかな特徴である。これらの問題を次章以降の課題としたい。

(本章を完成させるに当たって、富士ゼロックス株式会社・小林基金及び三島海雲記念財団から貴重な助成金のご支援を賜わった。謹んで基金・財団の関係者に厚く感謝を申し上げたい)

第六章 清末期スクート会の宣教師がオルドスに入ってきた初期段階

小序

スクート会の宣教師は主にベルギー人やオランダ人であったが、彼らはフランス領事館の保護を受けていて、発行してもらったパスポートにはフランス国の人と書かれていた。このように清朝政府は、長城外のモンゴル地域における宣教師たちの布教活動を放任せざるを得ない状況におかれていた。寧夏地方から始まった回民反乱の影響もあって、スクート会の宣教師たちはシャムテンジンバ(モンゴル人)という人物の案内で同治 13(1874)年オルドスを含む西南部モンゴル地域に向かって布教活動を始めた。光緒元(1875)年からオルドス地域の南部に位置するいくつかの旗とアラシャ旗の北部で居住することができた。清朝時代、スクート会の活動より前は、オルドスを含む西部内モンゴルでキリスト教を布教して成果を得た前例が見られない。回民の反乱以前、オトク旗の寧條梁周辺では、既存の漢人キリスト教徒は既に 200 人ぐらいに達していたと言われている。しかし、回民の反乱の被害を受けた後、スクート会の宣教師たちが到達した時には、漢人キリスト教徒は 40 人しか残っていなかった。これらの山西省や陝西省からオルドス地域にやってきて耕作または放牧していた漢人キリスト教徒は、宣教師たちに居住地を提供してくれた。一方、宣教師たちが回民地商の案内で自ら耕作地を借りる場合もあった。その時、契約書には漢人教徒の名前を書いてもらっていた。光緒 9(1883)年、ローマ教皇はスクート会の請求によってモンゴル教区を更に東・中・西南モンゴル教区へと区分した。西南モンゴル教区の範囲は、オルドスを含む西部内モンゴル地域と寧夏地域であった(宝・宋 2008)。宣統 3(1911)年の時点で、スクート会の拠点は 36 箇所あり、洗礼を受けた教徒数は 2 万 10 人に達していた。その大部分は漢人教徒であった。これに対して、唯一成功したモンゴル人向けの教会であるボルバルガス(城川)では洗礼を受けた教徒数は 703 人いた(Taveirne 著 2004:637-638/古・蔡訳 2012:613-615)。この 703 人の内の大多数はモンゴル人教徒であったと考えられるものの、少数の漢人教徒もいた可能性がある。

このように、スクート会の宣教師たちは、オルドス地域で盛んに布教活動を行っていて、彼らと現地の人々との関わりには、当時のオルドスの社会が反映されていた。本省では、スクート会の宣教師たちが布教活動を始めた初期段階に注目して、盟旗側のモンゴル人官員の外国人宣教師たちに対する対応を検討したい。それによって初期段階の布教状況や、モンゴル人官員と宣教師との間で起こったトラブルの原因を明らかにしたい。また、案件を報告した公文書の中には「旗の土地を勝手に開墾して...」、「モンゴル人男女を略奪して...」という記述があり、オルドスの盟旗側のモンゴル人官員の注意を惹起していた。そもそも清代のモンゴル地域では土地の売買は違

法であり、勝手に開墾することも禁止されていた。一方、旗内では耕作が許可されている土地もあった。それらの土地では主に漢人・回民に耕作させて、旗が小作料を徴収していた。こういう旗内における土地の利用状況に応じて、宣教師による土地の獲得が阻止されたり、トラブルを引き起こしたりする場合があった。スクート会の宣教師たちは、教徒になったモンゴル人を最初に宣教師が定住できたオトク旗へ移住させようとして、人を奪い合うトラブルを引き起こしていた。これらのトラブルに対して、外藩蒙古の一部であるオルドス地域の土地政策、身分制度、行政制度に応じて、盟旗側のモンゴル人官員が干渉していたため、その原因を検討する必要があるだろう。

第一節 本章の課題と先行研究の整理

本章では、地方のモンゴル文公文書史料と総理各国事務衙門の漢文公文書史料を利用して、スクート会の宣教師たちが外藩蒙古の一部であるオルドス地域に到達して布教活動を行った初期段階の実態を明らかにすることを試みる。

咸豊 11(1861)年にフランス政府は中国の各地へ諭単を送り、条約が結ばれる前から内地で布教活動を行っていた宣教師たちにフランスのパスポートを与えた。諭単には、宣教師たちは布教するために内地に赴いていて、中国の公私の事件に携わらないと書かれていた。その後、中国各地へ条約の内容を貼り付けて広く知らせることにした。同治 4(1865)年、総理各国事務衙門とフランス領事の間で「各省」という用語の地理的範囲を巡り、通商港として開設された港を有する各省か、内地全体の各省かという議論がなされていた。結果的には通商港所在の各省のみならず、内地全体の各省で施行されるということになった。清朝政府の行政区画によると、「内地の各省」とは、中国本土の 18 省を指していて、モンゴルやチベットなどの各藩部は含まれていない。すなわち、清朝政府の立場から見ると、各藩部におけるキリスト教の布教は許可していなかった。本章では、スクート会の宣教師たちが、このような外藩蒙古の一部であるオルドス地域に居住して、耕作を始めた原因を検討したい。

さらに本章では、光緒 4(1878)年、総理各国事務衙門が 2 回に渡って、宣教師の訴えた案件を処理させた際の史料を利用して、初期段階において盟旗側が外国人宣教師たちを受け入れた時の状況を検討したい。光緒 4(1878)年 3 月 3 日、フランス領事は、地方の官員が条約に従って案件を審理しなければならないと要求した後、同年の 10 月 27 日、再び覚書を送って来て、オルドス地域で教堂を焼き潰し、教徒を追い払った教案が起こったとして、案件の処理を要求した²⁵⁶。

²⁵⁶ 後述の史料⑧、第三輯、p.514。

光緒 4(1878)年、スクート会の宣教師がフランス領事にオルドス地域でトラブルが発生したと報告したことによって、条約が言及されるようになった。オルドス地域に送られて来た公文書では、フランス国の宣教師に対する保護が要求された。しかしそれ以前は、スクート会の宣教師たちは、フランス領事からパスポートを発行してもらったにも関わらず、旗の官員によって居住を拒否される事態が起こっていた。本章では外国人宣教師の居住が旗側のモンゴル人官員によって拒否された原因をも検討したい。

スクート会の会長巴耆賢は、光緒 4(1878)年に盟旗側がキリスト教を嫌っているとフランス領事に報告した。この時、総理各国事務衙門は理藩院・陝甘総督・山西巡撫に公文書を送って、オルドスの盟旗側に条約通りに審理せよという命令を伝達した。その後、フランス領事は総理各国事務衙門に再び公文書を送ってきて、オルドス地域で教会の建物が焼き潰され、品物が略奪されたと訴えた。光緒 4(1878)年 11 月 2 日、総理各国事務衙門は理藩院・陝甘総督・綏遠城將軍・山西巡撫にそれぞれ文書を送って案件を調べさせた。これによってオルドス全体で取り調べることになった。各機関が総理各国事務衙門へ報告した公文書には、スクート会の宣教師たちがオルドスに入ってきた初期の実態が反映されている。従来の研究は、宣教師によって訴えられた案件自体に注目していた。例えば、Taveirne2004 では調査が行われた時に報告された案件を事例に、いかなるトラブルが起こっていたかということを検討した。それに対して本章では、初期段階の時にスクート会の宣教師たちが入ってきた際の実態を解明していきたい。それによって、漢人神父と、元々山西省や陝西省から出稼ぎ労働者としてオルドス地域に入ってきていた漢人農民の中キリスト教徒とが土地の借入を主導したため、土地を借りることができたということ解明していきたい。さらに、各機関の間でやり取りされていた公文書の記述から、スクート会の宣教師たちによる耕作と、モンゴル人男女を教会に移住させたことがトラブルを引き起こしたというその原因を明らかにしたい。

第二節 オルドス地域の南部における耕作地の形成と統轄システム

第一項 オルドスで耕作する漢人キリスト教徒

オルドス地域全体からみると、黄河の「几」字のように曲がった川筋に囲まれていて、西部・北部・東部の境界線はほぼ黄河と一致している。一方、西南部・南部・東南部の境界線は万里の長城とほぼ一致している。その東北部では帰化城トゥメ旗と接し、北部ではウラーンチャブ盟と接し、西北部ではアラシャ旗と接している。西南部で甘肅省の寧夏地方と接し、南部では陝西省と接し、東部では山西省と接していた。以下で述べるように、長城沿いの土地は康熙年間の中から開墾さ

れていて、その土地では山西省や陝西省の漢人・回民たちが耕作し、盟旗側が小作料を徴収していた。オールドス各旗内で放牧する漢人・回民もいた。スクート会の宣教師たちがオールドス地域で布教活動を始める以前、出稼ぎ労働者として耕作または放牧している漢人の中に、既にキリスト教徒になった人々がいた。彼らは元々山西省や陝西省で布教していたフランシスコ会²⁵⁷に属していた。確認できる限りでは、乾隆 15(1750)年から漢人キリスト教徒がオールドスに入ってきていた。彼らは、年に一回フランシスコ会の宣教師を招いてキリスト教の行事を行っていたと言われている。スクート会の宣教師たちは、まずオールドスの北東側に位置する帰化城トゥメ旗内で教堂を建てることができ、そこから西方に進出した。(Taveirne 著 2004:233-235/古・蔡訳 2012:231-233)によると、スクート会の宣教師たちは、同治年間に初めてオールドスへ来た時にオトク旗の寧條梁(地名。モンゴル語でソバグ地方と呼ばれていた。)で耕作している漢人キリスト教徒である馮世燿と鍾万佑に出会った。オールドス在住の漢人教徒たちの会長を務めていた馮世燿が自ら耕作している土地をスクート会の宣教師たちに捧げたと述べられている。ジューンガル旗とウーシン旗の場合もこれと同様に、もともと漢人が居住していたところに宣教師たちも定住することができたと考えられる。本章の第2節では、オールドス南部における耕作地形成の経緯を検討する。

一方、清代内モンゴルのオールドス地域は外藩蒙古²⁵⁸と呼ばれていた地域の一部であった。清朝政府の統治政策によって、内属蒙古²⁵⁹地域を除く外藩蒙古と呼ばれる一般的なモンゴル地域では、中国本土の省制度と異なる盟旗制度と呼ばれる行政システムによって統治されていた。中央では理藩院という機関を設置して、モンゴルを始めとする各藩部を統治していた。すなわちモンゴルの大部分の地域では、清朝皇帝による直接の支配は行われておらず、地元貴族を介した間接的な支配が行われていた。内地と呼ばれる各省では、明朝から受けついで「省/(道)/府/州・県」という皇帝が直接管理する省制度によって管理されていた。清朝政府の政策によって、漢人農民に対する管轄権は盟旗側のモンゴル人官員には渡されていなかった。モンゴルの盟旗側は、各々の領地に属するモンゴル人のみを管理しており、モンゴルへ入って来た漢人農民たちは、周辺

²⁵⁷ フランシスコ会は 1209 年に聖者フランチェスコによって創設されたカトリック教の托鉢修道会である。13 世紀頃には既にモンゴル帝国で布教活動をしていた。宣教師の派遣は一度中断されていたが、明末に再び宣教師が派遣されるようになった。1696 年から陝西使徒座牧区の管理権を任せられ、1707 年から山西省と陝西省を合併させた秦晋使徒座代理区を任せられた。

²⁵⁸ 外藩蒙古とは地元のモンゴル人貴族が旗長となって治めていた地域である。清朝に降伏した時期によって、外藩蒙古を更に「漠南モンゴル」と「漠北モンゴル」との 2 つに分けて呼ぶことがあった。「漠南モンゴル」は現在の内モンゴルとほぼ同じ地域である。「漠北モンゴル」は現在のモンゴル国とほぼ同じ地域である。従って、清朝時代のモンゴルの大部分の地域が「外藩蒙古」と呼ばれていた。

²⁵⁹ 内属蒙古というのは、旗長職が設置されず、清朝の皇帝が北京から派遣した旗人官僚が治める地域である。以前清朝に対して反乱を起こした部族が再び反乱を起こすことを恐れて、清朝皇帝の直属としたのである。

の直隸庁によって管轄されていた(岡 2010:19-20)。出稼ぎ先が原籍から近い場合、直接当該「道/府/州/県」の管理を受けていた。モンゴル人と漢人・回民の間で起こった交渉案件を処理するために、理藩院から理事司員という官員が各地に派遣されていた。本章の第 3 節では、オルドス地域・周辺の県・理事司員衙門について検討する。

第二項 「白界地」、「黒界地」の形成

清初期、山西省や陝西省と境界が接するところで、万里の長城の北側に続く、南北の幅が 50 里(25km)ある帯状の土地を使用しないままに残して、放牧も耕作も禁止していた。その土地は「禁留地」と呼ばれ、モンゴル地域と内地各省との境界をはっきりさせるための空き地であったといわれる。康熙 35(1696)年、ガルダン・ボショクト・ハーンに対する第三次遠征に際して、オトク旗の三代目旗長ソルブが漢人農民を招いて耕作させることを皇帝に請求して、一部の禁留地における開墾が許可された。康熙 36(1697)年、清朝政府はオトク旗以外の他旗の禁留地における耕作も許可した。地方のモンゴル人は自ら耕作するのではなく、山西省や陝西省出身の漢人農民たちに貸し出して小作料を徴収していた。康熙 58(1719)年、盟旗側の要求によって禁留地内で耕作可能な土地の範囲をはっきりさせる測定が行われた。この段階では、禁留地南部の広さ 20~30 里(10~15km)の土地が耕作可能となった。しかし、後にその牌界を超えて耕作することが頻繁に起こっていたため、乾隆 8(1743)年に 2 回目の測定が行われた。2 回目の測定では、耕作可能な土地の分界線を禁留地の幅と同じく 50 里にした。このように、乾隆 8(1743)年以降になると、清初期には牧地への妨害を防ぐ為に作った空き地であったはずの禁留地が、ほぼ全て漢人農民による耕作が可能になった。実際に分界を示す標識(どのような標識だったかは不明)を、耕作可能な土地の境目である 50 里(25km)より北へ 3~5 里(1.5~2.5km)離れたところに立てた。この南北の広さ 3~5 里(1.5~2.5km)の土地が「牌界地」であり、放牧も耕作も禁止された。このように、耕作可能な土地と牧地とをはっきり分けて、漢人農民がそれよりさらに北へ広げて耕作することを防いだのである。長年に渡る耕作によって、耕作が許可された土地の色は、耕作が禁止されている所より白く見えるようになったため、「白界地」と呼ばれた。一方、牧地と耕作可能な土地の間に作られた広さ 3~5 里(1.5~2.5km)の空き地は黒く見えるため、「黒界地」と呼ばれるようになった。すなわち、オルドス南部では、万里の長城から北へ幅約 50 里(35~40km)の土地における耕作が許可されていた。その分界線の北側に各旗によって広さ 3~5 里(1.5~2.5km)の「黒界地」が作られ、放牧も耕作も禁止されていた空き地となった。「黒界地」より北の土地はオルドスの盟旗側に属するモンゴル人たちの遊牧地であった。その遊牧地では漢人・回民に

よる耕作が禁止されていたが、後述するように漢人が放牧する場合は断じて拒否することがなかったと考えられる²⁶⁰。

オトク旗の事例から見ると、教会のあった寧條梁(ソバグ地方)は旗の南部に位置していて、現在は陝西省榆林市靖辺県に属する寧條梁鎮となっている。陝西省の靖辺県から非常に近かったことが分かる。清朝の時には、オルドスが寧條梁の土地を所有しており、耕作可能な「白界地」の一部であったと考えられる。宣教師たちがオトク旗に対して、小作料さえ払ってれば、漢人キリスト教徒が提供してくれた土地で耕作しても問題にならなかったのである。一方、Taveirne(2004: 244-245/古・蔡訳 2012:243)では、光緒4(1878)年にウーシン旗の官員が城川(ボルバルガス)にいた宣教師たちを追い払ったと言われている。城川(ボルバルガス)は黒界地の一部であったため、当該地域における耕作も放牧も禁止されていたと考えられる。一方、ウーシン旗の官員と言われているのは、実際には盟の協理であるバルジュルを指している可能性が高い。光緒元(1875)年8月11日、理藩院が綏遠城將軍経由で公文書を送ってきてウーシン旗のタイジ・バルジュルに鎮国公の爵位を与えて、その爵位を世襲させた時に、盟の協理バルジュルと称していたからである²⁶¹。

第三項 行政上の管理システム

オルドス南部では、山西省・陝西省・甘肅省と境界が接しているところの耕作可能になった土地で耕作している漢人・回民たちが、春に来て耕作し、秋に帰省することが多かった。彼らは原籍である各県の管轄を受けていた。オルドスの盟旗側は彼らに対する管轄権を持っていなかった(岡 2010:20)。現地のモンゴル人と出稼ぎ労働者である漢人回民の間で交渉案件が起こった場合、主に寧夏理事司員衙門と神木理事司員衙門という2つの役所が受理していた。清朝政府は康熙49(1709)年に寧夏理事司員衙門を設立し、康熙61(1722)年に神木理事司員衙門を増設した。その理事司員を務める官員は中央の理藩院から派遣されていた。寧夏理事司員衙門の役所は寧夏(現在の銀川)に設置されていて、アラシャ旗やオルドスのオトク旗のモンゴル人と漢人・回民との交渉案件を受理していた。主に甘肅省に属する漢人・回民がその交渉案件の対象となる。神木理事司員衙門の役所は神木県に設置され、オルドスのオトク旗以外の6旗のモンゴル人と漢人・回民との交渉案件を受理していた。山西省・陝西省に属する漢人・回民がその対象となる。乾隆8(1743)年になると、寧夏・神木・安辺の3箇所新たに同知衙門を設置し、モンゴル人と漢人

²⁶⁰ 哈斯巴根 2005 を参照。

²⁶¹ 史料①、22 卷、p.94。

・回民の交渉案件を審理させた。八旗の旗人が理事同知として赴任した。このようにオルドス地域ではモンゴル人と漢人・回民との交渉案件が起こった場合、盟旗側のモンゴル人官員と理事同知・理事司員・各省の道員とが共同で処理しなければならなかった(蘇日塔羅函 2017:29-34)。

後述するように、光緒 4(1878)年前後の時点では、オルドス地域にいたキリスト教徒の大多数は既存の漢人教徒と、後からキリスト教徒になった漢人農民であった。それによって、宣教師たちが、オルドス地域でトラブルがあったと訴えた時には、山西省・陝西省・甘肅省が言及された。総理各国事務衙門は案件を処理させる目的で、理藩院・山西巡撫・陝甘總督に公文書を送ったため、それぞれの役所から取り調べが行われた。しかし、このような複雑な統治政策であったため、第 2 章で述べるように、山西巡撫・陝甘總督は複数の役所を経由してオルドス地域に文書を伝達していた。各省と外藩蒙古との間で直接公文書のやり取りがなされていなかったため、直隸庁または駅舎の役人に依頼して公文書を翻訳させる必要が生じていた。

第三節 出稼ぎ目的でオルドスに入ってきた既存の漢人教徒とスクート会の宣教師

第一項 光緒4(1878)年の宣教師巴耆賢による訴え

同治 13(1874)年、スクート会の宣教師である費爾林敦神父と徳玉明神父は、モンゴル人シャムテンジンバの案内で、初めてオルドス地域で布教する方法を探ってみた。スクート会の宣教師たちは、光緒元(1875)年からオトク旗で耕作することができていた。それ以外に、ウーシン旗のオロン(地名)とジュンガル旗のアルジャマ(地名)にも居住することができた。そこでは宣教師たちと現地のモンゴル人との間で、しばしばトラブルが起こっていた。そのため、光緒 4(1878)年、西灣子に居住していた主教・巴耆賢はフランス領事館にオルドスの王がキリスト教を嫌っていると訴えた。光緒 4(1878)年 2 月 29 日、フランス領事白羅呢²⁶²が総理各国事務衙門に送ってきた覚書では以下のように述べられている。

口外等處主教巴耆賢來函內稱。鄂爾多斯王日久惡天主教。每遇搶劫牲畜衣物。並教中應敬各事。該王不肯罰其應得之處。遇傳教士有控告各犯時。該王并其屬下官員置若罔聞…
(省略)…查鄂王係山西歸化城及陝甘省所管地方。惟望貴大臣迅致各該省大吏。轉飭遵照合約辦理。貴大臣如此辦理。足為安服。可免一切危險²⁶³。

(筆者による日本語訳)

²⁶² フランスの特命全權大臣(1876年9月16日-1879年3月11日)。本名は Brenier de Montmorand。

²⁶³ 史料⑧、第三輯、p.510。

(張家)口外の所の主教巴耆賢が送ってきた文書では「オルドス王はキリスト教を嫌って日が経つ。(宣教師たちの)家畜衣類が強奪されることや、キリスト教内で処罰すべきことがあった場合も、当該王は相当の罪によって処罰しない。宣教師が犯人を訴えた場合、当該王や配下の官員は耳を貸さない。...(中略)...調べると、オルドス王は山西・帰化城と陝西・甘肅省の管轄するところである。貴大臣は早速各当該省の巡撫たちに文書を送って、講和条約に従って処理せよと転令し遵奉せしめよ。貴大臣がこのように処理すれば、十分に安服させ、危険を避けることができる。

この公文書で、オルドス王とっているのはオルドスのいずれかの旗長または盟長のことを指していると考えられる。しかし、盟長なのか、旗長なのかははっきり書かれていない。旗長を指しているとすれば、オトク旗・ウーシン旗・ジュンガル旗の旗長であった可能性が高いが、どの旗の旗長なのかも不明である。また、オルドス王はキリスト教に関わる案件を処理していないと訴えられている。ここから、宣教師たちが外藩蒙古における行政システムを理解していないことがわかる。さらに、山西・帰化城・陝甘省がオルドス王を管轄していると述べている。ここからも彼らは清朝の統治政策を理解していないことがわかる。主教巴耆賢とフランス領事は、各機関の統括・隸属関係を理解していない。オルドスは外藩蒙古の一部であり、内地と呼ばれる18省とは異なる盟旗制度と呼ばれる行政システムによって管理されていた。中央では理藩院という機関を設置し、「皇帝→理藩院→外藩蒙古」の流れで統括が行われていた。山西省・陝西省・甘肅省は直接皇帝の管理を受ける省制度によって統轄されていた。清朝政府の政策によって、外藩蒙古と内地と呼ばれる各省の往来が制限されていて、直接の関わりはなく、文書の往来もなかった。さらに、外藩蒙古の盟旗側は、旗に属するモンゴル人のみを管轄していた。出稼ぎに来る漢人や回民に対しては管理権を持っていなかった。すなわち、オルドス地域に居住する漢人や回民がキリスト教と関わるような交渉案件が起こった場合、盟旗側のモンゴル人官員にはそれを処理する権利がなかった。従って、漢人・回民が宣教師たちキリスト教会と関わる交渉案件が起こった場合、旗のモンゴル人官員は処理しようとしなかったことが考えられる。

同(1878)年3月3日、総理各国事務衙門はフランス領事白羅呢の覚え書きを書き写して、理藩院・陝甘総督・山西巡撫に送り、講和条約に従って処理すべきだと命令した。理藩院に送った公文書の末尾に以下のようなことが書かれている。

向來各處民教案件。該管地方官總宜遵照合約。持平辦理。相應照抄法國白大臣原函。咨

貴衙門迅為轉行鄂爾多斯。遇有此等案件。飭屬確查情形。照約辦理。勿致生事。并希咨復本衙門可也²⁶⁴。

(筆者による日本語訳)

従来各地における民と(キリスト)教に(関わる)案件(に關しては)、当該地を統轄する官が講和条約に従って、公平に処理していた。この為にフランスの白大臣の原文を書き写し、貴衙門(理藩院のこと)に送るので、オルドスに転令せよ。このような案件が起こった場合、属下に命じて確実に調べて、講和条約に従って処理し、いざこざを起こしてはいけない。共に(それを)本衙門(総理各国事務衙門のことを指す)に返答されたし。

この公文書の中では、講和条約に従ってキリスト教と関わる案件を公平に処理しなければならないと述べているが、そもそも外藩蒙古には条約の内容が通知されていない。この公文書の中でも条約内容は引用されていない。総理各国事務衙門が自ら調べて、地方の官員はキリスト教徒に関わる案件を公平に審理せよと命じた曖昧な命令に過ぎなかったことがわかる。

同(1878)年4月30日、理藩院が総理各国事務衙門に返答した公文書では「…相應劄行依克昭盟鄂爾多斯札薩克郡王額爾奇木畢里克。嗣後遇有此等案件。均應照約辦理。并知照總理各國事務衙門可也²⁶⁵。(この為にイフジョー盟オルドス札薩克郡王エルチムビリグに(文書を送って)、今後このような案件があった場合は、全て条約に従って処理し、共に総理各国事務衙門に(文書で)報告すべきだと命じた)」と返答した。理藩院がオルドスに送った文書も、総理各国事務衙門から受け取った公文書をそのまま書き写したものであった。ここで、理藩院はオルドスの盟長ではなく、「鄂爾多斯札薩克郡王額爾奇木畢里克」宛に命令文を送ったのである。フランス領事から送られてきた公文書では「オルドス王」と書かれていたため、誰のことを指しているのか不明瞭であった。理藩院は、「オルドス王」宛てと言われている命令文を郡王の爵位を有する旗長エルチンビリグ宛に送ったのである。エルチンビリグは郡王旗(公式名称は鄂爾多斯左翼中旗である)の旗長であり、多羅郡王の称号を有していた。しかし、後述するようにこの時点では、郡王旗内に居住する外国人はいなかった。地理的にも、郡王旗はオルドスの内部に位置していて、オルドス以外の盟や内地の省と接するところがなかった。一方、山西巡撫曾國荃は「フランス領事→総理各国事務衙門→兵部火票処²⁶⁶→山西布政司按察司→山西巡撫」経由で公文書を受け取っていた。

²⁶⁴ 史料⑧、第三輯、p.510。

²⁶⁵ 史料⑧、第三輯、p.512。

²⁶⁶ 北京から地方に公文書を送る時、兵部から交付する証明書である。

同(1878)年5月14日、山西省巡撫曾國荃が総理各国事務衙門に呈した文書では以下のように書かれている。

准此。除咨綏遠城將軍轉飭照約辦理外。…(省略)…本署司等查藩臬兩司衙門向與鄂爾多斯王並無文移往來。且無繕寫清文之人。如以漢文移行。恐致錯誤。查歸綏道總理蒙古事務。理合具文詳請繳飭歸綏道譯清速移鄂爾多斯王照約辦理。并請移復總理各國事務衙門查照等情²⁶⁷。

(筆者による日本語訳)

これによる。綏遠城將軍に文書を送って条約に従って処理せよと転令させるほか…(中略)…本役所の司(布政司と按察司)が調べたところ、藩(布政使)臬(按察使)兩司衙門はオルドス王との間で文書のやり取りがなく、且つ清文(満洲語)に堪能な人もいない。もし漢文で伝達した場合、誤りを寄せる恐れがある。調べると帰綏道は蒙古の事務を統括している。理として正に、帰綏道に文書を送り翻訳させて、(引き続き)早速オルドス王に条約に従って処理すべきだと転令させ、且つ総理各国事務衙門へ移文を以て回答することを申し立てた。

この文書から、山西巡撫は総理各国事務衙門から命令文を受け取った後、公文書をそのまま綏遠城將軍に伝達し、且つ、帰綏道に送り翻訳させてからオルドス王に伝達させたことがわかる。山西巡撫とオルドスとの間では、直接文書のやり取りがなされることはなかった。一方、帰綏道は山西巡撫の管轄を受けていた。帰綏道の全称は「山西総理旗民蒙古事務分巡帰綏道兼管歸化城等処稅」である。帰綏道の管轄下に7つの直隸庁が置かれていて、その役所は歸化城トゥメト2旗の領域内に設置されていた。従って前述の「山西歸化城」の管轄を受けていると主教巴耆賢が述べているのは、これらの庁を指していた可能性がある。または、その内で地位が一番高かった歸化城庁のことを指している可能性もある。歸化城庁の全称は「歸化城市管理蒙古民事同知」である。しかし、帰綏道の下に置かれている各庁は、主にモンゴル地域に入ってきた回民や漢人を管理していて、あくまで盟旗側のモンゴル人官員と合同でモンゴル人と漢人との交渉案件を処理していたに過ぎない。すなわち、フランス領事からの覚え書きで「山西歸化城」と呼ばれたところは、出稼ぎ労働者としてオルドスに来ている漢人や回民のみを管理していて、その土地に対しては全く管理権を持ってない。一方、今回の案件では陝甘総督からは報告がなかったようである。オルドス

²⁶⁷ 史料⑧、第三輯、p.513。

地域の南部では主に山西省・陝西省・甘肅省などの周辺の省から漢人農民が出稼ぎ労働者として入ってきていた。スクート会の宣教師が、キリスト教関係者との交渉案件やキリスト教会内部の案件を訴えた時、地方のモンゴル人官員は干渉していないことから、これらの教徒たちは全員漢人であった可能性が考えられる。盟旗側のモンゴル人官員たちが漢人・回民に対しては管理権を持っていなかったからである。一方、ウーシン旗では、モンゴル人が宣教師の馬を盗んだ案件が起こった時に、地方の官員が案件を審理していた。

このように、オルドスの地方官員は宣教師によって初めてフランス領事へと訴えられた。それによって、中央の総理各国事務衙門から、地方の官員は宣教師が訴えた案件を審理しなければならないと命じられた。オルドス地域に送られてきた公文書では、確かに条約に従って処理しなければならないと書かれているが、どの条約の何という規定であるのかははっきり書かれていなかった。したがって、今回の通知では条約の内容とは関わりなく、地方のモンゴル人官員は宣教師の訴えた案件を審理せよとのみ命じたのである。

第二項 理藩院が総理各国事務衙門に送った文書からみたオルドスにおける布教状況

教会を焼き潰し、教徒を追い払ったと光緒 4(1878)年に訴えられた案件を盟長や現地の官員が調べたところ、オルドス東部でジューンガル旗のアジャルマ(地名)・南部ウーシン旗のオルン(地名)・西南部オトク旗のソバグ(地名)に外国人が居住していると報告された。光緒 5(1879)年 10月 10日、理藩院が総理各国事務衙門に送った文書では以下のようなことが書かれている。

鄂爾多斯札薩克郡王達拉特貝子杭錦貝子鄂爾多斯札薩克台吉等四旗先後呈報。遵既在於各該旗查得並無似此天主教傳教之人居處地方。且並無燒毀房屋搶掠物件之事。據準噶爾貝子呈報。派員前往本旗阿濟爾瑪地方洋人傳教處所詢問。並無逐散此等教人。亦無搶掠物件之事。據烏盛貝子旗呈報。本旗烏龍地方居住之天主教人。被喇嘛扎木蘇起意偷竊馬匹。(省略)已於前年審結。當將首犯扎木蘇枷號一箇月鞭一百。棍畢里克革去空銜。從犯喇克巴棍畢里克等八人各擬鞭一百。交該佐領嚴加管束。將所竊馬匹十匹交驍騎校瓦齊爾照數還給天主教人收回在案。本烏龍地方所蓋房屋。現有陝西夾(葭の誤り)州所屬牧馬民人傳姓人等居住。本旗并無燒毀此等教房。逐散教人搶掠物件戕害不留教人之處。據鄂爾多斯貝勒旗呈報。同治十三年間。由東來到外國洋人二名。查其漢子票文不拘何處居住。我等並未收留。隨在本旗迤南索巴虎地方居住。當經報知甯夏部員及同知衙門各在案。該洋人迄今在彼居住。並無燒毀依之房屋搶掠物件戕害等項情事

各等因²⁶⁸。

(筆者による日本語訳)

オルドスザサク郡王(郡王旗の旗長)、ダラト貝子(ダラト旗の旗長)、ハンギン貝子(ハンギン旗の旗長)、オルドスザサグ台吉(ザサク旗の旗長)等が「直ちに(命令に)従って各々の旗で調べた結果、このような天主教(キリスト教)を宣教する人は居住していない。家屋を焼き潰し、物を略奪したこともなかった」と前後して呈して報告してきた。ジューンガル貝子(ジューンガル旗の旗長兼副盟長)の呈した報告では「(官)員を派遣して当該旗のアジャルマ地方(にある)洋人宣教処に行つて尋ねたところ、彼らキリスト教徒を追い払つたことがなかった。物を略奪したこともなかった」。ウーシン貝子(ウーシン旗の旗長兼盟長)旗の呈した(文書では)「当該旗のオロン地方に居住する天主教の人が、ラマ・ジャムソが出来心を起こしたことによって馬が盗まれた(案件があった)。...(中略)...(この案件に関しては)一昨(光緒 3[1877]年)年すでに結審している。主犯であるジャムソには一ヶ月間枷をつけて、鞭 100 回に処した。(章京)グンビリグの持っていた何らかの称号を剥奪した。従犯であるラクバ、グンビリグなどの 8 人に各々鞭 100 回を科した。(そして、彼らを管理する)当該佐領に引き渡して厳しく取り締らせた。驍騎校ワチルに任せて盗んだ 10 匹の馬を数通り天主教の人に回収させたことを檔案に記録してある。現在、当該オロン地方に建てられた房屋には陝西省と(オルドスとの間に)葭州(神木縣・府谷縣・吳堡縣・葭縣)に属する、馬を放牧している傅姓の漢人(または回民)らが居住している。当該旗ではこのような教会の坊屋を焼き潰し、キリスト教の人を追い払い、物を奪い、キリスト教の人を害して受け入れないということはなかった」と報告した。オルドス貝勒(オトク旗の旗長)旗の呈した(文書では)「同治 13(1874)年、東から 2 人の外国人がきた。(彼らが持っている)その票の文を調べたら居住地が書かれていなかったため、我々は(彼らを)受け入れなかった。後に当該旗のソバグ地方に居住した。(我々旗側は)直ちに寧夏部員と同知に報告して知らせたことを檔案に記録してある。彼ら洋人はまだそこ(ソバグ地方)に居住している。彼らの房屋を焼き潰し、物を略奪し、(彼らを)害したことはなかったなどのことを報告する」と報告した。

この公文書から光緒 5(1879)年の時点まで、郡王旗・ダラト旗・ハンギン旗・ザサク旗などの 4 旗内では宣教師が居住していなかったことがわかる。ジューンガル旗のアジャルマというところに宣

²⁶⁸ 史料⑧、第四輯、p.308。

教師とキリスト教徒が居住していた。ウーシン旗のオロン地方に放牧する漢人と宣教師は居住していた。オトク旗のソバグ地方(寧條梁)には外国人宣教師 2 人がいた。

Taveirne 2004 によると、最初にジューガル旗のアジャルマに到達したスクート会の宣教師はオランダ人神父楊広道(Andries Jansen)であった。一方、キリスト教徒は山西省からやって来た漢人農民であった(Taveirne 著 2004:236/古・蔡訳 2012:234)。Taveirne 2004 では、山西省出身の漢人キリスト教徒が彼ら宣教師を誘い、教堂を建てようとしたと述べている。しかしジューンガル旗のモンゴル文公文書史料を調べたところ、同治年間の末頃に、ジューンガル旗と、隣接する郡王旗との間で土地争いが起こり、アジャルマ地方で 14 人のモンゴル人・漢人が殺される案件が起こった。それによって、一時的に耕作をやめさせていた。山西省の漢人が「関老爺」の廟を建てようとして、地方のモンゴル人官員に阻止されたのであった²⁶⁹。楊広道はアラシャ旗の三道河地方に移り、ジューンガル旗のアジャルマから来た漢人キリスト教徒 30 戸計 107 人を受容した。ジューガル旗のアジャルマに残ったのは、漢人神父陸殿英と少数の教徒であった(Taveirne 著 2004:241-243/古・蔡訳 2012:240-242)。ここから、教徒はほとんどが漢人であり、ジューンガル旗内では受容されなかった可能性が考えられる。残された神父陸殿英も後に、一部の教徒を連れて北上し、二十四頃地という土地を借りたのである。

ウーシン旗の報告した内容を見ると、傅氏らの漢人(または回民)は陝西省から来た、馬を放牧する人たちであった。すなわち、スクート会の宣教師はウーシン旗で家畜を放牧していた可能性があると考えられる。ウーシン旗のモンゴル人たちがキリスト教関係者の馬を盗んだ時は、旗側の官員が案件を処理していた。この案件が結審されたのは光緒 3(1877)年であり、総理各国事務衙門からキリスト教徒に関わる案件を審理しなければならないと初めて命じて来たのは光緒 4(1878)年であった。ここから旗側のモンゴル人官員は、旗に属するモンゴル人が犯罪を起こした場合には、通常通りに審理していたことが分かる。それに対して、漢人同士の案件であった場合、旗の官員は干渉していなかった可能性が高い。当時、大多数の教徒は漢人であり、旗側の官員は彼らに対する管理権を持っていなかった。

オトク旗の報告した内容を見ると、同治 13(1874)年、東から外国人 2 人がやって来た時、持っている証明書に居住する場所が書かれてなかったことが分かる。それによって、旗側のモンゴル人官員が彼ら外国人の滞在を拒否したのである。スクート会の宣教師たちはフランス領事からパスポートを発行してもらい、モンゴル地域に入って来ていたが、オールドス領内で居住する場所がは

²⁶⁹ 詳しい検討は今後の課題としたい。

つきり書かれていなかったため、拒否されたのである。当時、外国人は言うまでもなく、内地と呼ばれる各省から漢人農民や商人たちがモンゴル地域に入って来る時にも、証明書を発行してもらっていた。モンゴル人が万里の長城を超えて内地に入る時も、証明書が必要であった。清朝政府の政策によって、万里の長城を勝手に出入りすることが制限されていた。後に、宣教師たちは、オトク旗の南に位置するソバグ地方に居住し、耕作し始めた。その時、旗側のモンゴル人官員たちは寧夏に駐在する部員(理事司員)と同知に報告して知らせたのである。ここから、オトク旗も、スクート会の宣教師たちを管轄外であると認識していたことが分かる。宣教師たちは漢人キリスト教徒の誘いによって、彼らが居住しているところに入植して漢人教徒に耕作させたのであった。

また、オルドスが清朝支配下に入った時から、各旗の旗長たちは爵位を与えられていて、その地位も爵位も世襲された。序章であげた地図で言うと、①ダラト(達拉特)旗、②ジューンガル(準噶爾)旗、③ハンギン(杭錦)旗、⑥ウーシン(烏審)旗の旗長は、同じ固山貝子(グサイバイセ)の爵位を有していたため、「旗名+旗長の爵位」で旗を区別して呼んでいた。残りの3人の旗長の爵位はそれぞれ違っていたため、その爵位で旗を特定することもあった。④郡王旗の旗長は、多羅郡王(ドロイジュンワン)の爵位を有していたため、当該旗は「オルドスザサク郡王旗」と呼ばれることもあった。前述のように、宣教師が訴えた時、「オルドス王」と名さして訴えたため、地方の官員が郡王旗のみを取り調べることになったのである。⑤ザサク(札薩克)旗の旗長は台吉の爵位を有していたため、当該旗は「オルドスザサク台吉旗」と呼ばれることがあった。⑦オトク(鄂托克)旗の旗長は多羅貝勒(ドロイベイレ)の爵位を有していたため、当該旗は「オルドス貝勒旗」と呼ばれることがあった。

第三項 寧夏理事司員による報告

光緒5(1879)年頃、オルドスの盟長から理藩院に報告した文書の中で、アラシャ旗とオトク旗全体の状況が報告された。アラシャ旗、オルドスのオトク旗のモンゴル人と漢人・回民の交渉案件を処理していた寧夏理事司員衙門も、取り調べたことを理藩院に呈して報告していた。光緒5(1879)年9月19日、理藩院が総理各国事務衙門へ送った文書では、以下の通りに書かれている。

據甯夏理事司員福勒洪阿呈報。蒙甯夏將軍咨開。准山西爵撫部院曾咨。准法國白大臣函稱。口外鄂爾多斯旗焚燒教堂。搶掠傳教士什物等因。轉行查明徑覆。司員遵既行知阿拉善王旗鄂爾多斯貝勒旗查明具覆。并派目兵前往會同地方官確切查覆。嗣准阿拉善王旗呈覆。本旗北境道落素海有法國洋人德玉明在彼傳教。收錄蒙漢男女約計一百餘名。

朝夕誦經。並無燒毀教堂搶掠情事。又准鄂爾多斯貝勒旗呈稱。本旗素巴蓋地方有洋人二名修房耕種。收有蒙漢男女八十餘名念經。實無焚燒搶掠情形。東西兩旗所屬境內並無圖啞圖璘圖摩哩等之人。亦無燒毀教堂搶掠什物各情等因呈覆前來。據去差回稱²⁷⁰。

(筆者による日本語訳)

寧夏理事司員福勒洪阿が呈して来た文書では「寧夏將軍から受け取った文書では『山西省巡撫曾(国筌)から受け取った文書では〈フランスの白大臣(フランス領事のことを指す)からの覚書では《(張家)口外のオルドス旗では教堂を焼き潰し、宣教師の什器を略奪した(案件のため)》』司員(私)は直ちに命令にしたがって、アラシャ旗・オルドス貝勒旗(オトク旗のことを指す)に文書を送って、(案件を)取り調べさせて文書で報告するように命じた。また、兵士の長官を派遣して地方官員と合流させ、的確に調べて報告させた。その後、アラシャ王が呈した(文書では)『当該旗の北境(あたり)に位置するドルソハイでフランス国の洋人徳玉明がそこで宣教していた。モンゴル人・漢人約100人を採用して、日々経(典)を朗唱している。教堂を焼き潰し、宣教師の什物を略奪したことはない』と報告した。また、オルドス貝勒旗(オトク旗)から呈した(文書では)『当該旗のソバグ地方(寧條梁)で洋人(外国人)2人が房を建て、耕作している。モンゴル人・漢人男女計80人ぐらいを受け入れて、経(典)を朗唱している。確かに焼き潰しや略奪などの事情はない』と述べている。東西両旗(オトク旗とアラシャ旗)に所属する領域内ではトロン、トリン、テムレなどの人もいない²⁷¹。教堂を焼き潰し、什器を略奪したなどの事情もなかった。これらの(来文の)内容を呈してきた。

この公文書から見ると、「山西省巡撫曾国筌→寧夏將軍→寧夏理事司員→アラシャ旗・オルドスのオトク旗」経由で、オルドスのオトク旗とアラシャ旗に案件を取り調べる命令を下したのである。寧夏理事司員衙門はオトク旗とアラシャ旗から報告して来た事情を理藩院に報告し、理藩院はその報告を総理各国事務衙門にも送ったことが分かる。今回の案件に寧夏理事司員衙門も加わった原因は、山西省が、ダラト旗より西のオルドス地域は寧夏將軍の管轄地であるとして公文書を送ったからである。寧夏將軍は寧夏理事司員に公文書を送って案件を調べさせた。寧夏理事司員衙門はアラシャ旗とオルドスのオトク旗との両旗における交渉案件を取り扱っていたため、役人を派遣したことが分かる。寧夏理事司員衙門から派遣された役人は、それぞれ現地のモンゴル人官員と合同で取り調べた。オトク旗、アラシャ旗からは、取り調べたことをそれぞれ寧夏理事司員

²⁷⁰ 史料⑧、第四輯、pp.305-306。

²⁷¹ 教堂を焼いて略奪したとか言われている人々。

衙門に報告している。公文書の中では神父徳玉明、神父司富音をフランス人と述べている。実際には 2 人の宣教師はスクート会の宣教師でベルギー人だった。フランス国のパスポートを発行してもらっていたため、自らを「フランス人」と言っていたことが考えられる。派遣された役人の報告から、オトク旗のソバグ地方というところは寧條梁のことであったと分かる。オトク旗からきた文書では、そこにいたキリスト教徒の数がモンゴル人漢人を合わせて、計 80 人ぐらいと報告されている。

一方、Taveirne2004 (pp.240-241)によると、光緒 4(1878)年のおおみそかに一人のスクート会の宣教師が漢人教徒 20 人を連れてきて、22 台の牛車で宝豊県の市場で買い物をしたため、周辺の県側、盟旗側、寧夏理事司員衙門の警戒を招いたと述べている。また、同年、寧夏理事司員衙門が取り調べに来て、平羅県の知県はアラシャ旗に行つて調べた後、陝甘総督左宗堂に報告したと述べている。公文書から分かるように、実際には、総理各国事務衙門から命令を下して、宣教師が訴えた案件を調べさせたにすぎないことが分かる。アラシャ旗と隣接する平羅県の知県は陝甘総督左宗堂に報告していることから、当時、陝甘総督左宗堂は総理各国事務衙門から文書を受け取った後、平羅県など管轄下の知県に命令して調べさせたことが考えられる。すなわち、盟旗側、周辺の県がキリスト教を警戒して調べに行ったというのは間違いである。上からの命令によって調べたに過ぎない。アラシャ旗によると、現地の教徒数はモンゴル人・漢人男女を合わせて約 100 人程度であった。

第四節 モンゴル人に対するキリスト教の布教

第一項 オルドス側がオールドスに進出したスクート会の宣教師に対する対応に関する考察

Taveirne2004 によると、同治 13(1874)年頃、神父費爾林敦と神父徳玉明が盟長バダラフと会った時、盟長は「信仰上の問題は関係ない。ラマになるか俗人になるかは個人の自由である。私の属民が天主を崇拜したいならば、安心して崇拜して良い。私はあなたたちのパスポートから、あなたたちを保護しなければならないことがわかった。あなたたちは私のことを信用して良い」と述べたとされている(Taveirne 著 2004:231-233/古・蔡訳 2012:229-231)。すなわち、盟長は、旗内の属民たちがキリスト教を信仰するかどうかは個人の自由であると述べている。そして、盟長バダラフは宣教師たちを保護すると言ったという。しかし、後に宣教師がモンゴル人を教会へ移住させようとした時、旗側の役人たちは許可しなかった。したがって、旗内のモンゴル人を移住させることに盟や旗が反対していたのかどうかということを検討する必要があるだろう。また、Taveirne2004 では、宣教師たちに旗民の信仰は本人たちの自由だと言っていた盟長バダラフが宣教師たちを受容しなかったと述べている。しかし、前述した通り、宣教師たちが居住しようとしたのは、オトク旗の

旗内であった。盟長バダラフはウーシン旗の旗長、王公であり、オトク旗内部のことに干渉しては
いなかった。したがって、盟長バダラフが宣教師たちを受容しなかったというのは間違いである。
拙稿ハスゴワ 2019a では、光緒 10(1884)年頃、キリスト教会側がウーシン旗のモンゴル人をボル
バルガスの教会に移住させようとして、人を奪い合うトラブルが起こっていたことを検討した。宣教
師たちは牛や馬などの大型家畜を貸してやることでモンゴル人を引き寄せていたことを明らかに
した。しかし、なぜ人を奪い合うトラブルが起こっていたのかという根本的な原因を検討することが
できなかった。そこで本章では、旗側の官員がモンゴル人の移住に反対したその原因も検討した
いと思う。

第二項 旗内における身分上の隷属関係とモンゴル人キリスト教徒の移住問題

清朝政府は、内モンゴル地域では昔からチベット仏教を信仰している上、モンゴル地域の管轄
権は貴族であるモンゴル人王公たちが持っているとして主張して、仏清天津条約の内容をモンゴルへ
通知することを拒否した。モンゴル地域では古くからチベット仏教を信仰しているとして主張したのは、
満洲人・モンゴル人・チベット人たちが、「仏教政治」を善とみなすような価値観を共有していたか
らでもあると考えられる。「仏教政治」というのは、政治的な主催者である皇帝が、仏教の主催者で
ある高僧を宮廷に招いて、その教えに従いながら「仏法」と「衆生」のために政治を行うことを指し
ている。戦争になった時は、皇帝自らが仏教政治の実践者であり、敵は仏教政治の破壊者である
として統治の正当性を主張し合っていた²⁷²。そのために、キリスト教という宗教が、上述の仏教政
治を、更に言えば清朝の統治の正当性を破壊することを恐れていたためと考えられる。また、清
朝政府の統治政策によって、内属蒙古地域を除く外藩蒙古と呼ばれる一般的なモンゴル地域は、
中国本土の省制度と異なる盟旗制度と呼ばれる行政システムによって統治されていた。盟旗制度
では「旗」という行政区画を基本単位とし、旗の長官として「旗長」職を設けた。外藩蒙古では、ボ
ルジギン氏族を始めとする親王、郡王等の貴族身分のモンゴル人のみが「旗長」に選任され、そ
の地位を世襲した。そしてこの旗長が旗内の行政や裁判など全ての事務を担当する。すなわちモ
ンゴルの大部分の地域では、清朝皇帝による直接の支配は行われておらず、地元貴族を介した
間接的な支配が行われていた。したがってここでは、皇帝による支配にも限界があり、親王・郡王
らによる支配に全面干渉はできないということを述べているわけである。このように、外藩蒙古の一
部であるオールドス側は正式に仏清天津条約と仏清北京条約の通知を受け取っていなかったが、

²⁷² 石濱 2001 を参照。

実際にはスクート会の宣教師たちはオルドス地域で布教活動を行っていた。オルドスの盟旗側のモンゴル人官員たちは、断じて宣教師たちの活動を禁止していなかった。オルドスの旗に居住してきた宣教師たちは、キリスト教徒になったモンゴル人や漢人などを自分たちが獲得できた土地に移住させていた。出稼ぎ労働者である漢人農民がキリスト教徒になった場合、彼らに対しては隷属関係上の制限がなかった。元々、漢人農民たちは春に来て耕作し、秋になったら収穫して原籍に帰っていた。清末になると定住する漢人も現れたが、春に来て秋に戻る労働者が多かったため、大雁に例えられ、その行動が「雁行」と呼ばれていた。

しかし、宣教師たちがモンゴル人教徒を教会の土地に移住させようとした時には、旗側の役人はそれを阻止しようとした。モンゴル人キリスト教徒を教会に移住させた場合、地方のモンゴル人官員は宣教師が「モンゴル人男女を略奪して…」と見なしていた。光緒6(1880)年11月23日、理藩院から総理各国事務衙門に送った文書では、寧夏理事司員の報告した内容が伝達されている。

(光緒六年六月十九日。承准甯夏將軍照會²⁷³。准陝甘督部堂左咨開²⁷⁴。案據²⁷⁵甯夏福部郎呈稱) 據申法國教士司富音行至鄂爾多斯五勝旗席溝芨芨塘地方。被台吉達摩哩扎布看家犬將依馬腿咬傷。以致起衅等情。據稱五勝既歸神木部員查辦。并催令洋人司富音前往投訊。而該洋人司富音自五勝旗犯事之後。潛居司員所屬鄂套貝勒旗下。私自開墾蒙地。強擄蒙古男女入其教內²⁷⁶。

(筆者による日本語訳)

(光緒6[1880]年6月19日、寧夏將軍から受け取った文書では、「陝甘總督左宗堂の文書によると、『寧夏部員福の呈してきた文書で)報告して来た公文によると、フランス人宣教師司富音がオルドスのウーシン旗のシグジゲル地方に到達した時、彼が(乗っていた)馬の足を台吉ダムリンジャブの番犬が噛んでけがをさせた。それによっていざこざを引き起こした。申し立てによれば、ウーシン旗(における交渉案件の)審理は神木部員に帰する。共に、洋人司富音に至急(神木理事司員衙門に)行かせて訊問を受けさせよと命じた。しかし、当該洋人司富音はウーシン旗で罪(犬を殺したことか)を犯した後、こっそり(私寧夏)司員(の管轄)に属するオトク・貝勒旗に居住し、蒙地を勝手に開墾し、モンゴル人男女を(キリスト)教に入信

²⁷³ 外国または同等官員の間に往復する公文書・平行文のことを指す。

²⁷⁴ 同等官の間に用いるところの公文を引用する語。

²⁷⁵ 上級機関は、下級機関・民間の呈してきた檔案・来文・口述を引用する語。

²⁷⁶ 史料⑧、第四輯、pp.310-311。

させている。』』

この文書の前の部分後で、寧夏理事司員は、宣教師司富音がモンゴル人を教会に移住させたことに対して「強擄蒙古男女入其教内(モンゴル人男女を捕まえてキリスト教に入信させている)」と述べている。このような記述の原因は以下の通りである。清代の外藩蒙古では、旗ごとに旗長一人と、その旗長が管轄する旗民としての貴族や平民など様々な身分の人がいた。平民の中にも清朝皇帝に対して賦役を負担する箭丁や貴族個人に属する随丁がいた。このように、外藩蒙古における身分制度上の隷属関係が存在していた。平民である箭丁、随丁、度牒丁、荘丁、陵丁らはそれぞれの権利を持ち、義務も担っていた。貴族個人に隷属する場合も多かった。宣教師たちがモンゴル人を移住させようとした時、管轄者であるモンゴル人官員がそれを阻止しようとしていたと考えられる。国家に対する賦役や貴族に対する賦役を履行するのに大きな支障が出るからである。

表 16: 王公タイジの爵位と分与される随丁数について筆者が作成した表²⁷⁷

貴族	爵位	随丁数
王公	和碩親王(ホショイチンワン)	60人
	多羅郡王(ドロイジュンワン)	50人
	多羅貝勒(ドロイベイレ)	40人
	固山貝子(グサイベイセ)	35人
	鎮国公(ちんこくこう)	30人
	輔国公(ほこくこう)	30人
タイジ	頭等タイジ/タブナン	15人
	二等タイジ/タブナン	12人
	三等タイジ/タブナン	8人
	四等タイジ/タブナン	4人

²⁷⁷ 岡 2007、p.159。興安局 1939、p.14-16 も参照。

表 17: 平民の権利と義務について筆者が作成した表²⁷⁸

平民身分	権利	義務
箭丁(ホヤグ、またはソムニアルト)	④ 旗内で管旗章京以下の官吏になれる ⑤ 旗内の牧地を利用する ⑥ 旗内施設 ²⁷⁹ の利益を受ける	④ 兵役の義務がある。 ⑤ 公務を務める義務がある ⑥ 旗務用費用を負担する
随丁 (ハムジルガ)	④ 所属のタイジの許可を得て箭丁になることができる ⑤ 旗内の牧地を利用する ⑥ 旗内施設の利益を受ける	④ 所属の王公タイジに対して労役を提供する ⑤ 所属王公タイジの代わりに兵役に服する。 ⑥ 所属王公タイジの代わりに差役を納める
度牒丁 (シャビ)	⑤ 喇嘛(ラマ)になったら、喇嘛としての権利を受けることができる ⑥ 兵役、差役が免除される。また、寺院の許可があれば自らの希望で箭丁に編入される ⑦ ハル・シャビ ²⁸⁰ は旗内の牧地を利用できる ⑧ ハル・シャビは旗内共用施設の利益を享ける	③ 読経する ④ 労役(ハル・シャビが納める)
荘丁	⑤ 旗内の参領と佐領以外の下級官員になることができる ⑥ 旗内の牧地を利用する ⑦ 旗内共用施設の利益を受ける ⑧ 相当の金品を納めた後、参領や佐領によるザサクへの報告を経て箭丁に昇格することができる	所属の王公タイジに対して労役または金品を提供する

²⁷⁸ 興安局 1939、pp.11-14 を参照。

²⁷⁹ 井戸や岩塩採取地の利用権など。

²⁸⁰ 僧侶ではない俗人のシャビのこと。

陵丁	相当の金品を納めた後、参領や佐領によるザサクへの報告を経て箭丁に昇格することができる	王公又は公主の陵寢の管理、祭祀を行う、祭祀の費用を納める
----	--	------------------------------

第三項 宣教師の居住問題

前述のように、オルドス南部では、耕作可能な土地があり、山西省・陝西省からやって来た漢人・回民たちがそこで耕作していた。旗内でも、放牧する漢人や回民がいた。清代の外藩蒙古地域では、建前上、漢人の定住を拒否して、定住を防ぐために建物を建てるのが禁止されていた。しかし、清末期になると、耕作可能になった「白界地」では彼らが定住し始めたようである。スクート会の宣教師たちがソバグ地方(寧條梁)で家屋を建てて耕作し始めた時、盟旗側の官員は阻止しなかった。このように、オルドス南部では、建物を建てても問題にならない場所があり、さらに耕作が許可された土地もあった。一方、オトク旗のボルバルガス地方(城川)では宣教師による耕作と家屋の建設が阻止された。ボルバルガスは、オトク旗南部の耕作可能な土地と牧地との間に作られた「黒界地」の中に位置していたため、耕作や建物の建設は言うまでもなく、オトク旗に属するモンゴル人の放牧すらも禁止されていた。Taveirne2004によると、光緒4(1878)年の秋、ボルバルガス(城川)と無定河の間の地域で耕作して7~8戸の漢人教徒が追い払われた(Taveirne著 2004:350-353/古・蔡訳 2012:343-344)。光緒8(1882)年になってから、清朝政府によってボルバルガス(城川)における教会の建設がようやく許可されたと言われている。このような事情を全く知らない宣教師たちは、オトク旗の南部地域に到達した時、誰も使っていない空き地をみて、新たなキリスト教区の設立を計画したのであると考えられる。

従来の研究では、オルドス南部各旗の人口が少なかったため、誰も使っていない土地が広がったと強調する傾向があった。しかし、筆者が地方のモンゴル文公文書史料を調べたところ、少なくともオトク旗では、回民反乱の影響があって、旗に属するモンゴル人タイジ、平民は反乱を避けて北部へと移住していた。盟長もオトク旗に公文書を送って、旗のタイジ、平民たちの多くが北方へ移住させることを命じていた。同治4(1865)年7月10日にオトク旗に送られてきた文書では以下のように書かれている。(発送者は書かれていないが盟長であった可能性が高い。)

オトク(旗)に送った。命じること。(旗民を)移住させることのため。…(中略)…旗の印鑑を管理している協理タイジに送った。公文の内容を確かめて、管轄の(オトク)旗と境界が接する横城口から Tingcheng(地名。漢字不明)までに、境界の近くに居住しているタイジ、平民と、

彼らが生計を立てている四種の家畜(馬・牛・羊・山羊)を全て引越しさせ、当該旗の中へ 200 里(100km)のところに定住させよう。彼ら(オトク旗のタイジ、平民)がそれぞれ勝手に引越することを躊躇することによって、突然奴ら(回民)に襲われて被害を受けるに至ってはいけない。これのために命じた²⁸¹。

このように、回民反乱の時にも、この段階では、オトク旗内に侵入する反乱軍がまだおらず、居住地から離れたがらないモンゴル人タイジ、平民がいた。盟長からの命令だと思われるが、オトク旗の旗民を強制的に旗の内部の方へ 200 里(100km)程度引越しさせたのである。オトク旗の「台吉、平民と彼らが生計を立てている四種の家畜を全部北へ引越しさせ…」という記述から、この時のモンゴル人たちは、ほとんどが遊牧をしていたと考えられる。耕作し始めたモンゴル人もいたと考えられるものの、言及されなかったことからさほど多くなかったことが考えられる。実際の例として、宣教師たちがオトク旗で布教活動を始めた後、その日雇い農民になった貧しいモンゴル人・バダイが最初のモンゴル人キリスト教徒になったのである。このように耕作を始めていたモンゴル人は耕作地から離れなかった可能性が高い。キリスト教徒になると救済されて、宣教師から耕作地をもらうこともできたと考えられる。

前述のように、宣教師たちが、オトク旗にやってきた時、彼ら宣教師のパスポートにはっきりした居住地が書かれていなかったため、旗側は受け入れなかった。しかし、宣教師たちが漢人農民や放牧する漢人の既に居住できているところに一緒に住むことは、断じて禁じられていなかった。ここから、パスポートの重要性と、旗の土地の利用状況によって対応が変わっていたことが分かる。宣教師たちが耕作しようとして追い払われたのは、「黒界地」という耕作も放牧も禁じられていた土地を耕そうとした場合のみである。もちろん、この「黒界地」では建物の建設も禁じられていた。光緒 3(1877)年 6 月 25 日、「黒界地」と元通りに防衛していると以下のように報告されている。この時点で、修復したのは合計 42 個のオボーであった。(宛先も送り先も不明である。)

これらの黒界地をそれぞれダーチン、ダルガたちが共に行って、標識(オボーのことを指す)に新しく土を足して、行きつもどりつしながら境界を詳しく調べて見たところ、元通りであったため、各々当該ダーチン、ダルガたちに命じて、保持させたことを報告する。これのために呈した²⁸²。

²⁸¹ 史料①、16 巻、p.107。

²⁸² 史料①、22 巻、p.473。

このように、オルドス地域では、清末まで「黒界地」という空き地を保持していたことが分かる。誰かがその土地で耕作したり、放牧したりすることが禁止されていたのである。一方、ジューンガル旗のアジャルマ地方に関しては、耕作をやめさせる命令を出していた。光緒 2(1876)年 11 月 4 日、欽差神木理事司員衙門からジューンガル旗の旗長兼副盟長のジャナガルディに送った公文書に以下のことが書かれている。

現在大臣(理事司員)私は既に延榆綏²⁸³督理と共にこのショゴイの河などの土地で自ら(現地に)到達して調べた。現在(そこに)居住している両旗(郡王旗とジューンガル旗)のタイジ、モンゴル人を全員元通りに各々の居住地に居住させ、直に引越しさせてはいけない。また、これ以上増やしてはいけない。...(中略)...(文書が)届いたら、当該管轄の貝子、協理タイジたちは(内容を)確かめて、直ちに当該ショゴイの河の(近くまたは川沿いの土地である)ハラチン、アジャルマなどの土地を封禁(耕作を完全にやめさせて、牧地にすること)して、また、現在居住している漢人(または回民)を全員長城内に追い出して、二度とも近づかないようにせよ²⁸⁴

この場合は、郡王旗とジューンガル旗の間で土地争いが起こったことによって、神木理事司員衙門から、争いになった土地における耕作をやめさせる命令を下したのである。また、この公文書から分かるように、アジャルマなどの土地は、郡王旗とジューンガル旗の境界が接しているところに位置していた。ショゴイという河があつて、耕作が可能になったものと考えられる。漢人農民がその土地で耕作できたのも、両旗の王公による私墾の現象があつた可能性が高い。一般の漢人農民に対しては、盟旗側の対応がより厳しかったことが分かる。Taveirne2004 によると、ジューンガル旗のアジャルマにいたのは山西省からやってきた漢人農民であつた。光緒 3(1877)年、スクート会の宣教師たちがアラシャ旗の三道河地方で土地を借りることに成功した後、アジャルマにいた 107 人の教徒を受け入れたというのも、上記のような原因が考えられる。後に、漢人神父陸殿英が一部の漢人農民を連れて北上したのも、アジャルマにおける耕作が禁止されたからであつた(Taveirne 著 2004:236-242/古・蔡訳 2012:234-241)。

²⁸³ 陕西省に属する延榆綏道のことを指す。順治 2(1645)年、整飭榆林東路道を設置した。神木道ともいう。乾隆 25(1760)年に、延榆綏道と改めた。役所は榆林府に存在していた。延安府、榆林府、綏徳直隸州を管轄する。

²⁸⁴ 史料①、22 巻、p.328。

第四項 ウーシン旗におけるモンゴル人官員と宣教師のトラブル

前述のように、光緒4(1878)年2月29日、フランス公使白羅呢が総理各国事務衙門に送ってきた覚書では、主教巴耆賢が訴えた案件の原因はそれぞれ、旗内における土地の利用状況、統轄関係によるものであった。「鄂爾多斯王日久惡天主教(オールドス王はキリスト教を嫌っている)」というのは、実際には宣教師たちが旗内の耕作禁止の土地で耕作しようとして阻止されたのである。または、土地争いが起こり、耕作をやめさせることになったため、追い出されたのであった。「并教中應敬各事。該王不肯罰其應得之處(キリスト教内で処罰すべきことがあった場合も、当該王は相当の罪によって処罰しない。)」というのは、旗側のモンゴル人官員たちが、外国人である宣教師たちについて、オールドス地域に入ってきた漢人と同じ扱いをしていたからである。すなわち、盟旗側の官員たちは、モンゴル人以外の入植者に対して管轄する権限を持たず、宣教師の訴えた案件に干渉できなかった。「遇傳教士有控告各犯時。該王并其屬下官員置若罔聞(宣教師が犯人を訴えた場合、当該王や配下の官員は耳を貸さない)」というのは、ウーシン旗でモンゴル人が宣教師たちの馬10頭を盗んだ案件が発生した時、盟旗側の処理が遅かったからであった。光緒6(1880)年11月23日、理藩院が総理各国事務衙門に送った文書では以下のことが書かれている。

據神木理事司員多歡呈報。承准綏遠城將軍照會。光緒三年五月初一日。據張家口外西灣子天主堂主教巴耆賢差洋人斐爾林敦呈處。五勝旗台吉達木令扎布揪毆神父。并該屬下蒙古等攜帶火鎗入堂偷去馬匹一案。飭行五勝旗傳調指名被控人員審斷。該旗抗不解案。以致無憑訊究²⁸⁵。

(訳文)

神木理事司員多歡の呈した報告では「綏遠城將軍から受け取った文書では『光緒3(1877)年5月1日、張家口の外(に位置する)西灣子教堂の主教巴耆賢が費爾林敦を派遣して呈した(文書)にある(ウーシン旗のタイジ・ダムリンジャブは神父をひつつかんで殴った。また当該(タイジ・ダムリンジャブ)の部下(である)モンゴル人たちは銃を携帯して(教堂に入り馬を盗んだ)』という案件のために、ウーシン旗に命令して、訴えられた関係者を呼び集めて審決させた。当該旗が抵抗して案件を解決しないため、(宣教師が)根拠なく問い詰めるに

²⁸⁵ 史料⑧、第四輯、p.310。

至った。

このように、光緒 4(1878)年、西灣子教堂に居住する主教巴耆賢は費爾林敦を派遣して、ウーシン旗のタイジ・ダムリンジャブが宣教師との間で起こしたトラブルを訴えたことが分かる。前述のように、タイジ・ダムリンジャブの属下が宣教師の馬を 10 匹盗んだ案件に関しては、盟旗側が通常の案件として取り扱って、審決した。犯罪者は、モンゴル人であったため、旗内で解決することができた。一方、タイジ・ダムリンジャブと神父司富音のトラブルに関しては、モンゴル人と外国人との交渉案件になったため、審理が複雑になっていた。光緒 6(1880)年 11 月 23 日、理藩院が総理各国事務衙門に送った文書の中では、神木理事司員が寧夏將軍から受け取った公文書の内容も伝達された。「寧夏將軍→神木理事司員→理藩院→総理各国事務衙門」というルートで届けた文書であった。寧夏將軍は陝甘總督から受け取った文書を神木理事司員に伝達した。

准陝甘督部左(宗堂)咨開。案據甯夏福(勒洪阿)部郎呈稱。…(省略)…前蒙中堂批示。據申法國教士司富音行至鄂爾多斯五勝旗席溝芨芨塘地方。被台吉達摩哩扎布看家犬將依馬腿咬傷。以致起衅等情。據稱五勝旗既歸神木部員管轄。候行該部員查明呈覆等因。奉此司員當即移文神木部員查辦。並催令洋人司富音前往投訊。…(省略)…查此案起衅根由。係因法國教士司富音前在鄂爾多斯地方。被五勝旗台吉達摩哩扎布家犬咬傷該教士馬腿。以致馬驚失跌。該教士將犬打傷。台吉達摩哩扎布遂將該教士捆縛。並要領人門毆。是以該教士函報駐京大臣。具實並無燒毀教堂搶奪情事。事屬細微。無關緊要。該教士既不願赴神木投案。儘可置之不議。候咨商甯夏將軍應否行知神木部郎一併查照遵辦外等因。准此。司員隨即遵批撤差駐案。伏乞大部施行等因呈報前來²⁸⁶。

(訳文)

寧夏將軍から受け取った文書では「陝甘總督左宗堂の諮文に曰く、『寧夏理事司員福勒洪阿が呈して報告した(文書では)〈…以前中堂から指令を承った。申し立てによると《フランス国の宣教師司富音はオールドス・ウーシン旗のシグジジ湖地方に至った時、彼の馬がタイジ・ダムリンジャブの番犬に噛まれて負傷したことによってトラブルが起こった。申し立てによれば、ウーシン旗は神木部員の管轄を受ける。当該部員(神木理事司員)に(文書を)送って究明した後に報告して来い》と命じてきた。これを受け取った(後、私)司員(寧夏理事司員のこと)

²⁸⁶ 史料⑧、第四輯、pp.310-311。

は、直ちに神木部員に文書を送って調べさせて、処理させた。共に、洋人司富員に至急(神木理事衙門)に赴いて訊問を受けよと命じた。)…(中略)…このトラブルが起こった案件を問い詰めると(以下の通りである。)以前、フランス宣教師司富音がオルドス地域(に至った時)、彼の馬の足がウーシン旗のタイジ・ダムリンジャブの番犬に噛まれて負傷した。それによって、馬が驚き、(彼は馬から)落ちた。当該宣教師は(番)犬を撃ってけがさせた(実際は、その犬が死んだ)。タイジ・ダムリンジャブは当該宣教師を縛り、人々を連れて行って教堂に入り喧嘩した。この宣教師は北京に駐在する大臣(フランス公使)に文書を送って報告した。口上書によると教堂を焼き潰し、什器を略奪したことがなかった。些細なことなので、大したことではない。当該宣教師が神木(理事衙門)に赴いて自首したくないならば、詮議しなくてよい。寧夏將軍と協議して、神木部朗に通告して併せて(命令に)従って処理すべきか否かを待つ』(私神木理事)司員は早速に指令に従って用件を撤回し、案件(の取り調べを)停止した。伏して大部(中央にある理藩院のこと)の施行を乞う。

寧夏理事司員が陝甘総督に呈した報告によると、ウーシン旗のタイジ・ダムリンジャブとスクート会の宣教師司福音との間で、トラブルが発生した原因は外国人に対する嫌悪ではなかった。さらに、キリスト教そのものを嫌って、トラブルが発生したのでもなかった。タイジ・ダムリンジャブの犬が殺されたことによって、殴り合いになったのである。前述のように、光緒5(1879)年10月10日、理藩院はオルドスの盟長が呈した報告を総理各国事務衙門に送った。その時、ウーシン旗のモンゴル人が宣教師の馬を盗んだ案件を報告した。タイジ・ダムリンジャブと宣教師司富音との間で発生した案件に関しては、寧夏理事司員はオトク旗へ役人を派遣して取り調べて報告してきた。いずれにしても、各機関から取り調べたところ、地方のモンゴル人が教堂を焼き潰し、什器を略奪したことを確認できなかった。陝甘総督が寧夏將軍に送った文書によると、タイジ・ダムリンジャブは人々を連れて教会のあるところに行き喧嘩を仕掛けたため、宣教師司富音が北京に駐在しているフランス領事に訴えたと言われている。

一方、案件を取り調べた時点では、宣教師司富音はオトク旗に居住していた。寧夏理事司員はオトク旗の役人と共に、彼が居住しているソバグ地方(寧條梁)に行った。しかし、案件の発生した場所は、ウーシン旗の領内であり、タイジ・ダムリンジャブもウーシン旗に属する王公であった。この案件を処理させるために、ウーシン旗の交渉案件を取り扱っている神木理事司員衙門で審理しなければならない。しかし、宣教師司富音は神木理事司員衙門に行くことを拒否した。結局、陝甘総督の指令によって、詮議をやめさせた。フランス領事からも追求されなかったため、この案件

が放置されたということである。

小結

本章では、地方のモンゴル文公文書史料と、総理各国事務衙門の漢文公文書史料を利用して、ベルギー王国で創設されたカトリック教のスクート会が、19世紀末頃から外藩蒙古の一部であるオルドス地域で布教を始めた初期段階の問題を検討した。

第二節では、スクート会の宣教師たちが到達した時点で、オルドス地域の既存の漢人教徒たちが彼ら宣教師たちに居住地を提供したことを検討した。また、オルドス南部地域では、旗内の土地利用状況によって、宣教師たちの居住を拒否する場合と、干渉しない場合があったことを明らかにした。清初期、オルドス南部で内地の各省と境界が接するところで、幅 50 里 (25km) の空き地が残されていた。後に乾隆年間から、そこが耕作可能になり、土の色が白く見えるために「白界地」と呼ばれるようになった。白界地の北には幅 3～5 里 (1.5～2、5km) の空き地があつて、耕作も放牧も禁止されていた。これが黒界地である。白界地では畑が広がり、その中に入って放牧するモンゴル人はいなかった可能性が高い。それによって、宣教師たちは白界地を山西省や陝西省の管轄地だと勘違いした可能性も考えられる。宣教師は、白界地内で家屋を作り耕作を始めたが、オトク旗の官員はそれを阻止しなかった。一方、黒界地における耕作、放牧、建物の建設が禁止されていたことを明らかにした。また、清朝政府の政策によって、オルドスのモンゴル人は盟旗制度と呼ばれる行政システムによって管轄されていたが、出稼ぎ目的でオルドスに入って来た漢人農民たちは省制度によって管轄されていたため、モンゴル人と漢人または回民との交渉案件を理藩院から派遣された旗人官員のところで処理していたということを検討した。オトク旗の場合は、寧夏理事司員衙門でその交渉案件を取り扱っていた。オトク旗以外の 6 旗は、神木理事司員衙門でその交渉案件を取り扱っていたということを検討した。宣教師たちは漢人と同じ扱いを受けていた。一方、このような複雑な行政システムによって、オルドス地域でキリスト教関係者と関わる交渉案件が送った場合、オルドスのみならず、周辺の省も言及されていたことを明らかにした。

第三節では、光緒 4 (1878) 年に、スクート会の宣教師によって、オルドス地域でトラブルが発生していると報告された公文書の内容を検討した。公文書の中では「地方の官員は条約に従って案件を審理せよ」と書かれているがどの条約なのかは明記されなかった。実際問題としては、総理各国事務衙門が「条約を調べてところ地方の官員がキリスト教と関わる案件を公平に審理しなければならない」と命じてきたに過ぎない。フランスと清朝政府との間で結ばれた条約そのものが言及されなかったことを明らかにした。一方、複雑な行政システムによって、山西省巡撫は直接オルド

ス各旗と文書の往来がなかったため、帰綏道管轄下の直隸庁や綏遠城將軍などを經由して総理各国事務衙門の命令を伝達したことを明らかにした。現地の行政システムを理解していない宣教師たちは宛先をはっきり書かなかったため、「オルドス王」という語に従って、旗長が「多羅郡王」爵位を有する郡王旗に送ったことを明らかにした。また、光緒 5 (1879) 年の時点では郡王旗、ダラト旗、ハンギン旗、ザサク旗内には外国人宣教師が居住していなかった。ジューンガル旗のアジャルマには山西省出身の漢人農民と宣教師が居住していた。ウーシン旗のオロン地方では陝西省出身の放牧する漢人と宣教師が居住していた。オトク旗のソバグ地方(寧條梁)では漢人農民が提供したところで宣教師が耕作していた。以上のことを明らかにした。更に、寧夏理事司員の報告した内容から、オトク旗に 80 人ぐらいのモンゴル人、漢人教徒がいたことを明らかにした。Taveirne2004 で、宣教師の活動が現地の警戒を呼んだと書かれているのは間違いであったことも明らかにした。光緒 4 (1878) 年、宣教師によって訴えられた事件で、陝甘総督の命令によって周辺の県が取り調べ、山西巡撫の伝達で寧夏理事司員が取り調べ、盟旗側も取り調べたことを明らかにした。

第四節では、以下のことを述べた。清朝時代の外藩蒙古には身分制度が存在していた。旗内では貴族や平民などのモンゴル人の間で隸属関係が存在していた。モンゴル人たちがそれぞれの権利と義務を担っていたことを検討した。それによって、宣教師がモンゴル人教徒を教会に移住させようとした時、国家や貴族に対する平民による賦役を保全するために地方のモンゴル人官員によって阻止される場合があったことを検討した。またそれによって、公文書の中では「モンゴル人男女を奪ってキリスト教に入信させた」という表現があったことを明らかにした。また宣教師の居住問題に関しては、宣教師のパスポートにはっきりした行き先がかかれていなかったため、オトク旗は彼ら宣教師の居住を拒否したことを明らかにした。しかし、それはさほど厳しいこともなかった。宣教師たちは漢人教徒と一緒に住むことになって、居住地を把握できるようになった時、旗側は宣教師の居住を許していた。旗内における土地の利用状況という理由以外にも、オトク旗では回民の反乱の時に旗の南部で放牧するモンゴル人を旗の内部へ 200 里 (100km) 移住させたことを明らかにした。宣教師たちが、オトク旗の南部で広い未利用の土地があったと勘違いした背後に、上述の原因があったことを明らかにした。オルドス地域でキリスト教を嫌っていると訴えられた後、馬の窃盗案件や、宣教師司富音とタイジ・タムリンジャブとのトラブルが発覚したことを明らかにした。馬を盗んだのはモンゴル人のみであったため、旗内で解決することができた。タイジ・タムリンジャブとのトラブルに関しては、宣教師が神木理事司員衙門で尋問されることを拒否したため、結局、陝甘総督左宗堂の指令で詮議しないことにしたことを明らかにした。

第七章 外藩蒙古オルドスの王公たちに交付されたカトリック布教権限確保命令

小序

アロー戦争に伴って咸豊 8(1858)年に仏清天津条約、咸豊 10(1860)年に仏清北京条約が結ばれて、内地におけるキリスト教の布教、宣教師の土地家屋購入・所有も許可された。フランスは清朝におけるカトリック布教権を獲得できて、清朝政府はフランスのパスポートを持つフランス人宣教師を保護しなければならないと要求された。フランスとの交渉によってキリスト教が解禁された上、その後にフランスとイギリスとの軍事力を借りて太平天国軍を鎮圧していたため、清朝政府はフランス保護下のカトリック宣教師を優遇していた²⁸⁷。咸豊 11(1861)年 2 月 2 日、総理各国事務衙門は各省に条約内容を通知した²⁸⁸。しかし、総理各国事務衙門がフランス領事に送った咸豊 11(1861)年 5 月 12 日付の覚書によると、モンゴルに関しては古くからチベット仏教を信仰していて、その地は親王・郡王たちが自ら統治するため清朝政府が条約を強行させることができない上に、告示を貼り付けてもモンゴル人は従い難いから通知しない方がよいと返答した。フランス領事もこの点に異議はなかった²⁸⁹。

表 18: 清朝時代のイフジョー盟²⁹⁰

盟	旗	旗の公式名称	爵位で呼ばれる旗名 ²⁹¹	設立	ソム数
イフジョー盟 (オルドス)	① ダラト(達拉特)旗	オルドス左翼後旗	達拉特貝子旗	1650 年	40
	② ジューンガル(准格爾)旗	オルドス左翼前旗	准格爾貝子旗	1649 年	42
	③ ハンギン(杭錦)旗	オルドス右翼後旗	杭錦貝子旗	1649 年	36
	④ 郡王旗	オルドス左翼中旗	鄂爾多斯札薩克郡王旗	1649 年	17
	⑤ ザサク(札薩克)旗	オルドス右翼前未旗	鄂爾多斯札薩克台吉旗	1736 年	13
	⑥ ウーシン(烏審)旗	オルドス右翼前旗	烏審貝子旗	1649 年	42
	⑦ オトク(鄂托克)旗	オルドス右翼中旗	鄂爾多斯貝勒旗	1650 年	84

²⁸⁷ 佐藤 1990、p.111-112 を参照。

²⁸⁸ 一般的に内地というのは中国本土の 18 省を指していて、条約内容がモンゴルなど藩部地域で有効かどうか議論になった。咸豊 11(1861)年 2 月 2 日、総理各国事務衙門はフランス領事の要求に応じて、仏清天津条約の第八款と第十三款、仏清北京条約の第六款前後の款が記載された 280 部の上諭を各省に分配してキリスト教の解禁を通知した。その後は通知されなかった地域が問題となり、フランス領事は再通知を要求した時モンゴルも言及された。

²⁸⁹ ハスゴワ 2019b、p.40-42 を参照。

²⁹⁰ ナムスライ 1984、pp. 147-167 を参照して筆者作成。

²⁹¹ ハスゴワ 2019c、p.14 を参照。

上記のようにモンゴルは条約対象外とされたが、フランス保護下のカトリック宣教師がモンゴルに赴くことは容認されていた。外国人宣教師は張家口を出てモンゴル地域に入ることさえできれば、モンゴル教区内で自由に移動できていた²⁹²。同治 13(1874)年、スクート会の徳玉明 Devos Alfons 神父や費爾林頓 Verlinden Remi 神父²⁹³らはオルドスのオトク旗にやってきた。オトク旗旗長は彼らのパスポートに行先が明記されていないという理由で旗内での居住を拒否したが、オトク旗南部の耕作された所にいた漢人教徒が宣教師を受容した²⁹⁴。後に、宣教師たちはオトク旗の内部に入って布教活動と土地の獲得を試みたがうまくいかず、トラブルが発生していた²⁹⁵。そこで彼らは、光緒 3(1877)年に北京駐在のフランス領事 Brenier de Montmorand へ「オルドス王」がキリスト教を嫌って、教案が起こっても処理しないと訴えた。光緒 4(1878)年 2 月 29 日付でフランス領事 Brenier de Montmorand は総理各国事務衙門に覚書を送ってきて、各省の巡撫・総督に文書を送って「オルドス王」に条約通りに教案を処理せよと転令させた。光緒 4(1878)年 3 月 3 日、総理各国事務衙門は理藩院・山西巡撫・陝甘総督に公文書を送ってフランスの要求を伝達した。光緒 4(1878)年 10 月 27 日付で再びフランス領事 Brenier de Montmorand から総理各国事務衙門に送ってきた覚書では、「オルドス王」の件を総督・巡撫に処理させたと聞いて宣教師が教堂に行ってみると、オルドスの王公たちは教堂を焼き払っており、オルドス王配下の王公が数十人の人を連れてきて教徒を追い払って教堂内の物を奪ったと言って訴えた。その後も当該王公は約 100 人の人を連れてきて宣教師を殺すと脅迫し、殺したりはしなかったがオトク王の地で教徒の収容を許さなかったと述べている²⁹⁶。総理各国事務衙門が述べた通りに外藩蒙古は、親王・郡王などの王公たちが自ら支配しており、条約の有効性は主張されなかったが、総理各国事務衙門はフランス領事の要求を伝達したことによって、山西巡撫・理藩院・綏遠城將軍・陝甘総督は、光緒 4(1878)年から光緒 6(1880)年の年末までにかけてオルドスにおける教案を取り調べた。しかし、内地の各省と外藩蒙古は統属関係がなかった上、省制度と盟旗制度は異なる行政範疇であった(岡 2010, p)。そこで筆者は「オルドス王」の件を事例に、公文書のやり取りルートを考察して、各役所の関与状況を明らかにして、外藩蒙古の一地域であるオルドスにおける教案処理

²⁹² スクート会の徳玉明 Devos Alfons 神父は、同治 8(1869)年に総理各国事務衙門から執照を受け取って張家口からチャハル八旗の西湾子村に到達し、同治 10(1871)年アラシャ旗にやってきて大中灘という所で土地を借りて布教活動を始めた。史料①、p.1899 を参照。

²⁹³ 費爾林敦 Verlinden Remi。1830 年 3 月 5 日にベルギー王国の Heffen に生まれ、1892 年 1 月 26 日にベルギー王国の Duisburg で亡くなった。

²⁹⁴ ハスゴフ 2019c, p.18-20 を参照。

²⁹⁵ フランス保護下の外国人宣教師はすでに外藩蒙古の一地域であるオルドスに到達しており、その布教権限が現地の行政制度・裁判制度・土地制度・社会構造・身分制度など全ての社会制度と対立していたために衝突が避けられなかった。具体的な教案の考察は今後の課題にする。

²⁹⁶ 史料⑧、第 3 輯、pp.510-515 を参照。

の特徴を明らかにしたい。先行研究では詳しく検討されなかった教案の取り調べの実態を明らかにできれば、盟長や旗長らの判断と措置はオルドスにおけるキリスト教問題の顛末を決めた要素となった原因を分かるだろう。

第一節 本研究に関連する先行研究の整理

梅栄(2014)は、オルドスでは宣教師の活動を制約してトラブルや衝突が起こり、布教が挫折する時もあったため、オルドスにおける教案は中国本土の各省より複雑だったと述べているが、オルドスにおける教案はトラブルとなった争点が各省より複雑であって、むしろフランス保護下の宣教師を保護・優遇していたため、教案の処理はさらに複雑になったと考えられる。一方、Taveirne(2004)、梅栄(2014)、張(2019)がいずれも、布教に対するオルドス側の制約だと主張したその根拠は、主に光緒4(1878)年以前の教案を事例にしている。一方、Taveirne(2004)は清末期の対モンゴル土地政策の変容に伴って、オルドスでも土地の取締りが緩くなり、土地を獲得できたと述べているが、オルドスの盟長や旗長らは光緒4(1878)年から宣教師を優遇して旗の土地を貸し出すことを許した肝心な影響が不可欠である。光緒4(1878)年総理各国事務衙門は、「オルドス王」の件をきっかけにはじめてフランス保護下の宣教師の保護・優遇と、教案の処理を命じた。したがって、フランス保護下の宣教師を保護・優遇する命令は教案の処理に与えた影響を検討したい。

第二節 モンゴル教区とスクート会

康熙35(1696)年、マンチュリアとモンゴルがローマ教皇によって北京教区に入れられた後、外国人宣教師はモンゴル地域でも布教し始めた。清代モンゴルで最も古いキリスト教村であるチャハル八旗内の西灣子村は、現在では河北省崇礼県西灣子鎮となっている。康熙39(1700)年頃、西灣子村の旗人張根宗はイエズス会²⁹⁷の宣教師巴多明 Dominique Parrenin から洗礼を受けてキリスト教徒になり、村内で改宗を進めた。張根宗の祖先は奉天からきた旗人であって、順治4(1646)年に西灣子村に移住した²⁹⁸。西灣子村の教堂は旗人張氏一族が使用権を持つ土地に建てられたためにその存在が容認されていたと考えられる。禁教期間中、西灣子村は宣教師と教徒の避難所となり、彼らが雍正4(1726)年に小堂²⁹⁹を建てた。乾隆33(1768)年に西灣子村の小堂が官によって廟に建て替えられたが、旗人張天達は翌(1769)年に取り戻して小堂を立て直し

²⁹⁷ カトリック教会の修道会。1534年宗教改革に対抗してイグナティウス・デ・ヨロラたちによって結成された。

²⁹⁸ 張2019、pp. 44-45を参照。

²⁹⁹ チャペルを指す。神父など聖職者が常駐していない礼拝堂である。

た。さらに、嘉慶元(1796)年、嘉慶 10(1805)年、道光 15(1835)年と 3 回も増築して教堂を建てることのできた³⁰⁰。

禁教期間中漢人教徒が、東部内モンゴルに設置された熱河都統管下の「府・州・県」³⁰¹、チャハル左翼四旗³⁰²に設置された直隸省隷属の直隸庁、チャハル右翼四旗³⁰³に設置された山西省所属の直隸庁等々が管理する村落に入ってきて布教拠点ができた。西湾子村は、チャハル右翼鑲黄旗内に設置された直隸省管下の張家口理事同知衙門が管理する村落である。ジョーオダ盟のオンニョード左翼旗では、乾隆 15(1750)年頃に漢人教徒趙氏が家族とともに禁教の故に避難してきて、赤峰県が管理するハラウス川 qara-usu の苦柳図村・毛山東村や、赤峰から西北方面に約 100km 離れた馬架子村が布教拠点となった。道光 10(1830)年頃、ジヨスト盟のトゥメト両旗内には山東省と直隸省から飢饉被災者となった漢人教徒が入ってきて、朝陽県が管理する松樹嘴子村が布教の拠点となった。灤平県が管理する老虎溝は咸豊 6(1856)年に布教拠点となった。チャハル右翼正黄旗内に設置された山西省大同府管下の豊鎮庁が管理する黄榆洼村では、嘉慶 23(1818)年に直隸省懷安県などから漢人教徒郝朝昇ら、道光・咸豊年間に漢人教徒池進禄と段佑たちが流入してきて布教拠点となり、隣の天子溝村も布教拠点となった。チャハル右翼正紅旗内に設置された山西省朔平府管下の寧遠庁が管理する大搶盤村には、乾隆 15(1750)年頃に山西省忻県の漢人教徒が流入して布教拠点となった³⁰⁴。清朝政府は自らの統治構造を維持するために領民の統属関係の変更を厳禁していて、行政システムが内地の省制度と異なるモンゴルでは、上記のような役所を設置して流入してきた漢人を管理させた(岡 2010, p.20)。しかし、これらの役所は主に税金³⁰⁵の徴収と刑事案件を処理するのみであって、キリスト教に対する取締りが緩かったため、漢人教徒は信仰を続けられたと考えられる。

イエズス会とヴィンセンシオの宣教会の宣教師は張家口からモンゴル地域に入ってきて、これらの漢人や旗人に対してカトリックを布教していた。道光 20(1840)年、ローマ教皇は現在の内モンゴルに相当する地域を単独の使徒座代理区³⁰⁶に区分して、西湾子村に避難していたヴィンセンシ

³⁰⁰ 宝・宗 2008, pp.141-145 を参照。

³⁰¹ 熱河都統は承德府を統轄し、その管下には平泉県・灤平県・豊寧県・建昌県・赤峰県・朝陽県があった。史料⑩、p.90 を参照。

³⁰² チャハル左翼鑲黄旗、チャハル左翼正白旗、チャハル左翼鑲白旗、チャハル左翼正藍旗のことを指している。

³⁰³ チャハル右翼正黄旗、チャハル右翼正紅旗、チャハル右翼鑲紅旗、チャハル右翼鑲藍旗のことを指している。

³⁰⁴ 以上、張 2019, pp.44-47 を参照。

³⁰⁵ 基本的に理藩院が派遣した理事司員の衙門は税金を徴収していたが、府と県が代わりに徴収することもあった。

³⁰⁶ カトリック教会の教区がまだ設置されていない宣教地域に設立された管轄の形態である。当該地のカトリック信者が一定の人数になった時に正式な教区となる。

オの宣教会のムリに管理権を任せた。仏清北京条約が結ばれた後、孟振生神父は北京に戻るようになって、モンゴル教区の管理権はスクート会に譲り渡された³⁰⁷。スクート会は同治 13(1874)年になってからオルドスを含む西部内モンゴル地域で布教し始めた。当会の宣教師はほぼベルギー人やオランダ人だったが、フランス領事館からパスポートを発行してもらってモンゴル地域に入った後、地方官に自らをフランス人だと報告していた(ハスゴワ 2019b, p.50)。モンゴル教区全体で見ると、スクート会はモンゴルで布教して唯一成功した教会だと言われているが、実際にはモンゴル人教徒はわずかであった。義和団事件(1900年)直前、スクート会の漢人教徒数は約 2 万 9000 人に達していて、入信希望者も約 1 万人いたが、モンゴル人教徒数はわずか 256 人で、入信希望者も 115 人しかいなかった(Taveirne2010, p. 196-197)。

第三節 教案処理を命じた公文書の考察

第一項 「オルドス王」の件に対する対応

フランス領事 Brenier de Montmorand は、光緒 4(1878)年 2 月 29 日付で「オルドス」に教案を処理すべきだと転令させたのみであった。ただ、前述のように総理各国事務衙門宛に送られた覚書では、「査鄂王係山西歸化城及陝甘省所管地方³⁰⁸(調べてみるとオルドス王は山西省帰化城と陝甘両省の所管地方である)」と言って、各省の総督・巡撫を通じて「オルドス王」に転令させた。それに対して、総理各国事務衙門は光緒 4(1878)年 3 月 3 日に理藩院・山西巡撫・陝甘総督に公文書を送った。外藩蒙古に詳しい理藩院は、オルドスで唯一「王」と言える札薩克郡王額爾奇木畢里克³⁰⁹に総理各国事務衙門の命令を転送した³⁰⁹。兵部侍郎兼都察院御史陝西巡撫部院³¹⁰は、漢文の火票³¹¹公文書を驛遞³¹²で郡王旗領内の巴彥布拉克³¹³に届けて、郡王旗

³⁰⁷ 史料⑧第一輯(一)、p. 157。原文「(咸豊 10 [1860] 年 9 月 24 日) 法國照會稱。再煩貴親王照續約第六款。即將南北二堂及其地基房廊繳與本大臣。並給執照一張。以便轉交該處孟主教管業。」

³⁰⁸ 史料⑧、第 3 輯、p.510。

³⁰⁹ 史料⑧、第 3 輯、p.511: 「相應剗行依克昭盟鄂爾多斯札薩克郡王額爾奇木畢里克。嗣後遇有此等案件。均應照約辦理。(イフジョー盟のオルドス札薩克郡王額爾奇木畢里克に対して、今後このような案件があれば全て条約通りに処理せよと命じた)。清代外藩蒙古の旗長は清朝皇帝から爵位を授けられていた。当時、オルドスでは郡王旗の旗長エルヘムビリグのみが「王」と思われる「郡王」の爵位を有していたため、理藩院は郡王旗の旗長である「札薩克郡王額爾奇木畢里克」宛に公文書を送ったと考えられる。

³¹⁰ 陝西巡撫は兵部侍郎と都察院御史を兼務している。部は兵部侍郎を指し、院は都察院を指している。

³¹¹ 京師から公文書を送る時、兵部が交付する証明書である。

³¹² 馬で公文書または官物を届ける同時に、役人の往来をも保護することを指している。兵部に所属する。届ける速度は一昼夜に 300-600 里(150-300km)と定められた。たまに 800 里(400km)の時もある。

³¹³ 殺虎口管站司員管下には、1 つの漢站と 11 の蒙古站があって、巴彥布拉克³¹³は蒙古站の一つである。

の旗長エルヘムビリグは光緒5(1879)年3月13日に火票漢字公文書を受け取った。陝西巡撫は外藩蒙古に漢文の公文書を送ったことと、公文書の転送の際に省管下の役所を経由しなかったことから、普段はオルドスと直接の関わりがなかったことが分かるだろう。郡王旗が、神木理事司員衙門³¹⁴を経由して陝西巡撫に郡王旗の領内には宣教師や教徒がいないと返答した時、7月23日になっていた³¹⁵。一方、帰化城トゥメト2旗領内の山西省帰綏道管下の直隸庁は、モンゴル人と民人との交渉事務に携わっていたが、山西巡撫曾国荃は、光緒4(1878)年5月14日付で、総理各国事務衙門に送った以下の漢文文書から、外藩蒙古のことを山西巡撫が理解していないことがわかる。

除咨綏遠城將軍轉飭照約辦理之外…(省略)…本署司等查藩臬兩司衙門向與鄂爾多斯王並無文移往來。且無繕寫清文之人。如以漢文移行。恐致錯誤。查歸綏道總理蒙古事務。理合具文詳請檄飭歸綏道譯清速移鄂爾多斯王照約辦理³¹⁶。

(引用者による訳文)

綏遠城將軍に諮文を送って条約通りに処理することを転令させたほか…本署の布政使司と按察使司などが調べたところ、布政使司と按察使司両衙門は従来オルドス王と文書のやり取りがなく、且つ満文を書き写せる人がいない。若し漢文で移文を発すれば錯誤を致す恐れがある。調べると、帰綏道は蒙古事務を総理している。正しくはまさに公文を具備して、帰綏道に檄³¹⁷で命じて、満文に翻訳させて、早速オルドス王に送って条約通りに処理させるべきである。

後述するように、外藩蒙古のモンゴル人と直隸庁が管理する漢人との交渉案件を処理する際、山西巡撫と綏遠城將軍が審理に加わっていたため、山西巡撫はまず綏遠城將軍に公文書を送ったと考えられる。また、山西巡撫曾国荃は「オルドス王」と直接公文書でやり取りしていなかったため、蒙古事務を総理している帰綏道衙門に命じて漢文の公文書を満文に翻訳して「オルドス王」に転令させた。帰綏道衙門では満文・モンゴル文を読み書きできる2名のモンゴル人筆帖式が設けられていて、その管下の直隸庁にもモンゴル人筆帖式が務めていた³¹⁸。外藩モンゴルで

³¹⁴ 後述する。

³¹⁵ 史料③、第四輯、p.309。

³¹⁶ 史料③、第四輯、pp.297-299。

³¹⁷ 督促する公文書である。

³¹⁸ 史料⑩、p.103。

は漢文の使用が禁じられており、基本的にモンゴル文で公文書を作成していた。山西巡撫曾国箚が帰綏道に命じて漢文の公文書を満文に翻訳させたことから、普段オルドスと直接関わっていないことがよく分かる。陝西巡撫と甘肅巡撫はモンゴル人と漢人との交渉案件に加わることもなかったため、尚更公文書のやり取りが少なかったと考えられる。

一方、光緒4(1878)年10月27日付でフランス領事がオルドスにおける教案の処理を要求した後、総理各国事務衙門は光緒4(1878)年11月2日付で理藩院・綏遠城將軍・陝甘總督・山西巡撫に公文書を送って「轉行伊克昭盟長轉飭鄂爾多斯七旗查明情形。據實具覆。仍遵照和約一體妥為保護。毋令滋生事故。致啟釁端³¹⁹。(イフジョー盟盟長に転送して、オルドス七旗に命じて事情を調査してはつきりさせ、実情通りに公文をもって返答せよ。彼らが事故を引き起こして開戦の端緒を開くことに至らせてはいけぬ。)」と言い、調べた結果を総理各国事務衙門に回答させた。総理各国事務衙門は、オルドスの教案が問題化して戦争を引き起こすことを恐れ、慎重に対応していたことが分かる。しかし、Taveirne(2004)と梅栄(2014)は、フランス領事は清朝の統治制度を理解していないと述べ、総理各国事務衙門はフランス領事の圧力によって各省の總督・巡撫に公文書を送ったと述べている。一方、フランス領事は内属蒙古地域であるチャハル八旗の事例に準じて、外藩蒙古のオルドスをも各省の所管地だと主張し、宣教師の保護と条約通りの教案処理を求めたと考えられる。例えば、咸豐11(1861)年4月23日にフランス領事は、「西山府³²⁰係山西大同府豊鎮聽所屬³²¹(西山府は山西省大同府豊鎮庁に所属する)」と言ってチャハル八旗における教案の処理を求めた。同治9(1870)年5月7日にフランス領事は、西灣子村は直隸省宣化府に属すると述べ、当該地に赴くスクート会の王明達³²²と魏士通³²³をフランスの宣教師だと言ってパスポートを発行した³²⁴。フランス領事が主張する「山西帰化城及び陝甘所管地」というのは、省管下の役所が管理する漢人・回民がオルドス内に暫時居住して耕作している地域を指していると考えられる。教案処理の実態は、オルドスと漢人・回民を管理する役所との関わり方から影響を受けていたため、まずこの主張の由来と、各役所とオルドスとの関わりを検討したい。

³¹⁹ 史料⑧、第三輯、p.515。

³²⁰ 山西省豊鎮庁の漢人教徒段振会が土地争いの教案を上告する際に自らを西山府に属すると述べたため、フランス領事がそのまま引用した。

³²¹ 史料⑧、第1輯、p.693を参照。

³²² 王明達 Ottens Theodoor。スクート会の宣教師。1844年7月18日にオランダのUdenに生まれ、1929年3月19日ベルギー王国のスコットに亡くなった。

³²³ 魏士通 Jozef Wilrycx。主に中部内モンゴルで布教活動を行っていた。

³²⁴ 史料⑧、第2輯、p.274を参照。

第二項「山西帰化城所管地」という主張とオルドス内の漢人・回民

乾隆年間、清朝政府は内属蒙古である帰化城トゥメト 2 旗領内に、前後してサラチ庁³²⁵、トクト庁³²⁶、清水河庁³²⁷、帰化城庁、和林格爾^{ホリンドル}庁など 5 つの直隸庁を設置して、山西省帰綏道の管下とした。直隸庁の長官は同知/通判といい、旗人官員が任命された。これらの直隸庁は、帰化城トゥメト 2 旗のみならず、その周辺の外藩蒙古地域内の漢人・回民をも管理していた。光緒 32(1906)年に編纂された『光緒歸綏道志』(史料⑮)によると、下記のようにこれらの直隸庁はオルドスと関わりがあった。サラチ庁はハンギン旗、ダラト旗内の漢人を管理していた。東勝庁は郡王旗、ザサク旗内の漢人を管理していた。五原庁はダラト旗、ハンギン旗内の漢人を管理していた。トクト庁はダラト旗内の漢人を管理していた。清水河庁はジューンガル旗の漢人を管理していた³²⁸。この内の東勝庁と五原庁は、光緒 32(1906)年にサラチ庁から分設された役所であり、それ以前は、サラチ庁・トクト庁・清水河庁の 3 庁がオルドス内の漢人・回民を管理していたことが分かる。したがって、「山西帰化城」というのは、帰化城トゥメト 2 旗内に設置された山西省帰綏道に所属するサラチ庁・トクト庁・清水河庁を指している。一方、「山西省帰化城所管地」というのは、この 3 つの役所が関わっていたハンギン旗・ダラト旗・郡王旗・ザサク旗・ジューンガル旗など 5 旗を指している。下記のように『理藩院則例』では、外藩蒙古のモンゴル人と漢人との交渉案件をこれらの直隸庁で審理する場合、ザサク旗³²⁹からモンゴル人官員を呼ぶことを停止すると定められた。

蒙古与民人交渉命盜案等、亦呈請該(綏遠城)將軍、就近与土默特參領等官會審起限、由山西巡撫咨會具奏完結。於各扎薩克等旗分行取會審官員之處、永行停止。結案后、將審擬之處、由歸綏道衙門行知該扎薩克³³⁰

(引用者による日本語訳)

モンゴル人と漢人との交渉する殺人・盜賊の案件は、当該(綏遠城)將軍に呈して請願して、近くを見てトゥメトの參領と共同で期間を決めて審判し、山西巡撫によって咨文照会して上奏

³²⁵ 新政が始まった後光緒 32(1906)年頃の統計によると、サラチ庁が管轄する漢人・回民は約 60 万人に達していた。その中では、モンゴル人、洋人、キリスト教徒が除外されていた。

³²⁶ モンゴル人は帰化城トゥメト両旗に統属しており、トクト庁は店舗計 5487 人、住戸の 8 万 7353 人、回民 167 人、ラマ 40 人を管理していた。

³²⁷ 清水河庁の管下には漢人 3 万 8787 人と少数のモンゴル人 75 人がいた。

³²⁸ 史料⑮、pp.119、131 を参照。

³²⁹ 外藩蒙古では旗を基本行政単位とし、旗毎に長官として世襲制のザサク職が置かれたため、外藩蒙古の旗をザサク旗ともいう。

³³⁰ 史料⑩、pp.333-334。

して完結させる。各ザサク旗分に関しては共同で審判する官員を呼ぶことを永遠に停止させる。判決を下した後、帰綏道によって(犯人に)当てた罪を当該ザサクに通知する。

綏遠城將軍は漠南モンゴルの駐防將軍³³¹でありながら帰化城トゥメト2旗の上官でもあり、帰化城トゥメト副都統とその管下の参領を始めとするモンゴル人官員を管理していた³³²。山西省帰綏道管下の直隸庁の同知/通判は、近くの帰化城トゥメト2旗の参領と共同で交渉案件を審理することを綏遠城將軍に請願して許可を得る必要があった。Taveirne2004 は綏遠城將軍が中心になって、各省の地方官・理事司員・オルドスのモンゴル人官員が共同でオルドスの教案を審理したと述べているが、綏遠城將軍の指揮は、上記の3つの直隸庁で審理する交渉案件のみ、すなわち地域でいうとオルドスのオトク旗とウーシン旗以外の5旗に限定されていた。さらに、光緒5(1879)年頃にはハンギン旗・ダラト旗・郡王旗内にキリスト教徒はいなかった。ジュンガル旗でも、アジアルマという場所の漢人教徒や洋人を追い払ったことはないと報告していた³³³。したがって、フランス領事が「オルドス王」を訴えた教案は、モンゴル人と漢人との交渉案件であったとしても、「山西帰化城」と言われた直隸庁で関係者を集めて審理するという可能性はほぼなかった。さらに、綏遠城將軍も山西巡撫も役人を派遣して外藩蒙古の案件を取り調べる権限を持たないためオルドスの教案は審理していないと想定される。ただ、帰綏道管下の直隸庁が帰化城トゥメト2旗の参領と共にモンゴル人と漢人との交渉案件を審理した場合のみ、山西巡撫が上奏して完結させていた。本章の第四節では、漢人と外藩蒙古のモンゴル人との交渉案件に携わっていた山西巡撫と綏遠城將軍が教案処理に関与したその実態を明らかにしたい。

第三項「陝甘所管地方」という主張の由来

オルドス南部では清朝政府によって万里の長城の北側に沿って続く南北幅50里(25km)の带状の「禁留地」が作られていて、この地域での放牧と耕作を禁じてオルドスと各省を隔離させた。「禁留地」はオルドスの土地であり、後に、清朝政府が当該地の開墾を許可したことに伴って、「白界地」と呼ばれるようになった。それによって、下記のように「陝甘所管地方」と言われるに近いような性格を持つ地帯が形成された。

³³¹ 駐防というのは、一般的に將軍の統率下の八旗兵が明人の暴発を防いだことを指している。漠南モンゴルでも駐防將軍として綏遠城將軍を任命して、外藩蒙古の王公たちを監督させた。垂涎城將軍は宣化と大同の綠營官兵を指揮できる。綠營は漢人を編成した正規軍であり、八旗の欠員を補い、国土を防衛していた。

³³² 史料⑩、p.103。

³³³ ハスゴワ 2019c、pp.11-15 を参照。

康熙 35 (1696) 年、ガルダン・ボショクト・ハーンに対する第三次遠征に際してオトク旗の三代目旗長ソルブは清朝皇帝に「禁留地」の開墾を請求して許可され、^{チーリンタラ ソハイアロー}車林他拉と蘇海阿魯の地を耕した。翌(1697)年、清朝政府は他旗の禁留地の開墾も許可した。耕地の拡大に伴って康熙 58 (1719) 年に 1 回目の測量が行われて、禁留地南部の幅 20~30 里(10~15km)の、東西に細長く続く土地を耕作可能な範囲として定めた。乾隆 8 (1743) 年の 2 回目の測量では禁留地全域を耕作可能として、それより北の牧地の開墾を防いだ。山西省や陝西省の漢人・回民が禁留地で耕作しており、オルドス側が小作料を徴収していた。長年の耕作によって禁留地は白く見えるようになって「白界地」と呼ばれた。それによって当初、徳玉明 Devos Alfons 神父らを受容した漢人教徒は「白界地」内の寧條梁³³⁴(ソバグ地方)にいたから問題にならなかったのである。道光年間には漢人農民が長期居住する「夥盤地」と呼ばれる土地が現れた。オルドスは山西省の河曲・偏関 2 県、陝西省の府谷・神木・榆林・懷安・靖辺・定辺 6 県、甘肅省の寧夏道と境界が接していた³³⁵。オルドスは南部ではほぼ陝西省と接し、西南部と西部では甘肅省の寧夏道と接し、山西省と接する境界線は短かった。清朝政府は地理的距離の便宜を図って陝西省と甘肅省寧夏道内にモンゴル人と漢人との交渉事務を処理する役所を設置したのである。このように、漢人・回民が原籍の統治を受けながらオルドス南部のこの「白界地」で耕作していたことと、その地域にキリスト教徒が入り込んでいたこととの影響で、フランス領事はオルドス南部地域を、少なくとも「山西帰化城所管地方」以外は「陝甘所管地方」であると主張したと考えられる。

康熙 47 (1708) 年、清朝政府は寧夏の守城都司³³⁶を廃止して、理事官を任命してモンゴル人と漢人との交渉案件を処理させ、完結できない件を理藩院に報告すると定めた。康熙 61 (1722) 年に 2 人の理事官をそれぞれ陝西省の神木県と甘肅省の寧夏に駐在させた。理事官は、各部院³³⁷から満州人旗人部員、及び理藩院から蒙古旗人司員³³⁸が推薦されており、部員/部郎/理事司員とも呼ばれる。乾隆 8 (1743) 年に神木県、定辺県の安辺堡、寧夏という計 3 ヶ所に理事同知を増設して、モンゴルに寄住する漢人・回民を管理させた。以下のように『理藩院則例』では、各々の地方官は近い所を優先して神木部員や寧夏部員と共同で漢人・回民とモンゴル人との交渉案件を処理すると定められていたが、殺人交渉案件の場合は山西省と陝西省の地方官とオルドス

³³⁴ 現在は陝西省榆林市靖辺県に属する寧條梁鎮となっている。

³³⁵ ジューンガル旗は山西省の河曲県・偏関県と陝西省の府谷県と接し、郡王旗は陝西省の府谷・神木県と接し、ザサク旗は陝西省の神木県と接し、ウーシン旗は陝西省の神木・榆林・懷安・靖辺県と接し、オトク旗は陝西省の定辺県と寧夏道の平羅県と接していた。ハ斯巴根(2005)、p.16 を参照。

³³⁶ 緑營の官員。守備の上、游撃の下に位置する。

³³⁷ 六部各院・部院衙門などの中央官庁を指す。

³³⁸ 司員というのは、郎中・員外郎・主事を指している。

のモンゴル人官員が共同で処理すると定められた。

陝西、甘肅兩省交渉蒙古案件、在延榆綏道所属境内者、会同神木部員辦理；在宁夏道所属境内者、会同宁夏部員辦理；在山西保德州、河曲縣等處地方者、仍呈報神木部員、会同雁平道員辦理；鄂爾多斯蒙古民人案件、均照例会同兩處部員辦理³³⁹。…鄂爾多斯、阿拉善兩處蒙古民人交涉命案、就近地方官会同蒙古官員相驗后、由宁夏、神木、安邊三處同知就近者、会同蒙古官員審明定擬、咨報該處部員及該處道員覆審完結³⁴⁰。

(引用者による日本語訳)

陝西、甘肅兩省とモンゴルとの交渉案件は、延榆綏道に所属する件は神木部員と共同で処理する。寧夏道に所属する件は寧夏部員と共同で処理する。山西保德州、河曲縣などの件は同じく神木部員に報告を呈して、雁平道員と共同で処理する。オルドスのモンゴル人と漢人との(交渉)案件は、すべて通例の通りに2箇所の部員と共同で処理する。

オルドス、アラシャ2箇所のモンゴル人と漢人(・回民)との人命交渉案件は、近くの地方官がモンゴル人官員と共に調べた後、近くの寧夏・神木・安邊3箇所の同知とともに、モンゴル人官員と共同で吟味して罪を当てて、諮文で当該部員と当該道員に報告し、再び審理して完結させる。

モンゴル人と漢人との交渉案件は、最後に山西省雁平道(保德州、偏關縣、河曲縣)、陝西省延榆綏道(府谷縣、神木縣、榆林縣、懷安縣、靖邊縣、定邊縣)、寧夏道(平羅縣)の道員が神木部員または寧夏部員と共同で審理して完結させていたことがわかる。しかし、山西省・陝西省・甘肅省の巡撫・総督は神木理事司員衙門と寧夏理事司員衙門から近い地域のモンゴル人と漢人との交渉案件の処理に加わっていなかった。Taveirne2004では山西省と陝西省の相関する地方官、理藩院派遣の神木・寧夏2箇所の理事司員、オルドス各旗の官員が共同で取り調べたと述べているが、実際には山西省や陝西省の省内の道員や知縣などの地方官は関与していない。本章の第四節では、山西巡撫と陝甘総督がオルドスの教案を取り調べる際に、山西省と陝西省管下の各道/府/州/縣地方官を経由しなかったことを検証していきたい。強いて言えば、山西省管下の歸綏道は、モンゴル人と漢人との交渉案件を処理させるために設置された役所であり、普段から歸化城トゥメト2旗のみならず外藩モンゴルとも公文書によるやり取りがあり、役所においてもモ

³³⁹ 史料⑩、p.335。

³⁴⁰ 史料⑩、p.335-336。

ンゴル人筆帖式がいたため、山西巡撫の公文書をモンゴル文に翻訳してオルドスに伝達することができたと考えられる。そこで筆者は第四節でオルドスの教案を取り調べて総理各国事務衙門に報告した公文書を考察して、各役所が関与した実態を検証していきたい。

第四節 オルドスの教案を調査・処理した実態と各役所の関与状況

第一項 山西巡撫曾国荃から総理各国事務衙門に送った報告に関する考察

総理各国事務衙門は光緒4(1878)年11月初2日に公文書を発送しており、光緒4(1878)年11月初7日に兵部火票³⁴¹所を経由したその命令を山西巡撫曾国荃が受け取った。兵部火票所を経由した公文書が5日後に届いていることから、総理各国事務衙門は急がせて山西巡撫曾国荃に公文書を送ったことが分かる。山西巡撫は光緒4(1878)年11月24日に「除行司遵照。並移咨綏遠城將軍轉型查明情形³⁴²(布政使・按察使司に公文書を送り従わせたほか、且つ綏遠城將軍に咨文を送り状況を調査させた)」と総理各国事務衙門に報告した。山西巡撫曾国荃は教案を取り調べる命令を綏遠城將軍に転送しており、オルドスには直接公文書を送っていなかった。その後、山西巡撫曾国荃は帰綏道・寧夏將軍・寧夏理事司員の返答を総理各国事務衙門に呈した。以下の(1)、(2)、(3)で示した内容から、山西巡撫曾国荃が公文書を伝達したルートを伺うことができる。

- (1) まず、光緒5(1879)年5月1日に山西巡撫曾国荃が総理各国事務衙門に帰綏道の呈した公文書を転送した。その公文書の中では、帰綏道が山西巡撫曾国荃に送った公文書の中でサラチ庁同知文山の報告を以下のように転送している。

當經前署司等會移歸綏道飭查後。茲准歸綏道飭據薩拉齊同知³⁴³文山詳稱。蒙此。遵即分咨兼轄各旗去後。旋據檄催前因。遵將郡王旗查復緣由。業經詳覆在案³⁴⁴。

(引用者による日本語訳)

当時既に前任布政使・按察司と一緒に帰綏道に命じて調べさせた後、今帰綏道が送ってきたサラチ同知文山による詳細な報告では「これを受けて、直ちに命令に従って管轄を兼務す

³⁴¹ 京師(北京)から地方に官公文を送る場合に兵部が発行する証明書を指す。

³⁴² 史料⑧、第三輯、p.517。

³⁴³ 直隸庁の長官の等級が五品級の場合は同知と言い、六品級の場合は通判と言う

³⁴⁴ 史料⑧、第四輯、p.298。

る各旗に諮文を送った後、程なく督促した前の件はすでに命令に従って郡王旗が調べて回答した事柄を詳しく返答していると檔案に記録している…」

この公文書からは、山西巡撫曾國荃が帰綏道経由でオルドスに転令させた後、帰綏道が引き続きサラチ庁同知文山に命じて教案を調べさせたことがわかる。サラチ庁の同知が兼務する各旗というのは、ダラト旗とハンギン旗であった。光緒5(1879)年3月13日、サラチ庁は、ダラト旗から、旗内に「オルドス王」がキリスト教関係者を嫌ったという事件が存在しない上、フランスの教えを信奉する人がおらず、教堂の破壊や信徒の追放もないという返答を受け取った³⁴⁵。ハンギン旗はサラチ庁の咨文を受け取った時点では、すでにイフジョー盟盟長の命令で教案を調べて報告したことを檔案に記録していて、檔案を調べてサラチ同知文山に返答したのである³⁴⁶。また、サラチ庁が以前「オルドス王」の件を郡王旗に転送したことから、サラチ庁は普段オルドスのモンゴル人と民人との交渉案件を処理しているため、オルドスを理解していたということが分かる。しかし、山西巡撫曾國荃が帰綏道からの報告を総理各国事務衙門に転送した公文書では、オルドスの郡王旗、ダラト旗、ハンギン旗のみが言及された。サラチ庁はこれらの旗に案件の取り調べを依頼したのみであり、実際に旗内を取り調べたのは各旗の旗長であった。さらに、オルドス内に帰綏道の公文書が行き届かなかった地域があったことがわかる。一方、山西巡撫曾國荃は以下のように、帰綏道の公文書が届かなかった地域を寧夏將軍に取り調べさせることを総理各国事務衙門に請願したことがわかる。すなわち、ダラト旗より西の蒙古地域は寧夏將軍が管轄するという記述から、山西巡撫曾國荃は寧夏將軍の職務をはっきり分かっていないことが読みとれる。実際のところ、寧夏將軍は寧夏に駐屯させた八旗軍を統率するのみの軍官であった。綏遠城將軍がオルドスのモンゴル人と民人との交渉案件の処理に携わっていたため、山西巡撫曾國荃は寧夏將軍も綏遠城將軍と同じような職務を担っていると勘違いしていたと考えられる。

據此本司等覆查此案既經該廳文丞移查達拉特杭錦等並無此事。自應詳情諮覆。第達拉特以西蒙古地面與甯夏接壤。係隸甯夏將軍管轄。有無前項情事。似可請咨飭查。以昭慎重。是否有當。理合具文詳請察核。俯賜移咨甯夏將軍³⁴⁷。

(引用者による日本語訳)

³⁴⁵ 史料⑧、第四輯,p.298。

³⁴⁶ 史料⑧、第四輯,p.298-299。

³⁴⁷ 史料⑧、第四輯,p.299。

これによって本司(山西布政使)が再び調べると、当該(サラチ)庁が(オールドスに)移文を送ってこの案件を調べさせると、ダラト(旗)、ハンギン(旗)には決してこのような事件がなかった。詳細な内容を回答すべきであろう。ただ、ダラトより西のモンゴル地域は(陝西省)寧夏(道)と境を接する。寧夏將軍の管轄を受ける。前項の事情の有無を(寧夏將軍に)諮文を送って転令させることがよからう。それによって慎重を期す。妥当なりや否や、正しくは正に具文をもって詳しく調査することを請願する。寧夏將軍に移牒することを伏して賜る。

(2) 次に、光緒5(1879)年7月18日、山西巡撫曾國荃が総理各国事務衙門に寧夏將軍の返答を転送した公文書の中に、以下のような記述がある。

查甯夏將軍衙門自設立駐防以來。向無兼轄外藩蒙古之責。所有阿拉善一旗鄂爾多斯一旗³⁴⁸蒙古事務。係由理藩院選派司員作為欽差駐劄甯夏部員³⁴⁹。專轄阿拉善鄂爾多斯旗務³⁵⁰

(引用者による日本語訳)

調べると寧夏將軍は駐防を設立して以来、従来外藩蒙古を兼務する職責がなかった。あらゆるアラシャ旗とオールドス一旗の蒙古事務は、専ら理藩院が選派した司員が欽差駐札寧夏部員として、アラシャ・オールドスの旗務を管理する

寧夏將軍は山西巡撫曾國荃に対して自分には外藩モンゴルの事を兼務する職責がないと言っていて、寧夏理事司員福勒洪阿に要件を転送した。すなわち、寧夏將軍は綏遠城將軍とは違って、外藩モンゴルと民人との交渉事務に一切携わっていないことが分かる。ここから、山西巡撫曾國荃はオールドス各旗の地理的な位置のみならず、役所間の関係すらも理解していないことが分かる。実際には、寧夏理事司員福勒洪阿は理藩院が寧夏道に派遣した理事司員であり、アラシャ旗とオールドスのオトク旗という両旗のモンゴル人と、民人(漢人・回民)との交渉事務を処理する責務があった。ただ、寧夏理事司員福勒洪阿はオールドス内ではオトク旗のみを取り調べることしかできないのであった。オールドスでは、オトク旗以外の6旗(ウーシン旗、ジュンガル旗、ダラト旗、ハン

³⁴⁸ オールドスのオトク旗を指している。その他の6旗のモンゴル人と民人との交渉事務は神木理事司員衙門が関わっていた。

³⁴⁹ 寧夏理事司員福勒洪阿のことを指している。理藩院が司員を選出した後、清朝皇帝が「寧夏部員」に任命されていた。

³⁵⁰ 史料⑧、第四輯、p.299。

ギン旗、郡王旗、ザサク旗)のモンゴル人と民人との交渉事務は、陝西省神木県にいる神木理事司員³⁵¹が処理していた。

(3)光緒5(1879)年9月20日、山西巡撫曾國荃は総理各国事務衙門に寧夏理事司員福勒洪阿からの返答を転送した。寧夏將軍が山西巡撫曾國荃の公文書を寧夏理事司員福勒洪阿に転送したため、寧夏理事司員福勒洪阿が山西巡撫曾國荃に公文書を送って返答したのであった。寧夏理事司員福勒洪阿は、アラシャ旗とオトク旗に役人を派遣して調べさせた結果、徳玉明がアラシャ旗の道落素海^{ドロソハイ}地方で布教し、オトク旗の素巴蓋^{ソバガイ}(寧條梁)地方に2人の外国人が家を建てて耕作を行って布教しているが、教堂を焼き払って物を奪ったという事件はないと返答した。ただ、オトク旗の素巴蓋^{ソバガイ}(寧條梁)地方にいた宣教師司富音は、光緒2(1877)年、ウーシン旗の台吉ダムリンジャブとトラブルになったことがあったと言った。寧夏理事司員福勒洪阿は、ウーシン旗は神木理事司員が管理していると言って、宣教師司富音によって訴えられたウーシン旗の台吉ダムリンジャブの件を神木理事司員衙門に転送した³⁵²。

以上のように、山西巡撫曾國荃は、総理各国事務衙門からの命令で「オルドス王」の件を調べさせたが、公文書を転送して取り調べさせたのみであったことが分かる。普段、綏遠城將軍がオルドスのモンゴル人と山西省管下の直隸庁が管理する民人との交渉案件に携わっていたため、山西巡撫曾國荃はまず綏遠城將軍に転送して「オルドス王」の件を調べさせた。綏遠城將軍の山西巡撫曾國荃に対する返答は今のところ不明である。一方、山西巡撫曾國荃が総理各国事務衙門の命令を帰綏道経由でオルドスに転送させたところ、帰綏道がサラチ庁に命じてオルドスに案件の取り調べを依頼した後、ダラト旗とハンギン旗から返答があった。そこで山西巡撫曾國荃は寧夏將軍にほかの旗における事情の取り調べを依頼したが、寧夏將軍は山西巡撫曾國荃からの公文書を寧夏理事司員福勒洪阿に転送して調べさせた。結果的に、山西省帰綏道サラチ庁が漢文公文書をモンゴル文に訳して、オルドスのダラト旗とハンギン旗に転送した。実際に役人を派遣して取り調べたのは理藩院から派遣した寧夏理事司員福勒洪阿であったが、彼はオトク旗しか取り調べる権限を持たなかった。

³⁵¹ 神木理事司員は理藩院が地方に派遣した理事司員であり、勤務先の役所である神木理事司員衙門が陝西省神木県に設置されたことによって神木理事司員と呼ばれた。

³⁵² 史料⑧、第四輯、p.306-307。

第二項 理藩院から総理各国事務衙門に送った報告に関する考察

光緒4(1878)年11月19日付で、理藩院はオルドス7旗に公文書を伝達して調べさせたと総理各国事務衙門に返答した。その後、理藩院は総理各国事務衙門に以下のように3回公文書を送って、それぞれ寧夏理事司員福勒洪阿、イフジョー盟(オルドス)盟長バダラフ、神木理事司員多歡らが理藩院に報告した内容を各々総理各国事務衙門に転送した。理藩院は外藩モンゴルをはじめとする藩部を管理する中央の役所であるため、外藩モンゴルの盟長や地方に派遣した理事司員などがオルドスにおけるキリスト教関連の案件を取り調べた実態を理藩院に報告した。一方、外国と関わる案件は総理各国事務衙門に転送するように定められていたため、理藩院はオルドスの盟長や理事司員が呈した公文書を総理各国事務衙門に転送していたことが分かる。

(1) 光緒5(1879)年9月19日、理藩院は寧夏理事司員福勒洪阿から送られてきた公文書を総理各国事務衙門に転送した。山西巡撫曾国荃は寧夏理事司員福勒洪阿に公文書で、取り調べた結果を総理各国事務衙門にも呈するように依頼した。そこで寧夏理事司員福勒洪阿は教案を取り調べた結果を理藩院経由で総理各国事務衙門に報告したのであった³⁵³。

(2) 光緒5(1879)年10月10日、理藩院はイフジョー盟盟長バダラフが呈した公文書を総理各国事務衙門に転送した³⁵⁴。

(3) 光緒6(1880)年11月23日、理藩院は神木理事司員多歡から送られてきた公文書を総理各国事務衙門に転送した。神木理事司員が綏遠城将軍と寧夏将軍から受け取った公文書を理藩院に報告した後、理藩院はそれを総理各国事務衙門に転送したのみであった³⁵⁵。

第三項 綏遠城将軍から総理各国事務衙門に送った報告に関する考察

綏遠城将軍は光緒4(1878)年11月初8日に総理各国事務衙門の公文書を受け取り、光緒4(1878)年11月24日付で、総理各国事務衙門にオルドス7旗に公文書を伝達して調べさせたと返答した³⁵⁶。光緒5(1879)年5月21日、綏遠城将軍がサラチ同知文山の報告を総理各国事務衙門に転送した公文書の中に以下のような記述がある。

³⁵³ 史料⑧、第四輯、pp.305-306。

³⁵⁴ 史料⑧、第四輯、p.308。

³⁵⁵ 史料⑧、第四輯、pp.310-311。

³⁵⁶ 史料⑧、第三輯、p.516。

咨據薩拉齊同知詳稱。轉准伊克昭盟長烏伸貝子諮覆。郡王旗達拉特杭錦等旗查明。各旗境內並無法國奉教人在境居住。亦無逐散奉教人等及燒毀房屋搶掠教堂什物。亦無鄂王屬下一名 toyruu（人名）一名 torin（人名）一名 temürig（人名）等人³⁵⁷。實無滋生事端各等因。具文詳覆查核等情。據此。除俟伊克昭盟長呈報到日再行咨覆外。理合呈請先行咨呈總理各國事務衙門查核等情³⁵⁸。

（引用者による日本語訳）

今サラチ(庁)同知の呈文では「イフジョー盟盟長から受け取った返答を転送する。郡王旗、ダラト旗、ハンギン旗は、各々の旗内にフランス人奉教人が居住しておらず、教徒を駆逐し、家屋を焼き払い、教堂の日用品を略奪したことがなく、オルドス王の配下であるトグロ、トリン、テムリグなどの人もいなかったということを調査して明らかにした。実際にもめごとを引き起こしたことがなかった等々の来文の趣意を、文書を具備して詳しく返答して審査を請う」等の内容を申したててきた。さて、イフジョー盟(の盟)長が報告を呈した時に改めて咨文を送って回答するほか、正しくはまさに咨文を以て先に総理各国事務衙門に呈して審査を請う。

サラチ庁は山西省帰綏道管下の直隸庁であり、その役所は帰化城2旗領内に設置されていた。清代では、サラチ庁など山西省帰綏道の管轄下に置かれた直隸庁が、外藩モンゴルのモンゴル人と民人との交渉案件を受理する場合、綏遠城將軍に請願して帰化城トゥメト2旗の参領などのモンゴル人官員と共同で審理すると定められていた。さらに、総理各国事務衙門は綏遠城將軍を経由して外国人と関わる事務を処理させていた。従って、サラチ庁は調べた結果を綏遠城將軍にも報告していた。ここでいうフランス人宣教師とは、フランス領事から執照を発行してもらってモンゴル地域に入ってきたスクート会の宣教師を指している。上記の公文書からは、光緒5(1879)年の時点でスクート会の宣教師はオルドスの郡王旗、ダラト旗、ハンギン旗には進出していないことが分かる。また、綏遠城將軍は、イフジョー盟盟長が返答してきた後に郡王旗・ダラト旗・ハンギン旗以外の事情を改めて報告すると述べているが、実際には役人を派遣してオルドス領内における案件を取り調べてはいないことが分かる。すなわち、綏遠城將軍は帰化城トゥメト2旗に駐在する駐防將軍であり、行政上も帰化城副都統を初めとする帰化城トゥメト2旗のモンゴル人官員を統率し、オルドスなど外藩モンゴルのモンゴル人と民人との交渉案件の審理に関わっているが、外藩モンゴルの内部に関与することはなかった。一方、今のところオルドスの盟長から綏

³⁵⁷ 総理各国事務衙門の来文には、人名がモンゴル語で書かれている。

³⁵⁸ 史料⑧、第四輯、p.300。

遠城將軍に対する返答があったかどうかは不明である。

第四項 陝甘総督から総理各国事務が門に送った公文書

- (1) 光緒5(1879)年8月12日、陝甘総督左宗堂は、オルドス札薩克貝子(副盟長ジャナガルデイ)から送られてきたモンゴル文公文書を漢文に訳して総理各国事務衙門に転送した。陝甘総督衙門には理藩院から1名のモンゴル人筆帖式が派遣されていたため、モンゴル文で公文書のやり取りをすることが可能であった。
- (2) 光緒5(1879)年11月30日、陝甘総督左宗堂は陝西巡撫から送られてきた公文書を総理各国事務衙門に転送した。一方、陝西巡撫は郡王旗が神木理事司員経由で報告した内容を陝甘総督左宗堂に呈したのである。オルドスの郡王旗の報告によると、陝西巡撫は取り急ぎの火票を翻訳せず漢文のままで直接郡王旗に送ってきたのであった。一方、郡王旗は、旗側が調べた事情とそれをサラチ庁にも返答していたことを、神木理事司員を介して、陝西巡撫に返答した³⁵⁹。

小結

アロー戦争に際してフランス政府が清朝政府と交渉してキリスト教を解禁させた後、清朝政府は上海と寧波でフランスとイギリスの軍事力を借りて太平天国軍を鎮圧しようとしていた。その時にモンゴルは条約対象外の地とされたが、フランス保護下の宣教師は張家口を通過してモンゴル地域に入ることができていた。スクート会の宣教師徳玉明は、同知11(1872)年にアラシャ旗で小作料を払って借りた土地を教徒に耕作させていた。宣教師徳玉明らは光緒元(1875)年からオルドスのオトク旗にやってきて素巴蓋(寧條梁)地方で耕作地を獲得していた。後に、オルドスの内部に入って布教しようとしたがうまくいかず、光緒3(1877)年宣教師がフランス領事に「オルドス王」を訴えた。その際、フランス領事は外藩蒙古のオルドスを勝手に各省と関連づけて、各省の総督・巡撫に命じて「オルドス王」の件の処理させることを、総理各国事務衙門に要求した。筆者は、本章で公文書がやり取りされたルートと取り調べの実態とを考察して、外藩蒙古におけるキリスト教関連の案件処理の特徴を検討した。

³⁵⁹ 史料⑧、第四輯、pp.309-310。

最初、フランス領事は総理各国事務衙門に要求して、キリスト教関連の案件を処理するべきという命令を「オルドス王」に伝達させたのみであった。清代のオルドスでは郡王旗の旗長が「王」と呼ばれる郡王の爵位を有していたため、理藩院は郡王旗に総理各国事務衙門からの公文書を転送した。山西巡撫曾國荃は綏遠城將軍と帰綏道に転送して、「オルドス王」に転令させた。すなわち、フランス領事は主に「オルドス王」にキリスト教関係者との交渉案件の受理を求めたのであった。その後、フランス領事が総理各国事務衙門に「オルドス王」の配下である王公たちがキリスト教徒を追い払い、キリスト教関係者の家屋を焼き潰したという案件の処理を要求した。それに対して、総理各国事務衙門は理藩院、綏遠城將軍、陝甘總督、山西巡撫に公文書を送って、オルドスにおけるキリスト教徒を追い払い、キリスト教関係者の家屋を焼き潰したというその案件の処理を急がせた。総理各国事務衙門は、オルドスにおけるキリスト教関係者との対立が清朝と外国との戦争の端緒となることを防ごうとしたのであった。

実際の「オルドス王」が訴えられた案件の処理は、オルドスのモンゴル人と民人との交渉案件を処理する方法の影響を受けていた。本章では以下のように公文書の伝達ルートを考察して、各役所の関係や教案処理に関与した実態を明らかにした。山西巡撫と綏遠城將軍は、歸化城トゥメト2旗領内にある直隸庁(山西省帰綏道の管轄を受ける役所)が民人と外藩モンゴルのモンゴル人との交渉案件を審理する場合、その案件の処理に加わることがあった。それによって、サラチ庁(山西省帰綏道の管轄を受ける直隸庁)はオルドス側が返答した公文書の内容を山西省と綏遠城將軍に呈して報告を行っていたことを明らかにした。

一方、山西巡撫・陝西巡撫・甘肅巡撫は普段外藩モンゴルと直接関わることはなかったため、オルドスの事情をわかっていなかったことを明らかにした。

サラチ庁は民人とオルドスのモンゴル人と交渉案件を受理していたが、地理的に歸化城トゥメト2旗と近いオルドス地域に限られていた。それによって、サラチ庁の送った文書は、オルドスの全域に行き届くことができなかった。そこで山西巡撫曾國荃は、寧夏將軍に公文書を送ってダラト旗より西の地域の取り調べを依頼した。山西巡撫曾國荃は、直接オルドスに役人を送って調べさせていないことが分かる。ただ、寧夏將軍はモンゴル人と民人との交渉事務を処理する責務がなかった。山西巡撫曾國荃は寧夏將軍の職責が綏遠城將軍と異なることを知らなかったことから、オルドスの事情を分かっていないことが分かる。寧夏將軍が山西巡撫曾國荃に送った返答では、寧夏理事司員(理事部員とも言う)がオルドスのオトク旗とアラシャ旗に属するモンゴル人と民人との交渉事務を処理していると説明した。同時に、寧夏將軍は山西巡撫曾國荃の公文書を寧夏理事司員に伝達したと伝えた。このように、山西巡撫曾國荃は各役所の職責を詳しく分からず、山西

省が管轄する帰綏道を經由して取り調べた内容と、寧夏將軍と寧夏理事司員の返答を総理各国事務衙門へ報告を呈したことを明らかにした。また、陝西巡撫はオルドスに直接漢文の火票公文書を送っており、甘肅巡撫の方は関与していたかどうか不明である。火票は中央から地方の各省に公文書を送る際に使う一種の公文書であるため、陝西巡撫は中央から受け取った公文書をそのままオルドスの盟長に転送したと考えられる。陝甘総督は、外藩蒙古と関わるのがあって、直接盟長バダラフに公文書を送った。陝甘総督衙門には理藩院から派遣されたモンゴル人筆帖式が勤めており、モンゴル文で公文書をやり取りすることが可能であった。ただ、オルドスの内部に関与する権限を持たなかったため、オルドスから返答された内容を総理各国事務衙門に転送したことを明らかにした。

さらに、各省の巡撫は、省内の道員や知県に命じてオルドスにおける案件を取り調べさせなかったことからオルドスの内部に関与する権限がなかったことが分かる。実際のところ、山西省・陝西省・甘肅省内のオルドスと境界を接する地域の道員・知県は、所属の漢人・回民とオルドスのモンゴル人との交渉案件に加わることがあった。各省の巡撫は直接漢人とモンゴル人との案件の審理に加わっていなかった。オルドスと境界を接する地域の道員・知県も、所属の漢人・回民とオルドスのモンゴル人との交渉案件に加わっていたが、オルドスの内部に関与する権限がなかった。

結果的に、外藩モンゴルと関わる事務に携わっている役所(山西省帰綏道管下のサラチ庁・理藩院派遣の神木理事司員と寧夏理事司員)が、実際にオルドスの教案を取り調べたことを明らかにした。それにしても各役所の職権に限界があった。サラチ庁は公文書を伝達したのみであり、兼務するダラト旗とハンギン旗の事情を転送した。寧夏理事司員は役人を派遣して、オルドスのモンゴル人官員と共同で取り調べたが、対象はオルドスのオトク旗のみであった。神木理事司員は光緒2(1876)年にウーシン旗の台吉と宣教師司福音との間のトラブルを処理しようとしたが、宣教師司福音が拒否したことによって案件の審理を強制しなかった。オルドスの盟長や旗長らは、自らキリスト教問題を解決していて、自ら清朝の中央から送られてきた宣教師を保護・優遇する命令を担っていた。すなわち、条約内容を履行したという訳ではなく、オルドスの社会制度と矛盾する宣教師の布教活動を、容認できる範囲内で保護・優遇していた。以上のようなことを本章で明らかにした。

第八章 初期段階におけるキリストの布教とそれにともなうトラブル

小序

本章では、ローマ教皇によってモンゴル教区の管理権を受け継いだスクート会(中国語:聖母聖心会)の宣教師たちが、内モンゴルのオルドス(伊克昭盟)地域で布教活動を始めた初期段階に注目し、彼らと地元のモンゴル人との間で起こったトラブルを検討したい。

一般的に、清朝全域におけるキリスト教の布教事業は、以下のような要因が揃ったために発展したと言われている。まず、ヨーロッパ諸国で資本主義が発展して、各教会が多額の献金をもらえるようになり、布教資金を現地へ送ることができるようになった。次に宣教師たちも、土地を購入してそれを貸し出すことによって小作料を受領し、そのお金で教会を運営しようとする経営の観念ができた。さらに、諸条約の協定によって宣教師たちの身体安全を確保することもできた。以上のような理由で布教事業に献身する宣教師が増加し、布教事業も大きな成果を上げ始めたと言われている³⁶⁰。一方で、モンゴル地域ではチベット仏教が隅々まで浸透していて、わずかなモンゴル人しかキリスト教徒にならなかったため、スクート会の宣教師たちが伝道方法を変えて入植者である漢人農民に宣教すると大きな成功を得るに至ったとも言われている³⁶¹。先行研究によると、オルドス南部のボルバルガス(borubalyasu)の教会はオルドスにおいてモンゴル人教徒を集めることができた唯一の教会であった。清末のオルドスには7つの旗があつて、ボルバルガスは南部のオトク旗の管轄地にあつた。宣教師たちは、光緒元(1875)年にオトク旗の旗長から土地を借りることに成功し、光緒4(1878)年までに、ボルバルガスに30戸のキリスト教徒を集めたが、その内の3戸がモンゴル人で、他は移住してきた漢人農民であつたと言われている³⁶²。

そこで本章では、このボルバルガス教会の宣教師による布教活動に焦点を当てて、教会関係者を妨害しているとして地元のモンゴル人が訴えられた事例を検討する。それによって、宣教師が求めていた解決方法とトラブルの解決が難しかった原因等を明らかにしたい。また、東隣りにあつたウーシン旗のモンゴル人をキリスト教に改宗させようとして引き起こされたトラブルも検討する。

第一節 本章に関連する先行研究の整理

スクート会がオルドス地域で布教活動を行った歴史に関する研究は、既にいくつかなされてい

³⁶⁰ 中村 2015 を参照。

³⁶¹ 張 2006 と梅栄 2014 を参照。

³⁶² 梅栄 2014、p.44 を参照。

る。例えば Taveirne2004 は、スクート会が 1874 年から 1911 年まで、オールドスで行った布教活動を研究している。しかし、主にヨーロッパ側と漢文の史料のみを利用して、モンゴル語の史料が使われていない。ボルバルガスにおけるスクート会の布教活動に言及した研究もいくつかあるが、モンゴル人をキリスト教に改宗させようとした具体的な事例の研究がない。例えば張 2006 は、清末の内モンゴル地域におけるスクート会の布教活動を研究している。宣教師たちがフランス領事に、オールドスのモンゴル人たちの教会に対する反発を訴えたことにも言及されているが、詳しく検討されてはいない。梅栄 2014 は、オールドス地域に絞って、スクート会の布教した歴史を検討した。オールドス全体の状況を述べてはいるが、詳しく検討されてはいない。一方、本研究の第四章の第三節では、同じ時期のキリスト教関係者とオールドス・ダラト旗のモンゴル人との間で起こったトラブルの事例を扱った。スクート会の宣教師がダラト旗の旗衙門に報告しないままに建物を立てたため、その建築物が旗の官員たちによって破壊されたという事件である。それに対して、本稿の事例で扱うボルバルガスという所は、宣教師たちが旗長の承認を受け、小作料を払って借りた土地である。それなのに、教会関係者と周辺のモンゴル人との間でトラブルが起こったわけである。従って、そのトラブルを詳細に検討すれば、解決を求める宣教師の動きと、盟や旗などの役所が取った対応とを明らかにすることができるであろう。それによって、地元のモンゴル人とキリスト教関係者の間で起こったトラブルがなかなか解決できなかった深い原因を明らかにしたい。

写真 6: 徳玉明によって建てられた西営子教堂(南壕塹) (1872-1874 年)³⁶³



³⁶³ 古 2002、p.53 から引用。

第二節 キリスト教入信希望者(モンゴル人)を教会用地へ移動させる問題

第一項 ボルバルガスの教会とモンゴル人教徒

1874年、前述した巴耆賢はローマ教皇によって使徒座代理に任命された³⁶⁴。同年、巴耆賢は徳玉明(Devs Alfons)と費爾林敦(Verlinden Remi)の2人を派遣して、内モンゴルの西部地域で布教活動を始めた。オルドス南部にあるオトク旗のボルバルガス(城川)周辺で、何人かのモンゴル人が教徒になったため、彼らは増援を請求し、桂徳真(Cuissart Edouard)³⁶⁵と司福音(Steenackers Jan—Bapist)³⁶⁶の2人が派遣された³⁶⁷。オルドスの南部では、康熙年間に開墾が許可された土地があり、乾隆年間に万里の長城より北へ幅が約50里(25km)の帯状地域における耕作が許可され、開墾地帯における放牧が禁止されていた。清末期のオルドスでは農業を始めたモンゴル人もいた。オルドスで最初にキリスト教に改宗したモンゴル人であるバダイは漢人農民の日雇い労働者であり、徳玉明はバダイに二倍の給料を払って雇いたいと話しかけると、バダイは自ら改宗を希望したと言われている³⁶⁸。

写真7:ボルバルガスのモンゴル人教徒バダイの家族³⁶⁹



³⁶⁴ 張 2006、p.32 を参照。

³⁶⁵ 桂徳真(Cuissart Edouard)。(1844年2月24日～1926年4月30日) 洗礼名はEdouardである。ベルギーのChimayから来た。スクート会の会員。

³⁶⁶ 司福音(Steenackers Jan—Bapist)。(1853年2月5日～1918年2月17日)。洗礼名はJan-Baptistである。オランダのKasterleeから来た。スクート会の会員。

³⁶⁷ 張・湯 2007、p. 117 を参照。

³⁶⁸ Taveirne2004、pp. 234-245 を参照。

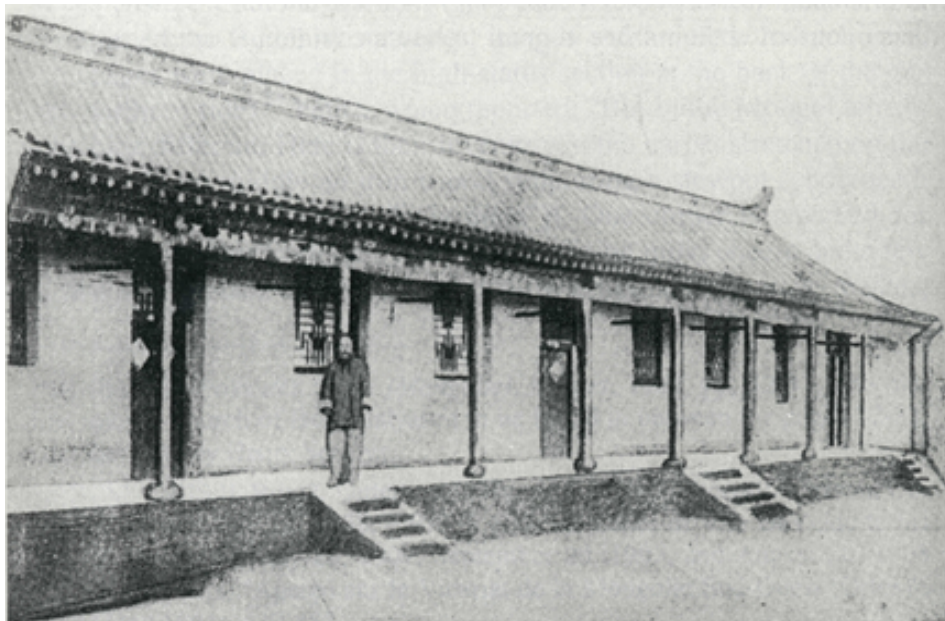
³⁶⁹ Taveirne2004、p. 428 から引用。

写真 8: ボルバルガスのモンゴル人教徒チョクトの家族³⁷⁰



スクート会の宣教師はモンゴル教区の管理を受け継いだ後、小教区を作り、小教区ごとに一つの教会を建てることを義務としていた。ボルバルガス教会の建物は、モンゴルや中国のスタイルに合わせた建築物であった。それ以外に、柳の枝で組んだ小屋もあった。

写真 9: 中国式の教堂を描いた絵³⁷¹



³⁷⁰ Taveirne2004, p. 428 から引用。

³⁷¹ Taveirne2004, p. 430 から引用した

写真 10: モンゴル式教堂をかいた絵³⁷²



写真 11: 柳の枝で組んだ小屋³⁷³



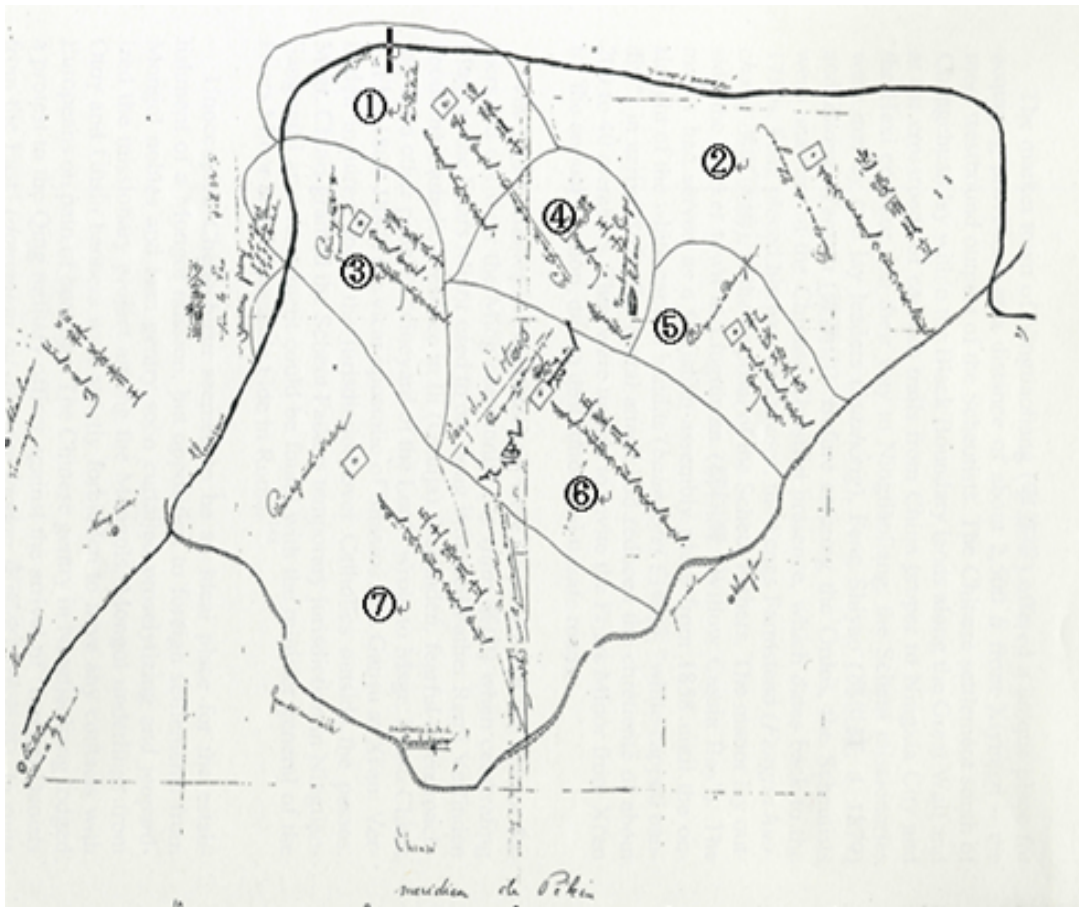
³⁷² Taveirne2004、p. 430 から引用した

³⁷³ Taveirne2004、p. 54 から引用。

第二項 ボルバルガス周辺での布教活動

光緒元(1875)年1月30日、スクート会の宣教師はオトク旗ボルバルガス(城川)で土地を借りることに成功し、布教活動を始めた。最初にオルドスに派遣された宣教師が前述の徳玉明(Devos Alfons)と費爾林敦(Verlinden Remi)の2人であった。費爾林敦の描いたオルドス全体の地図と、徳玉明が描いたオルドス地域の教会図から当時のオルドス地域の様子を伺える。旗と旗の境界線がおおよそのところで書かれている。

写真 12: 費爾林敦(Verlinden Remi)の描いたオルドス全体の地図³⁷⁴



³⁷⁴ Taveirne2004, p. 232 から引用。番号は筆者が書き加えた。①はダラト旗、②はジュンガル旗、③はハンギン旗、④は郡王旗、⑤はザサク旗、⑥はウーシン旗、⑦はオトク旗である。

写真 13: 徳玉明 (Devos Alfons) の描いたオルドスの教会の地図³⁷⁵



徳玉明 (Devos Alfons) が光緒 11 (1885) 年に書いた上記の地図では、教会があるところには、「✕」のようなマークが描かれていることがわかる。この地図から見ると、オルドスが寧夏地方と接する境界と考えられる黄河の川岸にいくつかの教会ができていることがわかる。また、オルドスの一番北の方、黄河の北岸にもいくつかの教会ができていることがわかる。オルドス領内では、オトク旗南端のボルバルガス周辺の教会の数が一番多かったことがわかる。ボルバルガスより東北方面では、黄河に至るまでの万里の長城のすぐ北西側に 2 つの教会ができていることが分かる。ダラト旗内でもいくつかの教会ができていることがわかる。このように、オルドス全体で見ると周辺地域から始まって教会が建てられていたことがわかる。

光緒元 (1875) 年 1 月 30 日に、徳玉明がオトク旗旗長の許可を得て借りることができたのは、ボルバルガス周辺の subay-un eki という所であった。上掲の地図を見ると、subay-un eki のみならず、いくつかの場所に教会ができていることがわかる。オトク旗の官員は、宣教師たちにウーシン旗

³⁷⁵ Taveirne2004, pp. 248-249 より引用。

内で布教活動を行うように勧めた。そこで、徳玉明と費爾林頓らは、ウーシン旗の管轄地でも布教しようとウーシン旗の官員と交渉したが、失敗に終わったと言われている³⁷⁶。

第三項 ウーシン旗の人々による反発

アロー戦争に際して、清朝政府の外国と関わる事務が増えてきたため、「総理各国事務衙門」という新しい役所が作られた。総理各国事務衙門の「法国股」は、フランスに関連する事務とともにキリスト教の布教事務をも担当していた³⁷⁷。1858年に仏清天津条約が結ばれた後、内地での布教活動が許可された。また、西洋の官吏に対する公文書では「夷³⁷⁸」の文字を使ってはいけないと定められた。清朝政府は、宣教師たちが到達することを地方の役所へ事前に通知した後、地方の官員が彼らの旅券番号を確かめて、総理各国事務衙門へ報告するという連絡のルートを公式に定めていた。フランス領事は、文書をやり取りするこのルートを利用してオルドス地域における教案の解決を求めることができたのであった。例えば、宣教師が直接フランス領事に文書を送ると、フランス領事は以下のルートで地方に文書を送って解決することを求めている。文書を送るルートは、「宣教師→フランス領事→総理各国事務衙門→綏遠城將軍(漢文の公文書をモンゴル語に訳す)→盟長→旗長」である。オルドスの盟衙門はその文書の内容を確かめてから、各旗の官員たちに命令を下し、案件を調べさせて条約通りに宣教師たちを優遇させ、交渉案件を公平に審理すべきであると伝達していた。旗衙門は案件を審理して盟衙門に報告し、綏遠城將軍を経由して総理各国事務衙門へ報告していた。最後に総理各国事務衙門が、オルドスから報告されてきた内容をフランス領事に伝達していた³⁷⁹。

光緒4(1878)年12月16日に、盟長バダラフは副盟長や各旗の協理タイジたちに文書を送り、オルドス地域で教会の建物が壊されて、教徒の財産が奪われたという事件を調べさせた。総理各国事務衙門は、フランス領事が送って来た文書を受け取って、案件を調べて解決する命令を盟長のところに送って来た。そのモンゴル文文書に以下のようなことが書かれている。

(引用者による日本語訳)

長城外の教会から(フランス領事を介して総理各国事務衙門に)送ってきた文書で「受け入

³⁷⁶ Taveirne2004、p. 236-237 を参照。

³⁷⁷ 呉 1995、pp. 20-21 を参照。

³⁷⁸ 異民族のことを指す。

³⁷⁹ 詳しくはハスゴワ 2018 を参照。

れた suryal-i ulamjilaqu arad(宣教師)を既に貴衙門³⁸⁰から管轄の省の総督・巡撫によって審理させよ」と言って送っていたことを聞いて、管轄の suryal arad(教徒)をすぐそこへ派遣して、suryal tingkim(教堂)を見て suryaqu tingkim(教堂)の家具を見ると、全部焼かれて潰されていた。また、オルドス王(盟長のこと)の管轄下の(王)公トゴルという人が 10 何人かの人を連れてきて教徒を追い払うと共に、教堂内の物品を全部奪い、教会の建築物を焼いて潰した。また同年(1878)8月に管轄下の王公トゴルが(また人々を)集めて、トゥルルという人、テムケという人(を含む)100人以上の人を連れてオトク・アイマグ(オトク旗のこと)に到達して、キリスト教に従った人の物品を奪って殺害しようとしたと(意味不明の記述あり)言っていた。(実際には)そのようにしなかったけれども、オトク王(旗長)の管轄地では、教徒たちを嫌がって受け入れていない。すぐオトク王の管轄地の一部分(の土地)を管轄する巡撫、総督に文書を送り、転送してオルドス王(盟長のこと)に渡したが、オルドス王が巡撫・総督から知らせて送った(文書を)受け取ったかどうかはわからない...我々大臣たち³⁸¹が調べると「宣教師たちが中国に居住して教堂を建設するとそれは中国の教堂である」ため、貴衙門³⁸²からすぐに管轄の省の大臣たちに伝達して宣教師の身体安全と財産を守り、条約通りに解決せよ³⁸³。

この文書から、宣教師たちは、オルドスの事情をあまり理解しておらず、盟長を「オルドス王」、オトク旗の旗長を「オトク王」と呼んでいたことがわかる。ここでいう「オトク王の管轄地域」というのは、オトク旗の領域を指していると考えられる。また、宣教師たちは、オトク旗の一部分の土地を山西巡撫と陝甘総督が管轄していると述べている。ここから、オトク旗に入って来た漢人たちを、主に山西省、陝西省、甘粛省が管理していたことがわかる。清朝は、モンゴルにやって来た漢人に対する管轄権を盟や旗に渡していなかった³⁸⁴。オルドスに入ってきた漢人たちを管理するために、府・州・県などの役所が設立され、これらの役所は山西省、陝西省や甘粛省の管轄下に置かれていた。すなわち、漢人はモンゴルにやってきて何世代経てもモンゴル人側の管轄を受けることがなく、モンゴル人と漢人は異なる行政システムによって管理されていた。

清朝政府は、乾隆 8(1743)年に、オルドスにおけるモンゴル人と漢人との交渉案件を寧夏・神

³⁸⁰ どの衙門かは不明。

³⁸¹ 総理各国事務衙門の官員のこと。

³⁸² 綏遠城將軍のことである。

³⁸³ 史料①、23 卷、pp. 66-68

³⁸⁴ 岡 2010、pp. 19-20 を参照。

木・安辺の3箇所の理事庁³⁸⁵の理事同知³⁸⁶が理事司員(部郎)³⁸⁷、道員³⁸⁸と共に審理すると定められた³⁸⁹。陝西省の延安府、榆林府、及び綏徳直隸州に属する漢人の場合は、交渉案件を神木理事司員衙門で処置する。寧夏道に属する漢人の場合は、交渉案件を寧夏理事司員衙門で処置する。山西省の保徳州、河曲県に属する漢人の場合は、交渉案件を神木理事司員衙門と山西省の雁平道とが共同で処置することになっていた³⁹⁰。

理事司員というのは、理藩院が派遣して地方に駐在させた官員であり、異なる旗に属するモンゴル人同士の案件を旗長と共に審理し、モンゴル人・漢人の交渉案件を地方に設置された府・州・県の官員と共に審理していた。オルドス周辺では寧夏理事司員衙門と神木理事司員衙門が設置された。寧夏理事衙門では、アラシャ旗とオトク旗のモンゴル人・漢人の交渉案件、及びこの2つの旗と他の旗との交渉案件を審理する。神木理事衙門は、オトク旗以外のオルドスの6旗におけるモンゴル人・漢人の交渉案件、及び他の旗との交渉案件を審理する³⁹¹。一方で、清朝政府は、キリスト教関係者との交渉案件を地方の官員が審理すると定めていた³⁹²。

この文書からオルドスで、王公であるトゴルという人物が宣教師と教徒を追い払って、教会の物品を奪い、教堂を焼いて潰したと訴えられたことがわかる。宣教師はモンゴル地域における二重の行政システムを理解していなかったようで、まずは、山西甘肅の巡撫、総督に文書を送り、そこから転送して盟長に伝達するように依頼したことがわかる。当時の盟長バダラフは、ウーシン旗に属していたため、「オルドス王の管轄下」というのはウーシン旗の人たちであって、彼らがオトク旗にきて争いを仕掛けたというのである。今回の案件に関しては、単純に旗を越えたモンゴル人の交渉案件だと見た場合、オトク旗は寧夏理事司員衙門の管轄範囲内であり、一方でウーシン旗は神木理事司員衙門の管轄範囲内であって、両旗の旗長も案件の審理に参加しなければならない。さらに、所属がはっきりしていない漢人と明確な規定が定められていない外国人とが関わった案件であり、非常に複雑であった。

この問題に関して、光緒5(1879)年1月24日に、伊克昭盟副盟長ジャナガルディから盟長バ

³⁸⁵ 役所名。モンゴル人と漢人の交渉案件を審理する。

³⁸⁶ 直隸庁や省から離れたところの庁の長官であり、すべての行政を管掌する。庁は県レベルの行政機関である。

³⁸⁷ 理藩院から派遣して地方に駐在させた官員。寧夏、神木、八溝、三座塔、烏蘭哈達(ウランハダ)、塔子溝など6箇所に派遣された。

³⁸⁸ 一般的には正4品の官員。省と府の中間に置かれた官職である。

³⁸⁹ 清朝政府は乾隆25(1760)年に、薩拉齊・清水河・托克托を理事庁にして、それぞれハンギン旗、ダラト旗、ジュンガル旗のモンゴル人漢人の交渉案件を処置させた。蘇日塔拉図2017、p. 136を参照。

³⁹⁰ 蘇日塔拉図2017、pp. 135-136を参照。

³⁹¹ 蘇日塔拉図2017、p. 31を参照。

³⁹² ハスゴワ2018、p. 112を参照。

ダラフに報告した公文書では「我々のところから参領サインバヤルを派遣して管轄旗の...ここで教徒を追い払ったり、または教会の内部の物を奪ったりしたことがないと...ことを呈して報告する...」³⁹³と書かれている。檔案に記録された文書の文字が一部欠けているが、副盟長ジャナガルディは、自分の管轄下にあるジュンガル旗のみを調べて報告したようである。すなわち、公文書を送って来た時点では、ジュンガル旗内で教会内の物を奪ったりしたことがないと報告した。

そして、光緒5(1879)年9月初吉日に、盟長バダラフは副盟長ジャナガルディに以下のようなモンゴル文書を送って、ウーシン旗のタイジ・ダムリンジャブが教会の人に争いを仕掛けたことを知らせた。

(引用者による日本語訳)

檔案を調べて見ると、Fa国(フランス)の Bedeqiang(漢字不明)が陝西省の巡撫に手紙を送った案件のため、寧夏に(文書を送って、寧夏衙門の章京(iryai-yin juγran-u jānggi)の所から役人を派遣して洋人の surγayuli(学校)の所に行って聞くと、彼らの baysi(宣教師)司福音(Steenackers Jan-Bapist)が会って、(その事件に関する)文書を提出した。(それによると、光緒2年の冬、タイジ・ダムリンジャブ本人が彼の弟オドバたちを連れてきて、司福音を3日間待った後、大勢の人を集めて殴り合いになりかけたという。しかし、決して surγayuliの建物を焼失させたことはない。又、品物を奪ってはいない等々のことを書いて神木(理事司員衙門)に送ると、神木から我々(盟長)のところへ文書を送って来て、管轄のタイジ・ダムリンジャブ、彼の弟オドバたちを役人に引き渡して寧夏に送って訊問させるために待たせようと言って文書を送って来た。他に聞いたことがないことを一緒に報告しよう...³⁹⁴

この文書から、宣教師が陝西省の巡撫に文書を送った後、寧夏衙門の章京がボルバルガスの教会に役人を派遣して案件を調べさせたことがわかる。寧夏衙門が盟長に送った文書によると、宣教師司福音は、派遣された寧夏衙門の役人に、タイジ・ダムリンジャブらの人が争いをしかけたことがあったが決して教会の建物を焼失したり、物品を奪ったりしてはいないと報告した。盟長は、宣教師が報告した内容を神木理事司員衙門にも送った。神木理事司員はウーシン旗に属するモンゴル人と異なる旗に属するモンゴル人との交渉案件やモンゴル人・漢人の交渉案件を処置していた。神木理事司員が盟長に送ってきた文書では、今回の案件に関わったウーシン旗のタイジ・

³⁹³ 史料①、23巻、p. 74。

³⁹⁴ 史料①、23巻、p. 180。

ダムリンジャブらを寧夏衙門に引き渡して審理させるように命じた。

一方で、欽差陝甘総督左宗棠は、外国と関わる事務を処理する際の漢文の規約(dürim toytayal)を送って来た。盟長バダラフは副盟長ジャナガルディにモンゴル文文書を送って、以下のように規約の翻訳を依頼した。日付は吉日とのみ記入されているが、ジュンガル旗の檔案史料集は年代通りに並べられているため、光緒4(1878)年の文書であると考えられる。

(引用者による日本語訳)

欽差陝甘総督左のところから公文書で外国(と関わる)事務を処理する規約を送って来た。一束(の中に計)15冊の漢文(文書があつてそれ)を我々(盟長)のところでは翻訳する人がいないため、tusqai elči³⁹⁵(特使)に命じて送って知らせる。届いたらベイレ賢弟が確かめて受け取り、モンゴル語に訳して、折り返し送ってきて、今後外国(と関わる)案件があつた場合は、調べて処理して、公務に便利ないようにしてほしい…³⁹⁶

この公文書から、少なくとも光緒4(1878)年までは、オルドス地域で外国人と関わる案件を処理するために参考となる法律や規約などが整備されていなかったことがわかる。欽差陝甘総督左宗棠がオルドスに送って来た文書は漢文であり、二重の行政システムが共存するモンゴル地域でこの規定を適用してよいのかどうかも非常に難しい問題であった。

第三節 モンゴル人に対する布教活動の事例

第一項 モンゴル人とモンゴル人との間で起こったトラブル

光緒10(1884)年5月17日、ウーシン旗の佐領ムンゲンダライは、ウーシン旗の平民グンチュグの供述書と以前平民ジンバが報告していたことと一緒に参領ウルジラシに呈した。そのモンゴル文文書の中で光緒10(1884)年閏3月8日にジンバは、章京ムンゲンダライに、宣教師の住んでいるボルバルガスから来た人々が自らの親戚を奪って連れて行ったことを報告している。

(引用者による日本語訳)

ジンバが来て報告したこと。今年の2月9日に、洋人の住むボルバルガス(という所)からオ

³⁹⁵ elči は北元時代からあった官職であり、命令を受けて地方に行つて案件を審理する役人である。蘇日塔拉図2017、p. 41を参照。

³⁹⁶ 史料①、23巻、p.70。

トク(旗の)マシ、バラド、バダイなどのモンゴル人漢人(計)11人が(ウーシン旗へ)馬とラクダに乗ってやってきて、私の伯父(叔父)グンチュグ、オトク旗のナミドの2人を麻縄で縛り上げて、一頭のラクダに乗せて、(2人に対して)ののしりつつ連れて行った。以前もたびたび来て、私の弟の妻チャガーヘン、甥ボルチョロー、また私の従兄弟ボル、彼の妻ロルマ、(と)息子ザムジャンドルジ、アルタンオチル、ハルジャンフー、義理の伯母(叔母)ミンディたち(を連行し)、牛、羊、山羊、家具や物品を奪って行って、私が住む家の扉を壊して、お茶・毛氈・ひもなどのものを盗んで行ったことなど全ての不当な事柄を訴えて報告してきたことを、私(ムングンダライ)章京が聞いて、同月10日に副佐領サルライを派遣してオトク旗の右協理タイジの衙門へ証人となって報告した」といった³⁹⁷。

この文書から、光緒10(1884)年3月8日にウーシン旗のジンバという人が同旗の章京ムングンダライのところに来て、自分のおじとオトク旗のナミド2人が強制的に連れて行かれたことを報告したということがわかる。光緒10(1884)年2月9日にボルバルガスから来たという11人の内、3人はオトク旗に属するマシ、バラド、バダイのモンゴル人であった。そして以前にもボルバルガスに住んでいる人たちが、何度もウーシン旗へ来て、ジンバの親族を強制的に連行したようであった。章京ムングンダライはその報告を受けてオトク旗の右協理タイジに上呈した。

一方、連れて行かれたウーシン旗の平民グンチュグ本人も佐領ムングンダライに対して光緒10(1884)年5月17日にモンゴル語で以下の通りの供述をした。便宜上、供述の文中に番号を加えている。

(引用者による日本語訳)

(1)今年(光緒10年)の1月28日、オトク旗のボルバルガスに住んでいるオトク(旗の)マシ、ヘシグデリゲル、バラド、バダイ、私の弟ウルジラシ、甥(ači)ババイら十何人かの人が、6頭のラクダを連れてきて、私の息子ボル、その妻ロルマ、孫ジャムヤンドルジ、アルタンワチル、ハルジャンフー、ウルジラシの妻ミンディ、ババイの妻チャガーヘン、彼(ババイ)の息子ボルチョローたちを連れ去り、私の農耕用の5歳のオス牛1頭、放牧しているモンゴル人・漢人の羊を9匹、山羊15匹、家具(意味不明の言葉があり)鍋・柄杓(などの食器)を奪い、残りのかめ・水桶等のものを叩き潰した。また、甥ジンバの家の門を壊して中に入り、お茶・毛氈

³⁹⁷ 史料①、24巻、p. 439。

・ひもを奪っていった時、我々の qorin(意味不明、20?)の領催バトサン、同じ管轄下のホト・パサイたちがそれを阻止して行かせまいとすると、オトク(旗の)ヘシグダライ、マシたちが逆にバトサン、パサイたちを殴りけがをさせていった。

(2)その後、私の愚かな考えで考えると、息子や甥たち、家具家畜を奪われて失ったことを悔しく思い、私本人と何人かの息子・甥たちや親戚の16人が、同じ(年の)2月6日の朝、洋人が住んでいるボルバルガスへ、奪われていった10人ぐらいの人を返してもらいたいと言いに行った。すると、彼らは我々の(さらわれた)人々をいくつかの家の奥に隠し閉じこめて、オトク(旗の)センゲ、エゲルンら20人以上の人が家の上に上がって、(意味不明の記述あり)木を手を持って威嚇していたのに対して、我々の一部は階段を上って庭に入って、庭の扉を中から開けて、我々全員が中に入り、奪われた人々を家から見つけたが、ババイがいなかった。他の人は全部見つかって、牛・羊・山羊を追い、ババイ、ボルらが買ったという2頭の馬を連れて、その日の内に戻って、私の農地の家に集まっていると、後から、またオトク(旗の)ヘシグダライ、マシらのモンゴル人、漢人の20何人かの馬に乗った人が追いかけて来て、「ウルジラシは、我々の baysi(宣教師のこと)から買った牛の代金が不足していて、銅銭1万何千枚かの代わりに ketel³⁹⁸をする約束した。もし、あなたたちがウルジラシを連れて行くのであれば、お金を取る」と言った。それで、ウルジラシにこのような不足金の真偽を尋ねるとウルジラシが「牛の代金に銅銭一万何千枚かが不足していることは事実である」と言ったので、オトク(旗の)ヘシグダライ、マシらと話し合っ、ウルジラシの不足金の代わりとして約束した getel を完了してから、ウルジラシを返してもらうように話し合った。また(彼らが)「ババイ、ボルらは2頭の馬を買ったが、代金を未だ払っていない。直ちに馬の代金を払え。そうしないと、馬を返してもらう」と言うので、ボルから馬の代金を渡したかどうかを聞く、「私は馬を買ったが代金を渡していない。ババイが買った馬の代金を渡しているかいないかを私は知らない」というので2頭の馬をオトク(旗の)ヘシグダライ、マシたちに引き渡した後、(彼らは)自らの馬を受け取り、ウルジラシを連れて帰った。

(3)その後、同月8日に再びオトク(旗の)マシ、バラドたちモンゴル人・漢人の10人ぐらいの人が私の家に来て息子ボル、妻ロールマ、孫アラタンワチル、ハルジャンフーたちと1頭の牛を(再び)私から奪って行った。

(4)その後、同月9日に、またオトク(旗の)マシ、バラド、バダイたちモンゴル人・漢人11人

³⁹⁸ 縦書きモンゴル文字の形は「ketel」に同じである。具体的な意味は不明である。kötül(従者、道案内人)の誤りであれば「従者を務める」の意になる。

が、馬とラクダでやって来て様々な規律(dürim)に言及してオトク(旗の)ナミドと私の2人を麻縄で縛り上げて、オトク(旗の)射撃手ダムチュグの鉄砲も奪い取って、ラクダと一緒に乗せて、またボルバルガスに着いて一泊した時、マシとバダイの2人が私たちに対して再び様々な規律に言及して、きつく縛って、(私たちは)非常に苦しめられて寝た。

(5) 同月10日にオトク(旗の)マシ、バダイ、漢人 ZhangSai たちモンゴル人・漢人の6人が私たち2人を連れてきて、11日に baya mašing³⁹⁹の同知衙門に引き渡した。同知が我々を呼び出して尋問した時に、2人でこれらのことを全て報告すると、我々2人の麻縄を外して1つの鎖で結び、またオトク(旗の)マシ、バトたちに監視させていた。

(6) 同知、オトク旗のジャルガチ(訴訟担当者)⁴⁰⁰ラドナたちは、私たちを17日に連れて行って、マシ、バトたちと顔と顔を合わせて画押付きの供述(書)を作った。同月24日にオトク(旗の)バトが逃げた。3月5日に、オトク(旗の)マシがこっそり逃げた後、同月12日、同知が私たちを呼び出して、私たちに「あなたたちを監視していた2人のオトク(旗の)人がこっそり逃げた。あなたたち2人と、顔と顔を合わせて審理するため、何度もオトク(旗の)マシ、バダイ、バラド、バトたちを呼び出しても来ないため、今、あなたたちの枷と足枷を外して、2人の副佐領に任せて、baising に住んでいる以前あなたたち2人を連れて来た漢人 ZhangSai に引き渡して、道案内させて家に帰らせよう」と言って、2人の副佐領が、私たちを連れて行き、15日にその ZhangSai に渡した。ZhangSai は私たちの身柄を受け取って、「既に同知衙門の命じたことを、私が洋人から聞くと『私と関係ない』と言ったので、今、あなたたち2人は家に帰ってください」といったため、当日私たちは baising から帰って来た。このように不当に扱われたことを悔しく思い、証人になって報告しようとしたところ、私の甥ジンバが来て「全てのことを管轄の佐領ムングンダライに報告した」と言うのを聞いて現在に至るまで待っていた...⁴⁰¹

平民グンチュグとその甥ジンバによるこの供述から、オトク旗のボルバルガスに住んでいる漢人とオトク旗のモンゴル人が、ウーシン旗の平民グンチュグの親族をボルバルガスへ移住させようとしたことが分かる。ウーシン旗に来て人や物品を奪った人たちの中に、グンチュグの弟ウルジラシや甥ババイもいた。グンチュグを基準にした親族関係は表20の通りである。また、表2で示した

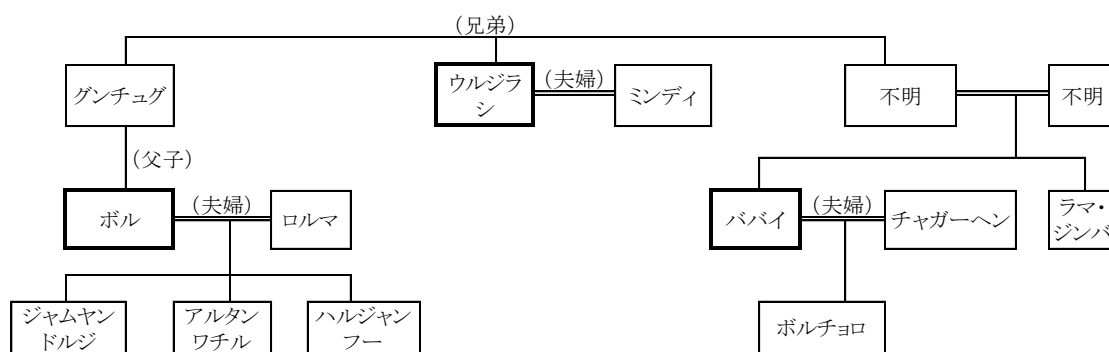
³⁹⁹ 陝西省の定辺県を baya mašing と呼んでいた。

⁴⁰⁰ ジャルガチは役職名である。モンゴル帝国時代は、訴訟処理や戸口調査などの職務を勤めていた。清朝時代は、地方に派遣された駐防官である「理事司員」もこう呼ばれることがあった。また、旗側にもジャルガチと呼ばれるモンゴル人役人がいた。紛争処理の能力を持つ上に、中国語のできる人がジャルガチを務めて、主に漢人と関わる事務を担当していた。額定其勞 2017、pp.112-116 を参照。

⁴⁰¹ 史料①、pp.439-441。

通りに、3組の夫婦がいた。このうち太い線で囲んだ3人が、ボルバルガスの宣教師から大型の家畜である馬や牛を受け取った人々である。ウルジラシとババイは先にボルバルガスへと移住していた。

表 20: グンチュグを基準にした親族関係図(筆者作成)



上述の史料の(1)部分から、以下のことがわかる。光緒10(1884)年1月28日にオトク旗のボルバルガスからウルジラシとババイを含む10何人かの人がウーシン旗に来て、ボル、ロルマ、ジヤムヤンドルジ、アルタンワチル、ハラジャンフー(以上ボルの家族5人)、ミンディ(ウルジラシの妻)、チャガーヘン、ボルチョロー(ババイの家族)の計8人を連行して行った。また、5歳の牛1頭、平民グンチュグたちが放牧していたモンゴル人・漢人の羊9匹、山羊15匹、家具物品、鍋柄杓などの財産や日用品を奪って行って、持っていけないものは叩き潰した。隣に住んでいたジンバの家にも入って、お茶・毛氈・ひもなどのものを取っていったという。ボルバルガスからやってきたオトク旗のモンゴル人はマシ、ヘシグダライ、バラド、バダイなどの人たちであった。その行動を阻止しようとしたウーシン旗の領催バトサンとボルの義理の父パサイらが逆に殴られたことも分かる。

先行研究によると、ボルバルガスはスクート会の宣教師たちがモンゴル人教徒向けに作った教会であって、モンゴル人教徒を集住させていたことが分かっている。従ってウルジラシとババイは先にボルバルガスに移住していて、ボルバルガスから来た人たちは、ウルジラシとババイの家族を後から奪って行ったのである。その時、ボルの一家も連行して行った。彼らは止めようとした役人を殴り、鉄砲まで奪って行った。ここから、ウルジラシ、ババイらは、自らの家族を説得してから移住させたのではなく、強制的に連行しようとしたことがわかる。

史料(2)部分から見るとグンチュグは史料(1)のようなことに遭遇して、親族と財産を失ったと思

い、同年2月6日に親族を集めて16人になり、ボルバルガスに行って、奪われた親族と財産を取り戻そうとした。ボルバルガスに住む20何人かの人たちは、連行したグンチュグの親戚を *baising* (建築物) の中に隠して、グンチュグらの行動を阻止しようとした。グンチュグらは無理やり中に入って、10人ぐらいの人と、牛・羊・山羊、さらにババイとボルらが買ったという2頭の馬を連れて帰った。しかし、グンチュグらがウーシン旗の「*tariyan-u ger* (耕地の家)」に着いた後、再び、ボルバルガスからモンゴル人・漢人の20人以上の人たちが追いかけて来て、ウルジランが宣教師から牛1頭を買ったが代金銅銭1万何千枚かが不足していると言った。ウルジランは、不足している代金の代わりに宣教師に *ketel* (意味不明) をする約束をしていたことがわかった。彼は、直ちに代金を返すことができなかつたため、宣教師と約束した期間が満了した後実家に帰ることになったようである。また、ババイとボルの2人は、宣教師から各々馬1頭を受け取っていたが代金を払っていなかったため、馬を返すことにした。したがって、オトク旗のボルバルガスから来たモンゴル人・漢人計20何人かの人、ウルジランと馬2頭を連れて帰ったことが分かる。

「*tariyan-u ger*」というのは、農地の近くの家のことを指している。すなわち、グンチュグらは農業もやっているモンゴル人であったことがわかる。スクート会の宣教師たちは回民反乱後のオールド地域で、モンゴル人をキリスト教に改宗させるために、貧しいモンゴル人をほどよく配置して、家畜、農具や種を貸してやり、5年以内に返すようにしていたとも言われている⁴⁰²。前述した三組の夫婦の内の、夫3人が、ボルバルガスに居住するスクート会の宣教師から大型の家畜を受け取ったのだと考えられる。ウルジランは、宣教師と約束したことがまだ終了していなかつたため、一定期間オトク旗のボルバルガスに住んでいたと考えられる。ボルとババイは、馬を買ったと言っているが代金は全く払っていなかった。彼らはいずれも平民であり、大型の家畜を購入する財力はなかつた⁴⁰³。ここから、ボルとババイの2人は、ウルジランが牛1頭を受け取った後に、馬を受け取って、宣教師と同じ様な約束をしたと考えられる。3人の内、ウルジランとババイは既にボルバルガスに住んでいて、ウーシン旗から自らの家族とボルの家族をオトク旗のボルバルガスへ移住させようとしてこの事件が発生した。しかし、その約束はそれほど厳しくなかつたようで、ウルジランの場合も、約束の期間が満たされた後、帰ることが可能であった。

史料(3)部分を見ると、光緒10(1884)年2月8日に、再びボルバルガスから10人ほどの人が来て、ボル(グンチュグの息子)一家と牛1頭を奪っていったという。

⁴⁰² 梅栄2014、pp. 40-41とTaveirne2004、pp. 236-237を参照。

⁴⁰³ 光緒10(1884)年1月28日に、オトク旗のボルバルガスから来た10何人かの人がウーシン旗で奪ったものの中に高額のものもなく、金銀銅銭などの現金もなかつた。

史料(4)から光緒 10(1884)年 2 月 9 日に、またしてもボルバルガスから 11 人の人が来て、今度はグンチュグ本人とオトク旗のナミドの 2 人を連行したことがわかる。また、オトク旗の射撃手ダムチュグの鉄砲も奪っていったという。グンチュグは自分たち 2 人が麻縄で縛り上げられて、そのまま一晩過ごしたということのほか、様々な法律や規律を聞かされたと述べている。ボルバルガスの人たちは、宣教師、オトク旗の平民たちと漢人たちであったため、法律の条文に詳しい人などいるはずはない。従って、法律や規律を長々と聞かせたというのは、キリスト教の教えを聞かせたということのようである。しかし、グンチュグから見るとそれは、非常に苦しいことであって、法律の条文を聞かされたと思ったわけである。

史料(5)部分から見ると、光緒 10(1884)年 2 月 10 日に、オトク旗のマシ、バダイらが、グンチュグ本人とオトク旗のナミドの 2 人を連行して、陝西省定辺県の同知衙門に引き渡した。同知はグンチュグとナミドの 2 人を尋問して、彼らの報告を得た後、鎖で結び、連行してきたオトク旗の人々にしばらく監視させた。

史料(6)部分からは、光緒 10(1884)年 2 月 17 日に、定辺県の同知がオトク旗のジャルガと共に 2 回目の尋問を行ったことがわかる。2 回目の審理が行われた結果、グンチュグらとオトク旗のマシらとが顔と顔を合わせられて画押付きの供述書のみが作られたが、判決を下すことはできなかったようである。その後、2 月 24 日に、オトク旗のバトがなぜかこっそり逃げた。そして、3 月 5 日にオトク旗のマシもこっそり逃げた。オトク旗のマシらが、ウーシン旗のグンチュグとオトク旗のナミドの 2 人を連行して同知衙門に引き渡したのであるから、もともとマシらは訴えた側のはずである。ところが訴えた側が、途中で不安になり、こっそり逃げ帰った。そこで、定辺県の同知は、3 回目の審理を行うため、オトク旗からマシらと呼び出したが、誰も来なかった。そこで同知は、3 月 12 日にグンチュグとナミド 2 人の枷と足枷を外し、副佐領に任せて、3 月 15 日に漢人 ZhangSai に渡して、帰らせた。漢人 ZhangSai は、まず 2 人を連れてボルバルガスに帰ったが、宣教師は、2 人を非難せずに家に帰らせた。結局、今回の事件に関しては、2 回に渡って尋問を行ったが、関係者の供述書を作っただけで、判決を下していない。3 回目の時も決してオトク旗の役人を派遣してマシらを捕らえようとはせず、案件が放置されたようであった。

上述のように、今回の事件は、宣教師たちがモンゴル人をキリスト教に改宗させようとして引き起こしたトラブルであったことがわかる。案件に加わったのは、外国人である宣教師とボルバルガスに住み始めたオトク旗やウーシン旗のモンゴル人、そしてさらに山西、陝西、甘肅などの地域から来たと考えられる漢人であった。異なる旗に属するモンゴル人同士の案件を審理するためには、各々の属する旗から役人を派遣して合同で審理しなければならない。また漢人もこの案件に加わ

っているため、漢人とモンゴル人の交渉案件ともなる。さらに、この案件は外国人である宣教師と関わりがあった。モンゴルにおける外国と関わる事務を解決する方法がまだ公式に定められていなかったため、案件を審理しても判決が難しかったことが推定できる。

第二項 ウーシン旗の人がモンゴル人教徒を奪ったと訴えた宣教師

上述のように、ウーシン旗に属するモンゴル人が、宣教師から牛や馬など大型の家畜を受け取ったとで、オトク旗のボルバルガスに住むようになっていた。後に自らの家族や親族も連れて行くことになって、親族を奪い合う事件が起こった。親族の長老格であったグンチュグは一度家族・親族や家畜などを取り戻したが、そのあと再びボルバルガスから来た人たちに奪われた。さらに、グンチュグ本人まで連行されて、定辺県の同知に引き渡された。ジンバも佐領ムングンダライに、オトク旗の人たちが親族を奪っていったと訴えた。しかし結局、この案件は、未解決のままで放置されていた。

さらにその後、グンチュグが再びボルバルガスに行って、親族を取り戻す事件が起こったようである。光緒 13 年 1 月 10 日にオトク旗のいずれかの官員が盟長に文書を送って、ウーシン旗の人たちがオトク旗のボルバルガスに来て騒ぎを起こしたことを盟のジャヒラグチ・バルジュールに報告したが返事が一切ないと言って以下のように訴えた。

(引用者による日本語訳)

報告すること。光緒 11 (1885) 年 2 月初何日かに私が管轄しているところのなかで、オトク旗のボルバルガスの nom-un kümün (宣教師)⁴⁰⁴ のところから「ウーシン旗のホロ、シャル・タルなどのところで生活しているグンチュグ、オービ、ソノム、サラロフタイ、ノハイト、ベデグ、バヤンチョクト、ラマ・ジンバ、チンラブ、ニンレグ、ナワーン、以前我々の 10 頭の馬を盗んだラマ・ジャムソ、オトク(旗の) ナミド、ダラド(旗の) アルビンサン、ザサク(旗の) フンジミドゥグ、など十何人かの人、鉄砲、鉄の ergülge⁴⁰⁵、鉄の武器などの物を持ち、大声で騒ぎ立てて、様々に粗野にどなり散らしてたらめを言って来て、我々の一人の bayši Luo⁴⁰⁶ という人を殴り、自ら喜んで nomd oruysan (教徒になった) ババイという人の妻と息子の二人と、ウリジラシの妻と娘と、ボルという人の羊・山羊等 30 頭ぐらいを奪って帰ったことをすぐにそのウーシン旗

⁴⁰⁴ 宣教師のことを指している。モンゴル語でチベット仏教やイスラム教などの宗教の、経典や教えを説く師を「nomun bayši」と呼ぶ。「nom」の原義は「仏法」である。

⁴⁰⁵ 何らかの武器であると思われる。

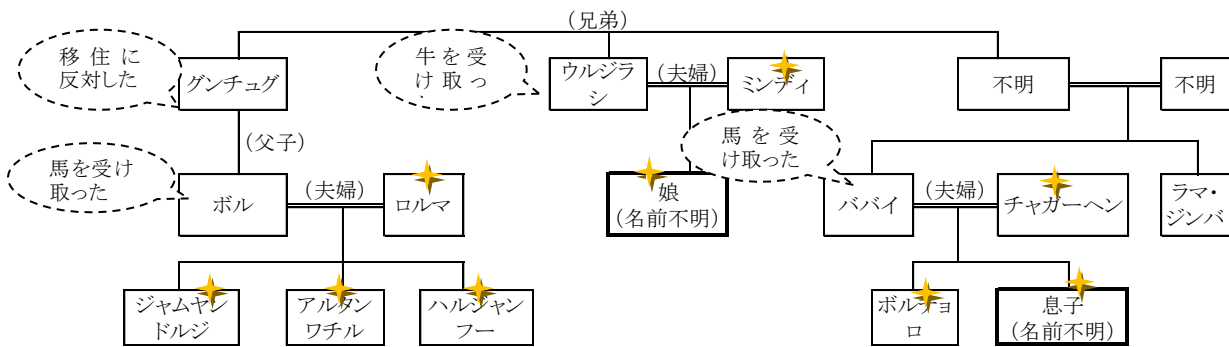
⁴⁰⁶ Luo を「bayši」と呼んでいる。オトク旗にいた宣教師、今のところこの国の人かは不明である。

の協理(タイジ)バルジュールに報告したが、今まで一言の返事も来ないまま長年経っている。
この案件をノヤン(盟長)が明察して審理してほしい、このために文書を呈した⁴⁰⁷。

今回の公文書から、グンチュグたちは、ウーシン旗のホロ、シャル・タルなどのところで暮らしていた平民であったことが確認できる。また、グンチュグの甥であるジンバがラマであったこともわかる。光緒 10 年(1884)年、ボルバルガスに住んでいる人たちは何回にも渡って人間や財産などを奪っていったが決してジンバを連行しようとはしなかった。それは、ジンバがラマであったのでキリスト教に改宗させようとしなかったことが原因だと考えられる。

宣教師の供述によると、光緒 11(1885)年 2 月にウーシン旗のグンチュグらの計 15 人は、再びボルバルガスに行って、ババイの家族とウルジラシの家族計 5 人と羊・山羊計 30 頭を取り戻したことが分かる。ただこの文書では、奪いに来た人たちと、奪われた人たちとの関係が全く言及されていない。しかし、先に紹介した平民グンチュグの供述書から、ウルジラシはグンチュグの弟であり、ババイはグンチュグの甥であり、ボルはグンチュグの息子であったことが既にわかっている。したがってこの 5 人も、グンチュグの親戚であり、30 頭の羊は彼の息子であるボルのものであった。グンチュグの親戚関係を再び示すと以下の通りである。このうち太い線で囲んだ 2 人が表 2 より増えた人々である。星印を付した人々は連れ去られた人々である。

表 22:グンチュグの親戚関係図:人数は表 2 より 2 名増えている(筆者作成)



神父徳玉明⁴⁰⁸は、ウーシン旗のグンチュグらが親族を取り戻した案件を盟のジャヒラグチ・バルジュール⁴⁰⁹に訴えたが返事がなかったため、オトク旗の官員に訴えた。その後、オトク旗の官員が盟

⁴⁰⁷ 史料①、26 巻、p. 53。

⁴⁰⁸ 後述の史料から徳玉明は神父であったことがわかる。

⁴⁰⁹ 「盟のジャヒラグチ」というのは、盟長バダラフの請求で設置した官職である。盟のジャヒラグチ・バルジュールはウーシン旗に属するタイジであったため、ここでは「ウーシン旗の」と述べている。

長に文書を送って報告したのである。

第三項 盟のジャヒラグチ・バルジュルによる報告

盟のジャヒラグチ・バルジュルは盟長に以下のモンゴル文文書を送って、神父徳玉明が訴えた件に対して報告した(日付は吉日と書かれている)。

(引用者による日本語訳)

...洋人 De 神父の報告した文書で「ウーシン旗のジャヒラグチ・バルジュルに明確に訴えたが、一言の返事も来なかった」と言っていることに関しては、当時、我々のところに洋人からこのようなことは一切報告してきたことがない。唯一、光緒 10(1884)年に寧夏の衙門の章京 Quan のところから送ってきた文書で「『2 月初 5 日に突然馬に乗ったり歩行したりしている人たちが武器を持ってきて、我々の(ところの)婦人・子供や馬・羊・家具などの物を奪って行った。これは、ウーシン旗の人ではないかと推測している』と洋人司福音が文書で報告してきたため、規定(durim kemjiye)に違反した平民がいたら捕えて我々の衙門に送って来い」と伝えて来たことに関して、管轄旗の各参領に調べてもらった。(ウーシン旗の)参領ウルジランが調べて報告した所では「佐領ムングンダライ、平民グンチュグたちが、オトク旗の平民マシ、バラド、ヘシグダライ、バト、センゲ、バダイたちに不平を言って訴えたことがある」と言って彼らの供述書を呈して報告してきたため、これらの佐領ムングンダライと平民グンチュグたちの元の供述書を書き写して、公文書の後ろに貼って、すぐ寧夏の衙門の章京へ送って「もし顔と顔を合わせて審理するのであれば、洋人司福音がオトク旗の平民マンなどの人たちを全員呼んできた時に、我々の旗から平民グンチュグらを送って行って審理を待たせよう」と言って送り、ずっと待っていたことを檔案に記録した。今に至るまで寧夏の衙門の章京のところから文書が来なかったことを一緒に呈して報告するほか、元の洋人 De 神父の(送ってきた)モンゴル文と漢文の文書 2 通と、佐領ムングンダライと平民グンチュグの呈した供述書の写しを同時に 2 つともに呈して報告し...⁴¹⁰

この公文書から、バルジュルは光緒 11(1885)年にウーシン旗のグンチュグらが人や家畜を奪っていったという訴えを受け取っていないことがわかる。ただ、光緒 10(1884)年の一度目の奪還

⁴¹⁰ 史料①、26 巻、pp. 143-144。

事件を解決するために、寧夏衙門と文書のやり取りをしていた。当時、宣教師司福音 (Steenackers Jan-Bapist) は寧夏衙門に文書を送って、光緒 10(1884)年 2 月 5 日にウーシン旗のモンゴル人がオトク旗のボルバルガスにきて、婦人・子供や馬・羊・家具などのものを奪って行ったと訴えたのである。ウーシン旗のグンチュグ本人の供述では、2 月 6 日に家族や親族の人を取り返しに行ったと言っていた。原因は不明であるが、双方の記述した期日は一日ずれている。

寧夏衙門の章京は盟のジャヒラグチ・バルジュルに文書を送って、規定に違反した人たちを寧夏衙門に送ってくるように伝達した。盟のジャヒラグチ・バルジュルは各旗の参領たちに命じて案件を調べさせた。そして、ウーシン旗の参領ウルジラシは、佐領ムングンダライと平民グンチュグらがオトク旗のマシなどに対して不平不満を言って来たことがある⁴¹¹と盟のジャヒラグチ・バルジュルに報告した。盟のジャヒラグチ・バルジュルは、佐領ムングンダライ、平民グンチュグの供述書を書き写し、公文書に貼り付けて寧夏衙門へ送った。バルジュルは公文書の中で、寧夏衙門が先にオトク旗の平民マシらを集めた後、ウーシン旗からも関係者を送って行って、顔と顔を合わせて審理させようと伝えた。しかし、その後、寧夏の衙門から何の連絡もなかったため、2~3 年間経ったというのである。

以上のように、盟のジャヒラグチ・バルジュルは光緒 11 年の 2 度目の取り返し事件に関して宣教師の訴えをどこからも受け取ってはいないことがわかる。寧夏衙門から盟のジャヒラグチ・バルジュルに文書を送ってきた時に、バルジュルは各旗の参領に命じて案件を調べさせていた。当時、オトク旗のボルバルガスに住んでいたマシらが平民グンチュグとオトク旗のナミドの 2 人を捕えて、定辺県同知衙門に引き渡したが、後にマシらはこっそり逃げたことがわかっている。その時に、定辺県の同知が、オトク旗のマシたちを呼んでも誰も来なかったことと同じく、恐らく寧夏衙門の章京から呼ばれた時も誰も来なかったという可能性がある。その後、寧夏衙門は盟のジャヒラグチ・バルジュルに文書を送ってはいないため、案件は放置されたものと思われる。以上のような 1 度目の連行・奪還事件と同様、2 度目の奪還の件も、おそらくは、何も処置されないまま放置されたものと思われる。つまり、大きなトラブルには発展しなかったようである。

小結

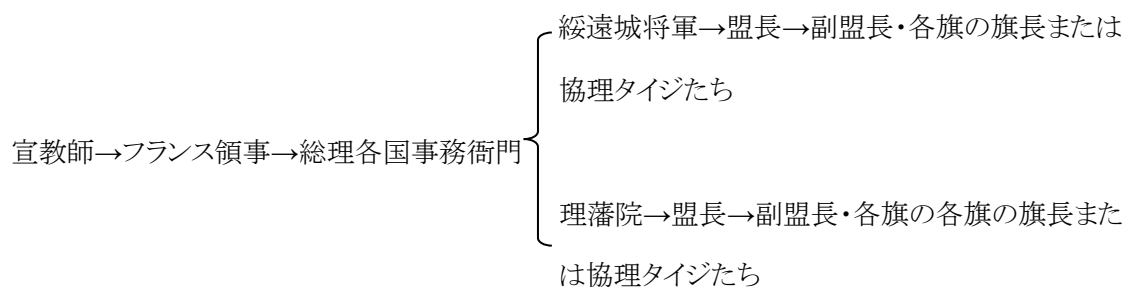
19 世紀末、ローマ・カトリック教会による布教地域の拡大に伴って、モンゴルにも宣教師たちがやってきた。ローマ教皇は 1840 年にモンゴルを単独の教区とし、ベルギー王国で結成されたスク

⁴¹¹ 本章の第三節第一項に出てきた公文書のことを指している。

ート会が 1864 年から教区の管理権を受け継いだ。スクート会は 1874 年からオルドスなどの地域での布教活動を始めた。1875 年 1 月 30 日に、オトク旗の旗長チャグドゥルジャブの許可を得て、土地を借りることができた。宣教師たちは、貧しいモンゴル人たちに農具や家畜などを貸してやり、キリスト教に改宗させようと努めた。その結果、何人かのモンゴル人がキリスト教徒になった。彼らは、オルドスの周辺地域から開始して、教堂を建て、小教区を増やして行った。以上のことが先行研究によって既に指摘されている。

それに対して本章では以下のことを明らかにした。宣教師はオトク旗の土地を陝西(または山西)省の寧夏が管轄していると勘違いし、総督や巡撫に文書を送って、オルドスの盟長に転送するように依頼したことがわかる。宣教師たちは、モンゴル地域における二重の行政システムを全く理解していなかった。彼らは、フランス領事にも文書を送り、モンゴル人が地元の人を集めて教会を破壊し、物品を奪い、教徒を追い払ったと訴えた。

清朝政府は宣教師がモンゴル地域に布教しに行くことを事前に通知して、地元の役人が旅券を確かめてから総理各国事務衙門に報告するように定めていた。フランス領事は、この文書の送付ルートを利用して、オルドス地域に文書を送ってトラブルの解決を求めることができたのであった。今回は以下の通りに文書を送ってきた。



副盟長ジャナガルディは自らが属するジュンガル旗では教会に対する迫害がないと報告した。盟長と副盟長との文書のやり取りによると、王公トゴルが教会を破壊し、教徒を追い払ったという案件はどこにも報告されていなかったため、確認できなかった。唯一、光緒 2(1876)年の冬、タイジ・ダムリンジャブらが、宣教師たちの住むところに行って、争いになったという事件があった。しかし、その事件でも教堂を焼いたり、物品を奪ったりしたことはなかった。

スクート会の宣教師たちは、家畜や農具を貸し出して、モンゴル人教徒を増やそうとしていた。ウーシン旗のウルジラシ(グンチュグの弟)は牛 1 頭、ババイ(グンチュグの甥)は馬 1 頭を受け取

って、オトク旗のボルバルガスに住むことになったようである。この2人は、光緒10(1884)年1月28日にボルバルガスに住んでいるオトク旗のモンゴル人や漢人と一緒に来て、自らの家族とボル(グンチュグの息子)の一家と財産を奪っていった。それによって人間や家畜を奪い合う事件が発生し、平民グンチュグは2月6日に親族を取り返しにいった。その時ババイはボルバルガスの教会にいなかった。ウルジラシは、不足している牛の代金の代わりとして宣教師と何らかの約束をして、しばらくボルバルガスに住むことになった。また、ババイとボルは買ったと言っていたが代金を全く払っていない2頭の馬をボルの人々に返した。結局、ウルジラシとババイを取り戻すことができなかった。これが一回目の連れ去りと奪還である。その直後、グンチュグは2月8日に再び息子ボルの一家を奪い取られ、9日に本人も連行され、定辺県の同知衙門に引き渡された。しかし、訴えた側のモンゴル人教徒が逃亡したために無罪となって帰ってきた。そして、翌光緒11(1885)年2月にグンチュグはウルジラシとババイの家族を奪還することができたようである。盟のジャヒラグチ・バルジュルは2度目の奪還に関する訴えをどこからも受け取っていなかった。上述の文書以外に他の史料が見つからなかったため、最終的な結果がどうなったかは不明である。ただ、2度目に連れ去られたメンバーとして確認できる人々と、2度目に奪還されたメンバーとして確認できる人々とは異なっていることから、光緒10(1884)年2月から光緒11(1885)年2月にかけて連れ去りと奪還とを何度か繰り返していたと思われる。ウーシン旗のグンチュグの親族は2派に分かれていて、キリスト教徒になろうとした人々とそれに反対する人々がいたわけである。

光緒10(1884)年の事件に関しては、以下のような3段階の流れで解決が求められた。共通点はその役所でも解決することができず、尋問を行っても判決を下すことができなかった上、そのあとも深く追求されていないという点である。

(1)光緒10(1884)年2月10日に、ボルバルガスに住む教徒の人々がグンチュグとナミドの身柄を定辺県の同知衙門に引き渡した。同知は引き渡された2人を11日に尋問した。17日になって同知は、オトク旗のジャルグチと共に2回目の尋問を行った。3月になって、3回目の尋問を行おうとしたが、グンチュグらを連行してきたオトク旗のマシらがこっそり逃げってしまったため、グンチュグらを帰らせた。定辺県の同知はオトク旗の関係者を呼び出したが誰も出てこず、役人を派遣してマシらを捕えようとしなかった。

(2)光緒10(1884)年3月8日に、グンチュグの甥であるラマ・ジンバが管轄の佐領ムグンダライに報告した。10日に佐領ムグンダライが副佐領サルライを派遣して、オトク旗の右協理タイジに報告した。しかし、(1)の流れから見ると、2月17日にオトク旗のジャルガチは、既に定辺県に行って、同知と共に案件の処理をしていた。従って、オトク旗の右協理タイジからなんの連絡もな

かったのではないかと思われる。

(3)グンチュグが光緒10年2月に自らの家族・親族や財産を取り戻したあと、ボルバルガスの教会にいた宣教師である司福音がその件を寧夏衙門に訴えた。寧夏衙門は盟のジャヒラグチ・バルジュルに文書を送って、規定(durim kemjiye)に違反した人を寧夏衙門に送って来るように伝えた。盟のジャヒラグチ・バルジュルは文書を受け取ったあと、各旗の参領に調べさせた。光緒10年5月7日に、ウーシン旗の参領ウルジラシは盟のジャヒラグチ・バルジュルにウーシン旗の佐領ムングンダライが報告したことを上呈した。佐領ムングンダライからの報告文書には、光緒10年3月8日のラマ・ジンバによる供述書と、光緒10年5月17日のグンチュグによる供述書が含まれていた。盟のジャヒラグチ・バルジュルが神木理事司員にもこの事件を報告すると、関係者を寧夏衙門に送って行って審理させるように返事してきた。そして、盟のジャヒラグチ・バルジュルは寧夏衙門に文書を送って、オトク旗の関係者を集めることができれば、ウーシン旗の関係者を送って行って、案件を審理させると伝えた。結局、そのあと寧夏衙門から何の連絡もなかったため、事件は放置された。

このように、教会と関わる案件が起こった場合、関係者が様々な役所に属していたため、案件の処理は複雑であった。清朝政府は、モンゴル地域におけるモンゴル人と漢人を分けて管理していた。更にモンゴル人同士であっても、旗を超えた交渉案件の場合、それぞれの旗長と理藩院から派遣されてきた駐防官である理事司員とが加わる必要があった。オトク旗のモンゴル人の場合は寧夏理事衙門が加わっていた。ウーシン旗の場合は神木理事衙門が加わっていた。漢人の場合は彼らが属する庁・州・県の長官と同知や理事司員などが加わっていた。更に、今回の事件には外国人である宣教師も関わっていた。当時は、このような関係者が複雑な案件を処理するシステムがまだ備えられていなかった。また、案件を審理する時、適切な基準となる法律や規定なども定められていなかった。従って、審理を行っても判決を下すことができず、中途半端なままに放置されていた。

(本章を完成するには、富士ゼロックス株式会社・小林基金及び三島海雲記念財団から貴重なご支援を賜った。謹んで財団の関係者に厚くお礼を申し上げたい。また、2018年7月15日に第55回野尻湖クリルタイ「日本アルタイ学会」にて本研究の一部について口頭発表を行った。席上、貴重なご指導とご指摘をいただいた方々に感謝申し上げます。)

第九章 キリスト教スクート会の宣教師による清末外藩モンゴルのオルドス・ダラト旗における土地獲得

小序

ここまで述べてきたようにアロー戦争以降の清朝政府は、長城外のモンゴル地域における宣教師たちの布教活動を放任せざるを得ない状況におかれていた。寧夏地方から始まった回民反乱の影響もあって、彼らは光緒元(1875)年になってからオルドス地域を含む西南部内モンゴル地域でキリスト教の布教を始めた。清朝時代、スクート会の活動より前は、オルドスを含む西部内モンゴルでキリスト教を布教して成果を得た前例が見られない。教徒の大部分は漢人であり。後述するダラト旗内では、スクート会の宣教師たちは光緒 6(1880)年から土地を獲得し、教徒たちに耕作させていた。したがってまずは、外藩蒙古の一部であるモンゴル地域でこれらの宣教師たちが如何なる方法で土地を獲得したのかという問題が重要となるであろう。

一方、光緒 26(1900)年の義和団事件の時、オルドス地域では教会が攻撃され、結果的にオルドス側は賠償金を払わされる。前掲の地図上の番号で言うと①ダラト旗が銀 37 万両、②ジューガル旗が銀 2.7 万両、⑤ザサク旗が銀 1.4 万両、⑥ウーシン旗が銀 5.05 万両、⑦オトク旗が銀 8.4 万両を払わされることになった。賠償金額から見ると、ダラト旗が圧倒的に多かったことが分かる。義和団事件の時、ダラト旗で宣教師数人とキリスト教徒約 300 人が殺害されるという教案が発生した(梅栄 2014:83 を参照)からである。この件について地元オルドスのモンゴル文公文書史料を調べて見ると、地元のモンゴル人官員たちが教会を攻撃した決定的な要因が単純に宣教師による土地占有であったとは言い切れないところがある⁴¹²。その問題を解明する前提条件としても、まずは義和団事件以前をひと区切りとして、スクート会が内モンゴル・オルドス地方のダラト旗で土地を獲得したその方法を検討しておく必要があるだろう。

清代のオルドス(イフジョー盟)には序章の第二節第三項の地図 3 で番号をつけて示したように 7 つの旗があり、それぞれ①ダラト(達拉特)旗、②ジューンガル(準噶爾)旗、③ハンギン(杭錦)旗、④郡王旗、⑤ザサク(札薩克)旗、⑥ウーシン(烏審)旗⑦オトク(鄂托克)旗と呼ばれていた。地図中の①を付けた地域は清代オルドスのダラト旗の東部地域であり、現在のダラト旗とほぼ同じところに位置していたことがわかる。それ以外に③のハンギン旗の北方にある後套地方の北部(地図にある五原の周辺)も①のダラト旗の土地であった。義和団事件以前に、スクート会の宣教師た

⁴¹² この問題については別稿にて検討する予定。

ちがダラト旗内で獲得できた土地は後套地方や、帰化城トゥメト旗との境界争いが起こる黄河沿いの地域に散在していた。まず光緒 6(1880)に a 二十四頃地を、光緒 11(1885)年に c バガノールと d 玉隆英を、光緒 14(1888)年に e 大發公と f イフノールを、光緒 17(1892)年に g 銀匠窯子を各々購入したと言われている(梅栄 2014:108)。一方、b チャガーンエレグにあった教会の建物が光緒 10(1885)年頃に潰されたことがわかっているが、この土地の獲得年は不明である(ハスゴワ 2018 参照)。本稿の V 部分でこれらの土地を年代順に検討するが、c バガノールのみはイフノールといっしょに扱う。

第一節 本章の課題と関連する先行研究の整理

本章で扱うオルドス・ダラト旗は外藩蒙古の一部であり、宣教師の土地購入権・所有権を認めるかどうかという問題は、清朝政府の外藩蒙古に対する土地政策自体と関わる大きな問題であった。Taveirne2004 では、フランス領事の圧力によって、綏遠城將軍とチャハル都統が総理各国事務衙門から宣教師の土地購入規定に関する通知を受け取っていたため、実際には外藩蒙古地域における土地の購入が合法化されていたと主張している。しかし、Taveirne2004 では綏遠城將軍に送られてきた公文書の内容に対する解釈が不十分である。そこで筆者は後述する『教務教案檔』などの漢文史料を利用して、光緒 21(1895)年にフランスの宣教師の土地購入規定を通知することになったきっかけと、綏遠城將軍を含む清朝全域の総督・巡撫・將軍・都統に公文書を送ることになった原因とを解明したい。また、実際の公文書の内容を検討して、土地の購入が合法化されたとまでは言えないということを実証していきたい。

一方、モンゴル文公文書史料を調べたところ、光緒 6(1880)年から義和団事件の起きた光緒 26(1900)年に至るまで、スクート会の宣教師たちはオルドス・ダラト旗内で土地を獲得できていた。先行研究でもモンゴル文公文書史料でも、「借入した」と言われる場合もあるが、「購入した」と言われる場合もある。この問題に関しては、Taveirne(2004)は、光緒 21(1895)年以前は土地の購入が不法であったと述べている。しかし、なぜ地元のモンゴル人官員たちが宣教師たちによる土地の「借入」または「購入」を容認していたのかという問題が詳しく検討されていない。また、梅栄(2014)では、スクート会の宣教師たちは、オルドス地域で大量の牧地を占有し、官員の権威を損ない、漢人移民の利益を害したため、周囲の不満を買って、結果的に義和団事件の時に攻撃されたと述べている。しかし、実際には、ダラト旗の場合、旗内における個々の土地の利用状況によって、宣教師たちが土地を獲得した時点でもトラブルにならなかった場合もある。したがって、宣教師たちが土地を獲得することができたその獲得方法を各々の事例に即して検討した上で、その

特徴を勘案する必要があるだろう。ちなみに、本研究の第四章では、キリスト教の布教に関する総理各国事務衙門の設立と、それにとまなう公文書の伝達ルートを明らかにした。宣教師たちは、直接フランス領事に訴えることができたため、宣教師の訴えが報告された後、フランス領事が総理各国事務衙門に圧力をかけて審理させるという事態が頻繁に起こっていた。本研究の第五章では、府の政策と回民反乱の影響によって、キリスト教の布教を解禁したというオルドスへの通知が中国本土地域より約20年遅れたことを明らかにした。このオルドスに通知された公文書の中でも、宣教師の土地家屋購入権・所有権に関する規定は言及されなかった。本研究の第八章では、キリスト教徒になったモンゴル人と、なっていないモンゴル人とが自分たちの共通の親戚を奪い合ったオトク旗とウーシン旗の事件を事例にして、二重の統治政策によって、外国に関わる案件が解決できないまま放置されたという問題を検討した。ただ、筆者のここまでの研究では、スクート会の宣教師たちがオルドスで土地を獲得した際の問題はなお検討できていない。そこで本章では、オルドス・ダラト旗におけるスクート会の宣教師たちによる土地の獲得方法を事例にして、外藩蒙古と呼ばれる藩部地域で、その土地を勝手に開墾することも、売買することも法律違反であったにも関わらず宣教師たちが土地を獲得できた原因を明らかにし、かつ大きなトラブルが発生しなかった原因も解明したい。また、仏清北京条約で定められた宣教師の土地家屋購入・所有権が通知されるに至らなかった原因をも明らかにできるだろう。

第二節 清末期ダラト旗の開墾状況と光緒21(1895)年に通知された宣教師の土地購入規定

清末期のダラト旗では開墾された土地が広がっていたが、地元のモンゴル人が自らそこを耕作することはほとんどなく、漢人や回民に耕作させている場合が多かった。そのため、宣教師たちが獲得した土地でトラブルが起こった時、地元のモンゴル人以外に、漢人や回民も関わっていることが多かった。ここでは、まずダラト旗全体の開墾状況、次いでその農地で耕作する漢人や回民を管轄していたサラチ庁の問題を検討したい。また、光緒21(1895)年に送られてきた宣教師による土地購入の規定をここで再検討する。

第一項 ダラト旗で耕作する漢人・回民と彼らを管轄するサラチ(薩拉齊)庁

ダラト旗全体で見ると、後述するように、道光年間には主として後套地方と旗の南部方面において土地の開墾が許可されていた。光緒年間に入ると旗の北東部にある黄河沿いの土地が旗のタイジ(貴族)、平民たちに生計地として分配された。すなわち、光緒年間には、ダラト旗北東部の

黄河沿いの土地における耕作も許可されていた。このため、スクート会の宣教師たちも主に後套地方と北東部黄河沿いで土地を獲得していた。それ以外の土地は牧地として利用するように公的に定められていて、勝手に耕作している漢人を立ちのかせるという動きもあった。また、牧地でも私墾の現象が生じていて、旗側の官員たちの間で、耕作をやめさせるかどうか議論になっている土地もあった。

スクート会の宣教師たちはほとんどの場合、オルドス地域で耕作している漢人農民から土地を獲得していた⁴¹³。しかし、これらの漢人農民は、当然盟旗側の管轄を受けてはいなかった。清朝政府の政策によって、漢人農民に対する管轄権が盟旗側のモンゴル人官員には渡されていなかったからである。モンゴルの盟旗側は、各々の領地に属するモンゴル人のみを管理しており、モンゴルへ入って来た漢人農民たちは、周辺の直隸庁によって管轄されていた(岡 2010:19-20)。清朝初期には、7つの直隸庁を設置して、オルドス(伊克昭盟)、ウラーンチャブ盟、帰化城トゥメト左右両旗、チャハル八旗の領内に居住する漢人や回民を管理していた⁴¹⁴。これらの庁は帰綏道⁴¹⁵の管轄を受けていて、帰綏道は山西省の管轄を受けていた。言い換えると、これらの7庁は長城外のモンゴル地域で事務を行う出張所であったが山西省の管轄下にあった。オルドスのダラト旗、ハンギン旗、ジューンガル旗内の漢人は、サラチ庁、トクト庁、清水河庁の管轄を受けていた。本章で扱うダラト旗内の漢人や回民は主としてサラチ庁の管轄を受けていた。トクト庁の管轄を受ける漢人や回民もいたと考えられる。

後述するように、道光年間にダラト旗が清朝政府に請求して土地を開墾した時、サラチ庁に依頼して漢人農民を招いた⁴¹⁶。『光緒帰綏道志』によると、ダラト旗と関わりがあるサラチ庁は、相当多くの民を管轄していて、モンゴル人・洋人及びキリスト教徒を除外して、漢人と回民のみを合わせた管轄人口が60万人以上であったことがわかる(後述の【史料 A】)。この統計は、光緒22(1896)年から、墾務大臣貽穀が綏遠城將軍を務めていた光緒29(1903)-34(1908)年頃にかけての数値であり、移民実辺政策の実施によって、光緒年間初期よりは増加した数だと思われるものの、サラチ庁の管轄する漢人と回民の人口が極めて多かったことは特に興味深い。ここで除外されているキリスト教徒が、サラチ庁の管轄を受けていたかどうかは不明である。ただ、大多数の

⁴¹³ 本稿の第一節第一項で詳しく検討する。

⁴¹⁴ 史料⑩、pp.165-166。「舊七廳考。帰化城同知廳・薩拉齊同知廳・豊鎮同知廳・清水河通判廳・托克托通判廳・寧遠廳・和林格爾通判廳」。光緒32(1906)年に5つの庁を増設してももとのここにあげた7庁から12庁になった。帰化城庁を分割して武川庁を、サラチ庁を分割して五原庁と東勝庁を、豊鎮庁を分割して興和庁を、寧遠庁を分割して陶林庁を増設した。

⁴¹⁵ 全称は「山西総理旗民蒙古事務分巡帰綏道兼管帰化城等処税」である。道は、省内の特定の事務または特定の地域を分担する機関である。

⁴¹⁶ 本稿の第V部分で詳しく検討する。

キリスト教徒が漢人であったため、ダラト旗は、彼らとの間でトラブルがあった時、サラチ庁の同知衙門と一緒に処理しなければならなかった可能性が高い。同じ時期の統計を見ると、隣接するトクト庁が管轄する漢人は 9 万 2840 人であった。トクト庁の管轄範囲内で暮らすモンゴル人はトゥメト旗の管轄を受けていたため帰綏道による調査を受けていなかった。回民は 167 人しかいなかった。これ以外に、40 人のラマがいた⁴¹⁷。一般的に、清代の漢人移民の流入は南から始まると言われているものの、万里の長城により近い清水河庁の人口を見ると、モンゴル人以外の人口は合計 3 万 8787 人であった。13 戸のモンゴル人のみが直接清水河庁の管轄を受けていて、その人口は 75 人であった⁴¹⁸。

【史料 A】: 薩拉齊廳

廳境一城四鄉三百三十七村漢回民人三十餘萬包鎮⁴¹⁹一城四鄉二百七十七村漢回人二十餘萬通共境治人民約六十餘萬兼轄蒙民並洋人及奉教之人俱不在數內⁴²⁰

(引用者による日本語訳。以下同様)サラチ(薩拉齊)庁

(本)庁内には、1 城(の他)、4 郷(に分けた)336 村があつて、漢人回民を合わせて約 30 万人以上いる。包(頭)鎮では、一城(の他)、4 郷(に分けた)277 村があつて、漢人回民を合わせて 20 万人以上いる。合計して治めている民は約 60 万人以上いる。その中には、兼務している管轄下の蒙民や洋人及び(キリスト)教徒を含まない。

第二項 光緒21(1895)年の宣教師による土地・家屋に関する規定

同治 4(1865)年、清朝政府とフランス領事伯爾徳⁴²¹との間で、宣教師の土地購入に関する議論が行われた。江蘇省内のある知県が宣教師の土地購入を拒否したことをきっかけに、江蘇巡撫と上海にいたフランス総領事との間で議論がなされていた。フランスの全権代表伯爾徳は、「仏清天津条約の第 10 款の各通商港で土地家屋購入・所有することが許可されたというのは、一般のフランス人のことを指している。そこには宣教師が含まれていない。宣教師に関しては、仏清北京条約の第 6 款に定めた通り各省で土地購入・所有することを許可するべきだ」と主張した。それに対して、総理各国事務衙門は「第 6 款の各省というのは通商港が位置する広東・福建・浙江・江南等の各省を指している」と言って反論した。協議した結果、宣教師が土地を購入できる範囲は

⁴¹⁷ 史料⑬、pp.380 - 381。

⁴¹⁸ 史料⑬、p.378。。

⁴¹⁹ 嘉慶 14 (1809) 年に包頭鎮として設置された。それを包鎮と省略して呼んでいる。

⁴²⁰ 史料⑬、p. 379。

⁴²¹ フランスの特命全権公使。本名は Jules Berthemy。在職期間は 1863 年 4 月 17 日～1865 年 6 月 6 日。

通商港のある省のみならず、他の各省をも含むということになった。中国の土地が外国のものになることを防ぐため、契約書署名のところに売り手の名前のみを書き、契約書の中にキリスト教の公有財産と明記するように定められた。総理各国事務衙門は、各省に当該の規定を通知する時、中国人がフランスの宣教師に土地を売る場合には、必ず事前に地方の官員の指示を仰ぐべきだと書き加えた⁴²²。これによって、後に、宣教師たちが土地を購入する際、地方の官員によって拒否されるという事態が発生していた。

光緒 20(1894)年、フランス公使施阿欄⁴²³は清朝政府と交渉を行って、同治 4(1865)年に定められた規定を基準にするとした。且つ、宣教師たちが土地を購入する際に、必ず事前に地方官員に報告しなければならないという規定に対する議論が行われ、当該規定を削除することが要求された(後述する【史料 B】)。光緒 21(1895)年 3 月 3 日、フランス公使施阿蘭が総理各国事務衙門に送った覚書では、「本大臣有所聞之。在兩湖⁴²⁴直隸蒙古滿洲等省地方官聲稱。尚未接到該章程如何辦理之諭⁴²⁵(本大臣は兩湖直隸蒙古滿洲などの省の地方官員が[どのように処理するかを指示した当該章程を受け取っていない])と述べていると聞いた」⁴²⁶と言うように、モンゴル地域が言及された。フランス公使施阿蘭の要求に対して、総理各国事務衙門は全く異議がなく、光緒 21(1895)年 3 月 14 日に再び宣教師の土地・家屋購入権に関する規定を清朝全域に通知することになり、全く同じ内容の公文書を北洋大臣・南洋大臣、兩廣總督・湖廣總督・雲貴總督・閩浙總督・陝甘總督・四川總督、江蘇巡撫・江西巡撫・湖南巡撫・湖北巡撫・山東巡撫・山西巡撫・広東巡撫・広西巡撫・浙江巡撫・河南巡撫・陝西巡撫・雲南巡撫・貴州巡撫・安徽巡撫・台湾巡撫・新疆巡撫、盛京將軍・吉林將軍・黒龍江將軍・成都將軍・福州將軍・荊州將軍・広州將軍・伊犁將軍・綏遠城將軍・定辺左副將軍、熱河都統・察哈爾都統、烏里雅蘇台參贊大臣・科布多參贊大臣、庫倫辦事大臣・青海辦事大臣、駐藏大臣、漕運總督に送った⁴²⁷。そして、モンゴル地域が言及されたにも関わらず、理藩院にはこの公文書を送っていなかった。

Taveirne(2004)では、総理各国事務衙門はフランス公使の圧力によって、清朝全域の大臣・總督・巡撫・將軍・都統・駐防官に通知するようになったと述べていて、フランス公使に対して異議を唱えなかったのかという問題を検討していない。総理各国事務衙門は咸豊 11(1861)年、皇室である滿洲人官僚恭親王奕訢らの上奏によって創設された外交機関であった。軍機大臣と総理各

⁴²² 史料⑧、第 1 輯、pp.50-55。

⁴²³ フランスの特命全權公使。本名は Auguste Gérard。在職期間は 1894 年 3 月 30 日~1897 年 7 月 3 日。

⁴²⁴ 湖南省と湖北省。

⁴²⁵ 上級機関から下級機関に送る下行文の一種類。

⁴²⁶ 史料⑧、第 5 輯、p.191。

⁴²⁷ 史料⑧、第 5 輯、pp.198-200。

国事務衙門大臣を兼務していた恭親王奕訢がその中心的な役割を果たしていた。恭親王奕訢が職掌していた時は、モンゴルを含む各藩部に対するキリスト教の布教許可に関して非常に慎重であった。しかし、光緒 10(1884)年清朝政府は仏清戦争で敗北し、恭親王奕訢はその責任を問われて、西太后によって軍機大臣・総理事務衙門大臣を罷免された。日清戦争をきっかけに、光緒 20 年(1894)年 9 月 28 日、彼は再び総理事務衙門大臣に任命されたが、当初のような役割を果たすことはできなかった⁴²⁸。清朝政府内では光緒 3(1877)年頃から漢人官僚の人数が満洲人官僚より多くなっていた。光緒 10(1884)年-光緒 20(1894)年の間、実際に外国と交渉を行っていたのは北洋大臣・南洋大臣を兼務していた李鴻章・曾國荃・劉坤一・張之洞らの漢人官僚であった(呉 1995:50-56 参照)。光緒 14(1888)年 7 月 7 日⁴²⁹、同年 10 月 15 日⁴³⁰、光緒 15(1889)年 2 月 21 日⁴³¹、光緒 17(1891)年 6 月 25 日⁴³²、同年 12 月 8 日⁴³³にも清朝全域に公文書を送っていた⁴³⁴。前述のように、同治 4(1865)年の時点では両湖・直隸・満洲・蒙古などの地域には宣教師の土地購入に関する規定を通知していなかったことが分かる。すなわち、湖南湖北両省・直隸省・満洲・蒙古等の地域を他の各省とはっきり区別していた。これに対して、光緒 21(1895)年の時には、蒙古や満洲などの地域が「省地域」と呼ばれたことに対して議論が行われなかった。ここから、漢人官僚のモンゴルや満洲に対する関心が薄かったことが分かるであろう。また、漢文の規定を読む限り、宣教師たちが外藩蒙古の土地を購入することに関する規定がなかったことがわかる。

光緒 20(1894)年 10 月 20 日、綏遠城將軍がイフジョー盟盟長ジャナガルディに送ってきた文書は、同治 4(1865)年の規定を漢文からモンゴル文へ翻訳して通知したものであった。地方の官員の指示を仰ぐべきかどうかは言及されていない⁴³⁵。さらに、光緒 23(1897)年、ウーシン旗のラマ・ボンソグドルジがタイジ・ダムリンサイダンの家屋とシャルオス河の南の土地・牧地・廟をスクート会の宣教師閔玉清に「売った」という事件が発生した⁴³⁶。その時、当該規定が言及された。光緒 24(1898)年 5 月 28 日、盟長ジャナガルディが理藩院に呈した文書では、綏遠城將軍が内地で

⁴²⁸ 呉 1999:203-204 参照。

⁴²⁹ この日の通知はドイツ公使からパスポートを発行してもらったドイツ人を保護せよという命令であった。

⁴³⁰ この日の通知はイギリスが自らイギリス人宣教師にパスポートを発行するという通知と、ドイツ人のパスポートに地方官員の印鑑を押せという命令であった。

⁴³¹ この日の通知はパスポートに洋文の名前を入れることを通知した公文書であった。

⁴³² この日通知は領内の教堂数を調べる命令であった。

⁴³³ この日の通知はキリスト教を誹謗する書籍を禁止する命令であった。

⁴³⁴ 史料⑧、第 5 輯の目録。

⁴³⁵ 史料②、pp. 100-101。

⁴³⁶ 詳しい検討は今後の課題としたい。

の宣教師の土地購入に関する規定を送って来たが、モンゴル地域でどのように処理すべきかというはっきりした規定がないと述べている(後述する【史料 C】)。すなわち、盟長は綏遠城將軍から通知を受け取っていたが、その規定は外藩蒙古とは関係ないものであると認識していたことがわかる。言い換えると、実際にはオルドス地域で当該規定は施行されていなかったのである。それにもかかわらず、スクート会の宣教師たちによる土地の獲得は光緒 20(1894)年以前から行われていて、ほとんどの場合は地方の官員に報告されていなかった。したがって、なぜ地方の官員に報告しないで土地を獲得できたのかという問題に注目する必要があると思う。

【史料 B】: (光緒 21 [1895] 年、総理各国事務衙門は北洋大臣に送った漢文公文書) 前因教堂在内地買地一事。本衙門曾於上年九月。將同治四年法國柏大臣與本衙門議定章程。通行各直省在案。茲准法國施使照稱。柏大臣原章。兩湖直隸蒙古滿洲等省地方官聲稱。尚未接到該章程如何辦理之諭。另有省分。仍令賣地之人先報明地方官請示。…嗣後法國傳教士如入內地置買田地房屋。其契據內寫明立文契人某某。此係賣人姓名。賣為本處天主教堂共產字樣。不必專列傳教士及奉教人之名。立契之後。天主堂照納中國律例所定各賣契稅契之費。多寡無異。賣業者無庸先報明地方官請示准辦⁴³⁷。

(引用者による日本語訳)

教堂が内地で土地を購入する件に関して、当衙門は去(1894)年 9 月すでに同治 4(1865)年にフランスの柏大臣⁴³⁸と当衙門が議定した章程を去(1894)年の 9 月に各省に通行させたことを檔案に記録している。フランス(側が)送ってきた覚書で柏大臣(が定めた)原本であると称する(規定)に準ずる。両湖(湖北・湖南省)直隸(省)蒙古滿洲等の省では地方の官員は、まだ当該章程(に定められた)どのように処理するかという指示を受け取っていない。その他にある(いくつかの)省でまた土地の売主が事前に地方の官員の指示を請うように決められている。…今後、フランスの宣教師が内地で土地・家屋を購入する場合、其の契約書には「契約者某某(氏名)。これは売り手の氏名(である)。この天主堂に公有財産として売った」と明記せよ。宣教師と教徒の氏名を書き並べる必要はない。契約を結んだ後、天主堂は中国の律例に定めた通りに各売契・税契⁴³⁹の費用を納める。多寡は違わない。売り手は先に地方官員の許可を得る必要がない。

⁴³⁷ 史料⑧、第 5 輯、pp.198。

⁴³⁸ 前述のフランス領事伯爾德。

⁴³⁹ 土地・家屋を売買した場合に、契約書が成立した後、印鑑の押されていない白契を役所に持って行って税金を払うことを指す。役所で証明書を発行してもらい、印鑑を押してもらった後白契は紅契となり、所有者の名義を書き換える手続きを行うことができる。

【史料 C】:(光緒 24[1898]年 6 月 28 日、盟長が理藩院に呈したモンゴル文文書)オトク旗の協理タイジたちの呈してきた公文書のなかで『「我々の旗(に属する)ラマ・ポンソグドルジはタイジ・ダムリンサイダンの家屋土地とシャルオス河の南にある土地・牧地・廟を外国の洋人に売り、大勢の人を連れて威張っている」とタイジ・トゥグスチョクト、アルダルチョクトなど約 50 戸のタイジ、平民たちが連名で報告してきた…(中略)』…また、綏遠城將軍から各地に通知してきた文書では「規定通りに宣教師は内地に入って家屋・畑を購入するという…(脱字あり)…漢文・洋文で書かれた論單 2 枚を確かめて伝達し従わせよう」と言って送ってきたが、モンゴル地域でどのように処理するかを明示した規定がなかったことを報告する…⁴⁴⁰

第三節 宣教師たちが獲得した土地の所在と獲得方法

オルドス全体で見ると、宣教師の獲得した土地の面積はダラト旗内が一番広がったことが確実であり、その原因としては主に次の 2 点が考えられる。まず、ダラト旗内では清末期に水利開発が行われており、灌漑農業の規模が最も大きかった。次に、ダラト旗側は漢人農民から小作料を徴収するのみであって、農地をどのように運営していくかということについては関与していなかった。それに伴って開墾禁止地が私的に開墾される現象も頻繁に起こっていた。牧地として利用すると公的に決定した土地にもこっそり耕作する漢人農民がいて、それが発覚した後も、小作料さえ払っておれば引き続き耕作を黙認してしまう場合があった。モンゴル人たちに生計地として分配された土地もあったが、地元の人たちは自ら耕作することなく漢人農民に耕作させていた。後述するように、宣教師たちも漢人農民同様に小作料や水の使用料を払っていたため、ダラト旗内で耕作したことによる大きなトラブルは引き起こしていなかった。さらに、オルドス地域では宣教師を保護せよという命令を盟長が頻繁に下していて、外国人といざこざを起こしてはいけないと命じていた。そこでここでは、義和団事件以前にスクート会の宣教師たちがダラト旗内で耕作していた土地を事例にして、各々の農地の獲得方法を検討することによって上記のことを実証していきたい。

第一項 漢人神父陸殿英が永租権を持つ漢人地商から二十四頃地を獲得した事例

宣教師が最初に獲得した土地である二十四頃地は、ダラト旗と帰化城トゥメト旗との間で争っていた土地の一部であった。綏遠城將軍と帰化城副都統も軍事費用を獲得する目的で、積極的に

⁴⁴⁰ 史料②、pp.158-159。

この土地争いに関与していた。最初、同治 7(1868)年頃、黄河の旧河道の南に新しい河道が現れ、ダラト旗と帰化城トゥメ旗の間で土地争いが発生した。問題となった土地の範囲は東西約 60～70 里(30～35km)、南北の幅は約 10 里(5km)で、20～30 里(10～15km)になるところもあり、総面積は 7000～8000 頃(70～80 万畝)であった。この土地で耕作する漢人農民は 100 戸以上になっていた。両旗の土地争いは光緒年間まで続く。光緒 11(1885)年、最終的にチャハル都統の仲裁によって両旗の間で争っていた土地を南北に分けて、北の 6 割を帰化城トゥメ旗側に与え、南の 4 割をダラト旗に与えた(下記の【史料 D】)。これが「六成地」と「四成地」の由来である。二十四頃地は、帰化城トゥメ旗に与えられたその六成地の中に入っていた。後述する銀匠窯子という土地は、「四成地」の中に入っていた。

【史料 D】:(光緒 11[1885]年 5 月初 10 日、綏遠城將軍からイフジョー盟盟長ジャナガルディに送ってきたモンゴル文文書)... (チャハル都統の文書では)トゥメ旗とダラト旗の間で争う土地は、西北では Goujiaying (漢字不明)という村(γačay-a)から始まって、東南ではジューンガル旗の境界にまで達する。西南では Xizhao (チベット仏教の寺院。漢字不明)まで、東北では Shajiaoshi (漢字不明)という村に達し、南では現在の黄河から始まって、北ではタンホ村に達している。東西の長さを考えると約 80、90 里であり、南北の幅は約 10 里余り、また 20、30 里の所もあって、合わせて計算すると、7、8 千頃(約 70、80 万畝)ある。その中で耕作している漢人は 100 戸以上いる。…(中略)…乾隆 51 (1786)年に定めた法律の通りに、溝を掘って、印としての石を積み、北の 6 部(60%)をトゥメ旗に入れよう。南の 4 部(40%)をダラト旗に与えよう⁴⁴¹。

二十四頃地がまだダラト旗の土地であった光緒 6(1880)年頃、スクート会の陸殿英神父⁴⁴²は旅蒙商人の高九威からダラト旗内でおよそ 24 頃⁴⁴³(実際の面積は約 100 頃であった)の土地を借り、その土地が二十四頃地と名付けられた。高九威が永租権を持っていたために、スクート会の宣教師はこの土地を借入することができたようである(Taveirne2004:243/古・蔡訳 2012:242)。光緒 10(1884)年、後述するチャガンエレグの建物が潰された案件を審理するために二十四頃地に宣教師を探しに行ったダラト旗の官員は、「ハトン(黄河)の北方、ダラト旗の二十四頃地と言うところに居住する Ying 国(英国の意であるが実際にはベルギー)の執事漢人 WainZhongyu(漢字

⁴⁴¹ 史料①、25 卷、p.208-210。

⁴⁴² 現在の北京の盧溝橋近くのところから来た漢人神父。梅栄 2014 参照。

⁴⁴³ 1 頃=100 畝。

不明)が言ったのは「我々は、チャガーンエレグにある(我々が)建てた建物が壊されたことを(盟の官員が)調べに来たということが現在わかった。…」⁴⁴⁴と報告している。すなわち、光緒 10 年の時点でははっきりとダラト旗の土地であると官員が述べている。

しかし、光緒 11(1885)年以降、二十四頃地は、帰化城トゥメ旗の土地になったためダラト旗の管轄地ではなくなった。積極的に帰化城トゥメ旗とダラト旗の土地争いに関与していた綏遠城將軍は、軍事費用を捻出するための耕地を六成地の中から選出する権限を獲得することに成功した【史料 E】。光緒 13(1887)年、綏遠城將軍が軍事費用獲得のために六成地を測った時、二十四頃地の実際の面積は 100 頃(1 万畝)であった(宝・宋 2008:208)。この時、スクート会の宣教師たちは綏遠城將軍に 7000 ベルギー・フラン(銀 630 両=31.5kg)の一時金を払って再び二十四頃地の利用権を確保したのである。二十四頃地という地名はそのまま残された(古・蔡訳 2012/Taveirne2004:243)。すなわち、少なくとも光緒 6(1884)年の時点ではスクート会は二十四頃地を所有してはいなかったのである。宝・宋 2008 と梅栄 2014 では、スクート会の宣教師陸殿英が旅蒙商人の高九威から二十四頃地を購入したと称しているが、少なくとも光緒 11(1887)年以前においては土地を獲得した際の実態が借入であったことがわかる。高九威は永租権を持っているだけで、土地を売却する権利など持っていなかったからである。光緒 13(1887)年以降も、利用権を確保したことは事実だとしても、購入だと断定できるかどうかはなお不明としかいいようがない。

【史料 E】(勅令では)「...上の判決を待っていると言って請求したことに關しては、これを直ちに請求した通りに処理せよ。また(綏遠城將軍)へメンゲがこの案件を処理した。(帰化城副都統)奎英の責められた各事件を調べたが、全て合わないものはないと報告したため追求する必要もない。ただ、トゥメ旗の参領驍騎校たちは賦税を均等に割り当てることができなかった。また、(彼らに)問うべき罪がある。参領ヤエンデブたち 12 人を理藩院が氏名を調べて、一緒に処罰せよ。(土地を)トゥメに与えて、耕地から小作料を徴収して練兵させようと言って請求したことを綏遠城將軍に任せよ⁴⁴⁵。

第二項 公的に牧地とされていた土地チャガーンエレグの事例

道光元(1821)年にダラト旗の協理タイジなどのモンゴル人官員がサラチ斤に依頼して漢人農民を招き、旗の南部にある Shaliang という所を耕作させており、この地域に居住する漢人農民は

⁴⁴⁴ 史料①、24 卷、p.504。

⁴⁴⁵ 史料①、25 卷、p.212。

サラチ庁の管轄を受けていた【史料 F】。その後、ダラト旗第 9 代旗長サンジミドブの時にはこの Shangliang という所を未開墾地だと主張し、この牧地における耕作の中止を勧告していた。ただ、その時もこれらの漢人農民をダラト旗から完全に追い出すのではなく、農地になっている所へ引越すことを許していたことがわかる。第 10 代旗長ソノムポンソグの時、モンゴル人官員を派遣して抵抗する漢人農民を立ち退かせたというのは、牧地として利用している土地に居住することをやめさようとしたのである【史料 G】。ここからダラト旗は、旗内全域で牧地と農地をはっきり分けようとしていたことがわかる。すなわち、漢人農民は、牧地に居住することを禁止されただけで、農耕地帯に居住することは問題がなかったのである。したがって、以下に述べる光緒 10(1884)年にチャガンエレグ(地名)にあった教会の建物をモンゴル人官員が潰したという事件でも、キリスト教を嫌ったのではなくてただ単に漢人農民を牧地から追い出しただけだということが考えられる。

【史料 F】:(光緒 10[1884]年 4 月初 2 日に、綏遠城將軍から盟長ジャナガルディたちに宛てたモンゴル文文書)サラチ庁が呈して報告した文書で「今年の 3 月 22 日に我が庁が管轄しているダラト旗の漢人農民の nongminshe(農民社)⁴⁴⁶の漢人 SongZhengye たちが連名で呈した文書には(ダラト旗は道光元(1821)年に協理台吉、官員を派遣して、旗内の Shaliang という所の一部分の土地で、漢人を招き、賃金を出して耕させた。...)」⁴⁴⁷。

【史料 G】(光緒 10[1884]年 4 月 23 日、旗長ソノムポンソグが盟長へ呈したモンゴル文公文書)この未開墾地⁴⁴⁸をこのまま封禁することを管轄の参領へ、元の旗長貝子の時から命じてきて、以前から漢人農民に知らせていた。(漢人農民から借りて)分割払いで残っている借金があるけれども、檔案を調べて他の項目から適切に合わせて出して払う。また、まずこの土地を完全に封禁することを以前から知らせていて、今年の春、大部分の漢人農民は農地がある所へ引っ越していった。現在少数の放牧する漢人が依然として放牧して住んでいる。彼らのうち、漢人 ZongZhengye らが人を集めて策略を用い、合議して土地を耕すことを考えてでっちあげて、(旗の衙門が)モンゴル人兵士を派遣して家に放火し、漢人たちを追い出したという名目をあげている⁴⁴⁹。

チャガンエレグという土地はダラト旗衙門から西北方向へ約 150km も離れた辺鄙なところに

⁴⁴⁶ 農民のグループのこと。

⁴⁴⁷ 史料①、24 巻、pp. 332-333。

⁴⁴⁸ 前述した Shangliang と呼ばれていた土地のことである。

⁴⁴⁹ 史料①、24 巻、pp.355-356。

位置していた。光緒 10(1884)年、ダラト旗の参領サラグジャンバルを初めとする 20~30 人⁴⁵⁰ぐらいのモンゴル人官員たちが、旗長の命令を受けて、牧地にいる漢人農民を立ち退かせていた。それによってチャガーンエLEGという牧地にいた見知らぬ漢人が追い出され、無許可の建物が潰されたのである。これらの漢人グループはスクート会の徳神父⁴⁵¹が連れてきた漢人教徒であった(ハスゴワ 2018:113-119 参照)。宣教師たちが盟長に文書を送って、ダラト旗のチャガーンエLEGで起こった案件を北京に行き行って訴えると報告したため、盟長は宣教師たちを引き止めて、案件を審理した。盟長がダラト旗へ送った文書から、彼が欽差大臣たちの定めたことに従って、外国と関わる案件を地方で収めようとしていたことが分かる【史料 H】。結果的にダラト旗側は教会関係者に被害を賠償することになった。また、オルドスの盟旗側の文書からは、モンゴル人たちがこの事件をキリスト教という宗教に関する問題ではなく、ただ単に外国と関わる問題として扱っていたことが分かる。すなわち、外国人といざこざを起こしてはいけないという命令に従って、宣教師たちが北京に行き行って訴えることをなるべく避けようとしていたことがわかる。この事件について、梅栄(2014:63)では、チャガーンエLEGとバガノールを同じ場所だと混同している。光緒 10(1884)年に攻撃されたのは、旗衙門より西北方向に位置するチャガーンエLEGである。攻撃された土地を調べに行った時、モンゴル人官員はその周辺 20-25km の範囲内に居住する人がいないと報告していた。従って、チャガーンエLEG周辺の土地は肥沃ではなかった可能性が高い。そして、参領サラグジャンバルたちは旗長の命令に従って行動したのである。一方、後述する旗衙門が直接管理していたバガノールという土地は、この四成地に連なっていて、旗衙門の北東方向に位置している。従って、光緒 10(1884)年の時点でモンゴル人官員がバガノールの教会を攻撃したとスクート会の宣教師が述べているのは間違いである。キリスト教関係者がバガノールの土地を耕すことを旗側がやめさせようとしたのであった。

【史料 H】:(光緒 10[1884]年 7 月 25 日、イフジョー盟盟長からダラト旗の旗長ソムボンソグと協理タイジたちに送ってきたモンゴル文書)... (宣教師が)「...ダラト旗のチャガーンエLEGという所に、タイジ・サラグジャンバラが中心になって、70 人ぐらいの人を連れてきて、手に武器、洋砲、洋チャン(不明)、太鼓を持ち、太鼓を打ち鳴らして、我々の教会の家を壊して、供えている神像を壊して、教徒を離散させたことを、私 Yuanxiyi は見て恐れて、不安になり、このような理に合わないことを今(1884)年の 7 月 15 日に出発して北京に行き、特にこの案件

⁴⁵⁰ モンゴル人官員の報告では 20~30 人と言ひ、宣教師の文書では 70 人ぐらいと言っていた。

⁴⁵¹ スクート会の宣教師。ベルギー人。徳玉亮 (Devos, Heliodoor)。

を訴え、道理を通そう」といった。また「我々にダーノヤン(盟長のこと)が恩恵を施しているため一方で(盟長)にも報告する」と報告してきた。その後、今年の7月20日にもう一度報告してきた文書では「ダーノヤンのところから送ってきた手紙を見ると、『このことをこのように解決しよう』といていた。それによって合掌してお祈りして、(盟長の)指示に背いてはいけないため、北京へ訴えに行くことを10日程延期させる。(文書が)届いたら、(盟長は内容を)見て、早速ダラト旗のタイジ・サラグジャンバルと彼の弟サントザたちを捕えて調べればこの案件の実態が分かると思う。このために呈した」と言って呈してきた。…また、何度も欽差大臣たちを派遣して外国と関わる全ての案件を収め、協和を見せようと定めたことに違反したため、これらのことを早速(文書を)送って命じる⁴⁵²。

第三項 水利開発灌漑農業が行われていた後套地方のウランブルグ(玉隆英と大発公)の事例

道光年間の初め頃、ダラト旗衙門は、陝西省府谷県籍の包頭商人永盛興(甄玉)と錦和永(魏羊)に対する借金が銀11万7400両に達していた。そこで道光8(1828)年、彼ら漢人商人は、借金返済の代わりとして後套地方におけるダラト旗の土地を開墾することをダラト旗旗長ダシドルジから清朝政府に請求させた。地元のモンゴル人は当該地を「ハンハー方面のチャイジ、ボルタラ」と呼んでいた。これが道光8(1828)年の「纏金地の特旨開放(後套西北部の特例開放)」である【史料 I】。当初、ダラト旗側は借地期間を5年間としていたが、光緒30(1904)年に至るまで利子を除く元金5万両が返済されてなかった。結局、借地期間は無視され、土地の使用権が漢人農民によって自由に売買されるようになっていた。同時期の帰化城トウト旗やジュンガル旗では永租権を売買する時更新料が発生する過約制度の拘束があった。それに比べると後套地方では、ダラト旗側が小作料を徴収するのみであった⁴⁵³。

【史料 I】:(光緒13[1887]年潤4月初8日に、ダラト旗の協理台吉たちが、盟長に送ったモンゴル文書):「…檔案を調べると、以前、管轄下の旗に属するタイジ、官員たちと平民たちの4種類の家畜が(自然)災害に会って、非常に困窮の極限に達し、(その上に)毎年寺院を修理して軍用馬・ラクダや武器などのものを補足して買った。(また)会盟の費用、公務用の費用も全て漢人から借金して使ったため、借金の金額が銀約11万7400両に達した。(旗衙門はこの借金を)返済することができず、チャイジ、ボルタラという土地で近くに居住す

⁴⁵² 史料①、24巻、pp.491-492。

⁴⁵³ 鉄山1999:99-100

る漢人を招いて、モンゴル人たちに教えて耕作させ、(漢人から小作料を徴収することによって)借金を返済して、大勢の貧しいモンゴル人たちに(農地を)与えて、救済を行ったことを道光 8(1828)年に我々の旗から盟長に報告し、引き続き理藩院に報告した。(それに対して)理藩院は(皇帝の)勅に基づいて耕作させた…」⁴⁵⁴。

ウランブルグという土地はこの開墾されたハンハー地方の一部であり【史料 J】、その中に玉隆英や大発公という土地も含まれていた。光緒 11(1885)年に、スクート会の宣教師韓黙理⁴⁵⁵は陝西省府谷縣を原籍とする漢人農民楊国棟から玉隆英という土地を借りて、毎年銀 180 両の小作料を払うことになった。宣教師韓黙理の報告から、一年目の時には 40 頃 of 耕地を灌漑したが、後に水路維持管理の欠如によって耕作可能な土地面積が縮小したことがわかる【史料 K】。このように収穫量の大小が水路に左右される割合が高いことは、後套地方における灌漑農業の特徴であった。一般的には、後套地方では、毎年作物の作付面積を実地測量して小作料を定める「丈青法」を使っていた(鉄山 1999:129-130)。後に、宣教師が無理矢理に連れ出されて銀 500 両を取られるという案件が発生したが、それも楊国棟の息子楊子誠とその継母楊李氏との間で起こった小作料のトラブルに巻き込まれたのである⁴⁵⁶。楊国棟の後妻楊李氏が故夫から相続したのは、土地の所有権ではなく、小作権であった。その点で、光緒 22(1896)年 3 月 16 日の、旗のモンゴル人官員の報告にある「銀 180 両で *γajar abču*(土地を受け取って)」という表現が誤解を招き易い。漢文史料からわかるように、ウランブルグで土地を「受け取った」と称するその実態は、単に毎年銀 180 両の小作料を払って借りているという状態に過ぎなかった。すなわち、ダラト旗の土地を借りていた漢人佃戸楊国棟からさらにその土地を借りたのであって、二重小作と呼ぶべき形態であった。

また、旗から直接土地を借りている自立性の高い漢人農民は後套地方に定住していた。彼らは現地に寄居していたため(鉄山 1999:135)、家屋を作ることが黙認されていたと考えられる。光緒 11(1888)年の時点では、宣教師が小屋を作り耕作を行っていた。宣教師たちは、光緒 14(1888)年になってから同じウランブルグの中にある大発公という場所に家屋と土地を獲得し、教堂を作ったのである。建物に関しては、宣教師董明允⁴⁵⁷は、直接漢人 *Jingwanning* と交渉してお

⁴⁵⁴ 史料①、26 巻、pp.102-103。鉄山(1999: 93-99)をも参照。

⁴⁵⁵ スクート会の宣教師で本名は *Hamer Ferdinand*。オランダのナイメーヘン出身。義和団事件の時に殺害された。

⁴⁵⁶ 梅栄(2014)では宣教師が後套地方で耕作する漢人の利益を害したと述べている。詳しい検討は今後の課題にしたい。

⁴⁵⁷ スクート会の宣教師であり、本名は *Vertommen Edward*。ベルギー人。

り、すでに建てられていたものを獲得したため、その所有権や使用权を巡るトラブルが起これなかった。土地に関しては、その面積や漢人 Jingwanning がいかなる形態で大発公の土地を利用していたのかは不明である。後に、ダラト旗の官員が調べに行ったが、宣教師による土地の「購入」が言及されたのみであり、責任は追求されなかった【史料 J、L】。結局、スクート会の宣教師たちが漢人 Jingwanning から大発公という土地を一括して銀 240 両で獲得していたことは確かであるが、それが購入と呼べるようなものであった可能性はほとんどない。大発公に関しては、もしも漢人 Jingwanning が永租権を持っていたならば永租権の売買または質入れであり、単なる小作権を持っていただけの場合は小作権の不法売買か、あるいはただの売却詐欺であると考えられる。すなわち、後者の場合はいずれにしても不法売買である。

【史料 J】：(光緒 22(1896)年 3 月 16 日、イフジョー盟長から[理藩院の？綏遠城將軍の？]大臣に呈したモンゴル文文書)ダラト旗ハンハー地方の百の梅倫⁴⁵⁸ジャラを取り調べると、報告したのは「管轄下のウランブルグという所で洋(外)国の名前を知らぬ神父が突然光緒 11(1885)年、もめごとを起こした漢人楊子海の父親 Yangnansan(楊国棟のこと)から銀 180 両で γajar abču(土地を受け取り)baya bayišing(小屋)を作って耕作していた。その後、(光緒)14(1888)年に Yuan(袁万福)神父⁴⁵⁹が来て居住し、大発公という、漢人 Jingwanning の bayi šing küriy-e γajar(平屋、園、土地)を合計銀 240 両で qualdun abču(購入)し大堂(教堂)を作って居住した。その後、光緒 16(1890)年には weng(文士恵)神父⁴⁶⁰が来て居住した。現在董明允⁴⁶¹という(神父を加えて)3 人の神父が住んでいる...」⁴⁶²。

【史料 K】：(光緒 21[1895]年 10 月 14 日、イフジョー盟長から欽差大臣である綏遠城將軍に呈したモンゴル文文書)光緒 20[1894]年に韓黙理の呈してきた文書では「私はダラト旗のウランブルグという所で天主堂を設立している。光緒 11(1885)年 Shuren(庶人?)楊国棟から毎年銀 180 両で土地を購入しその年に 40 頃(4000 畝)の地を灌漑した。光緒 14(1888)年 Shuren(楊国棟のこと)本人は水路を掘らなかったため約 20 頃(2000 畝)灌漑した。光緒 15(1889)年 8 頃(800 畝)灌漑した。同年楊国棟は死亡した⁴⁶³。

【史料 L】(光緒二十三年四月初九日總署收山西巡撫胡聘之文)該洋堂原向楊李氏之故

⁴⁵⁸ いかなるメイレン(副章京)であったのか現段階では不明である。

⁴⁵⁹ スクート会の宣教師であり、本名は Verellen Karel。ベルギー人。

⁴⁶⁰ スクート会の宣教師であり、本名は Alfons Lievens。ベルギー人。

⁴⁶¹ スクート会の宣教師であり、本名は Edward Vertommen。ベルギー人。

⁴⁶² 史料①、30 巻、pp.223。

⁴⁶³ 史料①、30 巻、p.52。

夫既楊子誠楊子海之故父楊國棟生前租地租地一塊。約載每年租銀一八百八十兩。嗣楊國棟故後。該洋堂向楊國棟前妻所生之長子楊子誠言明將此地租銀每年減成銀八十兩。并支給楊子誠五年租銀四百兩。楊子誠並未向其繼母楊李氏告知減租支銀各情。楊子誠即回其原籍陝西府谷縣。而楊李氏因洋堂所租地畝係該氏與所生之子楊子海分到之產。楊子誠如何擅向洋堂減租支銀。楊李氏並不知情。亦不認帳⁴⁶⁴。

(引用者による日本語訳)

(光緒 23[1897]年 4 月初 9 日、総理各国事務衙門が山西省巡撫胡聘から受け取った公文書)当該洋堂(教会)は元々楊李氏の故夫であり、楊子誠・楊子海の故父でもある楊国棟から土地を借りたのである。毎年 180 両を払うと約束して(契約書に)記した。その後、楊国棟は死亡し、当該洋堂は、楊国棟と先妻との(間に)生まれた長子である楊子誠に払う小作料を毎年 80 両まで減らすことを(契約で)言明した。また、楊子誠に 5 年間の小作料(として)銀 400 両を支給した。楊子誠は継母楊李氏には小作料を減らして銀を受け取ったことを知らせていなかった。楊子誠はすでに彼の原籍(である)陝西(省の)府谷縣に帰った。洋堂が借りている土地は楊李氏と、(楊国棟との間に)生まれた息子である楊子海が受け取った遺産であるため、楊子誠がどのように勝手に小作料を減らして洋堂から銀を受け取ったか(に関して)は、楊李氏は(その)事情を全く知らず、帳(お金の出入り)も認めない。

第四項 タイジ、平民に生計地として与えた北東部黄河沿い土地の一部である銀匠窯子の事例

同治 7(1868)年以降、回民の反乱軍がオルドス地域の内部まで侵入した。回民の反乱が鎮圧された後も、帰化城トゥメ旗の大青山やオラド地域に隠れていた回民の反乱軍がしばしばダラト旗に侵入して強奪を行っていた【史料 M】。光緒年間、ダラト旗は、被害を受けた地元のモンゴル人を救済するために、北東部の黄河沿いの土地に彼らに移住させた。この北東部の黄河沿いにおける土地は公的に開墾が許可され、ダラト旗のタイジ、平民に耕作させていたのである【史料 N】。さらに、ダラト旗の 10 代目旗長ソムボンソグは北東部の土地を生計地として旗のタイジ・平民へ分配することを管旗章京ブレントウグスに任せた【史料 O】。しかし、管旗章京ブレントウグスはこの土地を、帰化城トゥメ旗側に与えられた六成地から引っ越してきた彼自身を含む 17 戸のタイジ・平民に旗長が与えたと主張していた【史料 P】。旗長ソムボンソグは光緒 11(1885)年 5 月 19 日に亡くなってしまい、旗の官員が土地を自分の物にしてしまうというこの問題は、解決されないまま

⁴⁶⁴ 史料⑧、第 6 輯、pp.590-591。

に残された⁴⁶⁵。管旗章京ブレントウグスは自らも生計地を受け取り、その生計地を漢人 Shui 氏に耕作させていたことがわかる【史料 Q】。管旗章京ブレントウグスが自らの生計地だと称するこの土地は銀匠窯子と呼ばれる土地であった。これは前述の「四成地」の一部であり、新しく出現した黄河の河筋の外(北)側に位置する。その面積は 165 頃(1 万 6500 畝)であった。管旗章京ブレントウグスはその内の 133 頃 60 畝の土地を自分の生計地として占有することができた【史料 R】。梅栄(2014)では、光緒 18(1892)年、管旗章京ブレントウグスが銀匠窯子の土地を宣教師に「売った」と述べられている。史料①を調べてみたところ、最初は旗内のモンゴル人同士の間で銀匠窯子の土地をめぐるトラブルがあったが、キリスト教関係者との間ではトラブルはなかった。キリスト教関係者は銀匠窯子を耕作するようになっていたが、管旗章京ブレントウグスの生計地であって、彼自身との間でトラブルにならなかったため、土地の使用・所有を巡るトラブルがなかった可能性が高い。しかし、タイジ・ブレントウグスが銀匠窯子の土地を不法に売ったのか、あるいはただ単に貸していただけなのかは不明である。その後、このブレントウグスがこの生計地を取り上げられたという可能性も考えられる。光緒 26(1900)年 8 月 22 日、ダラト旗からサラチ庁・トクト庁に送ったモンゴル文文書では「...悪い漢人 60 人ぐらいが共同で来てダラト旗の管轄地である銀匠窯子の(穀物が)熟した畑を奪って収穫して...⁴⁶⁶」と述べているため、ダラト旗の管理する土地に戻されていたということも考えられる。

【史料 M】:(光緒 3[1877]年 11 月 17 日に、オルドス(イフジョー盟)の盟長バダラフと副盟長ジャナガルディから綏遠城將軍に送ったモンゴル文文書):「...大青山北側の地域で放浪して逃げた(回民反乱の)賊たちがどこに侵入するか不明である。また、今黄河が凍っている時期なので、我々の盟のハンギン、ダラト両旗の境界を防衛させることが大事であるため...」⁴⁶⁷

【史料 N】:(光緒 10(1884)年 4 月 23 日にダラト旗の協理台吉が盟長に送ったモンゴル文文書)...檔案を調べて見ると、西方の回民の悪人たちが反乱を起こしてやって来て、管轄の旗の土地を通り抜けて強奪して驚かせ、管轄下の大勢のタイジ、平民たちが財産を失い、離散するに至ったため、当該旗内の(旗民を北)東の川の河岸に移住させ、自らの力で耕作させて救済するために居住させた。ただし、この牧畜区域を元通りに封禁することは、管轄の参領へ、前任旗長貝子の時から命じてきて、以前から漢人農民にも知らせていた⁴⁶⁸。

⁴⁶⁵ 史料①、25 巻、p.234。光緒 11[1885]年 5 月 21 日に、ダラト旗の協理台吉チョクトマンナイとバトナサンらが盟長バダラフに呈した文書。

⁴⁶⁶ 史料①、32 巻、p.404。

⁴⁶⁷ 史料①、22 巻、p.531。

⁴⁶⁸ 史料①、24 巻、pp.355-356。

【史料 O】:(光緒 11[1885]年 3 月初 7 日、ダラト旗旗長からイフジョー盟盟長に呈したモンゴル文文書)この土地を管轄下の役人であるタイジ・管旗章京・ブレントウグスたちに交付し、漢人に貸すことを完全にやめさせて、該当旗のタイジ、平民、やもめたちと大勢の貧しい人たちに生計地として与えて、救済するために交付した後、すぐ、(彼らが)この土地の自留耕地を受け取って、このようなことに使っていることを一緒に報告する⁴⁶⁹。

【史料 P】:(光緒 13(1887)年 閏 4 月初 9 日、盟長からダラト旗に送って来たモンゴル文文書。タイジ・ブレントウグスが以下のように述べている)...我々タイジ、平民に授けたのはすべて旗長の土地であり、このように授けられたのは、タイジたる私一人だけではなく、私と、生計地として(黄)河方面の居住地を失った 17 戸の人々にそれぞれ土地を分配し、居住させるために授けた。また管轄する旗の賦役を割り当てた⁴⁷⁰。

【史料 Q】(光緒 13[1887]年 潤 4 月 9 日、盟長からダラト旗に送ったモンゴル文公文書)(ダラト)旗の(北)東部における黄河の方で、4 部の土地⁴⁷¹を測量した檔案を調べると、管旗章京級タイジ・ブレントウグスが耕作している東部で、(自分で耕作するのではなく)漢人 Shui に耕作させている土地は、165 頃(16500 畝)であり、旗内の土地である。また、この内、佐領ラドナバザルが 26 頃(2600 畝)の土地を耕している。これと繋がる西の方では、以前トイン・ハムボ・ラマの財政用地であった。また、この土地は、107 頃(10700 畝)であることを報告する⁴⁷²。

【史料 R】:(光緒 16[1890]年 5 月初 2 日、ダラト旗の協理タイジたちからイフジョー盟盟長に呈したモンゴル文文書)我々が命令に従って管轄の財政用地、バガジョー、銀匠窯子の土地を調べると、銀匠窯子の土地は全部で 165 頃(約 1 万 6500 畝)。そのうち財政用地の建物の周りに 6 頃 40 畝。副章京タイジ・バザルに 25 頃(2500 畝)。残りの土地はタイジ・管旗章京ブレントウグスに属している。この土地はもともと旗の土地であった⁴⁷³。

第五項 旗が直接管轄していた土地だが私墾の現象が生じていたバガノールとイフノールの事例

バガノールは元々旗の軍用馬や平民の家畜を放牧させる草原であった。旗のモンゴル人官員がノール(バガノールとイフノール)の土地を調べに行った時、見知らぬロシア人(本当はベルギー人)と漢人 50、60 人が漢人 Zhangru の家に住み、バガノールの土地を耕そうとしていたことを

⁴⁶⁹ 史料①、25 巻、p. 155。

⁴⁷⁰ 史料①、26 巻、p.109。

⁴⁷¹ ダラト旗とトゥメト旗の間で争いになった土地の中から、ダラト旗に与えた 4 部の土地。

⁴⁷² 史料①、26 巻、p. 214。

⁴⁷³ 史料①、27 巻、p.355。

発見したのである。彼らは漢人 Zhangru からこの土地を「購入」したためどうしても耕すと主張した。一方、モンゴル人官員の記述では漢人 Zhangru は監獄に入れられていた【史料 S】。Zhangru は光緒 9(1883)年にサラチ庁の監獄に入れられた。すなわち、漢人 Zhangru とスクート会の宣教師たちが土地をやり取りしたのは光緒 9(1883)年またはそれより以前のことだったことがわかる。実際に、道光年間から、バガノール周辺でこっそりと耕す漢人が現れていた。隠れて耕作していた張氏一族を旗側が追い出して農地を封禁し、草原に戻そうとしたことがあった。しかし、同じ道光年間にタイジ・トゥメンヘシグの父親が、バガノール周辺で生計地を所有するようになり、そこを Zhangfugui(または Zhangru)に耕作させて小作料を徴収していた。光緒年間になった後も、タイジ・トゥメンヘシグは漢人 Zhangru から小作料を徴収していた。すなわち、この土地はしばらくタイジ・トゥメンヘシグの生計地になっていた。光緒 9(1883)年に Zhangru が罪を犯した後、旗長ソムポンソグはタイジ・トゥメンヘシグからこの土地を取り上げた。タイジ・トゥメンヘシグもそれに対して不満はなかった【史料 T】。しかし、その時、二十四頃地に居住する宣教師が漢人農民を連れきて、漢人 Zhangru からその土地を「購入」し、「購入」したのだから自分たちが耕作すると主張した。一方、漢人 Zhangru は「宣教師からお金を借りた」と供述したため、サラチ庁はスクート会の宣教師たちの耕作をやめさせることを Zhangru 本人に任せた。ダラト旗側は、光緒 13(1887)年の秋までは、スクート会による耕作を阻止していた。光緒 14(1888)年になると、キリスト教徒たちはバガノールとイフノールを含むノールの土地を借りたと主張するようになった【史料 U】。光緒 14(1888)年、盟長が 2 回に渡って、トラブルを起こしてはいけないと命じて来たため、やむを得ず耕作を認めるに至った。盟長もサラチ庁も、スクート会の宣教師とトラブルを起こして、フランス領事館から訴えられることを避けようと考えて慎重に動いていたと考えられる【史料 V】。それによって、この案件を地方で処理し、宣教師たちも引き続きバガノール・イフノールの土地で耕作することができたのである。

前任旗長ソムポンソグの未亡人であるサランロールマも、バガノールの小作料問題に関与していたため、タイジ・ブレントゥグスに対する訴訟を旗内で何年間も続けた。しかし結局、訴えられたブレントゥグスが顔を出さなかったため、審理を行うことができなかった。光緒 16(1890)年、スクート会の宣教師が土地を広げて耕作したことと、教徒たちが軍用馬を閉じ込めたことによってトラブルが起こった。それ以外には大きなトラブルはなかった。漢人教徒たちも、バガノールの土地を旗の官員に小作料を払って借りたと言い出し、所有権ではなく、小作権を主張するようになった。すなわち、スクート会の宣教師たちは、旗の土地を占有して、旗民の生計を妨げたとまでは言いきれないわけである【史料 W】。

【史料 S】(光緒 14[1888]年? 盟長からダラト旗に送ったモンゴル文文書)...調べて見ると、旗の管轄するバガノールなどの土地は、元から馬の放牧地として封禁して来たところで、現在少し耕している耕地はあるが、それは漢人農民たちがあちこちこっそり開墾して、完全に封禁することができていなかっただけである。しかし、ノヤド(元旗長たち)の時から今まで次々と手紙が来て、牧地として封禁すると言っていたのに、去年この土地を観察し、官員を派遣して、広げて耕せないようにしようとしてノールの所に行ってみると、見知らぬ漢人 50、60 人と何人かのロシア人が来て、Zhangru の家に住んでいて、我々官員たちに「我々はこの土地を Zhangru から銀で買い取ったから、どうしても耕す」と言った。そして、我々が謹んで考えると、そのロシア人たちが犯人 Zhangru から土地を購入して、今年の春来て開墾していることを示すと、犯人 Zhangru 本人は監獄で(別件の窃盗の)罪を認めたが、モンゴル人の土地を金銭のために、こっそり外国人に売って累を及ぼしている。...⁴⁷⁴

【史料 T】(光緒 16[1890]年 5 月初 2 日、ダラト旗の協理タイジたちからイフジョー盟盟長に呈したモンゴル文文書)バガノールの土地を参領トゥメンヘシグにきいてみると報告したのは「今、私参領がバガノールで持っている一部の生計地は、わたくしめの父が道光年間に漢人 Zhangfugui に年間小作料(銅錢)4 万 5 千枚で値を決めて耕作させてきた。後に父が逝去した後、私が引き続きその小作料をもらっている。光緒 3(1887)年に小作料から(銅錢)2 万枚分を引き下げて、残りの(銅錢)2 万 5 千枚をずっとこの Zhangru から徴収していて、(光緒)9 年になると Zhangru が管轄の旗で罪を犯したため、(光緒)10 年旗長貝子(ソノムボンソグ)殿が自ら(現場に)出向いて、ノールの土地を牧地にして(耕作を)禁止した。それ以降私はお金を使ったことがないことは言うまでもなく、この土地に一度も携わったことがない。そのほか、また、この土地をどのようにロシア人に渡したかは Zhangru 本人が知っている。このため真実を呈して報告する」と言って報告した。この件を調べるとバガノールの土地はもともと参領トゥメンヘシグの土地であって、そして光緒 10(1884)年に我々の旗長貝子ノヤンが牧地にして、(耕作を)禁止し(後略)⁴⁷⁵。

【史料 U】:(年月日なし。光緒 14[1888]年の文書である可能性が高い。盟長からダラト旗に送ったモンゴル文文書)去年 Fa 国(フランス)の人(実際にはベルギー人またはオランダ人)からきた○○(意味不明)の中で、「ダラト旗のノールという土地で小作していた漢人(Zhangru が)、罪を犯してサラチ庁の監獄に入れられて、(その前に)Fa 国の人からお金を

⁴⁷⁴ 史料①、26 巻、pp.323~324

⁴⁷⁵ 史料①、27 巻、pp.355-336。

受け取っていた。(その代わりに)耕していた土地を渡した。そして、秋に開墾しようとして(そこへ)行くと、ダラト旗の官員皆が、(土地を)守ろうとしてやってきて犁牛などを追い出した」と言った。今、春の季節になり耕作が始まる時期になった上、いざこざを起こしてはいけなため、盟長が特に役人を派遣して手紙を送れと命じたことに従って、これらのことを伝達する⁴⁷⁶。

【史料 V】(光緒 14(1888)年 2 月 18 日付で盟長がダラト旗に送ったモンゴル文文書) 協理タイジたちに送った文書。最近あなたたちの旗(ダラト旗を指している可能性が高い)に居住しているロシア人の報告した...(文字が消えている)「...タイジは(モンゴル)兵を集めてきて、我々が耕している所に来て、テントを作って住み、我々と殴り合いをしようとしているため、いざこざを起こすことを恐れて、以前のことを報告しよう」と言った。このために慎重に考えると、ロシア人たちは外国人である上、物事を知らないいずれかのタイジが(モンゴル)兵を集め、テントを作り、争いを仕掛け続けると、役人、平民がひどい目に遭うことは言うまでもなく、旗やソム全員を巻き添えにする可能性もあるため、これを知らせる。届いたら、協理タイジたちは、慎重に考えて見て、いざこざを起こさないように解決せよ⁴⁷⁷。

【史料 W】:(光緒 16 年(1890)年閏 2 月 27 日、ダラト旗の協理タイジたちがイフジョー盟盟長に呈したモンゴル文文書) 檔案を調べると…(光緒) 14(1888)年 3 月初 2 日に、私たちのところからサラチ(庁)のところへ送った文書の中では「管轄の旗の牧地として封禁してきたイフ、バガノールの土地をきれいにして、盟の軍の馬群と大勢のタイジ、平民の財産である家畜を元通り放牧させるために、管旗章京タイジ・トゥメンジャルガルたちを派遣して、調べて訂正させるために、派出した。現在、彼の報告によると、強硬に耕すに至ったことを呈して報告している...『ロシア人に従った一人の中心人物である Xiansheng という漢人が言ったのは(我々の聖主本人は(今は)いない。来た官員は私のいうことを聞け。このノールの土地は我々が、犯人 Zhangru から銀と銭で買い取った土地だ。お前たちのノヤド(旗長たち)が我々を阻止してやめさせて、牧地として封禁することはできない。我々は、既にも買ったのだからどうしても耕す)』...』...。サラチ庁から来た文書の中では「我々の衙門が監獄で管轄の犯人(Zhangru)を審理した時の供述書には、彼は『光緒 9(1883)年急用があつてお金が出す所がなかったので、継母や弟と一緒に、旗から借りた土地を指定して(担保にして)天主堂から銀 500 両を借りた、今まで計算すると元金と利息で合計約一千両になっていて、返すことができない。(ただ)旗の土地を指定して、天主堂に売り、借金を返したということは一切ない...』

⁴⁷⁶ 史料①、26 卷、p.327。

⁴⁷⁷ 史料①、26 卷、pp.331-332。

と言った。我々の衙門で調べて、Zhangru の供述と本音を聞き出した。旗の土地を天主堂に売ってはいない。いざこざを起こすには至っていない。また、以前 Zhangru は(ダラト)旗の土地を借りていたことを送って知らせて来たが、調べるとすでに牧地として封禁していた。そして、判決したのは…Tianzhutang(天主堂)に対する借金を早速自ら金額通りに返却せよ。(ダラト)旗の土地を指定して借金を返却してはいけない(と言った)。管轄の罪人 Zhangru が喜んで判決に従うと供述書を出したことを檔案に記録している…」⁴⁷⁸

小結

道光年間、ダラト旗は旗内の後套地方の土地を開墾することを清朝政府に請求して許可された。南部の Shangliang という土地も、協理タイジたちによって開墾され、サラチ庁に依頼して漢人農民を招いてそこを耕作させていた。さらに、光緒年間には、ダラト旗の北東部にあって後に、帰化城トومت旗との境界争いが起こる黄河沿いの土地も耕作され、旗のタイジ・平民たちに生計地として与えていた。このように、ダラト旗は、オルドスの他の旗に比べると開墾された土地の面積が極めて広がった。地元のモンゴル人はほとんどの場合自ら耕作することがなく、漢人農民に耕作させていた。清朝政府の政策によってダラト旗で耕作する漢人はサラチ庁の管轄を受けていた。それによって、光緒 29(1903)年-光緒 33(1908)年の統計によるとサラチ庁が管理する漢人・回民は 60 万人ぐらいになっていて、近隣の庁に比較して圧倒的に多くなっていた。隣接するトクト庁の管轄する漢人は 9 万 2840 人で、万里の長城に近い清水河庁の管轄する漢人は 3 万 8787 人しかいなかった。

本章では『教務教案檔』を利用して、光緒 21(1895)年に総理各国事務衙門が綏遠城將軍に送って来た宣教師による土地購入の規定と、綏遠城將軍にその通知を送って来たきっかけとを検討した。当該規定は同治 4(1865)年の規定を基準にしたものであり、宣教師が外藩蒙古で土地を購入することを許可したものはなかったことを明らかにした。恭親王奕訢が総理各国事務衙門の大臣を務め、且つ軍機大臣を務めていた間は、モンゴルなどの藩部地域や満洲地域でキリスト教の布教を許可することに関して非常に慎重であった。ところが、光緒 10(1884)年に清朝政府が日清戦争で敗北し、恭親王奕訢は罷免された。それ以降、実際に外国との交渉を行うようになっていたのは北洋大臣・南洋大臣を兼務していた李鴻章・曾國荃・劉坤一・張之洞らの漢人官僚たちであった。これらの漢人官僚たちはフランス公使の要求に対して全く反論せず、清朝全域の大臣

⁴⁷⁸ 史料①、27 卷、pp.299-300。

・総督・巡撫・將軍・都統・駐防官に当該規定を光緒 21(1895)年に通知することとなった。さらに、総理各国事務衙門はモンゴル地域が言及されたにも関わらず、理藩院には通知していなかった。モンゴルや満洲地域へのキリスト教流入の問題に関して、漢人官僚たちの関心が薄かったことがわかる。一方、オルドスの盟長は綏遠城將軍からその通知を受け取っていたが、内地と呼ばれる各省で施行する規定であり、モンゴル地域に関する規定ではないと認識していたことも本章で明らかにした。

当時、ダラト旗内では牧地として利用する土地と、耕作を認めていた農地とがあった。宣教師による土地の「購入」として先行研究で言われてきたのは、実際にはほぼ全て借入であったことを本章で明らかにした。また、以下のように旗内の土地利用状況によってトラブルの起こり方も異なる特徴を持っていたことを各々の事件に即して明らかにした。

二十四頃地という場所は、黄河の外(北東)側に位置していた。光緒 6(1880)年、スクート会の宣教師は、永租権を持つ旅蒙商人である漢人高九威からこの土地を借入したのであって、宣教師による土地「購入」と呼ぶことはできない。ダラト旗と帰化城トゥメ旗の間で争っていた土地の六割が光緒 11(1885)年から帰化城トゥメ旗の領域になり、この二十四頃地も帰化城トゥメ旗の管轄地になったのであった。光緒 13(1887)年に綏遠城將軍が、帰化城トゥメに与えた六割の土地を測った時、二十四頃地の面積は 100 頃(1 万畝)であった。この時もスクート会の宣教師たちは地代を払って同將軍から再び当該地を受け取った。ただ、この時の契約形態の詳細はなお不明である。

チャガーンエレグという土地の場合は、二十四頃地とは違って、公的に牧地として利用していた土地であった。一方、ダラト旗のモンゴル人官員たちは旗長ソノムボンソグの命令によって、公的に牧地として利用している土地にいる漢人を立ち退かせていた。それによって、光緒 10(1884)年に、チャガーンエレグにあった建物がモンゴル人官員によって潰され、漢人たちは追い出された。決してキリスト教という宗教を嫌がって攻撃したのではなかったことを本章で明らかにした。また盟長は、宣教師たちがこの案件を北京に行ってフランス領事館に訴えることを防ぐために、すぐ審理に着手したのである。

清末期、後套地方で灌漑農業が広がり、ダラト旗は漢人農民から小作料を徴収するのみで、漢人農民の永租権にも制限を設けず、耕地の運営に一切携わっていなかった。ウランブルグという地域では、ダラト旗の土地を借りていた漢人佃戸から宣教師が玉隆永という土地を二重小作の形で借入していたため、旗の官員は全く関与していなかった。また、スクート会の宣教師は漢人 Jengwanning から大発公という土地を一時金としての銀 240 両で入手した。漢人が建築物を建て

ることが問題とされていなかったため、教堂を建てても問題にならなかった可能性が高い。ただ、漢人 Jingwanning がいかなる形態で大発公の土地を利用していたのは不明である。もしも漢人 Jingwanning が永租権を持っていた場合は永租権を売買または質入れたこととなり、単なる借地権を持っていただけの場合は、小作権の不法売買か、あるいは所有権の売買をよそおった詐欺であった可能性も考えられる。いずれにしても漢人 Jingwanning が土地を所有すること自体存在し得ないことであるため、土地を売ったと称した場合は不法な売買ということになる。

銀匠窯子という場所は、管旗章京タイジ・ブレントゥグスが生計地として占有した土地であった。銀匠窯子は黄河の外側(北東)に位置していた。帰化城トゥメ旗との土地争いの結果としてダラト旗に与えられた四割の土地の一部であった。この土地はタイジ・ブレントゥグスが個人的にスクート会の宣教師たちに貸し出した可能性が高い。モンゴル文公文書を調べたところ、旗内で銀匠窯子の土地をめぐるトラブルはあったが、キリスト教関係者との間ではトラブルはなかった。

一方、バガノールの土地では、道光年間から漢人農民がこっそり耕作していた。それが発覚した後、旗の官員が漢人から小作料を徴収するようになった。また、当該地を旗の官員に生計地として与えた。光緒 9(1883)年、当該地で耕作していた漢人 Zhangru がスクート会の宣教師からお金を借りて、旗の土地の耕作権を勝手に宣教師に質入れするという事件が発生した。光緒 10(1884)年、旗長はバガノールの土地問題を解決するため、生計地として所有していたタイジ・トゥメンヘシグから取り上げたが、耕作をやめさせることができなかった。光緒 14(1888)年、漢人キリスト教徒はイフノールの土地も借入したと主張した。結局、盟長からきた命令に従って、案件を地方でおさめるため、小作料を徴収してスクート会の教徒たちに耕作させた。バガノールの土地も決して「購入」ではなく、当初は耕作権の質入れ、後に借入であった。

以上のように、スクート会の宣教師たちが借入した土地の内、二十四頃地、ウランブルグの玉隆永と大発公の土地ではトラブルがなかった。公的に牧地として利用されていたチャガンエレグでの借入のみは失敗した。すなわち、すでに農地になっていた後套地方では、宣教師による土地の借入が問題になることはなかった。一般的な漢人農民による借入(小作)と全く同じ形態であったからである。完全に牧地であると定めていたチャガンエレグの場合のみ、家屋が潰されたのである。一方、私墾または新たに開墾された地域では使用权のトラブルが多数発生していて、宣教師による借地も問題になっていた。また、キリスト教徒ではない一般の漢人・回民の耕作であれば比較的容易にやめさせることができたが、キリスト教関係者と関わった場合はモンゴル人の行政側も慎重に対応していた。さらに、スクート会の宣教師たちが直接フランス領事に訴えることを防ぐために、引き続き耕作することを黙認せざるを得ないことが多かった。旗が直接管理していた

バガノールでもトラブルが発生していたが、いざこざを起こしてはいけないという盟長からの命令に従って、結局、もと通り宣教師たちに貸し出したのであった。銀匠窯子の土地も、管旗章京タイジ・ブレントゥグスの生計地だったため、最初は個人的に貸し出したものと考えられる。

結局、スクート会の宣教師たちは、ダラト旗の土地を所有したのではなく、小作料を払って耕作していたのであった。従って、仏清北京条約に定められた宣教師による土地購入・所有権の認定は、モンゴルで強制的に実行させるまでには至らなかったと考えられる。光緒 21 (1895) 年に送られてきた文書でも、外藩蒙古で宣教師による土地の購入を許可するという規定がなかった。清末、ダラト旗の土地を貸し出した人たち自体がその土地の所有権を持っていなかったため、断じて土地の「購入」とは呼べないと考えられる。あくまで、土地の賃貸関係・あるいは二重小作状態なのであった。

このように、義和団事件以前のダラト旗内ではスクート会の土地占有による大きなトラブルが発生していなかったことがわかる。そこで次の段階としては、ダラト旗における義和団事件そのものを再検討する必要がある。

(本研究は、日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けたものです。)

第十章 義和団事件の時盟長が教会を攻撃する命令を下した原因

小序

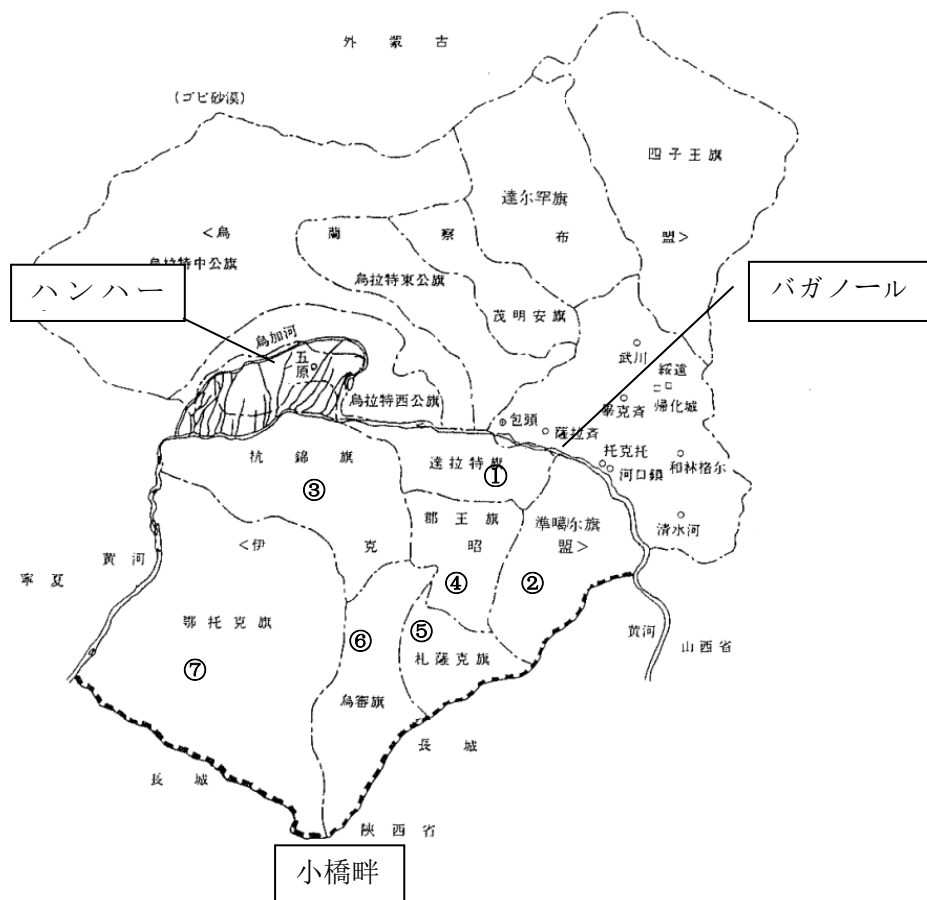
本章では、清代の地方モンゴル文公文書史料と後述する『教務教案檔』などの漢文檔案史料を利用して、中央政府から内モンゴルのオルドス地方に送られてきたキリスト教関連の命令を考察し、義和団事件(1900年)当時のオルドスでスクート会⁴⁷⁹(中国語:聖母聖心会)の教会が攻撃された事件を考察することを目的とする。また、オルドスで宣教していたスクート会員、フランスの保護を受けていたため、本研究では主にフランスと清朝政府の間で定められたキリストの信仰・布教する権限に注目する。

清朝政府は北京条約が結ばれた直後からフランスのパスポートを持参する外国人宣教師が西湾子村で滞在することを容認していた。同治4(1865)年からモンゴル代牧区の管理権を受け継いだスクート会は、西湾子村を拠点にオルドスやアラシャ領内の開墾地帯で布教拠点を獲得することができた。先行研究の多くは、オルドスなど外藩蒙古における外国人宣教師の布教活動が不法行為であったと主張している。またキリスト教関係者との交渉案件を分析する際にも、外藩蒙古の社会制度とキリスト教の信仰・布教に関する規定の矛盾に注目して案件の複雑さを考察している。従って、オルドスの盟長・旗長らが義和団事件などのキリスト教問題に対してどのように対応していたのかという実態に触れていない。

清代のオルドス(イフジョー盟)には下記の地図で番号をつけて示したように7つの旗があり、それぞれ①ダラト(達拉特)旗、②ジューンガル(準噶爾)旗、③ハンギン(杭錦)旗、④郡王旗、⑤ザサク(札薩克)旗、⑥ウーシン(烏審)旗⑦オトク(鄂托克)旗と呼ばれていた。

⁴⁷⁹スクート会(ラテン語: Congregatio Immaculati Cordis Marie、英語: Congregation of the Immaculate Heart of Mary、略語は C.I.C.M.)。ベルギーの教区司祭ヴェルピストによって創立された男子修道会である。本会がブリュッセル郊外の村に創設されたことによって、スクート会と呼ばれた。淳心会とも言う。中国語では聖母聖心会と呼ばれている。

地図 9: 清朝時代のオルドスと周辺地域⁴⁸⁰



第一節 本章に関連する先行研究の整理

先行研究の多くは、総理各国事務衙門が咸豊 11(1861)年 5 月 12 日付でフランス領事へ送った覚書を根拠にして、モンゴルを内属蒙古⁴⁸¹と外藩蒙古⁴⁸²と分けた上で条約内容の有効性を議論している。梅栄 2014 では、オルドス側とスクート会(聖母聖心会)とが長年対立した結果として、義和団事件の時に教会が地方のモンゴル人によって攻撃されたと述べられている。また、オルドス側が義和団事件時にスクート会の宣教師を「オルス人(ロシア人)」だと勘違いして攻撃したとも論じている。それに対して、本研究の第五章では、オルドス側が総理各国事務衙門からの命令に

⁴⁸⁰ 鉄山(1999:85)よりそのまま引用。番号と吹き出しは引用者がつけた。

⁴⁸¹ 内属蒙古というのは旗長職が設置されず、清朝の皇帝が北京から派遣した旗人官僚が治める地域である。以前清朝に対して反乱を起こした部族が再び反乱を起こすことを恐れて、清朝皇帝の直属としたのである。

⁴⁸² 外藩蒙古というのは、地元のモンゴル人貴族が旗長となって治めていた地域である。清朝に帰属した時期によって、外藩蒙古を更に「漠南モンゴル」と「漠北モンゴル」との 2 つに分けて呼ぶことがある。それぞれ戈壁砂漠の南側に位置するモンゴルと戈壁砂漠の北側に位置するモンゴルを意味する。「漠南モンゴル」は現在の内モンゴルとほぼ同じ地域であり、「漠北モンゴル」は現在のモンゴル国とほぼ同じ地域である。従って、清朝時代のモンゴルの大部分の地域が「外藩蒙古」と呼ばれていた。

従って聖母聖心会の宣教師を保護・優遇していたことを明らかにした。また、オルドス側は光緒 3 (1877) 年からフランス人宣教師(実はスクート会員であるベルギー人やオランダ人宣教師であった)の到達を把握していたことを明らかにした。それに続いて本研究で筆者は、清朝政府が外国人宣教師を保護優遇する政策をやめて義和団を利用して排外主義的政策を突き進んだ義和団事件を背景にして、オルドスでも教会がモンゴル兵に攻撃されるに至った事件を検討したい。さらに、外国人宣教師が有利な立場にいて、オルドス側は妥協しなけりばならなかったと言いつつ、オルドス側がキリスト教を弾圧していたと主張する傾向にある先行研究の矛盾点を考察したい。

従来の研究では、史料不足などの原因でオルドスにおける義和団事件に関する詳しい検討はなされていない。例えば、宝・宋(2008:238-247)では二十四頃地の教会でオランダ人宣教師韓黙理が殺害された事件と、ダラト旗のバガノールの教堂が攻撃された時の日付や殺害された教徒数、オルドスの南にある小橋畔が攻撃されたことなどに言及している。しかし、旗内の官員がいかなる命令を受けて、いつ兵士を集めて出発したかが検討されてないため、地方のモンゴル人官員が、義和団事件の波に乗って自発的に教会を攻撃したかのような誤解を招きやすい。張(2006:116-117)では小橋畔の教堂が攻撃された案件のみに言及している。一方、地方のモンゴル文史料を利用した梅栄 2014 では、宣教師たちによる土地購入などの行為が地方官員の権利を妨害し、且つ文化的(チベット仏教とキリスト教)な衝突があつて、教会が攻撃されるに至つたと論じている。しかし、オルドス側が光緒 3(1877)年以降総理各国事務衙門の命令に従つて、宣教師たちを保護・優遇して、キリスト教関係者との交渉案件を処理していたという当時の実態に言及していない。

そこで筆者は地方のモンゴル文公文書史料を利用して、オルドス地域における義和団事件の実態を明らかにしたい。光緒 26(1900)年、オルドスは、軍機処の命令を理藩院⁴⁸³から受けとつて、ロシア軍に対して国土を防衛するためにモンゴル兵を集めており、西太后が八カ国に宣戦布告したことによつて、そのモンゴル兵が教会を攻撃するために利用されたということを明らかにしたい。また、ダラト旗とオトク旗を比較して、その差異を検討したい。それによつて、オルドスにおける義和団事件は、外国の勢力を排除するために義和団を利用するかどうかという清朝政府内部における分岐点そのものの現れであつたことを明らかにしたい。

⁴⁸³ 清朝の中央行政機関であり、モンゴルをはじめとする藩部地域を管理する役所という意味である。1635年、清朝の太宗ホンタイジはチャハル部を中心とする内モンゴル地域を平定し、その翌(1636)年に「蒙古衙門(mongyol-un juryan)」設置してモンゴル地域を管理させた。主に、内モンゴルの維持管理を行うための役所であつたが、2年後の1638年の6月に「理藩院」と改称された。

第二節 キリスト教の布教・信仰に関する命令とオルドスの盟長・旗長らの対応

第一項 オルドスに送られてきたキリスト教解禁とフランス人宣教師到達の通知

仏清天津条約の第8款では、清朝政府はフランスの護照を持参して中国の内地へ赴くフランス人を保護しなければならないと定められている。清朝政府は内モンゴルにキリスト教の信仰・布教権限に関する条約を通知しなかったが、オルドスは下記のような通知を受け取っていた。咸豊10(1860)年10月19日、帰化城副都統がジューンガル旗の旗長ジャナガルディに転送した綏遠城將軍からの命令では、フランス人とイギリス人の商人に証明書を発行したため、彼らと友好に接し保護するべきだと命じている。同(1860)年10月21日、盟長バダラフがハンギン旗に送った公文書では、清朝政府はイギリスとフランスの両国と講和条約を締結したため、イギリス人とフランス人が天津に戻ったことを伝達したが、具体的な条約條款が言及されなかった⁴⁸⁴。咸豊11(1861)年2月19日、盟長バダラフは理藩院から、順天府が内地に赴くフランス人の護照(フランスのパスポート)8枚に順天符の関防(印鑑)を押した後、地方官の鈴印を押印して有効にさせたという通知を受け取っている。フランス人8人の内、4人の行き先がモンゴル地域と直隸省であったため、順天府は理藩院に公文を送ってモンゴル地域に転送させたものと考えられる。盟長バダラフがそれをオルドス各旗の旗長・協理タイジに転送した⁴⁸⁵。

建前上内モンゴルは仏清天津条約と仏清北京条約の内容の通知対象外とされた上、回民の反乱の影響もあったため、スクート会員は同治13(1874)年からようやくオルドス地域に進出し始めた。その後、光緒3(1877)年に、スクート会員閔玉清⁴⁸⁶が西灣子村の主教巴耆賢⁴⁸⁷に「オルドス王」を訴えた後、主教巴耆賢が「オルドス王」の件をフランス領事に上訴した。史料①を調べたところ、総理各国事務衙門は、光緒3(1877)年からオルドスにフランス人宣教師の到達を通知し始め、フランス人宣教師がモンゴル地域に到達した場合、彼らが持参している順天府の関防を押してあるフランスのパスポートを確認した上で、地方の鈴印を押して有効にさせよという命令を下した。光緒4(1878)年5月26日、綏遠城將軍が盟長に送った公文書では、キリスト教の布教が許可されたことをオルドスに通知している。綏遠城將軍がオルドスに伝達したモンゴルで布教する宣教師の到達通知では、スクート会員であるベルギー人やオランダ人の宣教師を専らフランス(Fa

⁴⁸⁴ 史料④、第32巻、p.100。

⁴⁸⁵ 史料①、第13巻、p.170と史料④、第32巻、p.121-122。ハスゴワ2019、pp:43-44。

⁴⁸⁶ 閔玉清 Alfonso Bermyn (1853年1月3日-1915年2月16日)。スクート会員。ベルギー人宣教師。1876年、神父になり、1878年スクート会員になってモンゴルにやってきた。1901年、西南モンゴル代牧区の代牧になった。

⁴⁸⁷ 巴耆賢 Bax Jaak (1824年6月26日-1895年1月4日)。スクート会員。ベルギー人。1874年、モンゴル代牧区の代牧になった。

国)の護照を有するフランス人宣教師だと言って伝達していた。オルドス側も、彼らスクート会員をフランス人だと認識していた。従って、義和団事件(1900年)の時、オルドス側がスクート会員をロシア人だと間違えた可能性はほぼないと言える。

第二項 外国人との交渉事務の処理について

咸豊 11(1861)年 2 月 1 日に総理各国事務衙門が設立され、従来理藩院や礼部などが担当していた外国と関わる事務を処理するようになった。同(1861)年 3 月初 2 日、総理各国事務衙門が北京の各部院衙門に送った公文書では、礼部以外の各部院はフランス側の公文書を受け取ってはいけないと通知した。また、フランス人宣教師に与えた諭単⁴⁸⁸に「フランス人宣教師は内地で布教のみを行い、地方の公私事件に携わらない」と記載されたため、フランス人宣教師が呈した訴えに地方官が反駁するべきだと命じた。ただ、フランス人宣教師が各部院に呈した控訴の場合は、総理各国事務衙門に転送して処理させると知らせた。すなわち、外国人宣教師が清朝政府の中央に訴えたキリスト教側との交渉案件は、総理各国事務衙門によって受理されていたのである。咸豊 11(1861)年 4 月 25 日、綏遠城将軍が兵部から受け取った命令を盟長バダラフに転送して公文書では、総理各国事務衙門の設立を通知し、今後公文書で呈する外国と関わる事務は当該役所に呈すよという命令を転送した。盟長バダラフは、綏遠城将軍から受け取った命令をオルドスの 7 旗に転送した⁴⁸⁹。すなわち、外国人宣教師がオルドスにおけるキリスト教側との交渉案件を北京に控訴した場合、総理各国事務衙門に受理させることが可能であった。

中国本土では仏清北京条約(1860年)の第 6 款に基づいて教会の財産を返還するという事態に伴って一連のトラブルが発生し、フランス領事は総理各国事務衙門に圧力をかけて案件を処理させていた。同治 2(1863)年、総理各国事務衙門とフランス領事が交渉した結果、各省の地方の官員はキリスト教関連の案件を公平に処理しなければならないという規定が定められた。オルドスでは、ダラト旗のチャガーンエレグというところにおけるモンゴル人とキリスト教関係者との交渉案件をきっかけに、総理各国事務衙門が光緒 8(1882)年になってから初めて、地方のモンゴル人官員はキリスト教関係者との交渉案件を処理しなければならないと命令を下した。

⁴⁸⁸ 諭単というのは、総理各国事務衙門がフランス人宣教師に与えた証明証であり、仏清天津条約と仏清北京条約のキリスト教に関する条款とキリスト教信仰・布教に関する規定が記載されている。フランスの護照(パスポート)と一緒に外国人宣教師に渡していた。

⁴⁸⁹ 史料①と史料④を引用。

光緒3(1877)年、フランス領事が総理各国事務衙門に「オールドス王」の件を処理させた際、「**查鄂王係山西歸化城及陝甘省所管地方**⁴⁹⁰(調べてみるとオールドス王は山西省歸化城と陝甘両省の所管地方である)」と述べている。外藩蒙古の一地域であるオールドスは仏清天津条約と仏清北京条約の有効範囲外であり、各省の巡撫や総督も外藩蒙古のオールドスを統轄する権限を持たなかった。フランス領事が言う「山西省歸化城と陝甘両省の所管地方」という記述は、オールドスのモンゴル人と漢人との交渉案件を処理させる際の方法に由来したと考えられる。清朝政府は、内モンゴル地域に流入した漢人・旗人・回民などを管理させるために中央統括の「府・州・県」や省管轄下の直隸庁⁴⁹¹を設けた。清朝政府は、旗人を直隸庁の長官たる同知また通判に任命していた。それ以外は、理藩院がモンゴル人と漢人との交渉事務を処理させるために、内モンゴルに6人の理事司員⁴⁹²を派遣していた。理事司員と同知/通判がモンゴル人と漢人との交渉事務に携わっていた。オールドスのモンゴル人と漢人との交渉案件は、近い役所に担当させることにして歸化城2旗領内に位置する山西省歸綏道が管轄する直隸庁が綏遠城將軍に請願を呈してから引き受けるか⁴⁹³、理藩院が派遣した神木理事司員や寧夏理事司員が県側の漢人官員と共同で審理すると定められている⁴⁹⁴。神木理事司員と寧夏理事司員の役所はそれぞれ陝西省神木県と甘肅省寧夏府に設置された。清朝政府はオールドスに流入した漢人・回民を管理させるために神木同知・安辺同知・寧夏同知を設けていた。神木同知・安辺同知・寧夏同知の勤務地はそれぞれ陝西省神木県・陝西省定辺県安辺堡・甘肅省寧夏道にあった。神木同知・安辺同知・寧夏同知はオールドス

⁴⁹⁰ 史料⑧、第3輯、p.510。光緒4(1878)年2月29日、フランス領事は総理各国事務衙門に送った覚書。

⁴⁹¹ 直隸庁というのは、清代の地方における行政機関の一つである。最初は知府が左貳官たる同知、通判を派遣して特定の事務を管理させる。派出先の事務所を「庁」と読んだ。後に、「府・州・県」の設置が適していない藩部地域では、「直隸庁」を設置して八旗出身の理事同知または理事通判を長官として任命し、省の管轄下に置いた。知府が統轄する庁を「散庁」と言い、布政司が統轄する庁を「直隸庁」という場合が多い。理事同知と理事通判は盟旗側の官員と共同で漢人とモンゴル人の交渉案件を処理していた。

⁴⁹² 理藩院は八溝理事司員・塔子溝理事司員・烏蘭哈達理事司員・三座塔理事司員・神木理事司員・寧夏理事司員など6人の理事司員を派遣していた。

⁴⁹³ (歸化城各同知、通判承辦)蒙古与民人交涉命盜案等、亦呈請該(綏遠城)將軍、就近与土默特參領等官會審起限、由山西巡撫咨會具奏完結。於各扎薩克等旗分行取會審官員之處、永行停止(〈歸化城内の各同知、通判が引き受ける)モンゴル人と漢人との交渉する殺人・盜賊の案件は、当該(綏遠城)將軍に呈して請願して、近くを見てトゥメトの參領と共同で期間を決めて審判し、山西巡撫によって咨文照會して上奏して完結させる。各ザサク旗分に関しては共同で審判する官員を呼ぶことを永遠に停止させる)。史料⑩、pp.333-334。

⁴⁹⁴ 陝西、甘肅兩省交涉蒙古案件、在延榆綏道所属境内者、會同神木部員辦理；在寧夏道所属境内者、會同寧夏部員辦理；在山西保德州、河曲縣等處地方者、仍呈報神木部員、會同雁平道員辦理；鄂爾多斯蒙古民人案件、均照例會同兩處部員辦理(陝西、甘肅兩省とモンゴルとの交渉案件は、延榆綏道に所属する件は神木部員と共同で処理する。寧夏道に所属する件は寧夏部員と共同で処理する。山西保德州、河曲縣などの件は同じく神木部員に報告を呈して、雁平道員と共同で処理する。オールドスのモンゴル人と漢人との(交渉)案件は、すべて通例の通りに2箇所の部員と共同で処理する)。史料⑩、pp.335-336。

のモンゴル人官員と共同で審理を行う場合もあった⁴⁹⁵。従って、「山西歸化城所管地」というのは、サラチ庁・トクト庁・清水河庁など山西省歸綏道管轄下の直隸庁が受理するモンゴル人と漢人との交渉案件の地理的な範囲指している。「陝甘省所管地方」というのは、神木理事司員衙門・寧夏理事衙門または神木同知衙門・安辺同知衙門・寧夏同知衙門が受理するモンゴル人と漢人との交渉案件の地理的な範囲を指している。

総理各国事務衙門が、山西省・陝甘総督・理藩院・綏遠城將軍に公文書を送って「オルドス王」の件を処理させた結果、山西省は普段オルドスと直接関わっておらず、公文書の伝達ルートも分かっていた⁴⁹⁶。従来オルドスのモンゴル人と漢人との交渉案件の処理に携わっていた綏遠城將軍・歸綏道・歸綏道管轄下のサラチ庁はオルドスに案件を処理させる公文書を伝達するのみであった。そして実際に「オルドス王」の件を取り調べたのは、オルドスのモンゴル人官員と理藩院派遣の理事司員であり、オルドスの盟長や旗長がキリスト教関係者との交渉案件に関わったモンゴル人を処罰していた。すなわち、オルドスのモンゴル人がキリスト関係者と交渉案件が発生した場合、オルドスの盟長・旗長らが対応しなければならなかったことが考えられる。

第三項 中央からの命令に従う盟長

オルドスは主に綏遠城將軍経由で総理各国事務衙門から外国人宣教師や商人などの到達通知を受け取っていた。ただ、綏遠城將軍は主にオルドス(イフジョー盟)とウラーンチャブ盟のモンゴル人と漢人との交渉事務に携わっていたため、オルドスとウラーンチャブ盟にキリスト教に関する公文書を転送していた。オルドスの西に位置するアラシャ旗は外国人宣教師の到達通知を受け取っていなかった。すなわち、オルドスの盟長は主に綏遠城將軍から受け取った命令に基づいて外国人宣教師を保護・優遇する担い手になっていた。総理各国事務衙門の命令はキリスト教問題に対応する際の方針となり、盟長と旗長らの判断でキリスト問題に対応していたと考えられる。

⁴⁹⁵ 鄂爾多斯、阿拉善兩處蒙古民人交渉命案、就近地方官会同蒙古官員相驗后、由宁夏、神木、安邊三處同知就近者、会同蒙古官員審明定擬、咨報該處部員及該處道員覆審完結（オルドス、アラシャ2箇所のモンゴル人と民人との人命交渉案件は、近くの地方官がモンゴル人官員と共に調べた後、近くの寧夏・神木・安辺3箇所の同知とともに、モンゴル人官員と共同で吟味して罪を当てて、諮文で当該部員と当該道員に報告し、再び審理して完結させる）。史料⑤、pp.33-336。

⁴⁹⁶ （山西省）本署司等查藩臬兩司衙門向與鄂爾多斯王並無文移往來。且無繕寫清文之人。如以漢文移行。恐致錯誤。查歸綏道總理蒙古事務。理合具文詳請檄飭歸綏道譯清速移鄂爾多斯王照約辦理（〈山西省〉署の布政使司と按察使司などが調べたところ、布政使司と按察使司両衙門は従来オルドス王と文書のやり取りがなく、且つ満文を書き写せる人がいない。若し漢文で移文を発すれば錯誤を致す恐れがある。調べると、歸綏道は蒙古事務を総理している。正しくはまさに公文を具備して、歸綏道に檄で命じて、満文に翻訳させて、すぐにオルドス王に送って条約通りに処理させるべきである）。史料③、第四輯、pp.297-299。

例えば、光緒 10(1884)年頃、ダラト旗のモンゴル人官員がチャガンエレグというところの漢人を追い払うという事件が発生した時、盟長ジャナガルディがこの案件を審理した。結果的に、ダラト旗のモンゴル人官員は、スクート会の会員が紛失したと主張する成熟牛 17 頭を弁償することになった。また、光緒 10 年 9 月 24 日、スクート会の会員徳玉亮とダラト旗の参領サリグジャンバラの双方が署名して呈した文書では、ダラト旗のモンゴル人は二度と教会側と対立してはいけないと書かれている⁴⁹⁷。

光緒 13(1887)年正月初 10 日、オトク旗のボルバルガス(城川)にいた宣教師は盟長に、ウーシン旗のグンチュグら 12 人とオトク旗のナミドなど 10 人が宣教師 Luo を殴り、自ら入信したババイの妻・息子 2 人、ウルジラシの妻・娘、ボルの羊、山羊約 30 頭を奪ったと訴えた。また「ウーシン旗の協理バラジョルに一つ一つはっきり報告したが、今まで一文字の返事もなく何年も経ったため、この件をノヤン・ダー(盟長)は明察して審理してくれないでしょうか」と訴えた⁴⁹⁸。光緒 14(1888)年正月 25 日、盟長はオルドスの 6 旗にキリスト教側と対立してはいけないと命じている⁴⁹⁹。同(1888)年 2 月初 1 日、盟長は綏遠城將軍経由で受け取った総理各国事務衙門の命令を 6 旗に伝達して、キリスト教徒を説得してキリスト教から離脱させてはいけないと命じた。

光緒 26(1900)年、義和団事件の最中に、列強各国は大沽砲台の引き渡しを要求したが、清朝政府によって拒否された。大沽砲台が列強に占領されたことを引き金にして、清朝政府は列強に宣戦布告した。光緒 26(1900)年 5 月 25 日に、清朝政府の内閣から「宣戦上諭」を出して、各国と交渉が決裂したため外国人と戦うために兵を動員するという命令を下した(佐藤 1999: 730-745)。このように、清朝政府が日清戦争で敗北した後、戊戌の政変によって再び政権を握った西太后を始めとする保守派は義和団を利用して排外主義的な強硬路線を突き進んだ。

内地の各省では、キリスト教徒による祖先崇拜や民間信仰の典礼参加への拒否、教会の土地建物返還・買収をめぐる争いが絶えず、教会に対する民衆の反感も高まって反キリスト教運動に発展した。義和拳とは華北地域における反キリスト教宗教集団が練習していた拳法であり、拳法と呪術によって刀や銃にも傷つかないと信じられていた。オルドス地域では、同治年間の時から、義和拳という拳法を学ぶことを禁止するという綏遠城將軍の命令を受け取っていた。オルドスは黄河に囲まれていたため、オルドス領内の漢人は義和拳を学ぶ集団との繋がりが少なかったと考えられる。光緒 26(1900)年 6 月 15 日、綏遠城將軍がイフジョー盟盟長に送って来た文書では、真

⁴⁹⁷ ハスゴワ 2018、pp.111-116。

⁴⁹⁸ 史料①、26 巻、p.53。

⁴⁹⁹ 史料①、26 巻、p.318-319。

偽を問わず義和拳を練習している場合は禁止せよという命令を送ってきていた⁵⁰⁰。さらに、同時期、盟長ジャナガルディがダラト旗に送った文書では、「我々のところで彼ら(宣教師たち)が持つ証書を調べて見ると『(宣教師たちが)あらゆるところに到達しても、(そこで)家屋・土地を購入することを阻止してはいけない』と書かれているため、これを知らせて文書を送る。(文書が)届いたら、貴貝子爺(ダラト旗旗長のこと)は明察して、時勢の流れに従い、管轄下の官員・平民に知らせて、彼ら(宣教師)が願った通りに売ってやってほしい」と命じていた⁵⁰¹。ところが、光緒 26 (1900)年 6 月 21 日に理藩院はオルドスの盟長ジャナガルディ宛に送ったモンゴル文の「宣戦上諭」で、義和団を評価し、外国人と密かに仲良くする人たちを死刑にせよと命じた。本研究では、この命令によってオルドスで発生した義和団事件の実態を考察していきたい。

第三節 義和団事件直前のオルドス

第一項 モンゴル人の生計地を教会に売ろうとした漢人 Songwenhai (漢字不明) の事例

義和団事件の時、山西省や陝西省から流入して来た義和団拳民の影響で、光緒 26 (1900)年の春から黄河の外側に存在する教会が攻撃されるという事態が発生していた。一方、オルドス地域は、ほぼ黄河に囲まれていたため、6 月までは他の地域と比べると比較的安定した状況を保っていた。しいてあげると、光緒 26 (1900)年 2 月 19 日、ジュールガル旗のトンソハイ駅に居住する漢人 Heerlang が、亡くなった地主ナヤンの土地を教会に売るために、その未亡人を殺そうとしたという事件が発生していた。ジュールガル旗旗長兼盟長ジャナガルディがトンソハイ駅の副佐領ウルジーに命令を下した文書では、以下の通りに書かれている。

藍翎五品官 Wuying⁵⁰²が(盟長に)呈した文書。「(私は)トクト庁に住んでいる。刀を持って(人を)謀殺しようとした人命に関わった(案件を)報告する。光緒 22 (1896)年、私が(漢人) Songwenhai (漢字不明)に借金の返済を要求したが、彼は返済できなかった。彼の祖父の時から借入していた Ertougui (地名。漢字不明。)の東北部にある Toujiaquanzi (地名。漢字不明)の一部である約 20 頃(2000 畝)の土地は、東方でソムの土地と接している。四方の境界は契約書にはっきり書かれている。所属の章京と地主ナヤンたちに報告して、顔を合わせて直ちに辺境をはっきりさせて、Songwenhai も自ら望んでこの土地を私に推給(小作権を譲る

⁵⁰⁰ 史料①、32 巻、p.264 を参照。

⁵⁰¹ 史料①、32 巻、p.94。

⁵⁰² トクト庁の長官たる理事同知である。

こと)して契約を結んで、借金を返済すると申し出た。それによって、彼(Songwenhai)は私に、欠けている舗子(商店)の銅銭 38 万 5 千枚の代わりとして、借金を終わらせた。(私 Wuying は)毎年(地主である)ナヤンに銅銭 1 万枚の小作料を払うと言って契約を結んだ。しかし、(この土地を)受け取ってから、黄河が何回も溢れてきて常に監視することができず、ずるい漢人が密かに耕作していた。去(光緒 25[1900])年 7 月に永租地を奪い取ることになれた逆賊の漢人 Heerlang が暴れる漢人たちを集めて集団になって共謀し、亡くなったナヤンの家に行き、袖の中に刀を四つ隠して、(ナヤンの)未亡人マノーハイを謀殺しようとするに至ったことを ger-ün kümün(奴婢)が察知して逆賊の悪い漢人 Heerlang の刀を奪い取ると、凶悪な漢人(Heerlang)は自ら馬脚をあらわしたため逃げた。去っていく時に(洋人(外国人)を連れてきて、未亡人の息子を銃殺して命をとる)と言った。...(中略)... 謹んで考えると、Heerlang は以前洋人と共謀して、この土地で洋堂(教堂)を建てて、管轄地のモンゴル人・漢人を害しようとしたことを、以前漢人 Zhangqing、Yangsiyuan らが盟衙門に報告した時、上から官員を派遣して、厳しく取り締まったことを檔案に記録している。...(中略)...」と言って呈して来た。このために調べると、悪賢い漢人 Heerlang は(トンソハイ)駅地の土地に居住している。そのために、これをあなた(副佐領ウルジ)に文書(を送って)命じる。届いたら、この案件を詳しく調べて事実を確かめて報告して、取り調べるための用意をしよう。また、この案件のために〇〇(名前が書かれていない)を派遣したことを知らせる。このためトンソハイ駅地の副佐領ウルジに命じた⁵⁰³。

この公文書から、光緒 22(1896)年の時点では、漢人 Heerlang が宣教師に土地を売ろうとし、それが阻止されたことがわかる。ジューンガル旗のトンソハイ駅地に定住する漢人がいたこともわかる。地主ナヤンは 2000 畝の土地を持っていて、漢人 Songwenhai がその永租権を持っていた。後に、漢人 Songwenhai はトクト庁に居住する漢人官員 Wuying に借金の代わりとして、永租権を売ったのである。漢人官員 Wuying はその土地の永租権を所有して、地主ナヤンに小作料を払うことになった。一方、漢人 Heerlang は、お金のために漢人を集めて、亡くなった地主ナヤンの未亡人とその息子を殺して、土地を奪い、宣教師に売ろうとしたことが分かる。ここでは、漢人 Heerlang がキリスト教徒になったかどうかは不明である。しかし、漢人 Heerlang はお金のために土地を奪って宣教師に売ろうとするに至ったということから、まだ義和団の影響は全く受けていない

⁵⁰³ 史料①、32 卷、pp. 178-179。

ことが分かる。少なくとも、光緒 25(1899)年 7 月から、案件を取り調べ始めた光緒 26(1900)年の時点では、義和団の影響が黄河の内側の地域には及んでいなかったことが分かる。

第二項 宣教師による請求

更に、光緒 26(1900)年の春、ジューンガル旗の黄河の外側で、宣教師たちが、借入した土地で耕作しようとして、漢人グループによって阻止されるという事態が発生した。光緒 26(1900)年の春、宣教師が盟長に以下のようなモンゴル文の文書を送って、耕作を阻止した漢人を戒めることを請求した。

(筆者による日本語訳)

以前の恩恵の恩返しができているところで、その後も様々な面倒をかけることになった。呈すること。王爺(盟長)のオルドン(盟衙門)の前で黄金の知恵で明察することを請う。徳は時に伴って積まれ、恩恵は四方に広まり、絶賛する声は道に満ちるまで伝わり、春の風に上がったようであった。謹んで呈すること。去(光緒 25[1899])年我々の(洋)堂が借りた三盛元泉子、Xiniqiao(という)両家の土地を、今両方の shuren(庶民?)が兵士を集め、壮士を揃えて、家に事務室を作った。集まった勇士がどれぐらいいるかはわからない。力強く我々と戦おうとしている。…(中略)…現在は季節が暖かくなり、農作業を発展させる時期になり、(教)堂の建設と耕作などで非常に忙しいところなのに、彼らは逆にみなを集めて、(耕作の)阻止を強行しようとしているため、やむを得ず王爺(盟長)に請い、戒めて規定を作ることを我々の(教)堂から心よりお祈りをささげて、上から指示することを請う⁵⁰⁴。

この公文書から、光緒 26(1900)年の春に、宣教師が借りた土地で、漢人グループが集まり、教堂の建設と耕作を阻止しようとする事態が発生していたことが分かる。しかし、宣教師が、盟長に送った文章からはさほどの危機感を感じない。宣教師から盟長に送ったこの文書にも、義和拳民・義和団・拳民・神兵などの義和団関係の言葉が使われていないが、反キリスト教運動であった可能性が高いであろう。すなわち、光緒 26(1900)年の春の時から、漢人の集団が教会を攻撃するような事態が進んでいたことが分かる。しかし、ジューンガル旗のこの三盛元泉子という土地は黄河の外側に位置していて、黄河に囲まれているオルドスの大部分の土地へはまだその影響が

⁵⁰⁴ 史料①、32 巻、p. 208。

及ぼしてはいなかった。また盟長は、宣教師の請求に応じてトクト庁に文書を送って案件の処理を要求していた。光緒 26(1900)年 3 月 16 日、盟長ジャナガルディは宣教師の公文書を引用して、トクト庁の同知に以下のような文書を送り案件の処理を依頼した。

(筆者による日本語訳)

トクト庁に送った。公文書を送ったこと。つい最近二十四頃地に居住する Fa 国(フランス)の宣教師のところから送って来た文書では「...中略(前述の内容と同様)...」と呈して来た。届いたら貴同知衙門は文書の内容を確かめて、早速官員を派遣して、三盛元泉子、xiniqiao 両地の Sheren(庶人?)大勢の逆らう漢人を全員呼びつけていざこざを起こさないように処理すること依頼する。このために送った⁵⁰⁵。

帰化城トゥメ旗の二十四頃地という所に住んでいる宣教師は、盟長にジュンガル旗で起こった事件の処理を依頼したのである。この公文書から、光緒 26(1900)年の春の時点で、盟長は従来の通りにキリスト教と関わる案件を処理していたことが分かる。ジュンガル旗の三盛元泉子、xiniqiao などの土地を借入したのは二十四頃地に居住する宣教師であると述べている。二十四頃地に教堂を建てたのは聖母聖心会の宣教師である。すなわち、光緒 25(1899)年の時点で、聖母聖心会の宣教師はジュンガル旗で新しく土地を借入したが、光緒 26(1900)年になると、耕作も教堂の建設も阻止されるという事件が発生したのである。

第三項 義和団神兵の侵入と盟旗側の対処

一方、光緒 26(1900)年の春、オルドスの北東部で境界が接する帰化城トゥメ旗南部の二十四頃地にあったキリスト教会の教徒約 300 人と地元モンゴル人・漢人との間で衝突が起こり、教徒でない現地の 9 人が殺害されるという事件が発生したと言われている(包・宋 2008)。すなわち、オルドスと隣接する帰化城トゥメ旗では漢人キリスト教徒と非キリスト教徒である漢人との対立が高まっていたと考えられる。

光緒 26(1900)年 6 月頃、オルドス地域でも一部の人々は山西省や陝西省から入ってきた義和団の「神兵」と呼ばれる漢人団体に合流して強奪を行っていた。それによって、光緒 26(1900)年 6 月 8 日、盟長ジャナガルディは旗内で強奪を行ってはいけないという以下の布告を旗内で貼り

⁵⁰⁵ 史料①、32 巻、pp. 204-205。

出していた。

(引用者による日本語訳)

最近管轄の旗の中で反逆する平民、モンゴル人・漢人たち何十人かが合流して、一部の家(の財産)を奪って強奪しようとしていると聞いた。本当に強奪するに至ったら定めた法律に違反している。管轄地でこのような災いを法律に基づいて処理すれば、重大な累を及ぼすに至る。また、このために、全員に広めて知らせる。全員(がこの知らせに)従って自らの分をわきまえよ。もしも、違反して、大勢の人が集まって強奪して叛逆する漢人がいた場合には、管轄のダーチン(?)、ダルガ(長官)たちは昼と夜を問わず報告してきて、捕えて赦免せず法律通りに処理することを広く知らせ、このために貼り付けた⁵⁰⁶。

このように、光緒 26(1900)年の 6 月から、グループになって強奪を行うモンゴル人、漢人の集団が現れていた。一方、強奪された側が主にキリスト教徒であったことも考えられるが、貼り出された布告では「一部の家」と記述されていて、教徒や義和団拳民・神兵などのことは言及されていないことが分かる。実際には、ジューンガル旗のトソハイ駅に神兵と呼ばれる漢人が侵入し始め、一部のモンゴル人や漢人が、彼ら神兵たちと合流して強奪を行っていた。光緒 26(1900)年 6 月 20 日、トソハイ駅の章京ウルジーが盟長に呈した報告では以下のようなことが書かれている。

(引用者による日本語訳)

報告すること。つい最近、義和団という(人たちが)神兵を連れて、オロス人(宣教師のことを指す)とオロスに入った漢人(教徒になった人を指す)を追って殺した。ノヤン(盟長のことを指す)は賢明な命令文を分配して我々(ジューンガル)旗内のオロス人に入った数人の漢人(キリスト教徒のことを)を駅地の境界まで追い出した。愚かな私章京が考えて見ると(トソハイ駅に居住する)愚かな 50 戸もノヤン(盟長のことを指す)のアルバトである。恩恵を施して、我々の駅地にモンゴル文・漢文 2 種語の文書を下すことを請う。(トソハイ)駅地ではオロスに入った漢人(教徒)と、(ジューンガル)旗から追い出されたよその漢人も大勢いる。そのため、私章京(ウルジー)は見殺しにすることができない。また、当該駅地の反逆する悪賢い漢人たちは大勢の人を連れて集団になり、オロスに入った人(教徒)の財産や馬・ラバ・牛・羊・

⁵⁰⁶ 史料①、32 巻、p. 259。

山羊を奪って、(教徒の)人のみは釈放したという事件が多い。また、悪い漢人たちは、黄河の北側のオロスに入った人たちの財産・馬・ラバなどの物を奪って、黄河の南側に持ってくることもたくさん起こっている。また、他の良民(教徒ではない人のことを指す)の財産を奪うこともたくさんある。このように誰はばかることなくのさばらせていると、故郷は混乱に陥る可能性がある。このために各々の事件を呈して報告する。上から明察して、このような勝手に反逆する悪賢い漢人を捕えて、処罰し、みんなの恐怖感を解消させて、以前と同じく(この地を)治めることに便宜を図ることを請う⁵⁰⁷。

このように、光緒 26(1900)年 6 月頃、義和団の神兵と言われる人たちがオールドスに入っていて、強奪を行っていたことがわかる。キリスト教や教徒に対する嫌悪というよりも、その財産を奪うことが一番の目的であった。興味深いことに、ジューンガル旗の旗長兼盟長は、早い段階から意識して、旗内にいる外国人宣教師や教徒たちを旗の辺境地域まで追い出していた。ジューンガル旗のトンソハイ駅には、教徒になった漢人や新しく入ってきたよその漢人、定住する漢人がいた。彼らの一部が黄河を渡ってきた神兵に従って、強奪を行い、財産や家畜を手に入れることができたため、あっという間に大集団になっていた。

第四項 宣教師たちの移動

ダラト旗の後套地方では、磴口という所にある渡船場を閉めて、宣教師の出入りを禁止するという事態も発生していた。後套地方西方のハンハー方面と呼ばれる土地にも宣教師たちが借り入れたランブルグという土地があった。そこは、アラシャ旗の三道河教会から近くて、一つの管理教区になっていた。アラシャ旗の三道河では、丈夫な教会が建てられていて、おそらく義和団事件が発生した時に、教徒たちはこの教堂に集まって避難していたと考えられる。光緒 26(1900)年 6 月 5 日、盟長がダラト旗に送った文書では、以下の通りに書かれている。

(引用者による日本語訳)

最近、(帰化城トゥメ旗)二十四頃地に居住する Fa 国の宣教師から送ってきた文書では「ダラト旗のワイダンの長(官職名?)が磴口の渡船場を厳しく禁止し、教徒が河を渡ることを止めた。...」...(中略)...このために調べると、外国と関わる案件であり、このようなことが続くと、

⁵⁰⁷ 史料①、32 巻、p. 272。

いざこぎを引き起こすに至るため、このためにこれを命じる。届いたら、(ダラト旗の)旗長貝子、協理台吉たちは文書の中を確かめて、早速官員を派遣して、磴口の渡船場を誰がなんのために取り締まり、教徒を渡船場で(黄河を)渡らせないようにしたかということを詳しく調べて報告し、処理するために準備せよ⁵⁰⁸。

この公文書から、盟長はそれ以前と同様に外国人である宣教師たちを優遇し、宣教師と教徒を保護しようとしていたことがわかる。外国と関わる案件であったため、すぐに案件の処理を始めていたこともわかる。一方、アラシャ旗の三道河教会から近い宣教師や教徒は三道河教会に集まっていた。光緒 26(1900)年、7 月 25 日、アラシャ旗の旗長ドロドスレンが盟長に送ってきた以下のモンゴル文文書で、宣教師たちや教徒がアラシャ旗のドロソハイという土地の北部に位置する三道河教会に集まっていたことが述べられている。

(引用者による日本語訳)

檔案を調べると、我々の(アラシャ)地域の北部東部のドロソハイなどのところに Fa 国のオロス人たちが光緒元(1875)年の時から現在に至るまで、内地の男女何千人かを滞在させて宣教を行い、耕作し、村落を作り、居住したことを我々(アラシャ旗)のところから、寧夏理事衙門にそのつど事情をはっきりさせて報告してきたことを檔案に記録している。今、我々の中国は外国と仲が悪くなったため、我々(アラシャ旗)のところから軍事業績によって副級孔雀翎子を与えたアムルジャルガルに(モンゴル)兵を統率させて、管轄(アラシャ)旗の北部東部のシャジン・トハイ、ドロソハイなどが連なるところに居住させた。その後、派遣した官員は「二十四頃地からきたオロス人 6 人、また内地からの 3 人のオロス人が 3 人の教徒を連れてそれぞれ短長洋銃や順刀などの武器を持っている。また、オロスの教えに入った約 100 人の漢人はオルドス・ハンギン・貝子の(旗の)土地であるロブソンの渡船場から黄河を渡ってきて、ドロソハイのオロスと合流した。…(中略)…また、内地の西営子というところから一人のオロス人と何人かの教徒と一緒に石嘴子から黄河の裂け目に出てきて、陸路で進み、男女 100 人ぐらいの教徒は水路で進んで、またオトク旗のボルバルガスというところから 2 人の宣教師と何人かの教徒がきて、みなドロソハイにいるオロスと合流した」と報告してきた。

⁵⁰⁸ 史料①、32 巻、p. 256。

この公文書から、オルドスやアラシヤ地域では外国人を「オロス人」と言っていたことがわかる。本来モンゴル語ではロシア人を「オロス人」と言うが、ここでは外国人を指していることがわかる。ドロン・ソハイにいたのはスクート会に属するベルギー人またはオランダ人宣教師であり、彼らはフランス領事館の保護を受けていて、そのパスポートにフランス国の人だと書かれていた。現地の官員は彼らが到達したその時から居住地を把握していた。アラシヤ旗の場合は、光緒 26(1900)年 7 月頃までは、宣教師や教徒の動きを監視する状態であったことがわかる。ドロン・ソハイの教堂は丈夫で、教徒数も大勢いた上、他の地域に比べると比較的安全であった。6 月から 7 月にかけて、二十四頃地、オトク旗のボルバルガス(城川)、後套地方、帰化城トゥメ領内の西営子や内地から宣教師や教徒がアラシヤ旗のドロン・ソハイに逃げてきて避難していたことがわかる。

第四節 オルドスにおける義和団事件とモンゴル兵の動員・派遣・撤兵

第一項 ロシア軍の侵入から防衛させるために動員したモンゴル兵

日清戦争以降、列強の帝国主義的進出が激しくなり、旅順や大連などの土地が租借または割譲されて、清朝の半植民地化を促進した。西太后は列強に宣戦布告した後、オルドスなど外藩蒙古地域にはロシア軍から国土を防衛せよという命令を下した。光緒 26(1900)年 6 月 1 日、理藩院はオルドスに以下のようなモンゴル文の命令を下している。

(引用者による日本語訳)

光緒 26(1900)年 5 月 27 日、軍機処の軍機大臣の面諭⁵⁰⁹で「下した勅令では『現在、我々中国は外国のオロスと仲が悪くなった。モンゴルの諸盟地域の境界は全部オロスと大変近いため、事情は重大である。これを理藩院に命じて、早速東部北部の諸盟の王公たちに知らせて、早速兵丁を団に編成し、オロスと境界が接する各々の境界の所を厳しく防衛させ、少しでも遅延させてはいけない』』と言って命じてきたことに謹んで従い、理藩院に命じてきた。これを、馬を走らせてイフジョー盟の盟長たちに命じて、謹んで勅令に従って早速オロスと境界が接する所を調べて、急速に精鋭な兵丁を選出して防衛させよ⁵¹⁰。

この公文書から、盟長ジャナガルディは光緒 26(1900)年 6 月 8 日に理藩院からロシア軍の進

⁵⁰⁹ 面を向かって命令すること。

⁵¹⁰ 史料①、32 巻、p. 254。

入を防衛せよという軍機大臣の面諭を受け取ったことがわかる⁵¹¹。ロシア以外の外国の事情と義和団の拳民なども言及されていない。清朝政府はモンゴル諸盟のモンゴル兵を動員させて、陸路で侵入するロシア軍を遮ろうとしたのである。綏遠城將軍も理藩院から全く同じ命令を受け取り、それを光緒 26(1900)年 6 月 7 日にイフジョー盟に伝達した。その直前の光緒 26(1900)年 6 月 3 日に、綏遠城將軍は受け取った命令をモンゴル文に翻訳して、イフジョー盟に伝達してきた。その公文書には「...(勅令では)以前にロシアの騎兵隊が陸路で入ってきたことがあると聞いたことがある...⁵¹²」と述べられていた。光緒 26(1900)年 6 月 21 日、神木理事司院からも同じ内容を送ってきた。このように、中央からの命令が重複して送られてくるのが頻繁に起こっていた。同時に義和団を厳重に処罰することも命じてきた。結局、光緒 26(1900)年 6 月の上旬頃には、ロシア軍の侵入を阻止するためにモンゴル兵を動員する命令を下したのである。光緒 26(1900)年 6 月 9 日、イフジョー盟の盟長は自分の旗を除く盟内の 6 旗に文書を送って、理藩院の命令を伝達し、モンゴル兵の動員に着手した。

(引用者による日本語訳)

理藩院から馬を走らせて(文書を送ってあれこれを命じると言って命じてきた。このために管轄の各旗に急速に命じる。届いたら旗長、郡王、協理タイジたちは文書の内容を確かめて、各々の旗の官員、モンゴル兵、天幕、馬、ラクダなどの全てを、精銳をよりすぐって用意せよ。用意したことを今月の 25 日までに急速に報告してきて、(兵を)率いて辺境を防衛する用意をせよ⁵¹³。

このように、イフジョー盟盟長ジャナガルディは、中央からの命令に従って、モンゴル兵の動員に着手した。しかし、理藩院はモンゴル兵の動員を緊急で重大な軍務であると命じたが、具体的な指示がなかった。この段階で盟長ジャナガルディもオルドスの 6 旗にモンゴル兵の動員を伝達したのみであった。実際には、オルドスにロシア軍の進出がなかったため、盟長ジャナガルディはアラシャ旗とウラーンチャブ盟にも文書を送ってロシア軍の事情を探っていた⁵¹⁴。光緒 26(1900)年 6 月 9 日、盟長ジャナガルディはオトク旗貝勒旗長兼副盟長ラシジャムソにモンゴル兵を統率

⁵¹¹ 史料①、32 巻、p. 313。

⁵¹² 史料①、32 巻、pp. 254-255。

⁵¹³ 史料①、32 巻、p. 260。

⁵¹⁴ 史料①、32 巻、p. 261。

して辺境を制御し、敵を消滅させることを命じた⁵¹⁵。光緒 26(1900)年 6 月 22 日、盟長は再び 6 旗に文書を送って、モンゴル兵の動員を督促したが、前回と同じく、ロシア軍から防衛させるためのモンゴル兵の動員のみを督促していた。

以下に日付順の回答状況をあげる。

(1) 光緒 26(1900)年 6 月 19 日: オトク旗の旗長兼副盟長が準備中と報告してきた⁵¹⁶。

(2) 光緒 26(1900)年 6 月 20 日: ウーシン旗の旗長チャグダルスレンが準備は終わったと報告してきた。

(3) 光緒 26(1900)年 6 月 22 日: 郡王旗の旗長エルヘンビリグがモンゴル兵の動員を完了したと報告してきた⁵¹⁷。

(4) 光緒 26(1900)年 6 月 24 日: ザサク旗の旗長シャグドルジャブが準備は終わったと報告してきた⁵¹⁸。

(5) 光緒 26(1900)年 6 月 24 日: ハンギン旗の旗長兼盟の協理アルビンバヤルが準備は終わったと報告してきた。

一方、ダラト旗は、モンゴル地域を通過して北京に向かう甘肅提督董福祥が率いる軍隊を手伝う任務を任されていたため、ロシア軍から国土を防衛させるモンゴル兵の動員が遅れていた⁵¹⁹。このように、西太后が、列強に対して宣戦布告をした後、オルドスに送られてきたのは、モンゴル兵を動員してロシア軍の侵入を阻止させるというのみ命令であった。光緒 26(1900)年 7 月 13 日になってから盟長ジャナガルディは理藩院に対して、ロシア軍から国土を防衛させるモンゴル兵の動員が完了したと報告した。

第二項 北京にあるWanyihao舗子の手紙と「宣戦上諭」

19 世紀末、列強の侵入によって、キリスト教の布教活動や土地の獲得、教会の建設等を巡るトラブルが表面化し、義和団の反キリスト教運動はますます高まっていた。光緒 26(1900)年 5 月 25 日、宣戦布告が發布された後、西太后の支持を受けた義和団は甘肅提督の率いる軍隊と共同で北京に入り、八カ国と戦い始めた(濱 1984:169)。しかし、イフジョー盟は、北京から非常に遠かったため、戦争に関する情報がなかった。アラシャ旗とウラーンチャブ盟から送られてきた返事でも、

⁵¹⁵ 史料①、32 巻、pp. 260-261 を参照。

⁵¹⁶ 史料①、32 巻、pp. 270-271。

⁵¹⁷ 史料①、32 巻、pp. 279-280。

⁵¹⁸ 史料①、32 巻、pp. 281-282。

⁵¹⁹ 史料①、32 巻、pp. 287-288 を参照。

ロシア軍の侵入の事実はなかった。オルドスが自ら北京へ派遣したオルドスのモンゴル人官員も張家口を通ることができず、戻ってきた。一番早く手に入った情報は、光緒 26(1900)年 6 月 27 日、北京にある wanyihao 舗子の店主(掌櫃)が盟長ジャナガルディに送ってきたモンゴル文文書であった。

(引用者による日本語訳)

つい先頃、6月初何日かに貴官員の送ってきた公文書と各種のお金を数通りに受け取った。また、北京城内では 5 月十何日から義和団という(人たちがキリスト教に)入信した人たちを殺して、教堂の建物(二階建て以上)を焼き潰し、またいたるところで殺人し、放火して、京城がこのような深刻な状況に陥ったことを見ると、(今後)どうなるかわからない。また、董(福祥)の軍隊と護軍營から何万人かの官員兵士を動員して、(北京に)入城させると、口実を作っ
ていざこざを引き起こし、良民の家を強奪している。また、Likuiyin (Likuii ? Liukunyi ?) の一
條(町)が焼かれ、強奪された…⁵²⁰

このように、八カ国の連合軍が北京を攻撃し、西太后が義和団と董福祥の軍隊を入城させたこと
によって、北京は大混乱に陥った。この時、理藩院も焼かれたため、義和団事件の最中にイフ
ジョー盟など各盟旗に命令を下すことができなくなっていた。理藩院がオルドスへ光緒 26(1900)
年 6 月 21 日に送ってきたのはモンゴル文に翻訳した「宣戦上諭」に従うことのみを命じていて、具
体的な指示がなく、連絡が中断された。盟長ジャナガルディは、モンゴル文の「宣戦上諭」を受け
取った後、即座にオトク旗、ダラト旗、ハンギン旗に文書を送って、外国人宣教師たちが居住して
いるところを調べさせて、オトク旗の南部と、後套地方に宣教師たちが居住していることを把握した。
光緒 26(1900)年 7 月 6 日、盟長がオトク旗、ダラト旗、ハンギン旗に送った命令文は以下の通り
である。

(引用者による日本語訳)

勅令によると、「外国の洋人たちに抵抗して奮戦し、または義理に従って(政府に)金銭を献
上して軍事費用を援助すれば、国家から法以上に厚く褒賞して、忠実で勇敢な民を奨励す
る。もし、交戦した時に奮戦せず、密かに外国の洋人と仲良くなって、裏切ることをすれば、

⁵²⁰ 史料①、32 巻、pp. 286-287。

必ず即座に(その者を)殺せ。絶対許してはいけない。天下の大臣たちは義理の意を示し、全員が天と民の怒りの仇を討つ」と言って送ってきた。このために、管轄の各旗に命じて文書を送ったことを檔案に記録した。調べて見ると、管轄旗の辺境地域に外国の洋人がいるかいないかを報告する必要があるため、このために命じる⁵²¹。

この公文書から見て、梅栄 2014 や Taveirne2004 がの言うような盟長が宣教師たちをロシア人と混同していたという可能性は全くないということは明らかである。むしろ、西太后の「宣戦上諭」を受け取った後、命令に従って外国人宣教師を敵とみなし、攻撃することを決意したのである。盟長ジャナガルディは自らの清朝政府に対する義理を示すと共に、これまで自分が宣教師たちを優遇してきたため、自分が死刑にされることを恐れたという可能性が考えられる。いずれにしても、オルドス地域における義和団事件の引き金は、モンゴル文に翻訳された「宣戦上諭」であったことには間違いない。元々、盟長ジャナガルディと副盟長ラシジャムソは話し合っ、500 人のモンゴル兵を動員して、東部北部に駐屯させてロシア軍の侵入から防衛させようとしていた。ところが、西太后が、突然宣戦布告を發布し、それがオルドス地域にも送られてきたため、その 500 人のモンゴル兵の一部が、教会を攻撃するために使われたのである。

第三項 「宣戦上諭」に動員されたモンゴル兵

光緒 26(1900)年 7 月 6 日、盟長ジャナガルディはオトク旗に文書を送って、アラシャ旗の三道河、ハラホト(哈喇和屯)、Baofeng(漢字不明)県、寧夏道の靈州、オトク旗のボルバルガス(城川)、寧條梁などの所を調べさせた。ハンギン旗とダラト旗に送った文書では、後套のハンハー地方を調べさせた⁵²²。義和団事件の時、宣教師や教徒たちは丈夫な教堂がある所に集まって避難していた。結果的に戦いがあったのは、教堂のあるオトク旗の南部に位置する小橋畔教堂、ダラト旗のバガノールと、ハンハー地方にあった教会の建物のみであった。

ダラト旗の場合、ジューンガル旗から近いため、盟長ジャナガルディの命令がすぐ届いていた。また、バガノールという土地は黄河から近いため、義和団と黄河の外側の官兵が一緒になって教会を焼き潰したという情報を得ていた。光緒 26(1900)年 7 月 11 日、盟長ジャナガルディはダラト旗に文書を送って、バガノールの状況を報告して来いと命じた。その文書中では、「外国人と仲良

⁵²¹ 史料①、32 巻、pp. 296-297。

⁵²² 史料①、32 巻、pp. 296-297。

くなり、裏切り者になれば、(その者を)直ちに殺せ」という「宣戦上諭」が引用されていた⁵²³。光緒 26(1900)年 7 月 18 日、ダラト旗の報告してきたモンゴル文文書では以下のことが書かれていた。

(引用者による日本語訳)

(旗衙門は二十四頃地などの教会が潰され、教徒がバガノールに集まって来たことを聞いて、メイレン章京を派遣してこれらの教徒と Kuaizi⁵²⁴を追い出すことを命じたが)メイレン章京ウルジバトは「私が命じたことに従って、(モンゴル)兵を率いて、今[1900]年 6 月 28 日にバガノールの洋堂に着くと、洋国に入った(キリスト教徒になったという意味)kuazi などの漢人たちは、(黄河)の東側にあるいくつかの洋堂が潰されたことを聞いていたため、大部分の人が恐れて逃げた。約 100 人の教徒が教堂を守っていた。我々が到達すると、抵抗して戦い、(我が側の)3 人を負傷させたため、我々が奮闘して殺している時、包頭の Qingderen(漢字不明)の兵士がきて(教会が耕作していた)良田を彼ら饑餓民(詳細不明)に分配して、残りの財産・衣服などを(包頭から来た漢人)兵士や捕役が分けて受け取った。その後、私(メイレン章京ウルジバト)は(モンゴル)兵を率いて行き、空っぽの建物を焼き潰した。」

この公文書から、ダラト旗の場合は、黄河の外側にある教会が官兵と義和団によって焼き潰されたことの影響を受けて、バガノールにいる漢人教徒を追い出そうとしたことがわかる。ただし、全員を殺害するには至っていなかった。外国人と戦わないと死刑になる恐れがあり、戦ったことを証明するために現地に行って衝突が起こり、殺し合いになったことを重視して報告している。一方、ダラト旗のハンハー方面に関しては、ダラト旗側が盟長ジャナガルディに光緒 26(1900)年 7 月 27 日に以下のことを報告してきた。

(引用者による日本語訳)

パーゾボルンの外国人数人を shitai(漢字不明)の兵士が拉致していったため、音信がない。建物と中庭と土地を(帰化城)トゥメト(出身の)老人が番をして守っている。残りの 3 つの堂を無事に(教堂の人たちが)守っている。人数が増えたり、減ったりしている。おおよその状況を調べて見ると、今(7)月 18 日に、私(派遣されたモンゴル人官員)が向こうに行くと、女

⁵²³ 史料①、32 巻、pp. 310-311。

⁵²⁴ 方言が強い漢人のことを指す。オールドス地域では後から新しく入って来た漢人を kuazi と呼んでいた。

性と子供以外の成人男性のみだと3つの堂を合わせて約100人がいる、と現地のモンゴル人官員が証言した⁵²⁵。

このようにハンハー方面に関しては、ダラト旗から派遣されたモンゴル人官員が状況を調べただけで戦いは起こらなかった。オトク旗の場合、光緒26(1900)7月22日、副盟長ランジヤムソが盟長に送って来た文書では以下のように書かれている。

(我々の派遣したモンゴル人官員たちが)呈して来た文書では「管轄旗(オトク旗)のボルバルガス、フアボルなどの所に居住する洋人たちは全員小橋畔の教堂に逃げた。この時、外国人10人ぐらい、入信したモンゴル人・漢人は300人以上で、全員銃などの武器を持っていた。7月15日、ソハイのバイシン(地名)にいたYangliu(人名。漢字不明)と彼の二つの舗子を、義和団という方術を持つ人たちが焼き潰し、一人の漢人を教堂に逃げさせた。7月18日の寅の刻⁵²⁶に小橋畔に到達した。(攻撃すべき)時になったと言って外国人と戦ったが、義和団という方術に通じている人たちは、教堂の塀を壊して中に入ることができなかった。7月19日の朝まで戦い、我々のモンゴル兵1人が負傷したため、兵士が少ないため躊躇して(戦いをやめ)防ぎ守ることにした⁵²⁷。

この公文書から、オルドス地域ではすでに「宣戦上諭」が伝達されていたため、副盟長ランジヤムソがモンゴル兵を率いて、戦っていたことがわかる。派遣されたモンゴルの兵が少なかったため、防衛するだけのことも多かったことがわかる。ウーシン旗は盟長の命令に従って、光緒26(1900)年7月25日ウーシン旗のモンゴル兵を小橋畔へ派遣してオトク旗のモンゴル兵と共同で、この小橋畔教堂を監視させた。

このように、オルドス地域では、モンゴル文に訳された「宣戦上諭」を受け取った結果、これまで保護してきた外国人宣教師たちを敵とみなし、攻撃し始めたのである。光緒26(1900)年7月20日になると、光緒帝の命令を内閣が發布し、義和団事件以前の方針に戻して、宣教師などの外国人を保護することを命じた。7月末から、陝西省の各県はそれを引用して撤兵の勧告をしていた。しかし、盟長ジャナガルディはそれを信用していなかった。光緒26(1900)年8月25日、綏遠

⁵²⁵ 史料①、32巻、pp. 346-347。

⁵²⁶ 午後3時から5時までの時間。

⁵²⁷ 史料①、32巻、p. 330。

城将軍と帰化城副都統は山西省から伝達されて来た光緒帝の命令を受け取って、慌てて撤兵を始めたのであった。撤兵問題の詳しい検討は今後の課題としたい。

小結

本章では主に地方のモンゴル史料を利用して、オルドス地域における義和団事件を検討した。清末期、列強の侵入が清朝の半直民地化を促進したことに伴って、キリスト教会の土地獲得や教堂建設を巡るトラブルが表面化した。西太后は外国に対して宣戦布告し、義和団を利用して排外主義的強硬路線を突き進んだ。光緒 26(1900)年 5 月 25 日には、内閣が「宣戦上諭」を各地に布告して、外国と戦う兵士を動員させた。一方、光緒 26(1900)年 6 月 1 日、理藩院がオルドスに命じてきたのは、ロシアから国土を防衛するためのモンゴル兵を動員させるという軍機大臣の面諭のみであった。オルドスは光緒 26(1900)年 6 月 8 日にそれを受け取り、光緒 26(1900)年 7 月 13 日に理藩院へ公文書を呈して、モンゴル兵の準備は完了したと報告した。こうして、盟長ジャナガルディと副盟長ラシジャムソは話し合っ、500 人のモンゴル兵を動員していた。

咸豊 11(1861)年、オルドスを含むモンゴル地域は仏清天津条約(1858 年)と仏清北京条約(1860 年)の通知対象外とされた。従来の研究ではオルドスは外藩蒙古の一地域であり、上記の条約内容の有効性が議論されている。拙稿では、清朝政府は光緒 3(1877)年以降オルドスに外国人宣教師の通達を通知しており、オルドスの盟長や旗長らは外国人宣教師を保護・優遇していた実態を検討した。それによってオルドスは、光緒 26(1900)年 6 月の月上旬頃まで安定した状態を保っていて、オルドスのモンゴル人やオルドス領内にいた非キリスト教徒である漢人たちが宣教師たちに対する敵意は教会を攻撃するほどにまでは至っていなかったことを明らかにした。光緒 26(1900)年 6 月 21 日に、理藩院はモンゴル文に訳した「宣戦上諭」をオルドスへ発送し、それを受け取った盟長ジャナガルディは、保護・優遇してきた外国人宣教師たちを敵とみなしたことを明らかにした。光緒 26(1900)年 7 月 6 日、オトク旗、ダラト旗、ハンギン旗に公文書を送って、外国人宣教師たちが居住している所の事情を調べさせて、宣教師たちの居住地を把握していた。すなわち、彼らをロシア人と混同していないことは明らかである。結果的にモンゴル兵がキリスト教徒と戦ったのはダラト旗のバガノール、ハンハー方面とオトク旗の南部に位置する小橋畔のみであった。

結局、オルドスにおける義和団事件の引き金となったのは、西太后が発布した「宣戦上諭」がモンゴル文に翻訳されて、送られてきたことであった。理藩院は義和団事件の時に焼かれてしまい、オルドスとの連絡が中断されていたため、近くの甘肅省、陝西省、山西省が中央の命令を伝達するようになっていた。陝西省は義和団を暴徒とみなし、教会を攻撃することに反対していた。その

影響で、陝西省近くのオトク旗南部における戦いはさほど激しいものではなかった。光緒 26(1900)年 8 月末、綏遠城將軍と歸化城副都統を經由して、山西省布政史李廷簫からも光緒帝の命令を伝達して来たため、盟長ジャナガルディは慌てて撤兵の命令を下した。

このように、オルドスにおける義和団事件は、清朝政府内部における義和団を利用して排外主義を実行するかどうかという分岐点そのものの現れであった。今後の課題としては、実際の戦いの詳細な経緯を検討していきたい。更に、オルドスにおける義和団事件を清朝全域の中でどのように位置づけるべきかを検討していきたい。

終章 結論

本研究では、清代の外藩蒙古の一地域であるオルドスの権力者であった貴族身分のモンゴル人王公たちが中央政府の下した命令を受け取った後、キリスト教問題に対応した際の実態を検討した。

第一章では中国とモンゴルにおけるキリスト教の歴史を概説した。第二章では清代における外藩蒙古の社会制度を概説した。

第三章では、清朝政府がアロー戦争に際してキリスト教を解禁した後、フランス領事保護下の宣教師たちが張家口を通過して西灣子村に入ってきていた際の実態を考察した。

西灣子村は、チャハル八旗南部の万里の長城に沿った山陵地帯にできた村落であり、張家口から東北方向に約 50km 離れたところに位置している。康熙 35 (1696) 年、モンゴルとマンチュリアが北京教区内に入れられた後、直隸省で布教するイエズス会の宣教師がモンゴルでも布教し始めた。康熙 39 (1700) 年頃、西灣子村の旗人張根宗はイエズス会の巴多明から洗礼を受けて教徒になり、村内で改宗を進めたと言われている。それによって、西灣子村は古くから清朝政府とフランスなどヨーロッパ諸国に知られる教会となった。禁教期間中にも、西灣子村のキリスト教の信仰は容認されていて、旗人が所有する土地に教堂を建てることができた。また、直隸省で布教していたフランスのヴィンセンシオの宣教会に属する宣教師や内地の禁教被害者となった漢人教徒の避難所となった。

その後、アロー戦争に際して、清朝政府は英仏との間で天津条約 (1858 年) と北京条約 (1860 年) を結び、戦争状態を終結させた。内地ではキリスト教が解禁されることになった。ただし、イギリスは太平天国の占領地で貿易を行っていた上、太平天国の「上帝教」とイギリスのプロテスタント (耶蘇教) が同じ宗教だと清朝によって認識されていた。一方、フランスのカトリック (天主教) は太平天国の「上帝教」とは若干違っていると認識されていた。清朝政府はイギリスを警戒しつつ、フランスと太平天国が合流することを恐れていた。イギリスは、条約の中で宣教師が清朝政府の庇護を受けると大まかに定めた。それに対して、フランスは確実に清朝政府と交渉を行い、キリスト教の布教権限を獲得していた。さらに、太平天国軍が勢力を拡大して上海に攻めてくると、清朝側はフランスの軍事力を借りて太平天国軍を鎮圧する対策を講じて、その代わりにフランス人宣教師を保護・優遇することにした。フランス領事は清朝政府に圧力をかけて、咸豊 10 (1860) 年と咸豊 11 (1861) 年との 2 回に渡って内地の各省に仏清天津条約の第 8 款・第 13 款と仏清北京条約の第

6 款など布教権限に関する条款を通知させたが、交渉によってモンゴルは通知対象外とされた。それによって先行研究では、フランス領事がモンゴル地域に赴くフランス保護下の宣教師に布教活動を許可した証明書を発行したかどうか議論されている。しかし、外国人宣教師が張家口を通過した際の実態やその原因に関する考察がなされていなかった。

そこで筆者は、フランス保護下の宣教師が張家口を通過した際の実態に注目して、その背後に外国との戦争や太平天国の反乱が影響を及ぼしていたことを明らかにした。元々、モンゴル人や内地の漢人は、万里の長城の張家口などの関所で出入許可証を提示する必要があった。そのため、西湾子村に赴くフランス人宣教師は張家口の官兵によって取り調べられた。張家口の官兵は、清朝政府がアヘン戦争やアロー戦争に敗れた影響で外国人を警戒しつつ、フランス人宣教師に慎重に対応していたものの、むしろ、太平天国軍が外国人を装ってモンゴル地域に紛れ込むことを防ごうとしていた。本章でその実態を明らかにした。すなわち、「反鞦韆(反北方民族)」スローガンを強く打ち出した太平天国軍に対する取り締まりの方が厳しかったことを明らかにした。このように、モンゴルは、条約内容通知対象外とされたにもかかわらず、フランス領事保護下の宣教師は張家口を通過することが容認されていて、西湾子村に滞在することも容認されていたという実態を明らかにした。

また、西湾子村は「直隸省宣化府」に属するというフランス領事による主張について検討した。まず、チャハル八旗は清朝皇帝が直轄する内属蒙古の一地域であった。チャハル八旗のモンゴル人は、康熙 14(1675)年の「ブルニ親王の乱」以降、遼東義州辺から清朝皇帝が指定した直隸省宣化府と山西省大同府の北側のモンゴル高原に移住してきた。モンゴル人の放牧地と山陵地帯の耕地は自然の地形によってはっきり分かれていた。チャハル八旗南部の山陵地帯は壩地と呼ばれており、雍正年間から漢人農民の耕作地となっていた。康熙 8(1669)年以降、チャハル八旗の壩地(直隸省と境界が接する所。現在の河北省の崇礼県とその隣の尚義県に当たる地域)に大量の旗地を画定したため、旗人も入ってきた。清朝政府は、旗人・チャハル八旗のモンゴル人・チャハル南部の壩内耕地で耕作する漢人農民などの管轄系統を分離させるために張家口理事同知衙門などの役所を設置して、行政上は直隸省の管下とした。一方、張家口理事同知衙門の役所が直隸省宣化府万全県内に位置するのみならず、張家口理事同知の職務から見ると、チャハル八旗内のモンゴル人・漢人・旗人の交渉案件以外にも、直隸省宣化府の蔚州・懷安県・萬全県・宣化県・保安県・西寧県・蔚県の 7 つの州県における旗人と漢人との交渉人命案件を処理していたことを明らかにした。すなわち張家口理事同知の職務は、チャハル八旗のみならず直隸省宣化府における民人とモンゴル人との交渉案件に携わっていた。したがって、この衙門が宣化

府に属する役所であるとフランス領事が勘違いした可能性が高い。さらに、西湾子村は張家口理事同知衙門が管理する村落であったため、フランス領事は西湾子村を直隸省宣化府に属すると主張した可能性が考えられる。

それ以外にも、同治年間、天津にいたフランスのヴァンセンシオの宣教会に属する神父である謝福音 *chevrier* が人間関係を利用することによって、西湾子村に赴く宣教師がフランス領事から執照を発行してもらうことに協力していた可能性を検証した。宣教師は西湾子村に赴く名目でフランス領事から護照を発行してもらった後、モンゴル教区内では自由に移動でき、布教拠点を増やしていたことを明らかにした。彼ら宣教師は盟旗側に小作料を払っていたため、外藩蒙古でも開墾が許可された地域であれば滞在できたということも検証した。清朝政府が、フランス保護下の宣教師がモンゴルに到達することを通知するようになったきっかけは、西部モンゴル地域のオルドスの教案であったことも明らかにした。

第四章ではオルドス・ダラト旗のチャガーンエレグというところにおける教案の処理を考察して、オルドス側は清朝に命令に従って外国人宣教師を保護・優遇していたという実態を明らかにした。

19世紀後半頃から、清朝政府が徐々に変容を始め、最終的にはモンゴル人に対する保護もなくなつて、漢人農民の流入が激増した。こういう状況下で半植民地となって国家的な危機に陥つた清朝に、キリスト教の宣教師が派遣されてきた。カトリックの中央集権を強化しようと考えたローマ教皇は、教区の再編成を行い、モンゴル地域も単独の教区に区分された。1864年、ローマ教皇は、モンゴル教区をベルギー王国で結成されたスクート会に任せた。資本主義が発展して、教会も大量の献金をもらえるようになり、布教資金を各地へ送ることができるようになった。宣教師たちも、土地を購入して、貸し出すことによって小作料をもらい、そのお金で教会を運営しようとする経営の観念ができた。さらに、諸条約の協定によって宣教師たちの身体安全を確保することもできた。布教事業に献身する宣教師が増加して、布教事業も大きな成果を上げ始めたわけである。

一方、清朝政府は、アロー戦争を機に、咸豊11(1862)年、「総理各国事務衙門」という役所を創設し、外国と関わる諸事務を扱わせるようになった。キリスト教関係者に関わる交渉案件を地方の官員が審理して、中央に報告した場合も、総理各国事務衙門とフランス公使とが交渉して解決するように定められた。これによって、モンゴルにおける案件の中で、キリスト教に関わる案件だけは理藩院を経由せずに、総理各国事務衙門へ提出されるようになった。総理各国事務衙門から地方へ送られて来る文書は、漢語で書かれたものが多く、綏遠城將軍衙門などのところでモンゴ

ル語に訳して、イフ・ジョー盟等の地方のモンゴル人旗長たちに送って来るようにしていたことがわかった。キリスト教の宣教師はフランス公使に直接文書を送って交渉案件の解決を求めており、フランス公使が清朝側に与えた圧力は非常に効果があったということもわかる。

スクート会の宣教師は当初モンゴル人に布教しようとしてやって来たが、チベット仏教の信仰が強かったために挫折し、後に、漢人農民に布教すると大きな成功を得るに至ったと言われる。具体的には、本章で扱ったオルドス・ダラト旗のチャガーンエレグの事例を見ると、宣教師たちが、ザサク(旗長)衙門に何も報告しないで、辺鄙なところに建物を建てて、信徒になったと言われる漢人たちを連れてきていたことがわかった。ダラト旗の官員たちが、牧地を封禁しようとして漢人農民を追い出して行く途中、チャガーンエレグに到着した時、スクート会の宣教師は現場にいなかった。モンゴル人官員たちは漢人農民を追い払って行くところであったため、教徒になったという漢人農民をも追い出して、教会の平屋を破壊した。教会と言っても我々が想像するような立派な教堂ではなく、漢人農民が放棄した庭の中にあるただ三間あまりの平屋と柳屋であったことがわかった。

回民反乱の時に離散させられたオルドス・ダラト旗のモンゴル人の生活する場所が必要であったため、旗内の土地が不足してきて、官員たちが牧地を封禁し始めた時に、宣教師たちがその封禁地に漢人農民を連れて来ていたわけである。トラブルが起こった時にも、現場に宣教師はおらず、おそらく、キリスト教の教義を深く理解させることよりも、教会の用地を獲得することの方が布教開始初期の一番の目的になっていたと考えられる。

一方で、清朝政府からはキリスト教の宣教師と教徒を守らないといけないという命令が来ていて、モンゴル人たちはそれに従わざるを得ない状況に置かれていた。そして、モンゴル人の旗側は盟長の判決に従って、スクート会側の宣教師に対して賠償させられた。地元の官員が破壊した建物を元通りに直したかどうかは不明であるが、少なくとも 17 頭の牛を教会の建物を破壊した役人たち自身から出させた。

このように、宣教師たちは旗内の官員たちに何も報告せず、一方的に漢人農民を連れてきて、建物を建てたのであった。さらに、教徒になった人たちが漢人農民であったため、結果的に民族対立・民族紛争の火に油を注ぐような形となって、キリスト教に対するモンゴル人の嫌悪意識がその後徐々に強まっていったと考えられる。

第五章では、咸豊 10(1860)年から光緒 10(1884)年を一区切りの期間として、内モンゴルのオルドス地域におけるキリスト教布教解禁通知の問題を検討した。

仏清天津条約が結ばれた後、清朝政府はすぐに各省に文書を送って条約の内容を通知した。仏清天津条約と仏清北京条約に関して、「内地」または「各省」という用語が指す地域的な範囲が議論になっていた。清朝政府は、内モンゴル地域では古くからチベット仏教が信仰されているためキリスト教の布教は不要であると主張し、内モンゴルへ条約の内容を通知することを拒否したことがわかった。また、内モンゴル地域では康熙年間に建設された教堂などがなかったため、条約の第6款に基づいた教会に対する返還問題も存在しなかったことを明らかにした。更に、オールドス地域では、キリスト教の布教そのものもまだなかったため、光緒年間よりも以前には賠償や教案がなかったことも明らかにした。

光緒3(1877)年からオールドス地域で地元モンゴル人とキリスト教関係者との間でトラブルが発生し始めたことをきっかけにして、内モンゴル・オールドス地域にも、キリスト教が解禁されたことが光緒4(1878)年になって初めて通知された。また、光緒8(1882)年になってから初めて、地方のモンゴル人官員がキリスト教関係者との交渉案件を処理しなければならないと命じた。それによって、オールドスのモンゴル人官員たちがキリスト教の交渉案件を受理するようになったことを本章で明らかにした。また、当時スクート会の宣教師たちが、フランス人という名目でフランス領事からパスポートを発行してもらい、モンゴル地域に入ってきていたことも明らかにした。

以上のように、第五章では、オールドス地域にキリスト教布教解禁の通知が送られてきた時期を検討した。咸豊8(1858)年5月17日の仏清天津条約によってキリスト教の布教が許可された後、内地と呼ばれる中国本土の各省には、咸豊11(1861)年からキリスト教布教解禁の通知が何回も送られていた。しかし、オールドス地域では、清朝政府の政策と回民反乱の影響があったため、光緒4(1878)年になって初めて通知されたのである。すなわち、オールドス地域におけるキリスト教布教解禁の通知は、中国本土より約20年遅れていたということを第五章で明らかにした。また最初期にオールドスへやってきた宣教師の到達状況も明らかにした。

第六章では、まず、スクート会の宣教師たちが到達した時点で、オールドス地域の既存の漢人教徒たちが彼ら宣教師たちに居住地を提供したことを検討した。清初期、オールドス南部で内地諸省と境界が接するところに幅50里(25km)の空き地があつて放牧も耕作も禁止されていたが、乾隆年間に耕作可能となった。現地の人々はここを「白界地」と呼んでいた。白界地の北には幅3~5里(1.5~2.5km)の空き地があつて、耕作も放牧も禁止されていた。ここは黒界地と呼ばれていた。白界地では畑が広がり、家畜の放牧が禁止されたままであった。それによって、宣教師たちは漢人農民が耕作する白界地を山西省や陝西省の管轄地だと勘違いしていたと考えられる。宣教師

は、白界地内で家屋を作り耕作を始めたが、オルドスのオトク旗の官員はそれを阻止しなかった。一方、黒界地における耕作、放牧、建物の建設が禁止されていたことを明らかにした。また、清朝政府の政策によって、オルドスのモンゴル人は盟旗制度と呼ばれる行政システムによって管轄されていたが、出稼ぎ目的でオルドスに入って来た漢人農民たちは省制度によって管轄されていた。モンゴル人と漢人との交渉案件の場合は、理藩院から派遣された旗人官員の役所である理事司員衙門でモンゴル側の官員と漢人側の官員たちが共同で審理していた。このような複雑な行政システムによって、オルドス地域でキリスト教関係者と関わる交渉案件が起こった場合、オルドスのみならず、周辺の省も言及されていたことを明らかにした。

次に、光緒 4(1878)年に、スクート会の宣教師によって、オルドス地域でトラブルが発生していると報告された公文書では、フランスと清朝政府との間で結ばれた条約そのものが言及されなかったことを明らかにした。また、光緒 5(1879)年の時点ではオルドスの郡王旗、ダラト旗、ハンギン旗、ザサク旗内には外国人宣教師が居住していなかった。ジューンガル旗のアジャルマという所には山西省出身の漢人農民(教徒)と宣教師が居住していた。ウーシン旗のオロン地方では陝西省出身の放牧する漢人教徒と宣教師が居住していた。オトク旗のソバグ地方(寧條梁)では既存の漢人教徒が提供した土地で宣教師が耕作していた。以上のことを明らかにした。更に、寧夏理事司員が理藩院に報告した内容から、オトク旗に 80 人ぐらいのモンゴル人・漢人教徒がいたことを明らかにした。Taveirne2004 で、宣教師の活動が現地の警戒を呼んだと書かれているのは間違いであったことも明らかにした。光緒 4(1878)年、フランス領事は各省の総督・巡撫に公文書を送って「オルドス王」がキリスト教を嫌っているという案件を処理させることを総理各国事務衙門に要求した。その結果、総理各国事務衙門は同時に理藩院、綏遠城將軍、陝甘總督、山西省に公文書を送って、オルドスの案件を処理させた。アラシャ旗周辺の県は陝甘總督の命令によって、宣教師が訴えたオルドスの案件を取り調べていたと考えられる。寧夏に設置された寧夏理事司員衙門が山西巡撫の伝達によってオトク旗へ役人を派遣し、オトク旗のモンゴル人官員と共に同旗のボルバルガスを取り調べたという実態を明らかにした。さらに盟旗側もキリスト教関係者が居住する所を取り調べた後、公文書を送ってきた役所に調べた結果を返答していたという実態を明らかにした。

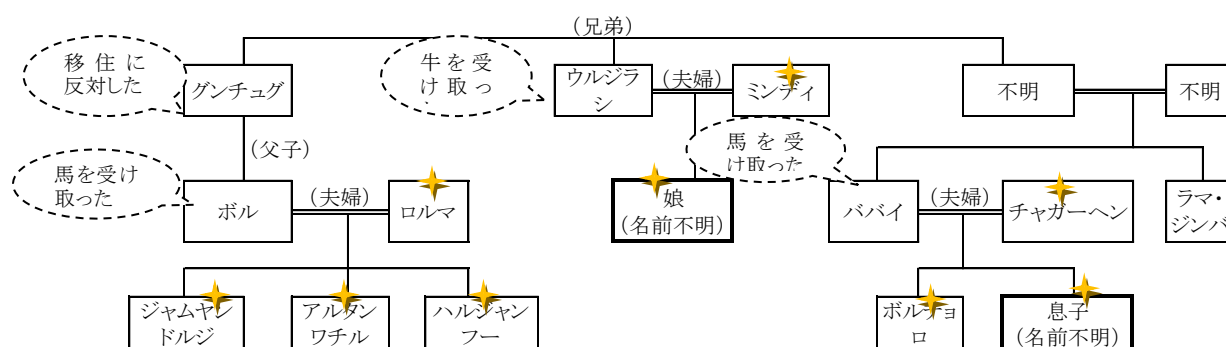
最後に、清朝時代の外藩蒙古における身分制度に基づいて、公文書の中では「モンゴル人男女を(旗側から)奪ってキリスト教に入信させた」という表現があったことを明らかにした。旗内では、貴族や平民などのモンゴル人の間で隷属関係が存在していた。モンゴル人たちがそれぞれの権利と義務を担っていたことを検討した。それによって、宣教師がモンゴル人教徒を教会に移住さ

せようとした時、地方のモンゴル人官員によって阻止される場合があったことを検討した。一方、オトク旗の旗長は宣教師の居住を拒否したが、漢人教徒と一緒にあれば住むことを許していたことを明らかにした。

第七章では、オルドスの王公たちが外国人宣教師を保護・優遇する担い手となっていた実態を検討した。モンゴルは仏清天津条約(1858年)と仏清北京条約(1860年)によるキリスト教布教許可地域の対象外とされたが、清朝政府がフランス保護下の宣教師を優遇していたため、その宣教師たちは張家口を出てモンゴルで布教していた。スクート会の宣教師徳玉明 Devos Alfons は、同治8(1869)年に張家口を出て、同治11(1872)年にアラシヤ旗の道落素海(三道河)地方で、また光緒元(1875)年にはオルドスのオトク旗南部の素巴蓋(寧條梁)地方で耕地を借りて、それを教徒や入信希望者に耕作させていた。後に徳玉明らはオルドスの内部で布教と土地の獲得を試みたがうまくいかず、光緒3(1877)年、フランス領事に布教妨害の件で「オルドス王」を訴えた。光緒4(1878)年2月29日、フランス領事は総理各国事務衙門に依頼して各省の総督・巡撫経由で「オルドス王」に教案を処理するように命令させた。総理各国事務衙門が理藩院・山西巡撫・陝甘総督に文書を送った後、理藩院、陝西巡撫は「オルドス王」の件を「郡王」の爵位を有する郡王旗の旗長に転送した。山西巡撫曾国荃は綏遠城將軍と帰綏道に転送して、「オルドス王」に転送させた。その後、光緒4(1878)年10月27日、フランス領事は、オルドスの王公たちが教堂を焼き払い、教徒を追い払ったという教案の処理を新たに追加して要求した。総理各国事務衙門は、オルドスの教案が原因となって戦争の端緒を開くことを避けるため、理藩院・綏遠城將軍・陝甘総督・山西巡撫に転送して、教案の処理を急がせた。

以上の事例における公文書の伝達ルート进行を考察して、陝甘総督衙門には理藩院派遣のモンゴル人筆帖式がいたため、そこから直接オルドスの盟長に公文書を送ったが、普段外藩蒙古と直接関わりがない山西巡撫・陝西巡撫・甘肅巡撫はオルドス関連の公文書伝達ルートを理解しておらず、寧夏將軍・綏遠城將軍・理事司員衙門などの職務も知らなかったということを明らかにした。また、省内の道員・知県などの地方官がオルドスの教案処理に関与していないことも明らかにした。帰化城トゥメ2旗領内に設置された山西省帰綏道管下のサラチ庁は、普段関わりがあるダラト旗・ハンギン旗に公文書を転送して教案の取り調べを依頼しており、理藩院派遣の寧夏理事司員と神木理事司員が役人を派遣して調べたという実態を明らかにした。実際のところ、オルドスの盟長や旗長らは、自らキリスト教問題を解決していたことがわかった。

第八章では主に、スクート会の宣教師がウーシン旗のモンゴル人に牛や馬などの家畜を5年間貸してやって、キリスト教徒に改宗させた後オトク旗に移住させようとして引き起こしたトラブルを検討した。光緒10(1884)年頃、スクート会の宣教師たちとモンゴル人信者たちは、ウーシン旗のモンゴル人に大型家畜である牛や馬を貸し付けるとともに、彼らを所属するウーシン旗からオトク旗の南部にあるボルバルガスという教会に移住させようとした。家畜を受け取ったモンゴル人は、一定期間、宣教師に従う約束をしていた。ウーシン旗のウルジラシ、ボル、ババイの3人は自らの家族(下記の系図で星印を付けた人々)をボルバルガスへ移住させようとした。グンチュグはウルジラシの兄であり、ボルの父親であり、ババイの伯父であり、案件の処理で言及された親族の中では親等が一番上に当たる人物であった。グンチュグは家族と親族がウーシン旗からオトク旗へ移住することに反対して、他の親戚や近所から20~30人の人を集めて、自らの親戚と財産である家畜とを取り戻すという行為を繰り返していた。グンチュグらは平民であり、親族が奪われたと佐領ムグンダライに訴えた。旗は外藩蒙古の基本的な行政単位であり、旗内では150人の成人男性を1つの蘇木(佐領)として編成した。佐領は蘇木の長官であるため、グンチュグとラマ・ジンバが佐領章京ムグンダライに事件を訴えたのである。すなわち、キリスト教徒にならなかったグンチュグらは、教会の家畜を受け取ってオトク旗のキリスト教徒によって連行されたウルジラシら親戚を奪い返すという行為を繰り返していた。関係者の供述から判断すると地元のモンゴル人はキリスト教がいかなるものであるのかを全く知らなかったようであった。



清朝政府は、モンゴル地域においてモンゴル人と漢人を分けて管理していた。更にモンゴル人同士であっても、旗を超えた交渉案件の場合、それぞれの旗長と理藩院から派遣されてきた駐防官である理事司員とが加わる必要があった。オトク旗のモンゴル人の場合は寧夏理事衙門が加わっていた。ウーシン旗の場合は神木理事衙門が加わっていた。漢人の場合は彼らが属する庁・州・県の長官と同知や理事司員などが加わっていた。更に、今回の事件には外国人である宣教師も

関わっていたが、当時は、このような関係者が多岐にわたる案件を処理するシステムがまだ整えられていなかった。また、案件を審理する時、適切な基準となる法律や規定なども定められていなかった。この事件に関しては、キリスト教関係者はグンチュグを理事司員衙門ではなく、陝西省定辺県に位置する安辺同知衙門に拉致していった。安辺同知衙門は主にオトク旗のモンゴル人と陝西省の漢人との交渉案件を審理する役所であったため、関係者を同衙門に集めることができず、判決も出せず、中途半端なままに放置されたことを明らかにした。

第九章では、清末期ダラト旗における宣教師の土地獲得の実態が旗内の土地利用状況によって異なる特徴を持っていたことを、各々の事件に即して検討した。当時、ダラト旗内では牧地として利用する土地と、耕作を認めていた農地とがあった。宣教師による土地の「購入」であると先行研究で言われてきたのは、実際には全て「借入」であった。スクート会の宣教師が光緒 6(1880)年から光緒 18(1892)年の間にダラト旗で「購入」したのは二十四頃地、銀匠窯子、ウランブルグの玉隆永と大発公、バガノールなどの土地であった。

二十四頃地という場所は、黄河の外側(北東)に位置している。光緒 6(1880)年、スクート会の宣教師は、永租権を持つ旅蒙商人である漢人高九威からこの土地を借入したため、宣教師による土地「購入」などのトラブルは存在しなかった。ダラト旗と帰化城トゥメ旗の間で争っていた土地の六割が光緒 11(1885)年から帰化城トゥメ旗の領域となり、この二十四頃地も帰化城トゥメ旗の管轄地になったのであった。光緒 13(1887)年、綏遠城將軍が帰化城トゥメに与えた六割の土地を測った時、二十四頃地の面積は 100 頃(1 万畝)だった。この時もスクート会の宣教師たちは地代を払って再び当該地を受け取った。

チャガンエレグという土地の場合は、二十四頃地とは違って、公的に牧地として利用されていた。スクート会の宣教師が来る前に、漢人 Weiyixing(漢字不明)が建物を建てたことがあって、スクート会の宣教師たちは漢人 Weiyixing が捨てた庭の中に建物を建てた。一方、ダラト旗のモンゴル人官員たちは旗長の命令によって、公的に牧地として利用している土地で耕作している漢人を立ち退かせていた。宣教師が誰かからこの土地を借入した時の期日は不明であるが、チャガンエレグに建てられた教会の建物が光緒 11(1885)年にダラト旗の官員によって潰された。盟長は、宣教師たちがオールドスにおける案件を北京に行つて訴えることを防ぐために、早速審理に着手した。ダラト旗側がキリスト教徒たちが紛失したと称する家畜を賠償したことが明らかになったが、建物を修復したかどうかは本研究で確認できなかった。

後套地方のウランブルグという地域では、ダラト旗の土地を借りていた漢人佃戸から宣教師が

玉隆永という土地を二重に借入していたため、旗の官員は直接に関与していなかった。光緒 14 (1884)年に宣教師たちが「購入」したと称する玉隆永の土地は、二重小作の形で借り入れたのであった。またこの土地に建築物を建てることは許可されていた。スクート会の宣教師たちは漢人 Zhengwanning (漢字不明)から大発公と呼ばれる土地を一括して銀 240 両で入手したが、それは借地の質入れに近い形のものであった。漢人が建築物を建てることを旗側が許可していた土地であったため、その借地を漢人が勝手に宣教師に質入れしても、地方のモンゴル人官員たちは全く関知していなかった。

一方、バガノールの土地では、道光年間から漢人農民がこっそり耕作していた。それが発覚した後、旗の官員が漢人から小作料を徴収するようになった。また、当該地を旗の官員に生計地として与えた。光緒 9(1883)年、当該地で耕作していた漢人 Zhangru (漢字不明)がスクート会の宣教師からお金を借りて、旗の土地を勝手に宣教師に質入れするという事件が発生した。光緒 10 (1884)年、旗長はバガノールの土地の問題を解決するため、そこを生計地として所有していたタイジ・トゥメンヘシグから取り上げたが、教徒たちの耕作をやめさせることができなかった。結局、盟長からきた命令に従って、案件を地方でおさまるため、小作料を徴収してスクート会の教徒たちに耕作させた。バガノールの土地も「購入」ではなく、質入れ状態に近い借入であった。

銀匠窯子という場所は、管旗章京タイジ・ブレントゥグスが生計地として占有した土地であった。銀匠窯子は黄河の外側(北東)に位置していた。帰化城トゥメト旗との土地争いの結果、ダラト旗に与えられた四割の土地の一部であった。タイジ・ブレントゥグスが個人的にスクート会の宣教師たちに貸し出した可能性が高いため、モンゴル史料を調べたところ、旗内で銀匠窯子の土地をめぐるトラブルはあったものの、キリスト教関係者との間ではトラブルはなかった。

以上のように、ダラト旗において、スクート会の宣教師たちが土地を借入したことによってトラブルが発生しなかったのは二十四頃地、ウランブルグの玉隆永・大発公の土地であった。公的に牧地として利用されていたチャガンエレグでの借入は失敗した。旗が直接管理するようになったバガノールではトラブルが発生していたが、いざこざを起こしてはいけないという盟長の命令に従って、結局、もと通り宣教師たちに貸し出したのであった。銀匠窯子の土地も、管旗章京タイジ・ブレントゥグスの生計地だったため、個人的に貸し出したものと考えられる。従って、結局、宣教師による土地の借入自体があまりトラブルを起こしていなかったため、光緒 21(1895)年までに総理各国事務衙門からオルドスに送られてきた文書では、オルドスで宣教師による土地の購入を許可したという規定がなかった。また、当該の命令では、キリスト教関係者は清朝政府の律例に従って税金などを払わないといけないと定めていた。結局、清末期、ダラト旗の土地をキリスト教徒側に貸し

出した人たち自体がその土地の所有権を持っていなかったため、土地の「購入」とは呼べないと考えられる。あくまで、土地の賃貸関係あるいは質入れ状態なのであった。

清朝政府は、同治 4(1865)年の時点で両湖・直隸・満洲・蒙古などの地域には宣教師の土地購入に関する規定を通知していなかった。すなわち、湖南湖北両省・直隸省・満洲・蒙古等の地域を他の各省とはっきり区別していた。これに対して、光緒 21(1895)年の時には、蒙古や満洲などの地域が「省地域」と呼ばれたことに対して議論が行われなかった。ここから、漢人官僚のモンゴルや満洲に対する関心が薄かったことが分かるであろう。また、漢文の規定を読む限り、宣教師たちが外藩蒙古の土地を購入することに関する規定がなかったことがわかる。

第十章ではオルドスにおける義和団事件が発生したきっかけを検討した。

清末期、列強の侵入が清朝の半直民地化を促進したことに伴って、キリスト教会の土地獲得や教堂建設を巡るトラブルが表面化した。西太后は列強諸国に対して宣戦布告し、義和団を利用して排外主義的強硬路線を突き進んだ。光緒 26(1900)年 5 月 25 日には、内閣が「宣戦上諭」を各地に布告して、外国と戦う兵士を動員させた。一方、光緒 26(1900)年 6 月 1 日、理藩院がオルドスに命じてきたのは、ロシアから国土を防衛するためのモンゴル兵を動員させるという軍機大臣の面諭のみであった。オルドスは光緒 26(1900)年 6 月 8 日にそれを受け取り、光緒 26(1900)年 7 月 13 日に理藩院へ公文書を呈して、モンゴル兵の準備は完了したと報告した。こうして、盟長ジャンガルディと副盟長ランジヤムソは話し合っ、500 人のモンゴル兵を動員していた。

咸豊 11(1861)年、オルドスを含むモンゴル地域は仏清天津条約(1858 年)と仏清北京条約(1860 年)の通知対象外とされた。従来の研究ではオルドスは外藩蒙古の一地域であり、上記の条約内容の有効性が議論されている。本研究の第五章では、清朝政府は光緒 3(1877)年以降オルドスに外国人宣教師の通達を通知しており、オルドスの盟長や旗長らは外国人宣教師を保護・優遇していたという実態を検討した。それによってオルドスは、光緒 26(1900)年 6 月の上旬頃まで安定した状態を保っていて、オルドスのモンゴル人やオルドス領内にいた非キリスト教徒である漢人たちによる宣教師たちに対する敵意は教会を攻撃するほどにまでは至っていなかったことを明らかにした。光緒 26(1900)年 6 月 21 日に、理藩院はモンゴル文に訳した「宣戦上諭」をオルドスへ発送し、それを受け取った盟長ジャンガルディが、保護・優遇してきた外国人宣教師たちを初めて敵とみなしたことを明らかにした。盟長は、光緒 26(1900)年 7 月 6 日、オトク旗、ダラト旗、ハンギン旗に公文書を送り、外国人宣教師たちが居住している所の事情を調べさせて、宣教師たちの居住地を把握していた。すなわち、彼らをロシア人と混同していないことは明らかである。

結果的にモンゴル兵がキリスト教徒と戦ったのは、ダラト旗のバガノール、ハンハー方面とオトク旗の南部に位置する小橋畔のみであった。

結局、オルドスにおける義和団事件の引き金となったのは、西太后が発布した「宣戦上諭」がモンゴル文に翻訳されて、送られてきたことであった。理藩院は義和団事件の時に焼かれてしまい、オルドスとの連絡が中断されていたため、近くの甘肅省、陝西省、山西省が中央の命令を伝達するようになっていた。陝西省の巡撫は義和団を暴徒とみなし、教会を攻撃することに反対していた。その影響で、陝西省近くのオトク旗南部における戦いはさほど激しいものではなかった。光緒 26 (1900) 年 8 月末、綏遠城將軍と歸化城副都統を経由して、山西省布政史李廷簫から光緒帝の停戦命令を伝達して来たため、盟長ジャナガルディは慌てて撤兵の命令を下した。

このように、オルドスにおける義和団事件は、義和団を利用して排外主義政策を実行するかどうかという清朝政府内部における分岐点そのものの現れであった。今後の課題としては、実際の戦いの詳細な経緯を検討していきたい。更に、オルドスにおける義和団事件を清朝全体の中でどのように位置づけるべきかを検討していきたい。

参考文献

英文文献

Taveirne, Patrick (2004)

Han-Mongol Encounters Missionary Endeavors a History of Scheut in ORDOS (HETAO) 1874-1911, Leuven :Leuven University Press (中国語訳版:古偉瀛・蔡耀偉 2012『漢蒙相遇与福传事業—圣母圣心会在鄂尔多斯的歷史 1874-1911』台北:光啓文化事業)

日本語文献

アリストアーE. マクグラス[著]本多峰子[訳]2008『総説 キリスト教』キリスト新聞社

石濱裕美子 2011『清朝とチベット仏教—菩薩王となった乾隆帝—』早稲田大学出版部

エドワード・ノーマン[著]、百瀬文晃[監修]2007『ローマ・カトリック教会の歴史』創元社

額定其勞 2011「清代モンゴルのアラシャ旗における裁判(一、二、三)」『法学論叢』170-1、pp.101-119;170-2、pp.136-161;170-3、pp.119-139

同 2012「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」『東北アジア研究』16、pp.167-204

同 2017「役所と〈地方〉の間—清代モンゴルのオトク旗における社会構造と裁判実態—」『法制史研究』67、pp. 103-159

- 岡洋樹 2007『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店
- 同 2010「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」『歴史評論』725、pp. 16-26
- ウィリアム・V・バンガート著、岡安/村井訳 2004『イエズス会の歴史』原書房
- 片岡一忠 2008『中国官印制度研究』東方書店
- 菊池秀明 2020『太平天国—皇帝なき中国の挫折』東京：岩波書店
- 楠木賢道 2009『清初対モンゴル政策史の研究』、汲古書院
- 佐藤公彦 1999『義和団の起源とその運動—中国民衆ナショナリズムの誕生』東京：研文出版(山
本書店出版部)
- 同(2010)『清末のキリスト教と国際関係—太平天國から義和団・日露戦争、国民革命へ』東京：
汲古書院
- 同(2015)『中国の反外国主義とナショナリズム—アヘン戦争から朝鮮戦争まで』福岡：集広社
- 新カトリック大事典編纂委員会『新カトリック大事典 I～IV』研究社
- 高橋祐史 2006『イエズス会の世界戦略』、講談社
- 鉄山博 1999『清代農業経済史研究：構造と周辺の視角から』東京：御茶ノ水書房
- 中村聡 2015『宣教師たちの東アジア 日本と中国の近代化とプロテスタント伝道書』太平印刷社
- 野口鐵郎編・綾部恒雄監修 2005『結社の世界史②：結社が描く中国近現代』東京：山川出版社
- 萩原守 2006『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社
- 濱久雄(1984)『西太后』東京：株式会社・教育社
- ハスゴワ 2018「清末期オールドス(イフ・ジョー盟)におけるスクート会の宣教師による初期布教活
動—ダラト旗のチャガンエレグ(čayan -ergi)を事例として—」『日本とモンゴル』52、pp. 98-
120。
- 同(2019a)「清末期内モンゴルのオールドス地域で布教するスクート会—初期段階におけるキリスト
教の布教とそれにとまらうトラブル—」『内陸アジア歴史文化研究』4：78-107。
- 同(2019b)「咸豊 10(1860)年-光緒 10(1884)年間の内モンゴル・オールドス地域に対するキリスト
教布教解禁の通知」『日本モンゴル学会紀要』49：35-52。
- 同(2019c)「清末中華民国初期のオールドス(イフジョー盟)におけるキリスト教宣教師たち—布教
活動と現地に与えた影響—」富士ゼロックス株式会社 小林基金 2018 年度研究助成論
- 同 2021「清末のモンゴル教区における布教拠点「西湾子村」と外国人宣教師の到達」『国際文化
学』34、pp.68-91。
- 平山政十 1939『蒙疆カトリック大観』蒙古連合自治政府発行、宮本印刷所

ブレンソド 2014「清代中期以降のモンゴル社会における随丁分与問題をめぐって——内モンゴル・ハラチン中旗を事例として」『日本モンゴル学会紀要』44、pp.53-66

包慕萍 2005『モンゴルにおける都市建築史研究: 遊牧と定住の重層都市フフホト』東方書店

包呼和木其尔 2016「清代後期内モンゴル・ハラチン地域における土地と財産とアルバ」『日本モンゴル学会紀要』46、pp.35-48。

前島重男 1941「内蒙古に於ける基督教—厚和を中心とするその概況—」『内陸アジア』第1輯

松田孝一 2003「オロンスムの発見と歴史」『オロンスム—モンゴル帝国のキリスト教遺跡』、pp.59-64。横浜ユーラシア文化館

三石善吉 1996『中国、一九〇〇年—義和団運動の光芒』東京:中央公論社

宮脇淳子 2018『モンゴルの歴史—遊牧民の誕生からモンゴル国まで』[増補新版]東京:株式会社刀水書房

森川哲雄 1983「チャハルのブルニ親王の乱をめぐって」『東洋学報』64:99-129

森本あんり 2006『アメリカ・キリスト教史 理念によって建てられた国の軌跡』、新教出版社

山腰敏寛 2004『中国歴史公文書読解辞典』汲古書院

路遠・佐々木衛編 1991『中国の家・村・神々—近代華北農村社会論』東京:株式東方書店

モンゴル語文献

Namsarai, 2011. Čing ulus-un üy-e-yin mongyol qosiyu ciγulγan, KÖke qota:Öbör Mongyol-un arad-un keblel-ün qoriya

Erdemtü, 2015. Ordos wang güng-ün temteglel, KÖke qota:Öbör Mongyol-un yeke surγayuli-yin keblel-ün qoriya

漢文文献

宝贵贞、宋长宏 (2008) 『蒙古民族基督宗教史』北京:宗教文化出版社

薄艳丽 2002 「韩默理与二十四顷地教堂教堂」『内蒙古师范大学学报/哲学社会科学版』31卷、2期、pp.93-96

冯健 2005 「年圣母圣心会在内蒙古及周边地区的发展和影响」(宁夏大学学位论文、中国知网: <http://www.cnki.net/>)

- 高景哲 2012 「清末民国土默特右旗的社会状况」(内蒙古大学における博士論文、中国知网：<http://www.cnki.net/>)
- 古偉瀛 2002 『塞外傳教史』光啟文化事業
- 哈斯巴根 2005 「18—20 世纪前期鄂尔多斯农牧交错区域研究 ——以伊克昭盟准噶尔旗为中心」(内蒙古大学における博士論文、中国知网)
- 梁衛東 2009 『清末鄂尔多斯基层社会控制研究』民族出版社
- 李艳洁·周红格 2011 「绥远城城市功能的变迁(清—1937 年)」『内蒙古大学学报哲学社会科学版』2、pp.9-14.
- 梅荣 2010 「清末伊克昭盟教案研究」(内蒙古大学における修士論文、中国知网)
- 同 2014 「清末鄂尔多斯天主教历史研究」(内蒙古大学における博士論文、中国知网)
- 蘇日塔拉图 2017 「清代鄂尔多斯蒙旗司法制度运行研究-以清代蒙文檔案中的司法案例为中心」(内蒙古大学における博士論文、中国知网)
- 苏德毕力格 1976 「清朝对蒙政策的转变---筹划设省」『蒙古史研究』6、pp.250-259
- 特木勒 2011 「《圣母圣心会塞外传教来华神父名册》补正」『元史及民族史研究集刊』第 17 辑、pp.144-150
- 田砚宇/何凡能/葛全胜(2009)「清代漠南蒙古耕地数字性质考释以热察绥地区为例」『中国历史地理论丛』24:144-151
- 吴福环 1995 『清季总理衙门研究』新疆大学出版社
- 张彧 2006 「晚清时期圣母圣心会在内蒙古地区传教活动研究(1865-1911)」(暨南大学博士学位论文)
- 张彧/汤开建 2007 「晚清圣母圣心会中蒙古教区传教述论」『中国边疆史地研究』17 卷 2 期 pp、115-125 ·
- 张彧 2019 『晚清时期天主教会在内蒙古地区活动研究』北京：中国社会科学出版社

筆者の業績一覧

学術論文

- ①ハスゴワ(ハス高娃)2018a「清末期オルドス(イフ・ジョー盟)における聖母聖心会の宣教師による初期布教活動—ダラト旗のチャガンエング(čayan ergi)を事例として—」『日本とモンゴル』(査読付き全国誌)52、pp. 98-120。
- ②ハスゴワ(ハス高娃)2019a「清末期内モンゴルのオルドス地域で布教する聖母聖心会—初期段階におけるキリスト教の布教とそれにともなうトラブル—」*STUDIES IN INNER ASIAN HISTORY AND CULTURE* No.4『内陸アジア歴史文化研究』(査読付き全国誌)第4号、pp.78-107。
- ③ハスゴワ(ハス高娃)2019b「咸豊10(1860)年-光緒10(1884)年の間の内モンゴル・オルドス地域に対するキリスト教布教解禁の通知」『日本モンゴル学会紀要』(査読付き全国学会誌)49号 pp.35-52
- ④ハスゴワ(ハス高娃)2019c「清末期中華民国期のオルドス(イフジョー盟)におけるキリスト教宣教師たち—布教活動と現地に与えた影響—」(富士ゼロックス株式会社・小林基金 2018年度研究助成論文)
- ⑤ハスゴワ(ハス高娃)2021「清末のモンゴル教区における布教拠点「西湾子村」と外国人宣教師の到達」神戸大学国際文化学研究所『国際文化学』34号、pp.68-91。
- ⑥ハスゴワ(ハス高娃)2022「オルドスにおける義和団事件—なぜ教会が攻撃されたのか—」(投稿中)

学会報告

- ①ハスゴワ(ハス高娃)2017「清末のオルドス・ダラト旗におけるキリスト教宣教師たち—引き起こされたトラブルとその解決方法—」(日本モンゴル学会 2017年度秋季大会での口頭発表。2017年11月18日/於滋賀県立大学)
- ②ハスゴワ(ハス高娃)2018a「ボルバルガス(城川)地域における聖母聖心会の布教活動—オルドス・ウーシン旗のモンゴル人教徒の事例—」(第55回野尻湖クリルタイ(日本アルタイ学会)での口頭発表。2018年7月15日)
- ③ハスゴワ(ハス高娃)2018b「清末期内モンゴル、オルドス・ダラト旗東部の黄河河岸における土地問題—キリスト教聖母聖心会の宣教師が教会の土地を獲得できた要因—」(日本モンゴル学会 2018年度秋季大会での口頭発表。2018年11月23日/於神戸大学)
- ④ハスゴワ(ハス高娃)2019a「聖母聖心会の宣教師たちが「購入」したダラト旗の土地におけるトラブル」(満族史研究会第34回大会での口頭発表。2019年5月25日/於関西大学)
- ⑤ハスゴワ(ハス高娃)2019b「オルドスにおける義和団事件—なぜ教会が攻撃されたのか—」(2019年度内陸アジア史学会大会での口頭発表。2019年11月9日/於東北大学)
- ⑥ハスゴワ(ハス高娃)2020「外藩蒙古の王公たちに交付されたカトリック布教権限確保命令—清末期オルドス地方の教案を事例に」(日本モンゴル学会 2020年度秋季大会での口頭発表。2020年11月21日/於大阪大学)

受領した研究助成金

- ①富士ゼロックス株式会社小林基金 2018年度在日外国人留学生研究助成
- ②公益財団法人・三島海雲記念財団(カルピス)・平成30年度学術研究奨励金
- ③2019年度笹川科学研究助成

令和2年度(2020年)日本学術振興会特別研究員 DC2 に採用(採用期間:2020年4月31日～2022年3月31日)

謝辞

本論文の完成に至るまで、お世話になった方々に心より感謝を申し上げます。

まず、筆者が2014年10月に研究生として神戸大学国際文化学研究科にきて以来、博士後期課程を終了するまでの7年半の間ご指導ご教鞭をいただいた指導教員の萩原先生に謹んで感謝を申し上げます。博士後期課程に進学するかどうかを迷っていた時期もありましたが、研究の道へと導いてくれてありがとうございます。毎回、句読点まで丁寧に直していただいた用紙を受け取って、私も自分の研究を真面目に頑張ろうとやる気が出てきました。研究面でも様々な機会を与えていただき、多数の推薦状を書いていただき、研究の道を広げていただきました。

また、アジア・太平洋文化論コースの王柯先生、窪田幸子先生、貞好康志先生、伊藤友美先生、谷川真一先生に感謝を申し上げます。未熟だった者ですが、長年のご指導を受けて研究というのが何なのかを理解できるようになりました。専門書などを紹介していただいた王柯先生に感謝を申し上げます。論文を読んでいただき、刺激を与えてくれるコメントや書き込みしていただいた日本学の長志珠絵先生にも謹んで感謝を申し上げます。キリスト教に関する知識を教えてくれたヨーロッパ・アメリカ文化論コースの野谷啓二先生にも謹んで感謝を申し上げます。ベルギーの歴史に関する書籍を紹介してくれた現代文化論コースの岩本和子先生に謹んで感謝を申し上げます。

ご多忙の中、本論文を審査していただいたアジア・太平洋文化論コースの谷川真一先生、日本学の長志珠絵先生、現代文化論コースの岩本和子先生、滋賀県立大学のボルジギン・ブレンサイン先生に感謝を申し上げます。

大学院に進学して以来、指導教員の萩原先生が日本モンゴル学会、満族史研究会、内陸アジア史学会、野尻湖クリルタイなどの学会に連れて行ってくれたおかげで、それが貴重な勉強の機会になりました。同分野の先生方からご助言とご指摘を承り、研究に励みました。教会の写真を提供していただいた小長谷有紀先生にも感謝を申し上げます。毎回、答えられないほどの質問をしていただき、色々考えさせて下さった東北大学の岡洋樹先生にも感謝を申し上げます。いつも助言して下さる松田孝一先生と楊海英先生にも感謝を申し上げます。史料室を開放していただいた内蒙古大学の先生方と人民大学の先生方にも感謝を申し上げます。研究上、貴重なご指摘を下された南京大学のテムル先生にも感謝を申し上げます。

研究上、経済的なご支援を下された小林基金、三島海雲記念財団、笹川科学研究助成、日本学術振興会に感謝を申し上げます。

最後に、いつもお世話になっている同ゼミの先輩と後輩に感謝を申し上げます。